

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成23年6月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒 100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1  
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ホームページ》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(新着情報配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成23年6月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 23 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

# 目 次

## 【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	5
第1 証券監視委	5
1 委員会	5
2 事務局	5
第2 地方の事務処理組織	5
第2章 証券監視委の活動方針	7
第1 第6期活動方針の概要	7
第2 第7期活動方針の策定	8
1 策定の背景と基本的な考え方	8
2 活動方針の内容	10
第3章 市場分析審査	13
第1 概説	13
1 市場分析審査の目的	13
2 平成22年度における活動状況	13
第2 一般投資家等からの情報の受付	13
1 概要	13
2 情報の受付状況	13
3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話に ついて（未公開株に関する注意喚起）	17
第3 市場動向分析	18
1 概要	18
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	18
3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ 機動的な市場監視	19
4 公開買付けに係る実務及びインサイダー取引の リスクに関する実態把握と対応策の提言	19
第4 取引審査	20
1 概要	20
2 法令上の根拠	20
3 取引審査の実績	21
4 自主規制機関との緊密な連携	22
5 東日本大震災後の対応	24
第5 今後の課題	24

第4章	証券検査	26
第1	概説	26
	1 証券検査の目的	26
	2 証券検査の権限	26
	3 平成22年度における活動状況	28
第2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画	28
第3	金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	35
	1 改正の経緯	35
	2 改正のポイント	35
第4	検査実績	35
	1 検査計画及びその実施状況	35
	2 平成22年度における検査の特色	37
	3 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	37
第5	集中的な検査	38
	1 ファンド販売業者	38
	2 投資助言・代理業者	38
第6	検査結果の概要	38
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	38
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査	47
	3 投資運用業者等に対する検査	49
	4 投資助言・代理業者に対する検査	49
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	51
	6 金融商品仲介業者に対する検査	51
	7 自主規制機関に対する検査	51
第7	証券検査の結果に基づく勧告	52
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく 勧告	52
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく 勧告	56
	3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告	64
	4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	65
第8	無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て	69
第9	今後の課題	72
第5章	課徴金調査	80
第1	概説	80
	1 課徴金制度の目的	80
	2 課徴金調査の権限	80
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額 (不公正取引関係)	80

	4 平成 22 年度における活動状況	81
<b>第 2</b>	<b>不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告</b>	83
	1 勧告の状況	83
	2 勧告事案の概要	84
<b>第 3</b>	<b>今後の課題</b>	96
<b>第 6 章</b>	<b>開示検査</b>	97
	<b>第 1 概説</b>	97
	1 開示検査の目的	97
	2 開示検査の権限	97
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）	98
	4 平成 22 年度における活動状況	100
	<b>第 2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告</b>	101
	1 勧告の状況	101
	2 勧告事案の概要	101
	3 その他	122
	<b>第 3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て</b>	123
	<b>第 4 今後の課題</b>	124
<b>第 7 章</b>	<b>犯則事件の調査・告発</b>	125
	<b>第 1 概説</b>	125
	1 犯則事件の調査の目的	125
	2 犯則事件の調査の権限及び範囲等	125
	3 平成 22 年度における活動状況	125
	<b>第 2 犯則事件の調査・告発実績</b>	126
	1 告発の状況	126
	2 告発事案の概要	126
	<b>第 3 平成 21 年度以前の告発事案に係る判決の概要</b>	134
	<b>第 4 今後の課題</b>	137
<b>第 8 章</b>	<b>建議</b>	140
	<b>第 1 概説</b>	140
	1 建議の目的及び権限	140
	2 平成 22 年度における建議の状況	140
	<b>第 2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置</b>	140
	1 建議の実施状況	140
	2 建議に基づいて執られた措置	141
	3 その他の措置	141
	<b>第 3 今後の課題</b>	142

第9章	監視活動の機能強化への取組み等	143
第1	市場監視体制の充実・強化	143
1	組織の充実	143
2	情報収集・分析能力の向上	143
3	監視を支えるシステムインフラの強化	144
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	144
1	概説	144
2	報道機関等を通じた情報発信	144
3	市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況	145
4	ウェブサイトの充実	145
第3	関係当局等との連携	145
1	金融庁の関係部局との連携	145
2	自主規制機関との緊密な連携	146
第4	海外証券規制当局等との連携	146
1	I O S C O (証券監督者国際機構)における活動	146
2	情報交換枠組みの活用	147
3	意見交換・情報発信	148
4	海外規制当局への職員の派遣	148
おわりに	(個人投資家の皆様へ)	149

## 【附属資料】

<b>1</b>	<b>証券監視委の組織・事務概要</b> .....	155
1-1	組織及び事務概要 .....	155
1-2	証券取引等の監視体制の概念図 .....	157
1-3	証券監視委の機能強化 .....	158
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図 .....	159
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 .....	160
1-6	機構図 .....	161
1-7	組織・事務に係る法令の概要 .....	163
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 .....	174
<b>2</b>	<b>証券監視委の活動実績等</b> .....	175
2-1	証券監視委の活動状況 .....	175
2-2	取引審査実施状況 .....	176
2-3	検査実施状況 .....	177
2-4	勧告実施状況 .....	222
2-5	申立て実施状況 .....	290
2-6	告発実施状況 .....	291
2-7	建議実施状況 .....	323
2-8	平成22年度 主な講演会等の開催状況 .....	331
2-9	平成22年度 各種広報媒体への寄稿 .....	335
2-10	証券取引等監視委員会メールマガジン .....	338
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	348
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！ .....	350
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ .....	351
○	証券検査に関する基本指針 .....	353

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
社 登 法	社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）

金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 267 号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第 53 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する内閣府令（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 37 号）
金 先 法 施 行 規 則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第 18 号）

## はじめに

### —公正な市場の確立に向けて—

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

平成19年7月20日に発足した第6期体制においては、中期的な活動方針として『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年9月5日に公表し、平成22年12月12日まで、当該活動方針に掲げた「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」の2つの基本的な考え方及び5つの重点施策に基づいて活動を行ってきました。

その後、平成22年12月13日に第7期体制が発足し、平成23年1月18日には新たな活動方針を策定・公表しました。策定の背景や内容等については第2章で詳述しますが、第7期活動方針においては、第6期活動方針の2つの基本的な考え方に「市場のグローバル化への対応」を新たに加えた3つの基本的な考え方及び6つの重点施策を掲げており、証券監視委は、当該活動方針に基づき、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

### 1 本年度を振り返って

本公表の対象期間である平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日。以下同じ。）を顧みると、証券監視委は、与えられた権限・権能を活用し、以下のように、機動性・戦略性の高い市場監視に取り組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めてきたところです。特に、上場企業による不適切なファイナンスやそれと絡めて不公正取引や虚偽記載等が行われるような複合事案（いわゆる「不公正ファイナンス事案」）への対応については、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、金融庁、財務局、証券取引所等とも連携して、問題意識の共有や情報収集・分析に注力してきたほか、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」稼働や高頻度取引等による取引の高速化を踏まえた取引パターンや市場構造の変化等についても注視してきました。こうした資料・情報の収集・分析の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における一層の究明を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査については、検査対象先の増大やその業態の規模や特性等の多様化に応じ、リスク・ベースの検査実施計画の策定や予告検査の導入を行ったほか、検査マニュアルの見直しも行ってきました。特に、グローバルに活動する証券会社については、金融庁との緊密な連携の下、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性の検証に努めました。

また、ファンド販売業者及び投資助言・代理業者に対しては、集中的な検査を実施し、当該検査において認められた問題点を取りまとめて公表することにより、これらの業者に対し、法令遵守への取組みを強く求めるとともに、投資者への注意喚起も行いました。さらに、これらの検査結果等を踏まえ、平成22年10月には、事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について建議を行った結果、金融庁において、金融商品取引業者等に関する内閣府令の一部改正が行われました（平成23年4月1日施行）。また、平成23年2月には、投資助言・代理業者の登録拒否事由についても建議を行った結果、金融庁において、金融商品取引法の一部改正が行われました（平成23年5月25日公布）。

無登録業者による未公開株式等の販売や、有価証券の無届募集の事案については、金商法等の一部を改正する法律により、法人への刑罰を盛り込んだ、いわゆる両罰規定が整備されたことを踏まえ、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを、それぞれ初めて行いました。

不公正取引やディスクロージャー違反については、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査・検査を実施し、公認会計士が職務上知り得た情報を元に行った内部者取引や、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦などの不公正取引事案のほか、売上の前倒し計上や架空売上の計上等による有価証券報告書等の虚偽記載及び当該開示会社役員が所有する同社株券売出しに係る目論見書の虚偽記載などのディスクロージャー違反事案について、課徴金納付命令勧告を行ってまいりました。さらに、市場監視行政の透明性の向上等を図るため、過去の勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新・公表も行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、告発を視野に入れた厳正な調査を実施した結果、上場企業の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、有価証券届出書の虚偽記載に加え、初めて偽計を適用して告発を行いました。また、インターネット取引の進展に伴う証券犯罪のローカル化を反映したものとして、大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件を告発しましたが、これは、東京証券取引所「arrowhead (アローヘッド)」稼働後の同取引所における相場操縦行為を証券監視委が摘発した初めてのケースとなっています。

自主規制機関などとの連携については、全体としての市場監視機能強化のため、金融商品取引所や金融商品取引業協会との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきました。また、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すため、全国の各取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や各種広報媒体への寄稿を実施したほか、公認会計士協会や監査法人に対し、粉飾事案に関する講演や意見交換を行いました。さらに、新たな情報発信のツールとして、証券監視委のメールマガジンを発刊し、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信を行っています。

## 2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。また、金融庁等の関係当局及び自主規制機関との緊密な連携のほか、市場への積極的な情報発信等を通じ、市場規律の強化を図ってきました。

一方、国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として引き続き実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。

証券監視委としては、このような環境変化を踏まえて策定された第 7 期活動方針に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を実施していくことにより、公正・透明な質の高い市場を確保し、投資者の一層の保護を図っていくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています（第 7 期活動方針の内容については、第 2 章を参照。）。

また、東日本大震災発生後、証券監視委は、金融庁及び金融商品取引所との緊密な連携のもと、不自然な価格形成や大量の空売り等に対する監視を強化しております。さらに、災害の発生に乗じた違法・悪質な取引や無登録業者による未公開株の勧誘等が認められた場合についても、厳正に対処してまいります。

# 証券監視委の活動状況

# 第1章 組 織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成22年12月13日から第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成22年度（注3）17人、平成23年度16人）が認められ、平成23年度末で合計392人の体制となっている。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。また、平成23年7月1日には、課徴金・開示検査課が「開示検査課」と「取引調査課」に分離されることにより、5課体制から6課体制に強化される予定である。

（注3）年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成22年度20人、平成23年度6人）が認められ、この結果、平成23年度末の定員は、合計で312人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査について

は証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

(注) 証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

## 第2章 証券監視委の活動方針

証券監視委は、これまで、委員会の各期体制の開始時に、期中3年間の中期的な戦略である活動方針を策定しています。

「はじめに」で触れたとおり、証券監視委は、今年度の活動のうち、4月から12月の9ヶ月間は、第6期活動方針に基づいて市場監視に取り組んできました。更にその後、平成22年12月13日に第7期体制が発足したことから、平成23年1月18日には第7期活動方針を策定・公表したところです。

したがって、この章においては、年度期間中の最初の9ヶ月間の活動方針である第6期活動方針の概要を説明するとともに、第7期体制における新たな活動方針を策定した背景と基本的な考え方及び内容について触れたいと思います。

### 第1 第6期活動方針の概要

平成19年9月に公表した第6期活動方針においては、金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金商法の施行をはじめとする制度の変革などの大きな変化に対応し、証券監視委がその使命を達成していくため、「基本的な考え方」において、2つの柱を掲げました。

第一の柱は、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」です。具体的には、証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を図っていくこと、またその際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指すこと、さらに、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を高めていくこととしました。

第二の柱は、「市場規律の強化に向けた働きかけ」です。これは、まず、検査・調査などの市場監視の結果得られた問題意識のうち、個別事案への対応だけにとどめることなく、市場や業界一般について改善が必要とされる場合などについては、建議などを通じ、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度設計に反映させていこうとするものです。また、このような当局に対する働きかけだけでなく、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、取引所などの自主規制機関などを通じて各市場参加者に積極的に働きかけていくこと、さらに、各市場参加者の取組みを推進していくため、市場参加者との対話、市場への情報発信を強化していくこととしました。

更に、第6期活動方針では、上記の2つの柱に基づき、「重点施策」として、特に以下の5つの点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていくこととしました。

1点目は、「包括的かつ機動的な市場監視」です。発行市場及び流通市場の全体に目を向け、直ちに法令違反とは言えないような取引についても幅広く注意を払い、個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていくこととしました。

2点目は、「課徴金制度の一層の活用」です。課徴金は犯則調査に基づく告発に比べて迅速な対応が可能という特性を活かし、迅速・効率的な調査の実施に努めていくこと、また、課徴金

の対象範囲拡大などの法制度の見直しに適切に対応していくこととしました。

3点目は、「金融商品取引法制の適切な運用」です。金商法改正による証券監視委の検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、内部管理態勢に着目した検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、開示検査については、四半期開示制度の導入などに適切に対応していくこととしました。

4点目は、「自主規制機関などとの連携」です。金融・資本市場の参加者は、機関投資家の他、裾野の広がりつつある個人投資家、国内だけでなく海外からの市場参加者も含まれるなど、多岐に渡っています。このような金融・資本市場の特性を踏まえ、証券監視委単独の活動によるよりも、自主規制機関の行う考査・監査、ルールの整備の面での一層の連携強化を通じて、全体としての市場監視機能の強化を図っていくことがより効率的で効果的です。このほか、市場参加者への情報発信の面でも、自主規制機関などとの連携を深めていくこととしました。

5点目は、「グローバル化への対応」です。クロスボーダーの取引がますます活発化する中、国境を越えた当局間の情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしました。

## 第2 第7期活動方針の策定

### 1 策定の背景と基本的な考え方

第6期体制の活動期間中には、国際的な金融危機が発生し、これを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われました。そして、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、引き続き「市場の公正性・透明性の確保」及び「投資者の保護」を使命として、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく市場監視に取り組んでいるところですが、その使命を達成していくためには、このような市場環境等の変化に適切に対応していく必要があります。

そうした市場環境等の変化を踏まえ、第7期活動方針は、第6期活動方針の基本的な方向性を踏襲しつつ、「基本的な考え方」については、第6期活動方針で掲げた2本柱である「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」及び「市場規律の強化に向けた働きかけ」に、新たに「市場のグローバル化への対応」を加え、3本柱としています。

第一の柱である「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」の、基本的な考え方としての内容は、第6期活動方針と同様です。引き続き、証券監視委の持つ各手段を戦略的に組み合わせ、それぞれの特性を最大限に発揮して、迅速かつ効果的な市場監視を図ることとし、その際には市場の動きにタイムリーかつ機敏に対応していきます。なお、昨今の無登録営業や無届募集などを含め、多様化している違法行為への対応や、国際的な検査、監督の動向など、最近の新たな動向を踏まえた対応が必要となっていることから、その点を新たに明記しました。

第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の、基本的な考え方としての内容も、第6期活動方針と同様です。証券監視委の使命である「市場の公正性・透明性の確保」のためには、金融庁や金商法上の自主規制機関だけでなく、市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体の活動も極めて重要であり、第6期においては、検査や調査により把握した問題意識に関して、

自主規制機関や関係団体に対して問題提起や意見交換を実施するなど、様々な活動を行ってきました。第7期においても、金融庁や自主規制機関、関係団体に対し、証券監視委の問題意識を積極的に伝え、市場規律の強化を図っていく必要があります。

第三の柱である「市場のグローバル化への対応」については、第6期活動方針では、「基本的な考え方」ではなく、「重点施策」の一項目に「グローバル化への対応」として掲げ、これまで多国間MOUの枠組み（詳細については第9章第4参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局との協力・連携体制を強化してきました。この結果、第6期においてもクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきたところですが、昨今、大型公募増資を巡る指摘が海外でも報じられるなど、近年クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化していることから、証券監視委としても、海外当局等と連携しつつ、これまで以上にグローバルな市場監視に取り組んでいきます。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、世界的な金融危機の経験を踏まえ、それに対応するための国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応も行ってまいります。そして、これらグローバル化への対応のためには一層の人材育成や体制整備を進めていくこととしております。「市場のグローバル化への対応」は、このような時代の要請に、証券監視委として応えていくという重要かつ前向きなメッセージとして、新たな柱に掲げたものです。

また、第7期活動方針では、以上の3つの柱に基づき、「重点施策」として、特に以下の6つの点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていくこととしています。

1点目は、「包括的かつ機動的な市場監視」であり、第6期活動方針と同様、第一の「重点施策」としています。ここでは、第6期と同様に、市場監視の空白を作らないことを基本的な姿勢とし、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けることに加え、第7期の「基本的な考え方」の新たな柱である「市場のグローバル化への対応」としてクロスボーダー取引への監視を強化することを明記しました。また、見かけ上は法令違反とは言えないような取引についても、これまでと同様に、日頃から注意を払うとともに、今後とも、幅広く情報収集を行い、市場監視の強化に結びつけることが重要であると考えています。

2点目は、「不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」です。証券監視委として、インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計、虚偽記載などの違法行為に対して、悪質な事案に対しては刑事告発を行うことを通じて、引き続き厳正に対応していくことにより、市場規律の強化を促していきます。さらに、こうした市場監視活動の過程で把握された制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールへの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

3点目は「ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施」です。開示検査・調査は、第6期活動方針では「重点施策」である「金融商品取引法制の適切な運用」の中の一部という位置付けでしたが、上場企業等における適正なディスクロージャーの重要性に鑑み、ディスクロージャー違反に対し迅速・効率的に対応するという姿勢をより強く示すため、独立した重点施策として掲げたものです。また、企業等が虚偽記載等を行った場合に設置される第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。さらに昨今問題となっている株式等の無届募集については、課徴金納付命令勧告や告発といった対応に加え、金商法第192条による裁判所への緊急差止命令の申立ても含めた適切な対応が必要であると考えています。

4点目は「課徴金制度の一層の活用」です。第6期までの課徴金事案の実績を踏まえると、課徴金調査は、犯則調査が必要な重大性・悪質性が認められない事案を迅速・効率的に処理する上で、今後ともますます重要な手段であることから、第6期に引き続き、独立した重点施策として掲げています。また、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信などを通じた、未然防止の観点からの取組みを強化することを加えています。

5点目は「検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施」です。証券検査については、検査対象先が大きく増大するとともに、その多様性も拡大しています。こうした中、詐欺的な業者に対しては厳正な対応が必要となる一方で、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、「市場のグローバル化への対応」として、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した対応を行っていく必要があります。第6期活動方針では、証券検査は、開示検査と同様に「重点施策」である「金融商品取引法制の適切な運用」の中の一部という位置付けでしたが、証券検査を取り巻く状況がこのように大きく変化していることを踏まえ、今回、独立した重点施策として掲げることとしました。

重点施策の内容としては、検査を取り巻く状況の変化を踏まえ、証券検査においては、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、これまで以上に検査対象先の特性に応じたメリハリの利いた検査を行っていくこととしています。特に、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社については、内部管理態勢やリスク管理態勢の検証や連結財務規制等の導入に対応した検査を実施することとしています。また、投資者保護への取組みとして、悪質なファンド販売業者などへの検査や、無登録業者による未公開株などの販売に対する金商法第192条による裁判所への緊急差止命令の申立ての活用を打ち出しています。

6点目は「自主規制機関などとの連携」です。第6期に引き続き重点施策として掲げていますが、これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や詐欺的な投資勧誘の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めること、また未公開株詐欺などに巻き込まれることのないよう、投資家への情報発信・提供を強化充実していくこととしています。

## 2 活動方針の内容

上記の背景や基本的な考え方を踏まえ、策定・公表した第7期活動方針の内容については、次頁のとおりです。

## 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

### 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

#### (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

#### (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

#### (3) 市場のグローバル化への対応

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶ そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

### 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

#### (1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

#### (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

#### (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

#### (4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

#### (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

#### (6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

## 第3章 市場分析審査

### 第1 概説

#### 1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委におけるいわば情報の入口としての役割を担っている。具体的には、日頃から、一般投資家等から情報を受け付けているほか、自主規制機関、金融商品取引業者等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について審査を行い、問題が把握された取引については証券監視委内の担当部門に回付している。また、必要な場合には、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）等に基づく情報交換を行っている。

#### 2 平成22年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の急速な進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案の発生等の課題に直面している。こうした中、平成22年度においても、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めたところである。

### 第2 一般投資家等からの情報の受付

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている。また、政府広報や講演会においても情報提供を呼びかけるなど、有益な情報が多数寄せられるよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

#### 2 情報の受付状況

証券監視委が平成22年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は、6,927件である。これは、平成17年度（7,526件）、平成21年度（7,118件）に次いで多い件数である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット4,040件、電話2,219件、文書393件、来訪45件、財務局等から回付を受けたものが230件となっており、全受付件数の約6割をイン

ターネットが占めている。また、ここ3年ほど、電話による受付件数の増加が顕著であり、平成19年度（766件）の約3倍に増加している。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,640件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが597件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,142件、その他の意見等が1,548件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが2,468件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが608件、内部者取引の疑いに関するものが463件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが141件、ファイナンスに関するものが64件、適時開示に関するものが62件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブルが219件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が79件など、多様な情報が寄せられている（詳細は別図参照）。

#### 《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

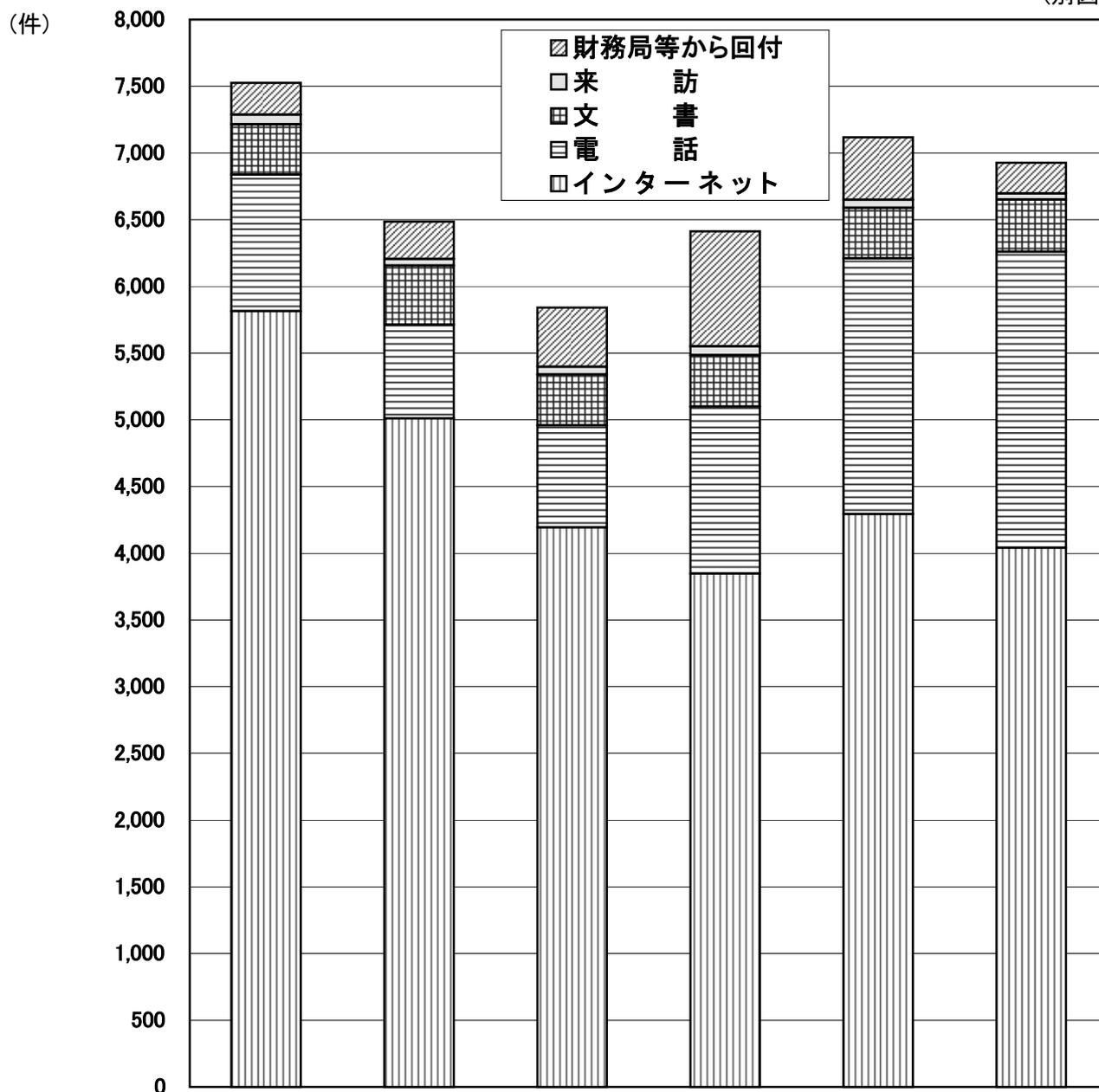
直通電話：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

# 情報の受付状況

(別図)



(件)

年度 区分	17	18	19	20	21	22
インターネット	5,815	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040
電話	1,022	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219
文書	377	443	381	384 (93)	380	393
来訪	73	50	58	67 (15)	60	45
財務局等から回付	239	279	443	861 (264)	468	230
合計	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

# 情報の内容別受付状況

## 1. 旧区分(平成20年度まで)

(単位:件)

年度	17	18	19	20
区分				
[個別銘柄等]				
A. 損失保証・補てん	10	4	5	3 (1)
B. インサイダー取引	527	471	558	510 (108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	290	217	189	239 (64)
C-2. 無届募集	69	15	27	44 (24)
D. 相場操縦	2,705	2,678	2,126	1,975 (539)
E-1. 風説の流布	1,614	1,124	995	814 (185)
E-2. その他	175	512	712	1,204 (303)
(小計)	5,390	5,021	4,612	4,789 (1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]				
F. 断定的判断を提供した勧誘	28	14	10	16 (2)
G. 取引一任勘定取引の締結	27	16	8	9 (3)
H. 大量推奨販売	2	2	3	4 (1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	18	8	7	32 (14)
J. 無断売買	97	40	41	47 (15)
K. その他	1,124	997	778	930 (253)
K-1. 吞行為	-	-	-	- (-)
K-2. 法定帳簿に関する不正	7	9	6	0 (0)
K-3. 役職員の手張り	5	7	15	5 (1)
K-4. その他法令違反	100	130	245	160 (31)
K-5. 自主ルール違反	66	334	75	28 (4)
K-6. その他営業姿勢に関するもの	946	517	437	737 (217)
(小計)	1,296	1,077	847	1,038 (288)
[その他]				
L. 委員会に対する意見等	65	52	35	29 (8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	135	38	36	120 (46)
N. その他	640	297	311	436 (186)
(小計)	840	387	382	585 (240)
合計	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)

## 2. 新区分(平成21年度から)

(単位:件)

年度	21	22
区分		
A. 個別銘柄		
a. 取引規制		
1. 風説の流布・偽計	627	608
2. 相場操縦	2,753	2,468
3. インサイダー取引	385	463
0. その他	50	58
b. 開示		
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5
2. 大量保有報告書の未提出	54	34
0. その他	9	4
(小計)	3,889	3,640
B. 発行体		
a. 法定開示		
1. 無届募集	45	29
2. ファイナンス	143	64
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25
5. 内部統制報告	2	5
6. 無届公開買付	14	3
0. その他	65	38
b. 協会・取引所ルール		
1. 適時開示	53	62
0. その他	2	3
c. その他		
1. ガバナンス等	27	17
0. その他	223	210
(小計)	835	597
C. 金融商品取引業者等		
a. 禁止行為等		
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16
2. 無断売買	57	17
3. 損失保証・補てん	4	3
0. その他法令違反	153	101
b. 業務の運営状況		
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79
2. システム関連	141	219
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626
c. 経理		
1. 法定帳簿に関する不正	20	22
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21
d. 協会・取引所ルール		
1. 自主ルール違反	12	3
e. その他		
0. その他	43	35
(小計)	1,349	1,142
D. その他		
a. 意見・要望等		
1. 委員会に対する意見等	34	77
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97
b. その他		
1. 無登録業者	208	258
2. 未公開株	471	732
3. ファンド	29	70
0. その他	196	314
(小計)	1,045	1,548
合計	7,118	6,927

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い吞み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

### 3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成 21 年 2 月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、平成 21 年 6 月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行ったところであるが（附属資料 351 頁～352 頁参照）、引き続きホームページ等で注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

#### 情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※（IP 電話・PHSからは）03-5251-6811

F A X：03-3506-6699

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

### 第3 市場動向分析

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立っているところである。

特に最近では、発行市場において、上場企業による不適切なファイナンスや不公正取引の温床となることが懸念されるファイナンスが多く見られることから、発行市場の動向の分析にも注力してきているほか、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析等にも取り組んでいるところである。

#### 2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンス事例が見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。

こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、証券取引所の上場管理・上場審査部門や売買審査部門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行っている。具体的には、上場企業に係る開示情報や証券取引所からの情報、一般投資家や市場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

平成22年度における重点的な取組みの主なものは以下のとおり。

##### (1) 第三者割当を中心としたファイナンスを巡る最近の動向の調査

第三者割当等のファイナンス事例の動向調査を行ったところ、平成21年8月以降、各取引所による有価証券上場規程や、企業内容等の開示に関する内閣府令（ガイドラインも含む）の改正後、第三者割当の発行件数は減少し、特に、上場廃止要件である希薄化率300%超の増資事例が殆ど見られなくなった一方、現物出資による事例が、平成22年には増加している傾向がみられた。こうした現物出資の出資対象財産は、現金出資の場合と異なり、特に適正な価値評価が行われる必要があることから、関係者との間で意見交換等を通じ認識の共有を図った。この中で、例えば、不動産現物出資については、平成22年8月、国土交通省から日本不動産鑑定協会に対し、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」との通知の発出等が行われ、その後、日本不動産鑑定協会から、協会会員向けに、不動産鑑定評価の適正な実施に関する注意喚起が行われた。

証券監視委としては、不公正ファイナンスの未然防止等の観点から、引き続きこうしたファイナンスを巡る動向を注視している。

##### (2) 企業等不祥事における第三者調査委員会の設立及び調査報告状況の把握

不公正ファイナンス、有価証券報告書等の虚偽記載、企業関係者によるインサイダー取引等については、これを証券監視委において、厳しく監視を行うことが重要であるが、再発防止の観点からは、企業側の自主的な取組みも重要である。特に、近年、不祥事が発生した場合において、企業が第三者委員会を設置し、調査等を行わせる事例がみられるが、こうした第三者委員会が適切に機能することが重要である。

こうした中、平成22年7月、日本弁護士連合会により、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表された。本ガイドラインは、上記の不公正ファイナンス等に限らず、広く一般的な不祥事を対象とした第三者委員会に関するベスト・プラクテ

イスとしてとりまとめられたものであるが、証券監視委は、本ガイドラインの策定に先立ち、日本弁護士連合会等と問題意識の共有に努めてきたところである。

その後、翌8月、東京証券取引所により「上場管理業務について一虚偽記載審査の解説」が公表され、この中で、上場企業が虚偽記載に関して第三者委員会を設置する際には、当該ガイドラインを参照する旨が示された。

証券監視委は、市場の公正性を害する行為に関する市場監視の一環として、上場企業において、当該ガイドラインを踏まえて設置された第三者委員会によって、問題の本質が明らかとなり、それが投資者に的確に説明されているか等について、引き続き動向を注視しているところである。

### 3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきている新たな金融商品や取引形態について、市場の公正性の確保、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成22年度におけるこうした分析の事例としては、以下のとおりである。

#### (1) 私設取引システム(Proprietary Trading System: P T S)の実態把握

P T S（証券会社が開設した電子的システムにより、取引所外取引として、同時に多数の者を相手に株式等の売買等を集団的・組織的に行う仕組み）について、日本証券クリアリング機構が、平成21年10月にP T Sでの取引も清算対象とする制度改正を公表（実施は平成22年7月以降）し、これにより、P T S取引の決済リスクが低下し、機関投資家によるP T S利用が拡大するとの見方などが指摘されていたことから、P T S業務を行う金融商品取引業者における各P T Sの特色や、不公正取引に対する内部管理態勢の状況について、実態把握を行った。

#### (2) いわゆる高頻度取引(High Frequency Trading: H F T)やコロケーション等の実態把握

H F Tや当該取引に利用されるコロケーション/プロキシミティ（市場参加者が取引所のデータセンター等に発注用機器を設置すること等により、より高速な売買執行を行うためのツールとして、金融商品取引所等が提供するサービス）について、平成22年1月の東京証券取引所「arrowhead」稼働等に伴う取引の高速化や、平成22年5月の米国株式市場で発生した株価の乱高下（いわゆる「フラッシュ・クラッシュ」）を踏まえ、市場参加者におけるコロケーション等の利用状況や、H F Tを行う取引主体・取引戦略等を確認したほか、金融商品取引業者における内部管理態勢の状況について実態把握を行った。

上記(1)及び(2)の実態把握を踏まえた分析の結果については、証券監視委や各財務局等の証券取引等監視官部門において共有し、今後の市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

### 4 公開買付けに係る実務及びインサイダー取引のリスクに関する実態把握と対応策の提言

近年の経済環境を反映して企業再編に関連する株式公開買付け(T O B)の件数が増加する中、T O Bに関連したインサイダー取引の摘発件数も増加している。

証券監視委では、インサイダー取引の未然抑止が重要な課題であるとの認識から、証券監視委内にプロジェクトチームを設置し、①T O B実務の理解、②T O B取引に係るインサイダー取引のリスクの所在の特定、③対応策の検討という観点から、T O B当事者としての買付者、対象者のみならず、スキーム全体に関与する証券会社、専門的な見地からアドバイスする弁護

士、会計士等の職業専門家、金融機関、印刷会社等、幅広い関係者に対してヒアリングを実施することにより、各関係者のインサイダー情報の管理態勢や、各関係者内部及び関係者間における情報の広がり等に関する実態把握を行った。こうした実態把握を踏まえ、各関係者における情報漏えいリスクを特定し、インサイダー取引を未然に防止する観点から、今後の対応策(①証券会社等のフィナンシャルアドバイザーによる情報管理等の注意喚起の役割、②情報伝達範囲・内容の限定、③各関係者における情報管理態勢の強化、④守秘義務契約締結の奨励、⑤証券取引所が売買審査の過程で上場企業に徴求する経緯報告書の内容の充実に関するもの)を取りまとめ、TOBの関係者に対し、意見交換会、セミナー、講演、専門誌への寄稿等を通じて、問題意識の共有を図りつつ、提言を行ってきたところである。

こうした取り組みを踏まえ、日本証券業協会においては、協会員に対し、TOBに係るインサイダー取引の未然防止の徹底に向けた注意喚起が行われた。また、各証券取引所においては、売買審査のために上場企業から徴求する経緯報告書について、TOBの買付者が上場する取引所と、対象者が上場する取引所が異なる場合でも、対象者が上場する取引所において、買付者の経緯報告書が徴求できるようにする枠組みが整備されるなどの対応が図られた。

## 第4 取引審査

### 1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

### 2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている(附属資料164頁以下参照)。

### 3 取引審査の実績

#### (1) 実績

平成 22 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成 22 年度	(参考) 平成 21 年度
合 計	691	749
証券監視委	224	319
財務局等	467	430
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	54	94
内 部 者 取 引	613	649
そ の 他	24	6

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、取引の規模の大小を問わずつぶさに分析している。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

#### (2) 主な審査事例

平成 22 年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

##### ① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ B社株の売買に関して、金融商品取引業者から、特定の委託者による見せ玉的な発注形態が見られたので注意喚起等を行ったとの報告があったことから、審査を行った。
- ハ C社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、証券取引所に対する注文発注状況を確認したところ、複数の証券会社から発注された売買注文が同調して指値変更されていたことから、審査を行った。
- ニ D社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

##### ② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式を公開買付け（TOB）する旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したこと

から、公表前の取引について審査を行った。

ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ I社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ J社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ロ K社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

(3) 海外証券規制当局等との連携

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割超（平成22年）を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー化が進んでいる中において、証券規制当局においても、国際的な連携は不可欠なものとなっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について、必要に応じ、金融商品取引業者や海外証券規制当局から情報を収集することにより、市場監視の空白が生じないように努めているところである（詳細については第9章第4参照）。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

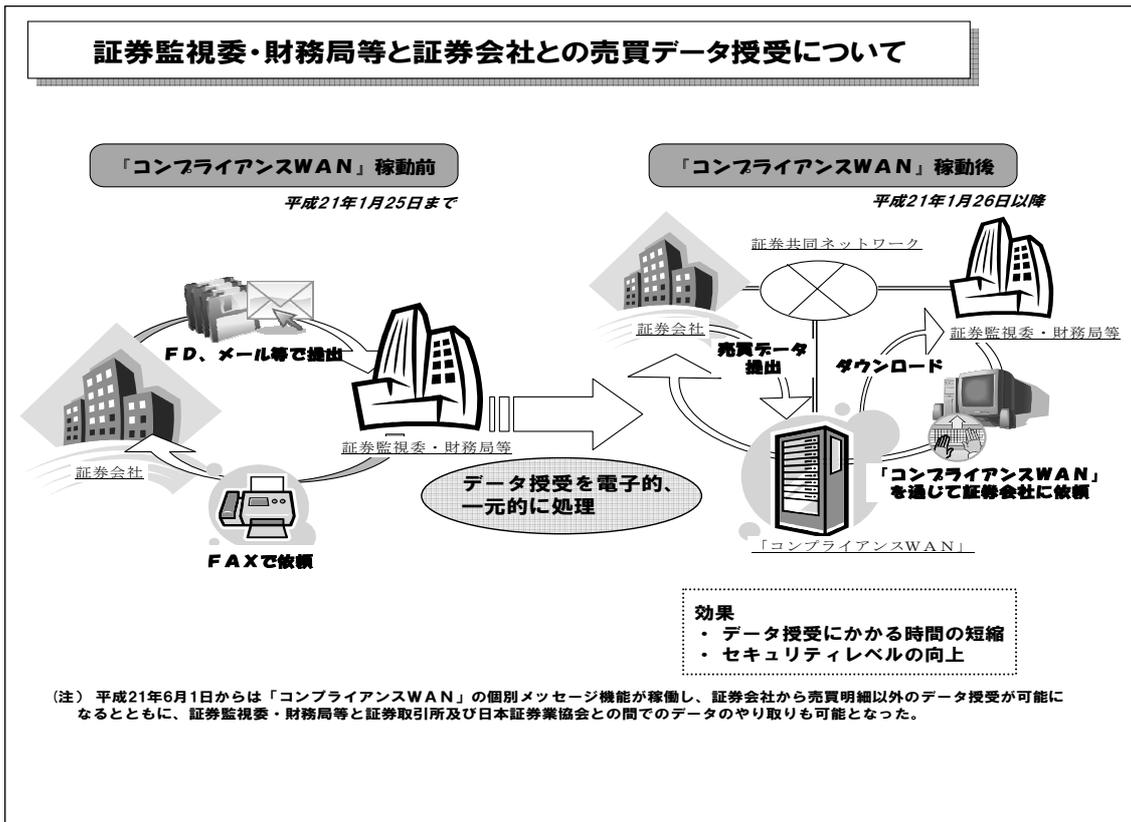
(1) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムであり、日本証券業協会及び証券取引所を中心として検討が進められた結果、構築・運用される運びとなったものである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
  - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
  - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。

「コンプライアンスWAN」が稼働を開始した平成21年1月26日から証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用しているほか、同年4月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を始めている。なお、同年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務

局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となっている。



## (2) 内部者取引の防止に向けた取組み

証券監視委は、内部者取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策について日本証券業協会を中心に検討が行われている「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」に証券取引所と共に参加している。平成20年5月に同ワーキングが取りまとめた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」を踏まえ、これまでに

- ① 日本証券業協会において「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」が制定され（平成20年10月14日制定、平成21年3月1日施行）、協会の役職員による取引の管理体制が整備
- ② 日本証券業協会において「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正（平成20年10月14日改正、平成21年4月1日施行）
- ③ 東京証券取引所において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が一部改正（平成20年12月25日改正、平成21年4月1日施行）

される等の対応がなされている。

特に上記②によって、日本証券業協会の協会員は、内部者取引のおそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会へ報告することが求められることとなり、平成21年4月以降、当該報告（売買審査結果報告書）が証券監視委に寄せられている。証券監視委としては、当該報告を内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報などとして役立てている。

このほか、日本証券業協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営し、参加上場会社の拡充に取り組んでいるところであるが、証券監視委としても、内部者取引の未然防止に向けた取り組みの一環として、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした日本証券業協会の

取り組みを支援しているところである。

## 5 東日本大震災後の対応

東日本大震災への対応として、平成 23 年 3 月 13 日、自見金融担当大臣から、下記の談話（抜粋）が示された。

「金融市場及び証券市場については、（中略）3 月 14 日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。」

<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html>

証券監視委は、これまでも、金融庁や金融商品取引所と連携しつつ、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底するとともに、空売り規制に係る金融商品取引業者等の管理態勢を含む売買管理態勢等について検証を行ってきているところであるが、上記談話を踏まえ、翌 14 日から、全取引所の売買審査部門との間において、金融商品取引所との間の連携を密にする体制（不公正取引の監視に係るホットライン）を立ち上げ、迅速な情報交換を行う体制を構築するとともに、こうした金融庁、証券監視委、金融商品取引所の緊密な連携に基づく監視体制の下で、仮に取引の公正性を害するような違反行為が認められた場合には、厳正に対処していくこととしている。

## 第 5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行い、さらに必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、課徴金調査、犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

こうした観点から、現下の市場動向を踏まえ、今後は特に以下のような取り組みを強化していく。

- (1) クロスボーダー取引を含む大型事案への対応を強化していくとともに、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間 MOU 等）等を通じ、積極的に連携していく。また、クロスボーダー取引に関する情報や海外の制度について、積極的に情報収集を行い、監視機能を強化する。
- (2) 個人によるインターネット取引を通じた不公正取引事例が多数みられることから、自主規制機関や、特にインターネット取引を扱う金融商品取引業者との間で、積極的に問題意識を共有しつつ、連携を図る。
- (3) 発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等への対

応のため、発行・流通市場におけるファイナンスをめぐる新たな動き等について情報共有を図るなど、金融商品取引所等の関係機関との連携を図る。

- (4) 市場において取引規模や重要性が増している新たな金融商品や取引形態について、タイムリーに情報収集・分析を行う。また、東京証券取引所「arrowhead」や高頻度取引等による取引の高速化を踏まえた取引パターンや市場構造の変化についても注視していく。

## 第4章 証券検査

### 第1 概説

#### 1 証券検査の目的

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

#### 2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに規制の対象となり、また、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となった。更に、平成21年6月に成立した金商法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等に対する検査権限が付与されたほか、平成23年4月から一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督が導入されたところであり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施することとしているところである。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- |                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| ① 金融商品取引業者等                  | (金商法第56条の2第1項、第194条の7)  |
| ② 金融商品取引業者の主要株主等             | (金商法第56条の2第2項、第194条の7)  |
| ③ 特別金融商品取引業者の子会社等            | (金商法第57条の10第1項、第194条の7) |
| ④ 指定親会社等                     | (金商法第57条の23、第194条の7)    |
| ⑤ 指定親会社の主要株主                 | (金商法第57条の26第2項、第194条の7) |
| ⑥ 取引所取引許可業者                  | (金商法第60条の11、第194条の7)    |
| ⑦ 特例業務届出者                    | (金商法第63条第8項、第194条の7)    |
| ⑧ 金融商品仲介業者                   | (金商法第66条の22、第194条の7)    |
| ⑨ 信用格付業者                     | (金商法第66条の45第1項、第194条の7) |
| ⑩ 認可金融商品取引業協会                | (金商法第75条、第194条の7)       |
| ⑪ 認定金融商品取引業協会                | (金商法第79条の4、第194条の7)     |
| ⑫ 投資者保護基金                    | (金商法第79条の77、第194条の7)    |
| ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 |                         |

- (金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7)
- ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7)
  - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者  
(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7)
  - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7)
  - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7)
  - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第 151 条、第 194 条の 7)
  - ⑲ 自主規制法人 (金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7)
  - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7)
  - ㉑ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7)
  - ㉒ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7)
  - ㉓ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7)
  - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7)
  - ㉕ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7)
  - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第 156 条の 58 第 1 項、第 194 条の 7)
  - ㉗ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第 1 項、第 225 条)
  - ㉘ 投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条)
  - ㉙ 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条)
  - ㉚ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条)
  - ㉛ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条)
  - ㉜ 特定譲渡人 (SPC 法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条)
  - ㉝ 特定目的会社 (SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条)
  - ㉞ 特定目的信託の原委託者 (SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項 (第 217 条第 1 項)、第 290 条)
  - ㉟ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
  - ㊱ その他、上記①から㉞までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、振替機関又は口座管理機関  
(犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項)

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している (ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、

又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

### 3 平成 22 年度における活動状況

近年、証券検査を取り巻く環境は、①検査対象業者が大幅に拡大・増加したこと、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大手業者の経営危機予防の必要性が高まったこと、③ITシステムの金融商品取引への浸透（インターネット取引、アルゴリズム取引等）が進んでいる等大きく変化を遂げている。

このため、平成 22 年度においては、検査の効率的・効果的な実施の観点から、リスク・ベースでの検査計画の策定、予告検査の導入、監督部局のモニタリングとの連携強化や検査の事前分析の充実に努めた。また、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者等については、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証の充実に努めた。

また、近年、無登録業者等による未公開株式やファンド販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられていることを踏まえ、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を活用し、無登録業者等への対応を行った（本章第 8 参照）。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から平成 22 年 2 月から 3 月のパブリック・コメントを経て、金融商品取引業者等検査マニュアルの一部改正を行い、平成 23 年 4 月に公表した（本章第 3 参照）。

## 第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 22 年 4 月 6 日に公表した。

## 平成22年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券監視委の検査対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の募集・運用を行う業者や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約8,000社もの規模となっている。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業態や業者の規模、特性、その時々々の市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・検討し、リスク・ベースで検査対象先を選定することや、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むとともに、検査手法や検査結果通知のあり方もこれに見合ったものとする等、メリハリのある取り組みが必要となる。

今般の世界的な金融危機は、各国の監督当局に、グローバルに活動する金融商品取引業者の財務の健全性確保の重要性を改めて認識させる契機となった。こうした観点から、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、その財務の健全性や、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くことが必要となっている。

近年のITシステムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の売買を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も拡がる状況にあり、取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応していく必要がある一方、その基本目的である取引の公正確保のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や、個別の問題点の背後にある内部管理態勢等の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、金融商品取引業者等は法令や市場ルールに即した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や、投資者の利益を犠牲にする行為に対し、証券検査は今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取り組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局等から幅広く情報を収集し、分析を行うと同時に、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。さらに、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査実施

##### イ. 予告検査の導入

立入検査については、引き続き原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性等を総合的に勘案し、ケースバイケースで予告検査を導入する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、法令に抵触するか否かに関わらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の検証を行い、内部管理態勢等の問題の把握に努める。内部管理態勢等の適切性の検証においては、態勢整備に関し経営陣をはじめとして、組織的な関与、取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる金融商品取引業者等については、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。

##### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- ・ 監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者に対する検査・監督については、オンサイト、オフサイトのモニタリングにおいて緊密な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、情報交換、検査官の研修における連携等を通じ、問題意識の共有に努める。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の

業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。

- ・ 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者の検査において、詐欺的な事例や、無登録業者の関与が認められる事例が多数認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を図る。

#### ④ 検査マニュアルの策定、見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け、区分管理の金銭信託への一本化の実施、並びに有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入等の制度改正を踏まえ、本年3月、一部改正を行ったところであり、今後のFX業者等の検査において、これらの着眼点に則し、検証を行うこととしている。

さらに、本年4月より信用格付業者に対する検査権限が証券監視委に付与されることに伴い、同3月「信用格付業者に対する検査マニュアル」を策定、公表したところであり、引き続き、今後の制度改正等に応じ、検査マニュアルの策定、見直しを行い、検査の透明性、予測可能性の向上に資することとする。

### (2) 重点検証分野

#### ① ゲートキーパーとしての機能発揮

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出に関し、社内規定の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受け、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

##### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引等、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

##### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性、透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、さらにはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に

対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

## ② 内部管理態勢等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含みリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

### ロ. システムリスク管理態勢の適切性に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、障害発生時の対応や外部委託先の管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けシステムリスク管理態勢の適切性、実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

## ③ 投資者保護等の観点からの検証

### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。また、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品については、当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等について、顧客に必要かつ十分な説明が行われているか検証する。さらに、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果や市場要因及び注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況、並びに利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性等を検証する。

### ハ. 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売に係る法令遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者（以下「ファ

ンド業者」という。)に対するこれまでの検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解を生ぜしめるべき表示、分別管理の未実施等の重大な法令違反や投資者保護に欠ける不適切な業務運営が多数認められたことに鑑み、引き続きファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、ファンド業者の検査に関し、無登録の者が登録を要する業務を行っている状況が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。

## 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の法令遵守意識の欠如や内部管理態勢の未整備等を原因として、無登録による有価証券の売買等や著しく事実に相違する表示のある広告、事業報告書の虚偽記載等の法令違反等が多数の業者において認められたことに鑑み、引き続き法令遵守状況等の検証に注力する。また、重大な法令違反行為の未然防止等の観点から、広告審査態勢や誠実かつ公正な苦情対応等の苦情処理態勢等を検証する。

### ④ その他

#### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。さらに、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

#### ロ. 新たな検査対象、金融商品等に係る検証

本年4月より新たに検査対象先となる信用格付業者については、「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行うこととする。

また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等については、その業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行う。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方にに基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化や、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行うこととする。
- ② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行

う業者等)については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断する。

- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等監視官部門をサポートし、一体的に検査に取り組む。

## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む） 及び投資運用業者	150 社 (うち財務局等が行うもの 110 社)
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、 金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施

(注)上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

### 第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

#### 1 改正の経緯

証券監視委は、(1)金商法等の一部を改正する法律（平成22年5月12日成立）が平成23年4月1日に施行されたことに基づき一定規模以上の証券会社に対し連結規制が導入されたことや大手証券会社のリスク管理態勢の検証に係る金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）の整備が必要となっていたこと、(2)個人向け店頭デリバティブ取引の販売勧誘に関する自主規制ルールが整備されたこと、(3)平成22年10月の証券監視委による建議を受けて、金商業等府令の一部を改正する内閣府令（平成22年12月27日公布。以下「改正金商業等府令」という。）が施行されたことに基づき、ファンドの販売に関する規制が拡充されたこと及び(4)「システムリスク管理態勢」の検証項目について見直しが必要となっていたこと等を踏まえ、検査マニュアルの改正（案）を作成し、平成23年2月2日から同年3月4日までの間パブリック・コメントに付した上、同年4月1日に公表した。

なお、改正後の検査マニュアルについては、平成23年4月4日以降に実施した検査から活用している。

#### 2 改正のポイント

- (1) 平成23年4月1日から証券会社に対する連結規制が導入されたことに伴い、必要となる検査マニュアルの手当て（連結ベースでの自己資本規制比率の検証等）を行うとともに、国内外の大手証券会社グループのリスク管理態勢の検証のための確認項目を策定した。
- (2) 個人向け店頭デリバティブ取引に係る販売・勧誘態勢の検証について、平成23年4月1日から施行された日本証券業協会等の自主規制規則の改正内容を反映した確認項目を新設した。
- (3) いわゆる事業型ファンドの販売に関し、平成23年4月1日から施行された改正金商業等府令により、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況及び当該実施状況を確認した方法が追加されたことから、これに対応した改正を実施した。
- (4) 「システムリスク管理態勢」について見直しが必要となっていた部分（情報セキュリティ管理態勢の検証に係る確認項目の追加等）について改正した。

### 第4 検査実績

#### 1 検査計画及びその実施状況

- (1) 平成22年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

##### ① 第一種金融商品取引業者等

平成22年度においては、第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資運用業者150業者に対する検査を計画し、実際には、140業者（第一種金融商品取引業者91業者（旧国内証券会社63業者、旧外国証券会社9業者、旧金融先物取引業者19業者）、登録金融機関28業者、投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。以下、本章において同じ。）21業者）に対し検査に着手した。

平成22年度に検査着手したもののうち、116業者（第一種金融商品取引業者72業者（旧国内証券会社49業者、旧外国証券会社7業者、旧金融先物取引業者16業者）、登

録金融機関 25 業者、投資運用業者等 19 業者) については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 21 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 37 業者 (第一種金融商品取引業者 28 業者 (旧国内証券会社 25 業者、旧外国証券会社 1 業者、旧金融先物取引業者 2 業者)、登録金融機関 3 業者、投資運用業者等 6 業者 (投資運用業者 4 業者、投資法人 2 法人)) については、平成 22 年度中にすべての検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう (ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。)

## ② 投資助言・代理業者等

平成 22 年度においては、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実際には、投資助言・代理業者 36 業者、第二種金融商品取引業者 6 業者、金融商品仲介業者 1 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 2 業者の計 45 業者に対し検査に着手した。

平成 22 年度に検査着手したもののうち、投資助言・代理業者 28 業者、第二種金融商品取引業者 4 業者、金融商品仲介業者 1 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者の計 34 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 21 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった投資助言・代理業者 7 業者、第二種金融商品取引業者 14 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者の計 22 業者については、平成 22 年度中にすべての検査が終了している。

## ③ 自主規制機関

平成 22 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関 1 機関に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局宛に意見申出書を提出することができることとされている。これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果 (案) を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 22 年度に検査が終了した検査 (平成 21 年度以前に検査着手したものを含む。) において、金融商品取引業者等 3 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行っている。

- (2) 平成 22 年度に検査が終了したもの (平成 21 年度以前に検査着手したものを含む。) のうち、重大な法令違反が認められた件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている (本章第 7 参照)。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知

するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

別表 平成 22 年度の検査実施状況

業務の種別	証券検査 基本計画	22 年度		(参考 1)	(参考 2)
		検査着手	検査終了	検査終了 (21 年度 着手分)	検査対 象先数
第一種金融商品取引業者	150	91	72	28	333
登録金融機関		28	25	3	1,136
投資運用業者		15	14	4	318
投資法人		6	5	2	49
投資助言・代理業者	随時 実施	36	28	7	1,126
第二種金融商品取引業者		6	4	14	1,303
金融商品仲介業者		1	1	0	652
適格機関投資家等特例業務届出者		2	1	1	3,893
自主規制機関	必要に応 じて実施	1	1	0	11

(注 1) 検査終了欄は、平成 22 年度に着手し、同年度中に検査が終了した件数を表す。なお、(参考 1) の検査終了欄は、平成 21 年度に着手し、平成 22 年度中に検査が終了した件数を表す。

(注 2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注 3) 検査対象先数は、平成 23 年 3 月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

## 2 平成 22 年度における検査の特色

平成 22 年度における検査の特色として、平成 21 年度に引き続き、効率的・効果的な検査実施に向け、業種や規模・特性を勘案の上、当該業者において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査に努めたことが挙げられる。

具体的には、大手証券会社については、海外当局と連携しつつ、フォワードルッキングな観点から、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置いた検査を行う一方、過去の検査において重大な法令違反が多数認められたファンド販売業者（ファンドの販売を行う第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）や投資助言・代理業者に対しては、法令違反行為の有無について集中的に検査を実施し、重大な問題が認められた業者に対しては、行政処分を求める勧告を行っている。

## 3 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 22 年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 134 人・日（旧国内証券会社 134 人・日、旧外国証券会社 243 人・日、旧金融先物取引業者 77 人・日）、第二種金融商品取引業者 26 人・日、投資運用業者等 82 人・日、投資助言・代理業者 27 人・日、登録金融機関 47 人・日、金融商品仲介業者 18 人・日、自主規制機関 86 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は 35 人・日、最多検査投入人員は 785 人・日となっている。

## 第5 集中的な検査

### 1 ファンド販売業者

証券監視委は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、集団投資スキーム（ファンド）の持分の販売を行う業者の法令遵守状況について、平成 21 年度以降集中的に検査を実施してきた。平成 22 年 10 月 19 日、改めて、同年 9 月末までの検査において認められた問題事例について取りまとめ、公表を行うことにより、ファンド販売業者に対し法令遵守態勢の整備・改善を求めるとともに、投資者の皆様に対し、ファンドへの投資を判断する際にはこれらの問題点に十分注意されるよう促した（検査結果の詳細については、付属資料 188 頁参照。）。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、いわゆる「事業型ファンド」（主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド）販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行った（建議の詳細については、第 8 章第 2 参照。）。

### 2 投資助言・代理業者

証券監視委は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、平成 21 年 3 月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきた。平成 23 年 2 月 8 日、改めて、同年 1 月末までの検査において認められた問題点について取りまとめ、公表を行うことにより、投資助言・代理業者に対し法令遵守への取組みを強く求めるとともに、投資者の皆様に対しても、投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際には、これらの問題点に十分注意されるよう促した（検査結果の詳細については、付属資料 207 頁参照。）。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、他の金融商品取引業と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行った（建議の詳細については、第 8 章第 2 参照。）。

## 第6 検査結果の概要

平成 22 年度に検査が終了した金融商品取引業者等の主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第 7 で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 128 業者であり、61 業者において問題点が認められた。これら 61 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 8 業者、投資者保護に関するものは 19 業者、財産・経理等に関するものは 13 業者、その他業務運営に関するものは 43 業者となっている。

#### (1) 不公正取引に関するもの

- ① 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号〕（本章第 7-1-(1)参照）
- ② 内部者取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

当社は、重要事実の公表日より 15 営業日前までの期間に、内部者登録のある顧客が行った当該登録銘柄の取引（以下この(1)②において、「公表前 15 営業日取引」という。）を抽出し、抽出された全ての取引について審査をすることとしている。

しかしながら当社は、  
イ 社内規程等において具体的な審査基準が定められていないため、内部者取引の疑いのある取引か否か取引内容の分析を行うなど、顧客の取引手法・形態等の売買動向等に係る具体的な審査が行われていない、  
ロ 公表前 15 営業日取引を行った顧客の売買動機等の把握が十分に行われていない、など、内部者取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていなかった。

**③ 空売り規制違反〔金商法第 162 条第 1 項第 1 号〕**

当社において、顧客から A 銘柄の売付注文を受けた担当者（以下この(1)③において、「受注担当者」という。）が、顧客の銘柄ごとの受注、執行及び約定に係る状況を適切に管理していないため、顧客が保有する A 銘柄の株式数を正確に把握しておらず、また、注文の執行担当部署の担当者（以下この(1)③において、「執行担当者」という。）も、受注担当者が受託した売付注文が顧客の A 銘柄に係る保有株式数の範囲内であるかについてのチェックを怠っていたため、

イ 受注担当者が顧客から受託した A 銘柄にかかる売付注文 198 株のうち 88 株は、空売りとなるにもかかわらず、執行担当者は、取引所に対し空売りであるか否かの別を明らかにしないまま、これを執行した。

ロ さらに、受注担当者は、株価の下落局面において、顧客から直近公表価格以下の価格で受託し、執行担当者はこれを執行した。

**④ 売買管理態勢の不備**

当社は、大型の時価発行増資が行われる株式において、増資価格の値決め日となる蓋然性の高い特定日の大引け間際の時間帯に、当該公募株式の割当を受ける予定の顧客から、当該銘柄に係る大量の空売り注文を受託している。当該空売り注文について、空売りの価格規制のため、市場で受注株数の全体は売却できないと判断した場合に、当社は受注株数の全株又は一部を、直近公表価格以下の価格で取引所外取引で自己勘定で買い取り、直ちに市場で買取価格と同値で現物の売り注文を発注し、約定させている。こうした事例は、複数の顧客との間で、複数の銘柄において認められた。

本件取引は結果として、顧客の空売り注文について、空売りの規制価格以下での価格で約定することを可能としている。また本件取引は、大量の売り注文が大引け間際の短時間に市場に発注されることにより、株価の価格形成に影響を与え得る行為である。

しかしながら当社においては、これら一連の取引については、売買審査の対象として抽出されておらず、特段の売買審査が行われていなかった。

**⑤ 引値保証取引に係る先行ヘッジ取引の売買管理態勢の不備**

当社は、顧客との引値保証取引に係る先行ヘッジ取引の発注において、大引け直前に直前値の 1 文高等や 3 文高等の売指値注文を、取引の流動性の状況にかかわらず一律に行っており、流動性の低い銘柄にあっては、当社の大引け直前の注文がそれぞれの価格帯の板を厚くし、上値を抑えたものとなっており、結果として株価形成に影響を与えている蓋然性が高いものとなっている状況が認められた。

このような状況下において、当社の引値保証取引に係る売買審査の抽出対象は、株価が一定以上変動し、かつ一部でも取引が約定した注文とされており、結果的に未約定となった大引け直前の発注を条件に抽出するといった、株価形成への影響可能性という観点からの検証が行われていない状況が認められた。

**⑥ 不公正取引の未然防止を図るため法人関係情報の管理、売買審査及び顧客管理態勢の不備**

当社においては、イ 法人関係情報の報告・登録の確実性と厳格な管理及び適切な取引審査の実施を担保する有効な措置が十分に講じられておらず、これにより法人関係情報の登録漏れが発生・看過されている、ロ 役職員に対する法人関係情報に係る社内規

則の理解と重要性の認識が十分に周知・徹底されているとは言い難く、これにより法人関係情報の登録遅延が発生・看過されている、ハ 取引顧客数及び取引量の拡大に注力しているインターネット取引について、非対面性・非書面性を考慮した内部者取引の排除のための牽制措置が十分に講じられていない、など不公正取引の未然防止を図るための法人関係情報の管理、売買審査及び顧客管理態勢に不備が認められた。

#### ⑦ インターネット取引顧客に対する売買審査態勢の不備

当社では、不公正取引の疑いがあるとして一定の基準により機械的に抽出される取引の大半がインターネット取引であるという実態の中、見せ玉、仮想・馴れ合い売買等に係る抽出項目に関し、特定のインターネット取引顧客による不公正取引の疑いのある取引が、継続的にかつ長期間にわたり抽出されている状況にあった。

しかしながら、当社は、売買審査の重要性に係る認識が不十分であったことから、こうした取引を「インターネット取引における多様な取引形態のひとつである」等として安易に容認しており、十分な売買審査を行っていなかった。また、顧客に対し注意喚起等の措置を講ずる具体的な基準が不明確であったことから、社内において注意顧客として取り扱うにとどまり、顧客に対し不公正取引のおそれがある旨を伝えるなどの厳正な対応が図られていなかった。

また、当社は、不公正取引の疑いがあるとして抽出した事例につき、取引の確認を行うべくIPアドレスの取得を試みたが、当社内における部署間の連携が不十分であったことから、その取得には至っておらず、本件取引に係る売買審査が不十分なまま、その後も当該顧客の取引を継続させていた。

### (2) 投資者保護に関するもの

#### ① 勧誘相手方の人数制限を超えた私募債の勧誘及び同行為に係る内部管理態勢の不備

〔金商法第4条第1項〕

イ 当社は、勧誘した私募仕組債について、発行者による法定の届出がなされていないにもかかわらず、私募の法定要件である勧誘の相手方の人数制限（49名）を超える、72名の顧客に対し当該商品の取得の申込み勧誘を行っていた。

ロ 当社は、私募の取扱いに係る販売資料の取扱い等について社内規程を作成していない、前回検査以降に販売した私募仕組債4銘柄のうち、3銘柄の販売用資料について広告審査を実施していないなど、法令違反を未然に防止するための内部管理態勢の整備を行っていなかった。

#### ② 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第15条第1項及び金商法第38条第6号に基づく金商業等府令117条第1項第2号〕（本章第7-1-(6)参照）

#### ③ 無登録による投資運用業務〔金商法第29条〕（本章第7-1-(5)参照）

#### ④ 契約締結前交付書面の未交付〔金商法第37条の3第1項〕

当社は、金商法施行後、口座開設済みの既存顧客に対して、契約締結前交付書面（以下この(2)④において、「交付書面」という。）を一斉発送しているほか、新規に口座を開設した顧客に対して、営業員から直接、交付書面を交付している。しかしながら、当社が交付書面を交付した日から1年を超えて金融商品取引を再開している顧客に対して、交付書面を交付していなかった。

#### ⑤ 投信の乗換勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社においては、毎月分配型投信から他の投信への乗換勧誘に際し、売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実という顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について顧客に説明していない事例が、多店舗にわたり多数認められた。

加えて、イ 営業員が投信の乗換勧誘を行う場合には投信乗換記録を作成し営業管理職の事前承認を得ることとなっているが、営業管理職が申請書の内容を鵜呑みにし、事実の確認を行っていない事例があるなど、大半の営業管理職において投信の乗換勧誘に係る営業員への指導が不十分であり、不適切な乗換勧誘の状況を看過している、ロ コンプライアンス担当部署は、投信の乗換勧誘に係る重要事項の説明がされているかどうかについてのモニタリングを行っていないなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

⑥ 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

⑦ 投資信託の買付申込みに関し不適切な説明を行っているとは認められる状況

当社では、顧客が株式を発注する場合、有価証券を加えた預り資産の範囲で買付注文を発注できるサービスを提供しており、この場合、現金の不足分は、受け渡日までに入金すればよい旨表示している。一方、顧客が、当社において投資信託の定期買付けを行うため、当該買付代金を証券口座に入金した場合、当該入金をした後の同日中に株式買付けに係る注文を出すと、当該代金が、自動的に拘束されるシステム仕様となっている。

このため、顧客が株式の買付注文を出した際に、株式の買付代金と投信の決済予定金額の合計額に対して、預り金等が不足した状態になると、投信の買付申込みのために入金した代金がエラーとなり、この結果、翌営業日の投信買付けが行われず、上記の表示内容等とは異なる取扱いとなっている状況が認められた。

また、当社には、上記事例に係る顧客から、複数の苦情が寄せられていたが、当社は、当該苦情について、顧客の立場に立った検討を行わないまま、社内ルールだからという思い込みから、「顧客要望」「顧客の勘違い」等として処理をし、顧客に対し不適切な説明が行われているという状況を看過していた。

⑧ デリバティブ商品におけるリスク説明が不十分な状況

当社が顧客と締結している長期通貨スワップ取引契約について、「契約締結前交付書面」における時価変動シミュレーションの記載内容は、一定の前提条件は示されているものの、顧客の支払額が大幅に増加する転換点となる為替レートが含まれていないなど、表示されている為替変動幅が狭小であることから、円高が進行するにつれ顧客の評価損が大幅に拡大するという当該通貨スワップ取引の特性を踏まえた記載となっておらず、この点について当社が、口頭等による十分な説明を行っていた状況も確認できなかった。

⑨ 顧客からの苦情に係る内部管理態勢の不備

当社は、日本証券業協会等の自主規制機関による合同検査において、苦情処理態勢についての是正を要請され、また、当局に対して苦情対応に係る業務改善策について報告書を提出しているにもかかわらず、

イ 苦情処理態勢の改善計画を検討することもなく、苦情の件数すら把握していない

ロ 顧客からの苦情に関しては、営業担当者の独自の判断でコンプライアンス部への報告を行っていないなど、同部との連携、情報共有が図られていない

ハ 顧客からの残高証明書の残高相違に係る苦情について、社内規程に沿った適切な処理が行われていない

ニ 当局に対する報告書提出後、早期に適正な改善策を実施する必要があったところ、当社の対応は、適時性、実効性に欠けた不十分なものである

など、苦情に係る内部管理態勢に不十分な状況が認められた。

### (3) 財産・経理等に関するもの

#### ① 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況〔金商法第43条の2第2項〕

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオフバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

#### ② 担保同意書の未徴求〔金商法第43条の4第1項〕

当社は、非取引参加者であることから、顧客の信用取引の注文について、取次母店である証券会社へ取次ぎを行っているところ、当社において、顧客から預託を受けた有価証券を取次母店へ担保に供している事例の中に、顧客から書面による同意を得ていないものが認められた。

#### ③ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の6第1項〕

当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、

イ 平成22年1月18日にA社と合計6,000万円の劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、借入期間を平成24年3月31日までとする借入を行っている。

しかしながら、当該契約においては、「金融商品取引業者等がその元本の支払を行うことにより、金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反することとなる場合には、当該元金の支払を行わない」旨の特約が付されていないため、自己資本規制比率の算出において自己資本の補完的項目に計上できる短期劣後債務の全ての性質を有していないにもかかわらず、これを自己資本の補完的項目に計上している、

ロ 外国為替リスク相当額の算出に当たって、B銀行の外貨預金(52,480USD)及びデューリングに係る自己建玉を算入していない、  
こと等により、同比率を誤って算出し、これを当局へ届け出ている。

#### ④ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項及び第3項〕

当社は、基礎的リスク相当額の算出において、営業費用から控除することができない退職金等を控除して当該リスク相当額を算出していたことから、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行った。

#### ⑤ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項、第2項及び第3項〕

当社は自社決算において、繰延税金資産を計上しているが、翌期の課税所得の見積りに対する合理的な根拠が不十分なまま、誤って繰延税金資産を過大に計上していたこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行っていた。

### (4) その他業務運営に関するもの

#### ① 特定投資家移行に係る不適切な取扱い〔金商法第34条の4第2項〕

当社は、特定投資家としての取扱いを申し出た個人顧客2名に関し、金融商品取引法第34条の4第1項第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第62条に規定された要件すべてに該当する個人であるかについて確認すべきところ、「デイトレーダーとして業界で有名な者である。」「上場会社の大株主である。」という漠然とした情報に基づき、顧客の投資経験の有無や資産規模を把握するにとどまるなど、法令に定める確認行為を行わないまま特定投資家への移行の申出を承諾し、特定投資家としての取扱いを行っていた。

② 顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕

当社は、平成 18 年 5 月から平成 20 年 7 月末までの間、外国為替証拠金取引において、既存顧客の取引拡大及び取引口座解約率の低下を目的として、顧客が行った取引数量に応じ一定のポイントを付与し、当該ポイントに応じた顧客口座への入金又は商品との交換サービス（以下この(4)②において、「ポイントサービス」という。）を取り扱っていた。

このような状況下、当社は、平成 20 年 4 月 21 日に顧客 A からの要求を受け、平成 20 年 4 月 24 日、ポイントサービス規約には、複数口座に係るポイントの合算や、ポイントの前倒し付与を認めるといった規約がないにもかかわらず、当該顧客のみ特例として、同顧客の個人口座及び同顧客が代表を務める法人 3 口座に係るポイントを合算して 66,060 ポイント（66,060 円相当）とすること、また、パソコン 3 台（366,030 円）と交換するために不足する 299,970 ポイント（299,970 円相当）を前倒しで付与し、当該顧客にパソコン 3 台を提供することを決定し、翌 4 月 25 日、パソコン 3 台を小売業者から 366,030 円（顧客保有の 66,060 ポイント＝66,060 円相当を含む。）で仕入れ、当該顧客に提供した。

③ 発行会社による自社上場株券の買付に係る無断買付及び買付執行に関する社内管理体制の不備〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 11 号、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号〕

当社は、取引所金融商品市場での発行会社による自社上場株券の買付けの受託業務を行っており、発行会社との間で取引一任勘定取引契約を締結するなどして取引を受託している。

イ 当社は、発行会社との間で「自己の株式買付委託契約」を締結し、発行会社が一定の日における買付株数及び買付金額の総額を指定したうえで買付けを行うと定め、個別に顧客より注文書を受け、注文書に基づき自己株買付けを行っていた。しかしながら、当社の買付担当者は、当該銘柄の流動性が低いいため、買える時に買えるだけ買うべきと考え、発行会社が公表した取得株式の総数等の上限の範囲内であればよいと認識し、注文書の総数等を超えた買付けを行っていた。

ロ 当社は、自己株買付けに係る取扱規程及び業務フローを定めていなかったため、当該業務の運営は担当部署に委ねられ、買付担当者等による恣意的な判断により行われていたほか、担当部署の責任者は個別の買付けが注文書の買付可能範囲内であるかについての検証を全く行っていないなど、当社の自己株買付けに関する内部管理態勢は不十分なものとなっていた。

④ 金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号、金商法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号〕（本章第 7-1-1-(3)参照）

⑤ 個人情報保護管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 7 号〕

イ 当社においては、顧客の氏名、住所、口座番号、取引・残高明細が記載された取引残高報告書（約 14,000 通）の電子データによって構成されたデータベース 1 件が台帳に登録されておらず、当該データベースについて、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。また、取得後 6 か月を超えて保管されている個人データについて、当社の誤認から、台帳の保管期限欄には一律「6 か月」と記載するなどしており、台帳の記載内容に不備が認められた。

ロ 当社においては、機微情報の取扱いについての社内規程を整備しておらず、相続手続業務に伴い取得した機微情報を含む戸籍謄本等を PDF ファイル化して保存しているものの、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。

また、口座管理業務に伴い取得した運転免許証等の本人確認書類をPDFファイル化して多数保有しているが、そのうち90件について、当該機微情報部分に黒塗り等の措置を講じないまま取得し、他の本人確認書類と同様のアクセス権限の下で保存していた。

⑥ **アルゴリズム取引に係るシステム管理態勢の不備**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社が行ったアルゴリズム取引を使った自己勘定による裁定取引において、大量の誤発注が発生したことから、その発生原因等を検証したところ、アルゴリズム売買発注について、注文制限の設定等、システム障害に係る予防措置が十分整備されていなかったこと、システム更新時のプログラムの整合性が取れていないことなど、当社のシステム管理態勢には不備があると認められた。

⑦ **電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社は、前回検査においてシステム障害発生に係る当局への未報告について指摘を受け、システム業務委託先との定例会議の開催、マニュアル及び対応フローの整備等一定の改善が図られている。

しかしながら、依然としてシステム障害発生の当局への未報告が認められたほか、システム障害の原因究明や対応実施に関する管理が不十分であったことから同じ原因によるシステム障害が発生している。また、システム監査が十分機能しておらず、システム障害による顧客への対応においても不適切な取扱いが認められるなど、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。

⑧ **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社においては、

- イ 発生したシステム障害の概要（件数、件名等）については月次で取締役会へ報告しているものの、システム障害の発生原因、再発防止策の実施状況、システム障害に係る集計・分析の結果については報告していない、
  - ロ システム障害に係る発生原因の把握、再発防止に向けた対策が不十分なため、同様のシステム障害が再発していた。また、顧客に影響があったシステム障害のうち、一部について金融庁長官への報告が漏れている、
  - ハ システムに関する内部監査担当として専門家を配置しておらず、外部専門家による監査も実施していなかった。こうした中、当社において、内部監査に当たり十分な証跡に基づいた検証等が行われずに「問題なし」とされている、
- など、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。

⑨ **金融商品事故等防止態勢の不備**〔金商法第51条〕（本章第7-1-1(2)参照）

⑩ **外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為**〔金商法第64条第2項〕（本章第7-1-1(4)参照）

⑪ **信用取引保証金の不適切な引出し**〔金商法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第7条〕

当社は、信用取引を受託している顧客に対し代用有価証券として預託を受けていた株式について、信用取引保証金口座から順次引き出すことを容認し、売却させているが、このうち一部のものについて、以下の状況が認められた。

- イ 当該顧客に係る信用取引保証金の預託率が30%を下回っているにもかかわらず、売却代金を受渡日に預り金口座に預け入れたままにさせている状況
- ロ 売却代金を受渡日に建て玉の品受け代金に充当させ、品受けした株式を代用有価証券として信用取引保証金口座に入庫させているものの、入庫後の預託率が30%を下回

っている状況

**⑫ マネー・ローンダリング等防止態勢の不備〔犯収法第9条第1項〕**

当社においては、不芳属性情報の存在する顧客については、コンプライアンス部署が注意口座として顧客口座管理システムに登録し、営業部店において当該システムにより注意口座との確認が可能な状況となっており、注意口座として登録された顧客への勧誘は、原則、禁止とされているほか、注意口座での取引については、取引実行後にコンプライアンス部署へ報告することが定められている。しかしながら、

イ 注意口座として登録がなされているにもかかわらず、当該口座に対し、営業店による入出金に係るモニタリングが実施されておらず、コンプライアンス部署においても営業部店に対する点検が行われていないこと等から、疑わしい取引の届出が未提出となっていた事例が認められた。

ロ 当社の公募株の配分に関する社内規程では、公募株の配分は取引実績等を総合的に検討して実施することとされているが、部長及び営業担当者等は、当該顧客が不芳属性情報を持つ顧客であり、原則、勧誘禁止となっていることを認識しながら、過去における特段の取引実績もない中で、社内ルールを無視し、割り当てられた公募株の消化を目的として勧誘、配分を行ったほか、コンプライアンス部署への報告を行わなかった。

**⑬ 本人確認等に係る顧客管理態勢の不備**

当社における顧客管理において、

イ 電話番号等が同一である顧客口座の名寄せ調査における顧客への確認方法が、回答フォーマット上の項目にチェックさせるという形式的なものとなっているなど、属性情報に疑義があり、なりすまし等が疑われる口座に係る検証が不十分となっていた。また、名寄せ調査に基づき、当社が取引停止措置を執っている口座34件のうち30口座について、疑わしい取引の届出を行っていなかった。

ロ 異名義入金に係る顧客確認において、未だに顧客と連絡が取れないことからその確認が全く行えない状況となっているにもかかわらず、一部について、異名義入金発生以降も取引が継続していた。

**⑭ 情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の不備**

イ 当社の社内規程では、アクセス権限の付与状況の見直しを実施することが定められているが、ファイルサーバシステムは部署やプロジェクト毎に作成されたフォルダから構成されており、当社の日常業務に係る情報が記録・保管されている情報セキュリティ管理上の最重要システムと位置付けられているにもかかわらず、当社は、当該システムにつきアクセス権限の定期的な付与状況の見直しを実施していなかった。また、特権ID(全ての操作が出来るID)の付与は限定されるべきであるにもかかわらず、当社においては、必要のない要員にも、常時、特権IDが付与されていた。

ロ 当社は、社内規程において、情報へのアクセスログを取得し分析等を行うことを定めている。しかしながら、当社は、ファイルサーバシステムのアクセスログを取得しておらず、ログの分析・レビューによるモニタリングを実施していなかった。また、社内規程において、特権IDで行われた作業をモニタリングすることが定められているにもかかわらず、当社のシステムには、特権IDを使用した操作につきモニタリングが実施されていないものが多数存在していた。

**⑮ 情報セキュリティ管理態勢の不備**

当社は、情報ベンダーの端末に関して、外部へのメール送信や外部記録媒体への情報の書出しの状況について、その内容の適切性に係る管理を行っていなかった。

**⑯ セキュリティ管理態勢及び障害管理態勢の不備**

イ 当社においては、本来、コンプライアンス部の役職員のみがアクセスすることが許

可されている法人関係情報、売買取引申請書、外務員登録情報等の機密性の高い情報が格納されたフォルダに対するアクセス権限が全ての役職員へ許可されていた期間があるなど、情報セキュリティ管理態勢に不備が認められた。

ロ 当社においては、システム障害情報が適切に管理されておらず、システム障害情報に対するリスク評価基準が不明確であることから、有効性のあるリスク分析が行われず、再発防止策を検討する態勢が不十分であるなど、システム障害管理態勢に不備が認められた。

#### ⑰ 内部管理態勢の不備

当社は、当社に適格機関投資家としての出資を求めている特例業務の届出者（以下この(4)⑰において、「特例業者」という。）から匿名組合等（以下この(4)⑰において、「ファンド」という。）の組成等に関するコンサルタント業務を請け負ったうえで、当該ファンドへ出資を行っている。

しかしながら、当社の適格機関投資家としてのファンドへの出資に関し、

イ 特例業者とのコンサルタント契約において、当社が受け取るコンサルタント料に当社の出資金相当額を上乗せさせることを条件としており、当社の出資金は、実質的に特例業者が負担し、当社は形式的にファンドに出資しているに過ぎない状況が認められた。

ロ また、当社が適格機関投資家として出資を行ったファンドの中には、当社の出資時点で、既に出資持分の取得勧誘を終え、運用が始まっていたにもかかわらず、ファンドの運営者が特例業務の届出を行っていなかったものが認められた。

上記のような状況について、当社は、自らが適格機関投資家としてファンドに出資することで、本来は金融商品取引業の登録が必要なファンド運営業務が、適用除外として登録を行うことなく可能となることを認識するとともに、当社の出資の形態に問題意識は持っていたとしながらも、利益確保を優先し、敢えて改善することもなく継続してきたとしており、当社においては、内部牽制機能の欠如が認められた。また、当社は、出資及びその関連業務を主な業務として行っているが、上記ロのとおり、当該業務に関する十分な検証態勢を構築していない。

このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業の登録を免れようとする悪質なファンドに利用されかねず、金融商品取引業者として、内部管理態勢に不備があるものと認められる。

#### ⑱ 個人データに係る管理態勢の不備

当社においては、個人情報管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。

#### ⑲ 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況

イ 当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用する恐れがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。

ロ 当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先法人及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優越的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識しながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。

**⑳ 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況**

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっておりとともに、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第 39 条第 3 項に基づく金商業等府令第 118 条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。

**㉑ 内部管理態勢の不備**

イ 当社は、前回検査において「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況との指摘を受け、当局に対して改善報告書を提出しているが、外部委託業務に係るリスク管理態勢及び外国為替証拠金取引に係る過去の表示レートの保存に関し、改善報告書記載の改善措置が不十分であった。

ロ 当社は、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けが既存業者に対して適用となった平成 22 年 2 月 1 日以降においても、必要な社内規程等を整備しておらず、また、実行されたロスカット取引の妥当性について検証を十分に行っていないなど、ロスカット取引に係る管理態勢が不十分な状況であった。

**㉒ なりすまし取引が疑われる口座に係る検証態勢が不十分な状況**

イ 当社は、新規顧客による口座開設時及び既存顧客による登録内容変更時に、当該顧客とメールアドレス又は電話番号が同一である異姓異住所等の顧客（以下この(4)において「重複顧客」という。）を抽出しているが、そのうち、新規顧客又は登録内容を変更した顧客のみに取引主体等が本人か否かの回答を求め、この回答のみをもって、当該顧客とメールアドレス等が重複する他の顧客も含め、問題ないものとして判断しているなど、取引主体等の確認が不十分な状況であった。

ロ 当社は、半年に一度、定期名寄せ調査として、重複顧客を抽出しているが、抽出された顧客に対してメールアドレス等の重複の解消を依頼し、これが解消されれば調査終了とするなど、当該調査の実態は、なりすまし取引を防止するための調査としては実効性がない。

ハ 今回検査において、重複顧客に係る取引内容の審査や IP アドレス調査を行ったところ、なりすまし取引が強く疑われる同一日に同一銘柄を売買し、かつ、IP アドレスが同一である複数の顧客が認められた。

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 18 業者であり、12 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 12 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 6 業者、財産・経理等に関するものは 3 業者、その他業務運営に関するものは 6 業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

① ファンド運用に係る無登録営業〔金商法第 29 条〕（本章第 7-2-(3)参照）

② 無登録で行う投資助言業務〔金商法第 29 条〕

当社は、当社取締役が以前勤務していた投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結していた顧客のうち希望する者から、「購読申込書」を徴した上で、購読料の入金確認後、購読期間区分（1年、6か月）に応じて、推奨する特定の上場銘柄に関し、「現在の株価は積極的に買う水準にある」といった金融商品の価値等の分析等を記載したレポートを月3回送付していた。

③ 無登録業者への名義貸し〔金商法第 36 条の 3〕（本章第 7-2-(1)参照）

④ 著しく事実に相違する表示等のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 1 項、金商法第 37 条第 2 項〕

当社は、匿名組合契約に基づく集団投資スキーム持分（以下この(1)④において、「ファンド」という。）の取得勧誘のために行った新聞広告において、

イ 金商法第 37 条第 1 項第 3 号及び施行令第 16 条第 1 項第 1 号に基づく業府令第 74 条第 1 項に規定する「顧客が支払うべき対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」について表示していなかった。

ロ ファンドの分配目標において、契約締結前交付書面には「年 10%から 12%」と記載しているところを、根拠もなく分配目標「10%~20%」あるいは「10%~40%」と記載し、金商法第 37 条第 2 項に規定する「金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み」について、著しく事実に相違する表示を行った。

⑤ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕（本章第 7-2-(5)参照）

⑥ 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(7)参照）

⑦ 無登録業者の運営するファンドへの出資等〔金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(4)参照）

⑧ ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等〔金商法第 51 条、金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕（本章第 7-2-(2)参照）

(2) 財産・経理等に関するもの

① 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為〔金商法第 40 条の 3〕（本章第 7-2-(8)参照）

② 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為〔金商法第 40 条の 3〕

当社においては、6種の匿名組合契約に基づく権利について、当社の定款及び匿名組合契約書等にて、出資金の分別管理に関する定めがなされていないにもかかわらず、私募の取り扱いを行っている状況が認められた。

(3) その他業務運営に関するもの

① 業務の運営が不適切な状況〔金商法第 40 条の 3、金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(6)参照）

② 本人確認義務違反〔犯収法第 4 条第 1 項〕

当社は、第二種金融商品取引業の登録以降、自らを業務執行組合員とする任意組合契約に基づく出資持分の取得勧誘を行っているが、当該ファンドにおいて、投資事業組合契約を締結した顧客に係る本人確認を行っていなかった。

### 3 投資運用業者等に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した投資運用業者等は計 25 業者であり、5 業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 5 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 1 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するものは 3 業者となっている。

#### (1) 不公正取引に関するもの

##### ○ 取引モニタリング（売買審査）態勢の不備

当社における定期モニタリング事項の中には、ファンド間売買、売買関与率、短期売買、公社債の売買状況、ファイナンス銘柄の売買状況の 5 項目が定められている。しかしながら、当該 5 項目の検証作業をみると、全て取引データを入手することにより、日々検証することが可能であるにもかかわらず、月次での検証作業となっており、法令・社内規則等違反がある取引もしくはそのおそれがある取引について、取引モニタリング担当部署がその発生を直ちに把握・認識する態勢となっていないことから、法令等違反行為の未然防止、早期発見・是正の役割を担う取引モニタリングが有効に機能していなかった。

#### (2) 財産・経理等に関するもの

##### ○ 投資運用業の登録に係る登録拒否要件に該当している状況〔金商法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号〕

当社は、投資運用業の登録要件である最低資本金の額（5,000 万円）を一時的に満たすべく、当社へ出資するために A 社を新たに設立し、当社の自己資金に加え、金融機関からの借入金を A 社に貸し付けた上で、A 社を通じて出資を受けた。金融機関からの借入金は、増資後速やかに当該出資金を充てて返済する意図を持っていたことなど、真に資本を充実させる行為ではなく、当社が A 社から受けた払込みは無効であると認められる。したがって、当社は、投資運用業の登録に必要な最低資本金の額を満たしていない状況にあった。

#### (3) その他業務運営に関するもの

##### ① 投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況〔金商法第 51 条〕（本章第 7 - 3 参照）

##### ② 内部管理態勢等の問題〔投信法第 15 条第 1 項、金商法第 47 条〕

イ 当社は、当社が運用する公募投資信託等について、投資信託財産運用指図書を適切に作成、保存していなかった。また、当社が行う投資一任業務について、運用明細書の一部を管理、保存していない状況が認められた。

ロ 当社は、当社が運用する公募投資信託の目論見書において、ファンドのリスク管理体制として記載している事項（リスク管理関連の委員会が運用リスクを把握・管理し、運用部門等へ是正勧告を行うなど）を実施しておらず、ファンドの運用管理を適切に実施する態勢を構築していなかった。

ハ 当社は、前回検査の結果に基づき、業務を改善するとして報告した当社の社内検査態勢について、自主点検・検査を一切実施していないなど、業務改善報告書どおりに改善を実施していなかった。

### 4 投資助言・代理業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 35 業者であり、25 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 25 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 18 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するも

のは15業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- ① 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条、金商法第51条〕（本章第7-4-(3)参照）
- ② 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条、金商法第36条の3〕（本章第7-4-(5)参照）
- ③ 無登録業者への名義貸し〔金商法第36条の3〕（本章第7-4-(1)参照）
- ④ 著しく事実に相違する表示のある広告〔金商法第37条第2項〕

当社は、顧客獲得のための広告として、不特定多数の者が閲覧できるウェブログ（以下この(1)④において、「ブログ」という。）を当社ホームページに掲載しているが、架空の人物である当社会員Aを主人公としたブログにおいて、当社の助言により利益を上げることができたとする架空の物語を掲載し、当社の助言実績について著しく事実に相違する表示を行っていた。
- ⑤ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第2項〕（本章第7-4-(7)参照）
- ⑥ 著しく人を誤認させる表示等のある広告を行う行為〔金商法第37条第2項〕

当社は、インターネット上に設けたバナー広告において、「発売以来、300人以上のクライアントに1,000万円以上の利益を生み出した投資手法」と掲載していた。

しかしながら、当社では、助言により顧客が利益を得たか否かの状況を把握しておらず、また、300人以上の顧客において1,000万円以上の利益が発生した実績を証するものもなく、当社の投資助言葉の実績について、著しく人を誤認させるような表示を行っていた。
- ⑦ 法定書面の未交付等〔金商法第37条の3第1項、金商法第37条の4第1項、金商法第47条、金商法第47条の2〕（本章第7-4-(6)参照）
- ⑧ 金融商品取引契約の解除に係る不適切な取扱い〔金商法第37条の6〕

当社は、顧客からの金融商品取引法第37条の6に基づく書面による契約解除（以下この(1)⑧において、「クーリングオフ」という。）の申出に関し、

イ 契約の解除を行う旨の書面（以下この(1)⑧において「書面」という。）の発信時に効力が発生することから、書面発信時に契約が解除されたものとして取り扱うべきところ、申出人に対し契約の継続依頼等のメールや電話連絡を行い、申出人が契約の解除を撤回等した場合に、再契約の取扱いを行わず、当初申出人より提出を受けた書面を無効としている事例が認められた。

ロ 「解除までの期間に相当する対価の額」を過大に算出するなど、適正な返金額に比べ、少ない金額を顧客に返金していた事例が認められた。

(2) その他業務運営に関するもの

- ① 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況〔金商法第29条〕（本章第7-4-(2)参照）
- ② 政令で定める使用人の変更等の届出未済〔金商法第31条第1項、金商法第50条第1項〕

イ 当社は、施行令第15条の4第2号に基づく業府令第6条第2項で規定する「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が平成21年10月31日に2名退職しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

ロ 当社は、平成22年2月1日より投資助言業務を休止しているにもかかわらず、そ

の旨を当局に届け出ていなかった。

ハ 当社は、平成 21 年 11 月 1 日に A 社の出資総額全額を取得し、子会社とした結果、金商法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく業府令第 199 条第 3 号に規定する「他の法人が、子法人等に該当することとなった場合」に該当することとなったにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

③ **業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済**〔金商法第 31 条第 3 項〕

当社は、登録申請書の記載事項である「業務の内容及び方法」のうち、会員区分及び助言報酬等の業務執行の方法に係る変更を数回行っているが、これを財務局長に届け出ていなかった。

④ **無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等**〔金商法第 51 条、金商法第 47 条の 2〕（本章第 7-4-(4)参照）

## 5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 2 業者であり、1 業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

### ○ 投資者保護に関するもの

① **第二種金融商品取引業の無登録営業**〔金商法第 29 条〕

当社が運営するファンドは、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約の営業者（当社）から匿名組合出資を受けていることから、当社が適格機関投資家等特例業務（以下この①において、「特例業務」という。）として行ったファンドの持分の私募は、金商法第 63 条第 1 項第 1 号ロの規定により特例業務の要件を満たすことなく行われていた。

② **運用報告書等に係る虚偽告知**〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社は、当社を営業者とし親会社である A 社が運営する集団投資スキームの持分の私募を行っており、取得勧誘の資料として、当該ファンドの運用報告書等をホームページに掲載するとともに、子会社による取得勧誘に際し、当該運用報告書等を使用させている。

当社は、当該運用報告書等に「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しているものの、実際には主に貸付により運用しているなど、これらの表示は事実と著しく相違するものとなっていた。

## 6 金融商品仲介業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は 1 業者であり、当業者において問題点は認められなかった（ただし、金融商品仲介業以外の業務を主に行う業者において、金融商品仲介業に係る問題点が 1 件認められた。）。

### ○ 投資者保護に関するもの

○ **金融商品仲介行為の明示事項に係る不備**〔金商法第 66 条の 11〕

当社は、投資助言業務の顧客につき当該助言に基づく委託売買注文の仲介を行っているが、金商法第 66 条の 11 第 4 号に基づく金商業等府令第 272 条第 2 号に規定する金融商品仲介行為により得ることとなる「手数料等の額の算定方法」について、あらかじめ顧客に明示していなかった。

## 7 自主規制機関に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した自主規制機関は 1 機関である。

## 第7 証券検査の結果に基づく勧告

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業府令第117条第1項第19号該当〕

○ 三栄証券株式会社証券本部証券部の2名のディーラーは、少なくとも平成21年4月から12月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、自らの売買取引を有利に導くため当該銘柄の株価を変動させる目的をもって、約定させる意図のない指値などによる買付注文等を行った。

・ 勧告年月日

平成22年7月13日

・ 勧告対象

当社及び外務員

・ 行政処分の内容

○ 業務改善命令

イ 取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること

ロ 研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること

ハ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

・ 外務員処分の内容

職務停止13週間、8週間

(2) 金融商品事故等防止態勢の不備〔金商法第51条該当〕

○ 東海東京証券株式会社に臨店検査中、当社に対する顧客からの問い合わせにより、当社A営業員が、10年以上前から特定の顧客に対する損失補てんや利回り保証等を継続的に行い、その後、その原資を賄うために他の顧客の資産を無断で売却して現金を不正に出金するなどしていた疑いが発覚した。

その全容については、現在当社において社内調査が行われているところであるが、今回検査においては、当社の金融商品事故等防止態勢について検証したところ、以下の事実が認められた。

① 不正行為や顧客資産の異常に対するチェック機能が、形式化、形骸化していたこと

イ A営業員は、平成19年8月から平成22年5月までの間、担当顧客16名の資産を無断売却する等し、銀行等に設置された自動現金預入払出機（以下この(2)において「ATM」という。）から数百回にわたり合計約6億3,000万円を出金していた。その出金の大半は、ATMからの1日の出金限度額である99万9,000円の出金を連日繰り返し、短期間のうちに顧客資産を大きく減少させるというものであったが、内部管理責任者等はこの状況を把握していなかった。

また、A営業員は、同人が利回り保証等を行っていたとする担当顧客1名の口座に、平成19年10月から平成22年5月までの間、ATMから約1,000回にわたり合計約1億円を入金していた。その入金大半は、ATMからの1回の入金限度額である10万円の入金を1日のうちに何度も行い、多い日で1日35回・350万円に及んでいたが、内部管理責任者は、この状況を把握しながら、特段の調査を行っていなかった。

ロ A営業員の担当顧客については、これまで度々、取引を注視すべき顧客を抽出す

るアテンション制度や社内検査において、短期回転売買、取引収支の大幅不振、遠隔地顧客等の問題が指摘されている。特に、アテンション口座指摘時の検証において、内部管理責任者は、A営業員の営業活動につき、i 訪問受注が多く、通話記録が極端に少ない顧客や若干不自然と思われる入出金も散見される、ii 支店在籍期間が長く、担当顧客との付き合いも長いなどの問題点を度々指摘していたが、特段の調査は行われていない。

② 金融商品事故等に対する再発防止策の策定が不十分であること等

イ 今回検査対象期間中（平成 19 年 11 月 3 日～平成 22 年 5 月 14 日）に当社において発覚した解雇相当の金融商品事故等のうち、無断売買を含む事案については一定の再発防止策がとられている。

しかしながら、その他、損失補てん等の悪質な違法行為事案で、発覚までに長期間を要しているものもあるが、当社は事案を認識していながら、具体的な原因究明や内部牽制機能の点検・強化等を行っていなかった。

ロ 当社は、採用営業店から異動せず、あるいは異動範囲が一定の地域内に限定される職系列を設けている。

この制度は、同一営業店での勤務が長期化することが多くなり、顧客との関係が長期間継続する上、金融商品事故等の防止の観点からは、営業内容の検証の機会が限られるものとなっている。今回検査対象期間中にも同一営業店に長期間在籍する上記職系列による金融商品事故等が発覚しており、A営業員も上記職系列として長期間同一営業店に在籍していた。

この点、当社は、上記職系列や同一営業店に長期間在籍する職員を対象に、重点的なモニタリングを実施していないなど、職員の長期在籍に係る不正リスクに対する措置を講じていない。

・ 勧告年月日

平成 22 年 9 月 10 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

業務改善命令

① 今般の不祥事件により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること。

② 証券取引等監視委員会の指摘内容を踏まえ、本件の根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から経営管理態勢・内部管理態勢を充実・強化すること。

イ 同様の不祥事件を防止するため、経営陣の主導の下で、経営管理態勢・内部管理態勢のあり方を検証し、顧客資産の異常な変動のチェック、営業店における日常的な相互牽制機能の強化、人事管理制度の見直し等を含む抜本的な再発防止策を策定すること。

ロ 適切な業務運営の実効性を確保するため、必要な体制を整備し、役職員に対して研修等を実施すること。

ハ 本件にかかる責任の所在を明確化すること。

(3) 金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号該当〕

○ 藍澤證券株式会社の使用人は、平成 17 年 10 月から平成 22 年 8 月までの間、他の金融

商品取引業者に開設された本人名義及び知人名義の口座において、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく有価証券の売買その他の取引等を多数回にわたり行った。

また、当該使用人は、知人2名に対し、有価証券オプション取引での資金運用の一任を持ちかけ、これを約し、他の金融商品取引業者に開設された当該知人名義の口座において、平成21年10月から平成22年8月までの間、当該知人の資金により有価証券オプション取引を行った。

- ・ 勧告年月日  
平成22年11月30日
- ・ 勧告対象  
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容  
職務停止2年間

(4) 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為〔金商法第64条第2項違反〕

- 常盤 Investments 株式会社は、遅くとも平成20年2月頃から平成22年5月21日までの間、外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外国為替証拠金取引（以下この(4)において「FX取引」という。）に係る 트레이ニー（研修生）として採用している。また、当社は、これらの 트레이ニーについて、外務員登録を行っていないため、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記期間、トレーニーの少なくとも10名に、見込み顧客の少なくとも18名に対してFX取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年12月10日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 無登録外務員による金融商品の外務行為が再発した原因を究明し、実効性のある再発防止策を策定すること
    - ロ その上で、自律的な業務運営の適正性を確保する観点から、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮に取り組むこと
    - ハ 日本において業務を行う法人としてのコンプライアンス態勢を確立するとともに、役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること
  - 二 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

(5) 無登録による投資運用業務〔金商法第29条違反〕

- マスター証券株式会社は、平成22年2月以降、3本の投資事業有限責任組合（以下この(5)において「当該3ファンド」という。）の出資持分の私募及び5本の投資事業有限責任組合（以下この(5)において「当該5ファンド」という。）の出資持分の私募の取扱い（以

下この(5)において、私募及び私募の取扱いを合わせて「自己私募等」という。)を行って  
いる。また、当該3ファンドについては、適格機関投資家等特例業務(以下この(5)にお  
いて「特例業務」という。)として運用(以下この(5)において「自己運用」という。)を  
行っているとしている。

当該3ファンドに係る出資持分は、いずれも平成22年2月から6月にかけて当社が出  
資持分の私募を行い、投資対象先も同一法人が発行する株式としていることから、6月  
以内に発行された同種の新規発行権利となる。このことから、当該3ファンド全体で、  
適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならないところ、142名とな  
っており、当社が行った当該3ファンドの自己運用は、特例業務の要件を満たすことな  
く行われていた。

また、上記状況が特例業務の要件を満たさないことに気付いた当社は、平成22年6月  
に、当該3ファンドのうち2ファンドに係る無限責任組合員を当社から他の特例業務届  
出者に変更しているが、実際は、当社が引き続き一体として、当該3ファンドの運用を  
行っていた。

さらに、平成22年3月から同年6月にかけて当社が出資持分の私募の取扱いを行った  
当該5ファンドについては、当社以外の者が無限責任組合員となっているが、実際の運  
用は、当社が、当該3ファンドと合わせ一体として行っていた。

- ・ 勧告年月日  
平成23年2月4日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止6か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 無登録投資運用業務を直ちに停止するとともに、本件処分の原因となっ  
たファンドの出資者に対し、適切に対応すること
    - ロ 本件処分の内容について、全ての顧客に対し説明を行うこと
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外のファンドについても、類似の問題が  
存在しないか検証を行い、適切に対応すること
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての  
業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構  
築を図ること
    - ホ 広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における登録  
制度の趣旨や各種行為規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢  
を確立すること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした2(8)の「分別管理  
が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為」に係る処分を含む。

(6) 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示  
をする行為〔金商法第15条第1項違反。金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117  
条第1項第2号該当〕

- ばんせい山丸証券株式会社は、平成20年2月から平成22年7月までの間、株式会社  
A社(以下この(6)において「A社」という。)及び合同会社12社(以下この(6)において  
「本件合同会社」という。)が新たに発行した社債(以下この(6)において「本件社債」と  
いう。)の取得の申込みの勧誘(以下この(6)において「取得勧誘」という。)を行って、

これを多数の顧客に取得させている。

当社は、本件社債に付された複数の回数ごとに勧誘人数を 50 名未満に抑えて取得勧誘を行っている。しかしながら、本件社債については、各回数ごとに償還期限や発行日がわずかに異なっているに過ぎず、それ以外の利率、発行価額等の条件や資金使途がいずれも同一の社債群が合計 23 群認められ、いずれも、各社債群ごとに近接した期間のうちに 50 名以上の多数の顧客に取得勧誘が行われていた。このような本件社債の内容や取得勧誘の実態等に照らせば、各回数の償還期限等がわずかに異なっているのは、募集に該当することを回避しようとして行われたに過ぎないもので、その取得勧誘は、上記 23 の各社債群ごとにそれぞれ一個の募集に該当するものと認められる。

また、A社の社債の取得勧誘に際し、顧客に示していた商品内容説明書には、A社が、経営戦略が頓挫して危機的な状況にある株式会社B（以下この(6)において「B社」という。）の事業のうち、強固な基盤を有する部門の業務を引き継いだことや、両社には資本関係がないことなど、A社の経営計画における有利な面が記載されている一方で、A社が有する多額の貸付金債権の債務者がB社であることや、A社がB社の別の多額の借入金債務について行っている併存的債務引受の一部についての記載がされていない。そして、当社営業員らは、顧客に対し、上記商品内容説明書を交付して、同書に記載されていない上記貸付金債権や引受債務に係る事実を説明することなく取得勧誘を行っていた。

- ・ 勧告年月日  
平成 23 年 2 月 22 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 1 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 誤解を生ぜしめるべき表示が行われた顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意志を確認し、適切に対応すること
    - ロ 本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること
    - ホ 広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における各種規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢を確立すること

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

### (1) 無登録業者への名義貸し〔金商法第 36 条の 3 違反〕

- プライベートウェルスマネジメントジャパン株式会社は、当社社長の知人が代表を務めるA社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら、匿名組合契約（ファンド）に基づく出資持分の取得勧誘の業務を委託し、平成 20 年 12 月から平成 21 年 10 月までの間、A社の営業担当者に当社名において当該業務を行わせた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 9 日
- ・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止 4 か月

② 業務改善命令

イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理（分別管理を含む）

状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の運用・管理状況を顧客に説明のうえ、顧客の意向を踏まえ、適切な対応をとること

ロ 今回の行政処分の内容について、顧客に十分説明すること

ハ 自己の名義を貸し、無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、発生原因を究明し、事業契約の見直しや販売・勧誘体制の整備を含む抜本的な再発防止策を策定すること

ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること

ホ 役員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること

(2) ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等〔金商法第 51 条該当。金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号該当〕

- **イニシア・スター証券株式会社**は、平成 21 年 3 月から 11 月にかけて、旅館業に投資する 4 本の匿名組合（以下この(2)において「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行っている。

本件ファンドは、組合員からの出資金で宿泊施設を取得、旅館業を運営し、当該旅館業から生じる利益を組合員に分配するものであるが、今回検査において、本件ファンドの取得勧誘の状況について、以下の事実が認められた。

- ① 本件ファンドは、宿泊施設の取得・管理等を業務委託している X 社から宿泊施設の取得等を再委託されている Y 社に対し、宿泊施設の取得費用として出資金の大半を前払金として支払っている。

しかしながら、Y 社は、前払金の入金日又はその翌日には、これを自社の借入金返済などの運転資金に充当しており、同社においては、前払金の受領後、又は宿泊施設取得後も 3 か月以上にわたり、宿泊施設の取得、又は前払金の精算を行っていない状況が認められた。

本件については、Y 社の前社長である当社社長が、本件ファンドの最初のファンドの販売時に X 社と話し合い、Y 社が前払金を受けることを取り決め、これについては、当時の当社社長（現 Y 社社長、以下この(2)において「前社長」という。）にも説明している。また、当社社長及び前社長は、Y 社への前払金が、Y 社において長期間滞留し、Y 社の運転資金に使用されている状況も認識していた。

しかしながら、当社社長及び前社長は、これらの事実を当社の他の役員に知らせないまま、取得勧誘を継続させていた。

- ② このような状況の中、当社は本件ファンド持分の取得勧誘を行っているが、取得勧誘に際し、投資者に交付する契約締結前交付書面、匿名組合契約書等には Y 社に係る記載はなく、投資者に対する営業員による説明も行われていなかった。

Y 社については、同社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として本件ファンドの資産に損失が生ずることとなるおそれがあるにもかかわらず、当社は、前社長が本件ファンドの資金が Y 社へ前払いされることを知った以降、また、前社長に代わって当社社長が就任した以降も、投資者に対し、Y 社に関する記載がない契約締結前交

付書面等を交付し、投資者に対し、Y社に係る説明を行うことなく取得勧誘を行っていたものである。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 9 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 2 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 本件処分の原因となった投資事業匿名組合について、当該組合の営業者と協議のうえ、組合財産の適切な管理が行われるよう対応すること
    - ロ 今回の行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。特に虚偽表示が行われた投資事業匿名組合による集団投資スキーム持分を購入した顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外の金融商品についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、上記イ及びロを踏まえた対応を行うこと
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、取引先との関係の適正化を含め、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること
    - ホ 行政処分を受けるに至った法令違反等の原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること
    - ヘ 研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること

(3) ファンド運用に係る無登録営業〔金商法第 29 条違反〕

- トップゲイン株式会社は、自らを営業者とする 5 本の匿名組合出資契約（以下この(3)において「ファンド」という。）の持分の私募を行い、これらのファンドの有価証券による運用を適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として行っている。  
このうち、3 本のファンドについては、親会社である株式会社ハヤシファンドマネジメント（以下この(3)において「ハヤシ社」という。）が運営する集団投資スキーム（以下この(3)において「ハヤシファンド」という。）の持分のみを取得することにより運用されていた。これにより、当該 3 ファンドは、同一の出資対象事業に投資されていることとなるため、当該 3 ファンド全体で、特例業務の要件である適格機関投資家 1 名以上及び適格機関投資家以外の者 49 名以下からの出資でなければならないところ、適格機関投資家以外の者からの出資が 49 名を超えており、当社が行う当該 3 ファンドに係る特例業務としての運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 16 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 6 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、

匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを確実に実施すること

ロ 今回の行政処分内容及びイについて、顧客に対し、十分に説明すること

ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること

ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(4)の「無登録業者の運営するファンドへの出資等」及び(5)の「金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為」に係る処分を含む。

(4) 無登録業者の運営するファンドへの出資等〔金商法第 51 条該当〕

○ **トップゲイン株式会社**は、ハヤシ社より委託を受け、ハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いのほか、自らを営業者とする 5 本のファンドの持分の私募を行っているが、うち 4 本のファンド（以下この(4)において「当該 4 ファンド」という。）については、ハヤシファンドの持分を取得することにより運用されていた。

しかしながら、当該 4 ファンドは適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約であり、ハヤシ社が当該 4 ファンドの営業者である当社に対して行ったハヤシファンドの私募は、金商法第 63 条第 1 項第 1 号ロの規定により特例業務には該当せず、また、ハヤシ社が第二種金融商品取引業の登録を受けていないため、ハヤシ社は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況にあると認められる。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(3)の「ファンド運用に係る無登録営業」を参照。

(5) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号該当〕

○ **トップゲイン株式会社**は、当該 4 ファンドの持分の私募及びハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いを行っている。

当社は、これらのファンドの持分の取得勧誘において、ハヤシファンドの運用報告書等を用いて勧誘を行っていたが、当該運用報告書等には、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示されているものの、実際には主に貸付により運用されているなど、事実と著しく相違するものとなっていた。

当社には、ハヤシ社に対し、ハヤシファンドの運用内容に係る情報提供を要請する機会が多数あったにもかかわらず、これを怠り、虚偽の表示を看過したことについては、重大な過失があるものと認められる。

当社は、このような状況の下、これらのファンドの取得勧誘に際して、運用報告書等の投資勧誘資料を用い、ファンドの運用方法及び実績という投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項につき、虚偽の告知を行った。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(3)の「ファンド運用に係る無登録営業」を参照。

(6) 業務の運営が不適切な状況〔金商法第 40 条の 3 違反。金商法第 51 条該当〕

○ **株式会社エプソム愛馬会**（以下この(6)において「愛馬会」という。）及び**株式会社ジャ**

パンホースマンクラブ（以下この(6)において「JH社」という。以この下(6)において二社を併せて「両社」という。）は、愛馬会が競走用馬を取得し、当該競走用馬への出資を投資者から募り、当該競走用馬をJH社に現物出資する。JH社は、JH社の名において競馬に出走させて賞金等を獲得、獲得した賞金等を愛馬会へ配当し、愛馬会が、出資の拠出口数に応じて出資者（以下この(6)において「会員」という。）に分配するとした匿名組合契約（以下この(6)において「ファンド」という。）を一体で運営している。

① 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為

両社は、出資金の分別管理の確保のために、定款等により分別管理に関する規定を設けていない。

また、愛馬会は、愛馬会の収益である入会金等とファンドの財産である維持費出資金を同一の口座において混在させているなど、愛馬会固有の財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンドの持分の私募を行っている。

② 契約締結前交付書面等の記載内容とは異なる業務運営の状況

イ 賞金管理の不備

JH社取締役兼愛馬会統括部長（以下この(6)において「JH社取締役」という。）は、JH社代表取締役社長兼愛馬会取締役（以下この(6)において「JH社社長」という。）の指示により、JH社の賞金等受取口座から金銭を出金し、直接、又はJH社社長の個人口座を経由し、両社の金融機関からの借入金の返済、維持費出資金で支払うべき厩舎、牧場等への支払い、両社に対するJH社社長個人からの借入金の返済などに充当されていた。

愛馬会自身も会員であることから、上記の出金が、愛馬会自身が受取るべき分配分であったとしても、各々の出金は、分配金の支払時期とは関係なく、また、出金の都度、愛馬会自身の分配金を計算した形跡もなく、出金時期、出金額とも「賞金等を出金する理由」としては具体的な根拠がない。

加えて、JH社社長個人からの借入金については、同社長個人との間の消費貸借契約書等が存在せず、借入金額、借入金利、返済金額、返済時期が不明であり、JH社取締役によるJH社の賞金等受取口座からの出金は具体的理由のある出金とは認められない状況にある。

賞金等は「契約締結前（時）交付書面」（以下この(6)において「交付書面」という。）の定めのとおり、分配の時期までは金融機関等で適切に管理され、愛馬会は、会員として分配を受けた後、自らの借入金の返済等の支払いに充当すべきであり、JH社は、交付書面において規定されたとおりに賞金等の管理を行っているとは認められず、賞金等の管理に不備があると認められる。

ロ 維持費出資金の目的外使用及び厩舎等への預託料の滞納

愛馬会は、競走用馬の飼養管理に要する費用として、会員から「維持費出資金」を受領しているが、会員から入金された維持費出資金が顧客への分配金、借入金の返済及び両社の会社経費に充当されていた。

このように、維持費出資金が目的外に使用されている一方で、愛馬会は、平成22年2月10日現在、ファンドに係る費用の厩舎等への支払いを滞納した状態にあり、これにより、厩舎等の管理委託先において、ファンド資産である競走用馬の維持管理に支障が生じ、その結果、投資者の利益を害するおそれがあると認められる。

ハ 交付書面の説明とは異なる維持費出資金の受領

愛馬会は、維持費出資金について、交付書面において「会員は、入会時期にかかわらず、出資対象となった競走用馬の1歳11月分以降の維持管理費を維持費出資金の形で負担する義務がある」旨の説明を行っている。

しかしながら、愛馬会は、多数の競走用馬について、1歳11月分より前の維持

管理費を受領している事例が認められており、愛馬会は、交付書面等による説明とは異なる維持費出資金を会員から受領している状況が認められた。

## ニ 競走用馬の無償譲渡

JH社は、中央競馬での賞金等の獲得が困難と判断した競走用馬について、ファンドの終了に際し、当該競走用馬を地方競馬の馬主資格を持つJH社取締役に対して、実際には適正な評価をすることなく、一律に「無償」で譲渡している。

譲渡の対象となった競走用馬はファンドの財産であることを考慮すると、公正な評価に基づく適正な価格で売却し、売却代金は、当該ファンドの会員に分配すべきものであると考えられるが、JH社は、その価値を検討することなく全て一律無償で譲渡している状況が認められた。

### ③ 法令遵守態勢の欠如

両社は、平成21年10月13日を検査基準日とした関東財務局の検査において、直ちに検査に応じなければならないところ、検査官の入室を拒み、無予告検査への抗議を繰り返すなど、直ちに検査に応じず、検査の受忍義務に悖る対応を行った。

当該行為は、両社が顧問税理士の指南を鵜呑みにしたことが原因であったとしているが、両社は、金融商品取引業者として、直ちに検査に応じなければならないという検査の受忍義務など遵守すべき法令を自ら正しく認識し、その遵守に努めるべきところ、これを怠っており、両社においては、法令遵守態勢が根本的に欠如している。

- ・ 勧告年月日  
平成22年5月21日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 法令違反等の事実について原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにすること
    - ロ 適切な再発防止策及び改善計画（分別管理を確保する態勢の整備を含む。）を策定し、確実に実施すること
    - ハ 投資者、顧客に対し行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること
    - ニ 役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のための必要な対応をとること

### (7) 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当。金商法第51条該当〕

- **高木証券株式会社**は、平成15年5月、当社専用の不動産投資ファンド（以下この(7)において「当該ファンド」という。）の導入を決定し、平成15年6月以降、積極的な販売を行った。その結果、当該ファンドは、平成19年11月までの販売期間中に187名の営業員により、延べ20,541名の顧客に総額527億円が販売されている。（なお、当該ファンドが「みなし有価証券」と規定された平成16年12月以降は、152名の営業員により、延べ12,879名の顧客に総額328億円販売されている。）

今回検査において、当該ファンドに係る勧誘状況等を検証したところ、下記のとおり、当該ファンドの安全性に関して、顧客に対し誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が、

長期に亘り継続して行われていたほか、その背景として、当社における内部管理態勢に重大な不備が認められた。

(注) 当該ファンドは、顧客からの出資金に金融機関からの借入金を加えることによりレバレッジを効かせた運用を行っており、償還時には、借入金の返済が出資金の償還に優先されるため、投資対象不動産の売却価格が下落した場合には、レバレッジ効果が働き、不動産価格の下落幅以上に出資金が大幅に元本割れするリスク（以下この(7)において「レバレッジリスク」という。）が内在する商品である。

① 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が長期に亘り継続して行われていた状況

平成16年12月以降（「みなし有価証券」該当後）に当該ファンドの販売実績のある営業員20名に勧誘状況等をヒアリングしたところ、そのうち17名が、また、その他書面による確認を実施した営業員14名全てが、レバレッジリスクを理解していなかったことから、当該ファンドの募集の取扱い時に、顧客に対し、投資判断に影響を及ぼす重要な事項である同リスクを説明していない状況が認められた。また、上記20名から17名を除いた3名は、販売当初から同リスクを理解していたが、うち1名が、顧客に対し同リスクを説明していなかった。

上記のとおり、ヒアリング等による確認を行った営業員34名（販売顧客数延べ1,866名）のうち、不適当な勧誘行為を行っていた営業員は32名（同1,754名）に及んでおり、これら32名の営業員が、当該ファンド勧誘時において不適当な勧誘行為を行った結果、出資金の毀損率が、不動産価格の下落率と同程度であるかのような誤解を顧客に与えており、誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が認められた。

② 顧客勧誘時の商品説明資料等の記載内容

当社営業員は、顧客に対し当該ファンドの商品説明を行う際、主に商品パンフレットを使用し、併せて目論見書等を顧客に交付していた。

レバレッジリスクについては、少なくとも借入金の優先返済及び出資金に対する借入金の割合の上限率（以下この(7)において「借入上限率」という。）に係る説明がなされるべきと考えられるところ、商品パンフレットにおいてはこれらが記載されていなかった。また、目論見書等においては、これらの記載はあるものの、営業員から説明を受けない限り、顧客には分かりづらい表現となっているなど、顧客が同リスクを理解することが困難な状況となっていた。

③ 当該ファンド導入時の調査・分析等商品企画業務に係る内部牽制が機能していない状況

当社では、当該ファンドの導入に伴う商品性の検討や販売資料の作成等の実務を全て営業企画室長1名に負わせ、内部牽制が機能しない状況となっていた。

④ 社内教育態勢等の不備

イ 当該ファンド販売に当たっての営業員教育が不十分な状況

当社が当該ファンド販売に当たって実施した営業員向けの勉強会や、販売開始以降に実施した営業員研修等においては、借入金の導入により投資効率を高め利回りの向上を図る等、当該ファンドのメリットを強調した説明等が中心となり、レバレッジリスクについての説明は行われていなかった。

ロ 社内周知が不十分な状況

当該ファンドの借入上限率は、平成18年4月に、それまでの300%から400%に引き上げられているが、当社は、営業員に対し、借入上限率の引上げについて周知しておらず、多数の営業員が当該引上げを顧客に説明していない状況が認められた。

また、当該ファンドの最終号（平成19年11月募集。）の商品パンフレット等において、レバレッジリスクに係る項目が新たに設けられているが、当社は、営業企

画部より首都圏・近畿両本部長に対し、当該変更内容を部店長を介し営業員に周知するよう指示したものの、当該指示を受けた部店長は、営業員に対し変更の趣旨等を説明せず、変更項目のみを伝え、また、当該変更内容を顧客に説明するよう指示していない状況が認められた。

⑤ 内部管理態勢の不備

イ 部店長等による営業管理態勢の不備

当社における営業員の投資勧誘実態の検証状況について、部店長等 23 名に対しヒアリング等を行ったところ、その検証は、顧客から徴求する重要事項等の説明に関する確認書の記載漏れチェック等形式的なものとなっており、営業員の具体的な勧誘内容を確認していない状況が認められた。

ロ 元本割れ償還に係る顧客対応不備

今回検査において、元本割れ償還に係る営業員の顧客対応についてヒアリング等により確認したところ、レバレッジリスクに係る説明を何ら行っていない営業員が見られる等、平成 21 年 10 月 19 日現在においても同リスクに関する顧客説明が十分に行われていない状況が認められた。

ハ 苦情に関する調査不備等

当社監査部は、元本割れ償還が発生した以降、顧客苦情対応を行う同部員に対し、顧客属性を踏まえた対応を行う等の具体的な指示を行っていない。また、勧誘状況の実態等を把握するため、苦情を申し出た顧客や担当営業員に当該状況を確認するよう指示を行っていないことなどから、当社の苦情処理態勢は不十分な状況となっており、多数の苦情が寄せられているにもかかわらず、当社は、当該ファンドに係る不適当な勧誘行為の実態を把握できていない。

⑥ 経営管理態勢の不備

当社経営陣は、当該ファンド販売に係る実務を担当者任せとし、不適当な勧誘行為が長期に亘り継続して行われていたことや内部管理態勢等の不備の把握、並びにこれらの是正に向けた指導・管理を行っていない。

さらに、当社経営陣は、当該ファンドに係る苦情が多数寄せられている事実を把握しているにもかかわらず、実態調査について具体的な指示を行っていない。

また、当該ファンドの特性を鑑みれば、個人顧客への販売に当たり、リスクに係る十分な検討が必要と考えられるところ、当社経営陣は、営業企画室長 1 名という弱体な態勢を看過し、この結果、商品パンフレット等において、レバレッジリスクについて十分な記載がなされず、顧客への不適当な勧誘行為を招いている。

このように、当社経営陣は、当該ファンドの販売等に関して、組織的に対応を行うよう指示を行わないまま、平成 21 年 10 月 19 日現在に至るまで上記のような不適当な状況を看過していたものである。

・ 勧告年月日

平成 22 年 6 月 17 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止 14 日

② 業務改善命令

イ 金融商品の勧誘に関し、例えば以下の取組みなどにより、その商品性・リスクについて、顧客が十分に理解できるようにするための説明態勢等の構築を図ること

- i 顧客への説明に使用する販売資料の整備
- ii 研修等の実施による、営業員への商品性等の周知徹底
- iii 新商品導入時における内部牽制機能の構築
- ロ 顧客からの苦情等に関し、適切に調査・原因分析等が行われるよう、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正も踏まえ、苦情等処理態勢の強化を図ること
- ハ その他投資者保護の視点に立った、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること
- ニ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

(8) 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為〔金商法第40条の3違反〕

- マスター証券株式会社は、上記1(5)のとおり、8本のファンドに係る運用を実質的に  
行い、資産の管理も行っていたが、そのファンド資産の管理状況は、4つの銀行口座により  
混在して管理されており、かつ、平成22年7月12日現在、ファンド毎の運用状況も帳簿に  
記載されていなかったことから、各ファンドの運用状況が直ちに判別できない状況となっ  
ていた。

したがって、当社が行っていた各ファンドの自己私募等は、ファンド間における分別  
管理が行われていない状況で行われていたものと認められる。

- ・ 勧告対象  
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、1(5)の「無登録による投資運用業務」  
を参照。

### 3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告

投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況〔金商法第51条該当〕

- プライオール投資顧問株式会社は、当社が顧客との間において締結した投資一任契約  
に基づき、運用対象に組み入れていたファンドについて、運用期間中、当該ファンドが  
無価値となったことを認識しながら、当該投資一任契約による運用として、当該ファン  
ドの簿価より高い価格で当該ファンドのクロス取引を発注し、売買益を発生させるなど  
の行為を、平成19年12月から平成21年3月までの間繰り返していた。

- ・ 勧告年月日  
平成23年2月15日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - 業務改善命令
    - イ 本件に関して、問題が発生した原因を把握・分析し、具体的な再発防止  
策を策定・実施すること
    - ロ 金融商品取引業を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法  
令等遵守態勢を整備すること
    - ハ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

#### 4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

##### (1) 無登録業者への名義貸し〔金商法第36条の3違反〕

- **J-ストック・パートナーズ株式会社**は、平成21年6月以降、その名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていないA社取締役<sup>ニ</sup>に投資助言業務を行わせた。
  - ・ 勧告年月日  
平成22年6月29日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
    - ② 業務改善命令
      - イ 当該名義貸しによる顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること
      - ロ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること
      - ハ 自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること
      - ニ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること

##### (2) 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況〔金商法第29条違反〕

- **株式会社メイヤー・アセット・マネージメント**は、海外ファンドに関心を持った投資家に対して、平成19年10月から平成21年12月までの間、5ファンドについて、有価証券の募集の取扱いを行っており、9名の投資家が約定に至っている状況が認められた。
  - ・ 勧告年月日  
平成22年7月28日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止3か月
    - ② 業務改善命令
      - イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること
      - ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること
      - ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること
      - ニ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること
      - ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

##### (3) 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条違反。金商法第51条該当〕

○ **株式会社トラフィック**は、平成21年7月に適格機関投資家等特例業務（以下この(3)において「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする6本の匿名組合出資契約（以下この(3)において「ファンド」という。）の持分の私募（以下この(3)において「自己私募」という。）及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引もしくは有価証券での運用（以下この(3)において「自己運用」という。）を行っている。

① 匿名組合契約の自己私募及び自己運用に係る無登録営業

当社は上記6本のファンドのうち3本のファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの持分の取得勧誘を行うとともに、出資された金銭を主にデリバティブ取引により運用している。

したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。

② 無登録業者への運用委託

当社は、平成21年12月から平成22年2月までの間、上記①とは異なる2本のファンドについて、その出資金の運用をAらが投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行わせていた。

・ 勧告年月日

平成22年9月7日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止1か月

② 業務改善命令

イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、運用委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること

ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること

ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること

ニ 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること

ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

(4) 無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等〔金商法第51条該当。金商法第47条の2違反〕

① 無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる行為等

**ライフケアバンク株式会社**は、A投資事業有限責任組合（以下この(4)において「A組合」という。）の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売または集団投資スキームの出資持分の取得勧誘（以下この(4)において、まとめて「無登録の販売業務」という。）を行っていることを知りながら、平成20年5月頃から、当社の従業員をA組合において無登録の販売業務に従事させていた。

また、当社は、平成20年4月頃から、A組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、10月から、A組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を当社名義により支出していた。

② 事業報告書の虚偽記載

当社は、投資助言・代理業の登録時（平成20年5月）から平成22年4月12日までの間、投資助言業務の実績が一切ないにもかかわらず、平成21年3月期の事業報告書にあたかも投資助言業の実績があるかのような虚偽の記載を行い、当該事業報告書を関東財務局長に提出した。

- ・ 勧告年月日  
平成22年9月22日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録取消し
  - ② 業務改善命令
    - イ 当社が行ってきた業務について、詳細な状況を報告すること
    - ロ 上記イの報告に当たっては、無登録で投資ファンドを運営している投資事業有限責任組合に関して、当社の前代表と当社の取引の状況（取引内容、取引金額）及び当社の従業員が支援した投資ファンドの取得勧誘の状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、金銭の出入）を含めること

(5) 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条違反。金商法第36条の3違反〕

- ソーシャル・イノベーション株式会社は、平成20年3月に、関東財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下この(5)において「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者等とし、主に外国で発行される有価証券に投資する事業を行う9本の匿名組合契約等（以下この(5)において「ファンド」という。）の出資持分の私募（以下この(5)において「自己私募」という。）及び運用（以下この(5)において「自己運用」という。）を行っているとしている。

① ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用に係る無登録営業等

当社は、自らを営業者等とする9本全てのファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。

したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、金融商品取引法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務に該当しないことから、登録が必要な第二種金融商品取引業及び投資運用業に該当すると認められる。

また、当社は、9本全てのファンドについて、主に有価証券で自己運用するとしているが、実際には、ファンド資産のうち有価証券で運用されているものはごく一部であり、大半のファンド資産は、当社の運転資金及び当社代表取締役等への貸付等に費消・流用されていた。

更に、9本のファンドのうち、毎月配当型の4本のファンドについては、実際には有価証券での運用を全く行っていないにもかかわらず、毎月配当を行っていた。

② 無登録業者への名義貸し

当社は、当社の名義を以って、平成21年6月から10月にかけて営業代行業務を行う法人に、平成22年7月から8月にかけて当社の元社員等に、それぞれファンドの出資持分の私募を行わせていた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年9月22日
- ・ 勧告対象  
当社

- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録取消し
  - ② 業務改善命令
    - イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、募集委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること
    - ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること
    - ハ 顧客への出資金返還に関する方策を策定（顧客への返済債務を認識した当社の貸借対照表を作成することも含む）し、確実に実施すること
    - ニ 顧客説明及び出資金返還のために必要な人的体制を整えること

(6) 法定書面の未交付等〔金商法第 37 条の 3 第 1 項違反。金商法第 37 条の 4 第 1 項違反。金商法第 47 条違反。金商法第 47 条の 2 違反〕

○ 株式会社インベストマスターの業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。

- ① 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けた平成 21 年 1 月 29 日から平成 22 年 4 月 14 日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客 88 名（以下この(6)において「助言顧客」という。）に対して交付していなかった。
- ② 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、助言顧客に対して交付していなかった。
- ③ 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。
- ④ 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」が「41 件」であるところ「150 件」と、「投資助言報酬」が「1,214 万 2 千円」であるところ「1,600 万円」と、虚偽の数値を記載した第 1 期事業報告書を東海財務局長に提出した。

・ 勧告年月日

平成 22 年 12 月 10 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

② 業務改善命令（顧客に対して今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(7)の「著しく事実

**に相違する表示のある広告をする行為**」に係る処分を含む。

(7) 著しく事実と相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項違反〕

○ 株式会社インベストマスターは、平成 21 年 6 月頃から平成 22 年 4 月 14 日までの間、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。

① 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について

投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の 10 万円を達成！」と、「A氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。

しかしながら、「A氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。

## ② 金融商品取引業者の登録について

「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本一と言えるのです。その実績を、東海財務局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「東海財務局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも東海財務局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。

## ③ 動画映像による表示について

F X取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「F Xへ間違った認識を持つ人が多いのですがどう思いますか？」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことは無い」との文言を表示するとともに、「・・・自分のお金、入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明をしていた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(6)の「法定書面の未交付等」を参照。

## 第8 無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

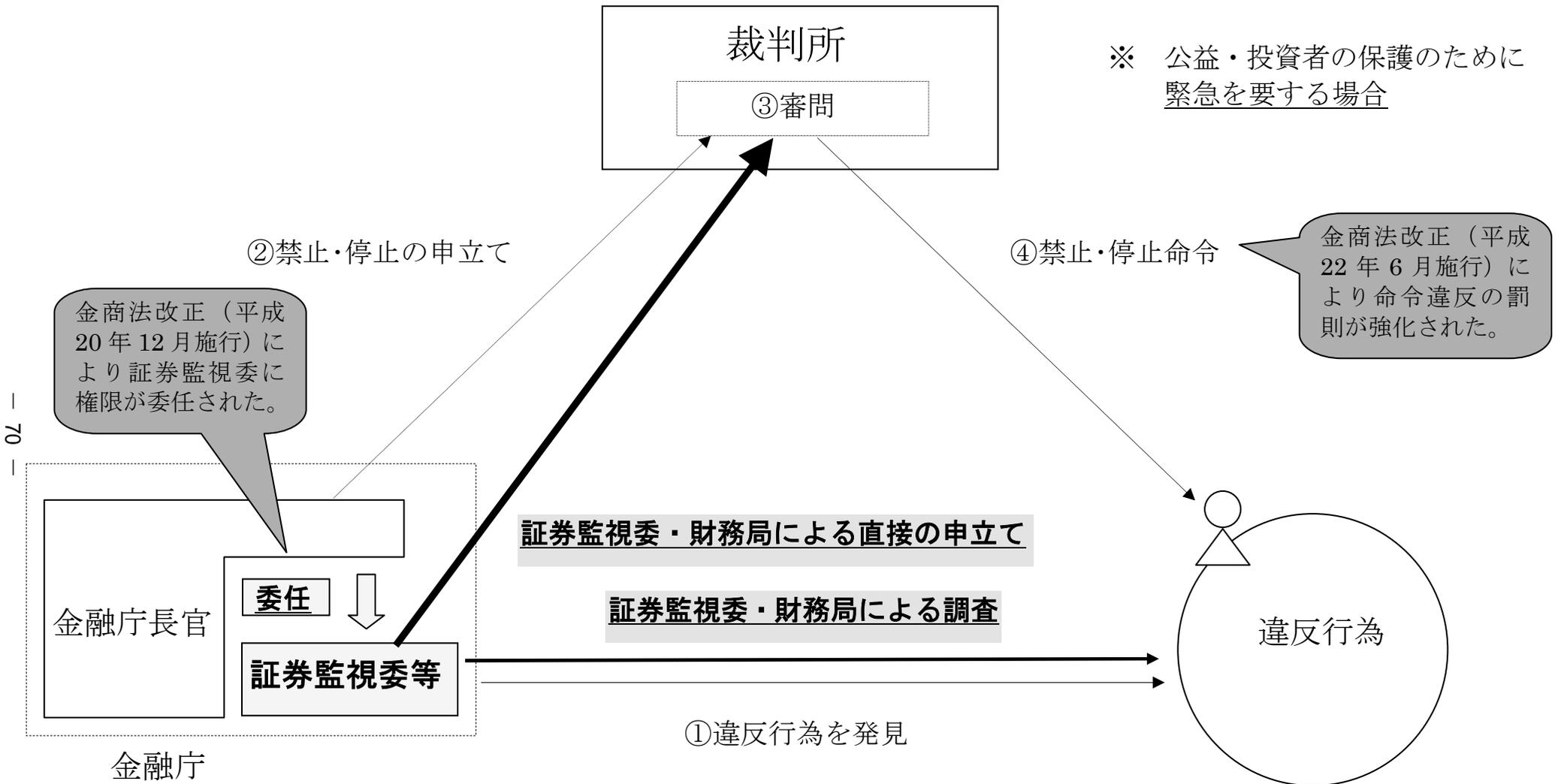
しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（図参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者に関する情報収集・分析を精力的に進め、187条調査を行った。

# 金商法違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会・財務局が、必要な調査を行い、直接裁判所に申し立てることにより、違反行為に迅速に対応。

## ○ 株式会社大経

証券監視委は、平成 22 年 11 月 17 日、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた**株式会社大経**（以下「大経」）とその役員について、制度導入以来初めて、192 条申立てを行った。

大経は、東京都中央区所在のコンサルティング会社であるが、平成 15 年 7 月の設立以来、金融商品取引業の登録等を受けないまま未公開株等の勧誘を行っていたとしている。

同社については投資家から多数の苦情を受け、平成 22 年 3 月、関東財務局が無登録営業に対する警告書を発出した。これに対し、同社は同年 4 月、同財務局に対して無登録営業を中止する旨の回答を行った。

しかしながら、その後も同社が未公開株等の勧誘を行っているとの情報が寄せられたため、証券監視委が 187 条調査を実施したところ、同社は金融商品取引業の登録を受けずに同年 2 月ごろから 6 月ごろまでの間、業として**株式会社生物化学研究所**（以下この章において「生物化学」。第 6 章第 3 参照。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を取得していたほか、同年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたことが判明した。

このような大経の行為は、「金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない」と規定する金商法第 29 条に違反するものである。また、同社及びその役員 2 名は当該違反行為を今後行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、同年 11 月 17 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、同社及びその役員 2 名を被申立人として、金商法違反行為（無登録で株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、審問を経た上で同年 11 月 26 日、申立ての内容どおり、同社及びその役員 2 名に対して、無登録営業を行ってはならないとの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、無登録業者からの勧誘は違法行為であり、様々なトラブルを生じていることから、一切関わりにならないよう御注意いただきたい。

## 第9 今後の課題

証券監視委としては、証券検査を取り巻く環境変化への対応及び投資者保護の確保のため、平成23年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 累次の制度改正に伴う対象業者の拡大・増加、世界的な金融危機の経験、ITシステムの金融商品取引への浸透、無登録業者等による被害の社会問題化、東日本大震災による影響等の大きな環境変化に対応し、効率的かつ効果的な検査を実施する観点から、以下の取り組みを実施する。
  - ① リスクに基づいた検査（リスク・ベースでの検査計画の策定、個別検査における重点検証分野の絞り込み）
  - ② 実効性のある検査の実施（予告検査の実施、内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性の検証、双方向の対話の充実）
  - ③ 関係部局等（監督・検査・開示業務担当部局、自主規制機関、外国当局、捜査当局等）との連携強化
  - ④ 制度改正等に対応した検査マニュアルの見直し及びその公表
  
- (2) また、重点検証分野として、以下の項目の検証に注力する。
  - ① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証（市場仲介機能（顧客管理、売買管理、引受審査等）、法人関係情報の管理、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為）
  - ② 内部管理態勢等に係る検証（大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについて、連結ベースでの財務の健全性の観点から、内部管理態勢・リスク管理態勢を検証）
  - ③ 投資者保護等の観点からの検証（投資勧誘の状況（投資信託や店頭デリバティブ取引等に係るリスク等の説明状況等）、投資運用業者等の業務の適切性、ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）の法令遵守状況、投資助言・代理業者の法令遵守状況、無登録業者等に対する対応（裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査））
  - ④ その他（自主規制機関の機能発揮、信用格付業者の業務管理態勢、災害の発生等に乘じた不適切な取引や違法行為への対応）

## 平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（以下「ファンド業者」という。）や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進むとともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業者の業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするのが適当である。

先般の世界的な金融危機において、米国の大手投資銀行の破綻に伴い、国境を越えて金融システムに影響が波及した経験も踏まえ、グローバルに活動する大規模な投資銀行等について、各国当局の協調の下、グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。また、我が国においても、平成 23 年 4 月から証券会社の連結規制・監督が導入されたところである。こうした動きを踏まえ、証券検査においても、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査においては、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にもウェイトを置くことが必要となっている。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、金商法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。こうした中、近年、無登録業者等による未公開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所へ

の緊急差止命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられている。証券監視委としては、これらの申立て及び調査の実施権限を委任されている機関として、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を適切に活用し、無登録業者等への対応を行うことが適当と考えられる。

東日本大震災やこれに伴う電力供給の不足等の影響により、一部の証券会社においては、営業の縮小、休止等を余儀なくされているほか、平成 23 年 3 月 11 日に発表された内閣府特命担当大臣（金融）及び日本銀行総裁による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」における要請等を踏まえ、被災者・被災企業への適切な対応を行うことが急務となっている。証券検査においても、こうした未曾有の状況を踏まえ、災害等による検査対象先への影響に適切に配慮することが適当と考えられる。他方、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為に対しては、同月 13 日の「自見金融担当大臣談話」も踏まえ、関係部局等との連携の下、厳正に対処していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応し、メリハリのある取組みを行う必要がある一方、その基本目的である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券検査は、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。更に、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査の実施

##### イ. 予告検査の実施

立入検査については、引き続き、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、ケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか

かに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、平成23年4月に改正した「金融商品取引業者等検査マニュアル」により、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行うとともに、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

#### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- ・ 金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、引き続き連携を図る。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。
- ・ 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ・ ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式等の販売・勧誘及び当該株式等の発行者による無届募集が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化する。

#### ④ 検査マニュアルの見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、平成23年4月、証券会社の連結規制・監督の導入に伴い、連結自己資本規制比率に係る検証項目の追加を行うとともに、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの内部管理態勢等の検証のための確認項目を設ける改正を行った。併せて、個人向け店頭デリバティブの販売・勧誘に関する自主規制ルールが整備されたことに伴い、当該ルールへの対応状況の検証のための改正等も行ったところである。これらの改正

点については、同月以降に開始する検査から適用することとしている。

今後とも、制度改正等に応じ、同検査マニュアルの見直しを行い、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

## (2) 重点検証分野

### ① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

#### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢が構築されているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、最近の新規上場を巡る状況に鑑み、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているか検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等も行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等についても検証する。

#### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているか重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

#### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性・透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客などに着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証を行う。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、最近インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められる状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き検証する。

## ② 内部管理態勢等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含みリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、グループ全体に係る内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

## ③ 投資者保護等の観点からの検証

### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

また、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等については、重要なリスク等当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う

者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

#### ハ. ファンド業者の法令遵守状況の検証

ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解を生ぜしめる表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令遵守状況の検証を行う。

#### 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し等、顧客に対する情報提供が不適切な状況など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、法令遵守状況の検証に注力する。

#### ホ. 無登録業者等に対する対応

無登録業者等による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反に対しては、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への緊急差止め命令の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

#### ④ その他

##### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

##### ロ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

平成22年4月から新たに検査対象となった信用格付業者については、同年3月に公表した「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行う。

#### ハ. 災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応

災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為を防止するため、関係部局等と

の連携の下、監視を徹底し、厳正に対処する。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査実施計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うこととする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うこととする。

② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等（下記③に該当する業者等を除く。））については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断する。

③ 無登録業者等による重大な金商法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。

(2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

### 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者	随時実施（注）
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者等	随時実施

（注）例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。

## 第5章 課徴金調査

### 第1 概説

#### 1 課徴金制度の目的

課徴金制度は、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度である。

内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対しては、それまでの刑事罰に加えて、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

課徴金調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文82頁参照）。

（注） 以下本章においては、不公正取引に係る課徴金調査について記載する。

#### 2 課徴金調査の権限

不公正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
  - (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- ができることとされている。

#### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（不公正取引関係）

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為の終了後1月以内の売付け等（買付け等）の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

(2) 仮装・馴合売買（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(3) 現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の 2、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後 1 月以内の反対売買による損益の合計額。

（注 2）「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年 7 月 4 日以後に開始する違反行為について適用。

(4) 違法な安定操作取引（金商法第 174 条の 3）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後 1 月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(5) 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

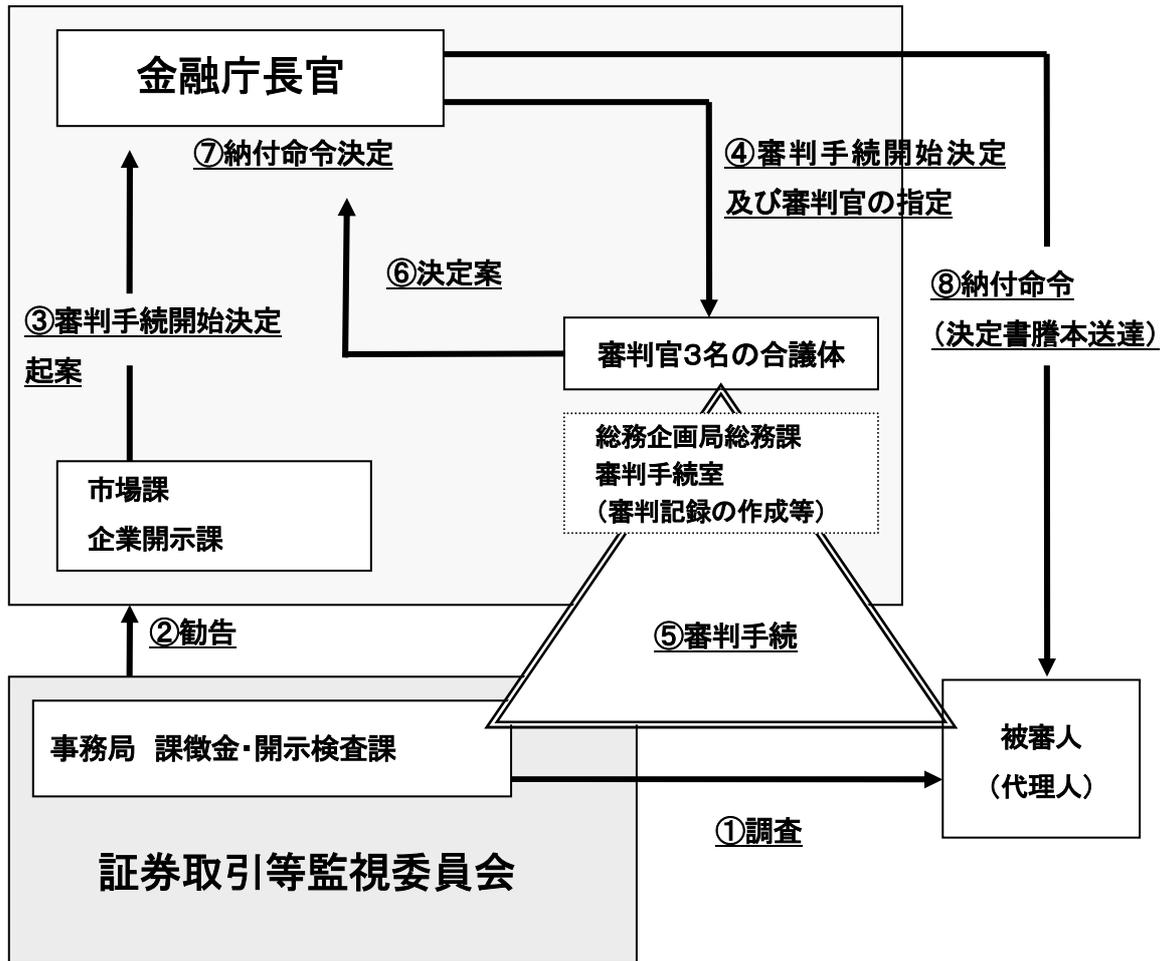
（注）平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等。

#### 4 平成 22 年度における活動状況

平成 22 年度においては、不公正取引に対し、26 件（納付命令対象者ベース）、金額で 6,394 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

## 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

## 第2 不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

(1) 不公正取引事案に係る平成22年度の課徴金納付命令勧告26件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が20件、相場操縦に係る事案が6件である。また、対象者別の課徴金額の最低額は10万円、最高額は1,864万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計106件（個人100件、法人6件）、2億4,147万円の勧告を、相場操縦事案については、合計12件（いずれも個人）、3,497万円の勧告を行ったこととなる。

平成22年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引事案は、公認会計士が職務上知り得た情報を元に内部者取引を行った事案であった（後記2⑫）。また、相場操縦に係る勧告事案のうち、北越紀州製紙株式に係る相場操縦事案は、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦について、課徴金納付命令勧告を行った事案であった（後記2⑬）。

(2) 内部者取引に係る勧告事案を行為者属性別にみると、昨年度に引き続き、第一次情報受領者による内部者取引事案の占める割合が増加している。特に、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となるケースが増えている。当該契約締結者等とは、例えば、違反行為の対象となった株式の発行会社から出資者を手配することを委託されていた者や、第三者割当増資についての総額引受契約の締結の交渉を行っていた者の代理人、資本・業務提携の契約締結に関する交渉を行っていた者、完全子会社化に伴う株式交換比率算定業務を委託されていた者などである。会社の重要情報に接する者は、当該会社の役職員と同様に、当該情報を他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心がける必要がある。また、重要事実別にみると、新株等発行、自己株式取得、株式交換、業務提携、経営破綻、業績予想の修正、公開買付けの事実等と、多岐にわたるものとなっている。

#### 内部者取引

行為者属性別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
会社関係者	13	8
発行体役員等	11	3
契約締結者等	2	5
公開買付者等関係者	4	0
買付者役員等	1	0
買付者との契約締結者等	3	0
第一次情報受領者	21	12
会社の重要事実	12	10
公開買付け事実	9	2
年度別勧告件数	38	20

重要事実別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
新株等発行	4	6
自己株式取得	0	1
株式交換	2	2
業務提携・解消	0	3
民事再生・会社更生	8	2
決算情報	2	1
バスケット条項	4	3
その他の重要事実	5	1
公開買付け	13	2
年度別勧告件数	38	20

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
会社重要事実の伝達	12	10
発行体役員等	9	3
契約締結者等	3	7
公開買付け事実の伝達	9	2
買付者役員等	2	1
買付者との契約締結者等	7	1
うち 買付対象者役員等	3	1

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者ベースで計上。

(※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

## 2 勧告事案の概要

平成 22 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(注) 以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

### ① 株式会社東京衡機製造所の実質的経営者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 4 月 27 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社東京衡機製造所の実質的経営者として同社の職務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 9 月 1 日より前の同年 8 月 20 日から同月 29 日までの間に、株式会社東京衡機製造所の株券合計 17 万 5,000 株を、自己の計算において買付価額 1,551 万 7,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 303 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 4 月 27 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 5 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ② バリューコマース株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 5 月 18 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、バリューコマース株式会社の株券につき、
  - (1) その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 10 月 2 日から同月 6 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない売り注文を発注するほか、大量の売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、同株券合計 1,313 株の買付け、同株券合計 1,316 株の売付け及び同株券延べ合計 721 株の売付けの委託を行い、同株券の株価を 12,040 円から 9,120 円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
  - (2) その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、同月 7 日から同月 22 日までの間、11 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない買い注文を発注するほか、大量の買い注文を成行で発注して高値で約定させるなどの方法により、

同株券合計 4,019 株の買付け、同株券合計 3,853 株の売付け及び同株券延べ合計 2,576 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 8,300 円から 12,700 円まで引き上げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

2. 課徴金納付命令対象者②は、バリューコマース株式会社の株券につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 10 月 3 日から同月 7 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、連続して売り注文を成行で発注して安値で約定させる方法などにより、同株券合計 66 株の買付け及び同株券合計 97 株の売付けを行い、同株券の株価を 11,000 円から 8,270 円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 95 万円

課徴金納付命令対象者② 26 万円

**【勧告後の経緯】**（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 5 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**③ 山崎製パン株式会社の従業者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 6 月 4 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、日糧製パン株式会社（以下「日糧製パン」という。）との業務資本提携契約の契約交渉先の山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）の従業者から、同社の役員がその契約の締結の交渉に関し知り、山崎製パンの従業者がその職務に関し知った、日糧製パンが山崎製パンと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 7 月 31 日より前の同月 30 日に、日糧製パンの株式 8,000 株を、自己の計算において買付価額 72 万円で買い付けた。

本件は、山崎製パンから別の会社に出向していた者が違反行為者に情報を伝達した事案である。出向先の業務に従事している者であっても、出向元の情報を出向元の職務として知った場合には、出向元会社の「使用人その他の従業者」（金商法第 166 条第 1 項第 1 号）として会社関係者に該当し、当該者及び当該者からの情報受領者は、当該情報を元に内部者取引を行ってはならない。

**【課徴金額】** 25 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 4 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 25 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**④ 株式会社ビットアイルの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 25 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社ビットアイル（以下「ビットアイル」という。）との提携事業協議の合意に係る契約の締結交渉先である株式会社電通国際情報サービス（以下「電通国際情報サービス」という。）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、ビットアイルが電通国際情報サービスと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 6 月 3 日より前の同年 5 月 11 日に、ビットアイルの株式合計 8 株を、自己の計算において買付価額 46 万 4,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 19 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 25 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑤ キョーエイ産業株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 25 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. 課徴金納付命令対象者①は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 7 月 18 日より前の同月 16 日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計 1 万 4,000 株を、自己の計算において売付価額 100 万 8,000 円で売り付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 7 月 18 日より前の同月 15 日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計 1 万株を、自己の計算において売付価額 79 万 4,000 円で売り付けた。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 54 万円  
課徴金納付命令対象者② 46 万円

**【勧告後の経緯】**（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ 株式会社総和地所の契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 7 月 6 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社総和地所より同社への出資者を手配することを委託されていた者から、同人がその契約の履行に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 6 月 30 日午後 9 時 25 分ころより前の同日に、株式会社総和地所の株式合計 150 株を、自己の計算において買付価額 15 万 6,195 円で買い付けた。

**【課徴金額】** 40 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 7 月 6 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑦ 株式会社インターアクション役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 7 月 9 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社インターアクション（以下「インターアクション」という。）の役員であったが、同社が平成 21 年 5 月期の連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 21 年 7 月 10 日より前の同年 5 月 27 日から同年 7 月 6 日までの間に、インターアクションの株式合計 240 株を、自己の計算において売付価額 912 万 2,850 円で売り付けた。

**【課徴金額】** 345 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 7 月 9 日

第 1 回審判期日（結審） 平成 22 年 11 月 11 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 26 日

本件は、被審人が平成 22 年 7 月 23 日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、  
① 被審人は、平成 21 年 5 月 25 日の時点において、インターアクションの取締役であつたか否か。

② 被審人は、平成 21 年 5 月 25 日、インターアクションの属する企業集団の平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの会計期間の売上高等について、平成 21 年 1 月 9 日に公表がされた売上高等の直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した売上高等の予想値において差異が生じた事実を知つたか否か。

を争点として争うこととなつた。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となつた上記①については、

被審人は、平成 21 年 5 月 25 日の時点において、インターアクションの取締役であつたと認められる

とし、また、上記②については、

被審人は、平成 21 年 5 月 25 日、インターアクションが属する企業集団の平成 21 年 5 月期の売上高等について、本件直近予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において差異が生じた事実を知つたと認めることができる

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

## ⑧ ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 8 月 27 日

### 【勧告の対象となつた違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、ジェイオーグループホールディングス株式会社（以下「JOG 社」という。）が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 C B」という。）の発行による第三者割当増資（払込予定額 3 億円）（以下「本件増資」という。）について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、JOG 社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実（重要事実第 1）を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の、平成 20 年 10 月 21 日から平成 21 年 1 月 23 日午後零時 45 分ころまでの間、JOG 社の株式合計 1 万 4,000 株を、自己の計算において買付価額 79 万円で買い付けたほか、平成 21 年 1 月 22 日に、JOG 社の株式合計 3,000 株を、自己の計算において売付価額 24 万 9,000 円で売り付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、重要事実第 1 を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の、平成 21 年 1 月 20 日に、JOG 社の株式合計 7 万株を、自己の計算において買付価額 409 万 7,600 円で買い付けた。
3. 課徴金納付命令対象者③は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、本件 C B の払込期日に払込予定額 3 億円が払い込まれず、本件 C B が失権となる蓋然性

が高まり、JOG社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨のJOG社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（重要事実第2）を知らながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の、平成21年2月20日午後2時57分ころから同日午後3時7分ころまでの間、JOG社の株式合計21万6,500株を、自己の計算において売付価額758万6,600円で売り付けた。

4. 課徴金納付命令対象者④は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、重要事実第2を知らながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の、平成21年2月19日に、JOG社の株式合計3万400株を、自己の計算において売付価額112万4,800円で売り付けた。

5. 課徴金納付命令対象者⑤は、

(1) 本件増資について、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約の締結の交渉をしていた実質的出資者の代理人から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、重要事実第1の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年1月23日午後6時ころより前の同日午後1時10分ころから午後2時52分ころまでの間、JOG社の株式合計16万株を、自己の計算において買付価額968万4,700円で買い付けた。

(2) 本件増資について、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約を締結した実質的出資者の代理人から、同人が同契約の履行に関し知った、重要事実第2の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の同日午後零時47分ころから午後2時56分ころまでの間、JOG社の株式合計16万株を、自己の計算において売付価額655万1,900円で売り付けた。

#### 【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 46万円  
課徴金納付命令対象者② 234万円  
課徴金納付命令対象者③ 520万円  
課徴金納付命令対象者④ 79万円  
課徴金納付命令対象者⑤ 982万円

#### 【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②、③及び④とも同日)

審判手続開始決定日 平成22年8月27日

課徴金納付命令日 平成22年9月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(課徴金納付命令対象者⑤)

審判手続開始決定日 平成22年8月27日

審判手続中（平成23年5月31日現在）

⑨ 小池酸素工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 7 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、小池酸素工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 12 月 18 日から平成 21 年 2 月 10 日までの間、33 取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 40 万 3,000 株を買い付ける一方、同株式合計 38 万 6,000 株を売り付け、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 54 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 7 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ マルコ株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、マルコ株式会社（以下「マルコ」という。）と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員から、同人が同契約の履行に関し知った、マルコが伊藤忠商事株式会社と業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 4 月 20 日午後 3 時 30 分ころより前の同日午前 9 時ころから午後 3 時ころまでの間に、自己の計算において、マルコの株式合計 9 万 3,000 株を買付価額 1,050 万 900 円で買い付けた。

【課徴金額】 754 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 28 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 株式会社アルファクス・フード・システム役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 10 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社アルファクス・フード・システム（以下「アルファクスフード」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アルファクスフードが自己の株式の取得を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 8 月 24 日午後 4 時 30 分ころより前の同年 7 月 22 日午後 2 時 36 分ころから同年 8 月 24 日午後 3 時 2 分ころまでの間に、当該課徴金納付命令対象者の親族の計算において、アルファクスフードの株式合計 84 株を買付価額 588 万 7,600 円で買い付けた。

本件は、アルファクスフードの役員から、「自己株式の取得を行うことの決定」という重要事実の伝達を受けた者（違反行為者）が、当該重要事実の公表前に、違反行為者の親族名義口座で、親族の計算において、アルファクスフードの株式の買付けを行っていたものである。

他人の証券口座を借用して株の売買を行ういわゆる借名取引案件は、従来より存在するが、本件は、違反行為者が自己の資金を用いたり、自己の利益を図ったりする借名取引案件ではなく、親族の資金で、親族の証券口座で、親族のために売買を行っていたものである。

金商法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が、課徴金を課すうえでの要件であるが、平成 20 年の法改正により、例えば本件のように、近親者等のために行った売買も、違反行為者本人の自己の計算において行った売買とみなされ、同人に課徴金が課せられることになる。

【課徴金額】 73 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 10 月 22 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 11 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、東陽監査法人に所属する公認会計士であったが、株式会社幸進（以下「幸進」という。）の設立業務に従事していた者が職務に関し知り、その後、同者から、東陽監査法人に所属する課徴金納付命令対象者とは別の公認会計士が職務上伝達を受けた、幸進が株式会社リオチェーンホールディングス（以下「リオチェーンHD」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成 21 年 7 月 28 日より前の同月 6 日から同月 9 日までの間に、自

己の計算において、リオチェーンHDの株式合計1万2,100株を買付価額458万9,700円で買い付けた。

なお、公認会計士が内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った事案は本件が3件目（公認会計士としての職務に関し知った情報を元に内部者取引を行った事案としては2件目）である。

【課徴金額】 118万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年11月16日

課徴金納付命令日 平成22年12月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ SBIフューチャーズ株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成22年11月26日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、SBIフューチャーズ株式会社（以下「SBIフューチャーズ」という。）と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SBIフューチャーズがSBIホールディングス株式会社と株式交換を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月20日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計18株を、自己の計算において、買付価額44万9,300円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、SBIフューチャーズと株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月21日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計6株を、自己の計算において、買付価額14万8,020円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 31万円

課徴金納付命令対象者② 10万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成22年11月26日

課徴金納付命令日 平成22年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ インспек株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 12 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、インспек株式会社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 7 月 23 日から平成 21 年 7 月 29 日までの間、5 取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 161 株を買い付ける一方、同株式合計 137 株を売り付け、同株式の株価を 2 万 8,000 円から 3 万 6,800 円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,864 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 21 日

審判手続中 (平成 23 年 5 月 31 日現在)

⑮ 北越紀州製紙株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告  
(アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦)

【勧告年月日】 平成 23 年 1 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、北越紀州製紙株式株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文を発注するなどして売り板を厚く見せることにより売り注文を誘引したり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどして買い板を厚く見せることで買い注文を誘引するなどの方法により、

1. 平成 22 年 6 月 14 日午後零時 35 分ころから同日午後 1 時 54 分ころまでの間、延べ合計 102 万 6,000 株の売り注文の発注等及び延べ合計 116 万 7,500 株の買い注文の発注等を行うとともに、合計 51 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
  2. 平成 22 年 6 月 15 日午前 9 時 29 分ころから同日午後零時 21 分ころまでの間、延べ合計 117 万 6,500 株の売り注文の発注等及び延べ合計 149 万 7,000 株の買い注文の発注等を行うとともに、合計 54 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
- もって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

本件は、コンピュータシステムがその時点の株価や出来高に応じて自動的に株式売買注文のタイミングや数量を決めて取引を行う「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事案である。課徴金納付命令対象者は、約定させる意思のない大量の注文を発注（見せ玉発注）することにより、その発注に対して瞬時に反応してくるアルゴリズム取引により、当該対象者の買いたい株価、売りたい株価に誘引することを意図して、売買約定させ、それを短時間のスパンで繰り返し、都度、数円の利ざやを得ていたものである。

【課徴金額】 57 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑯ 株式会社シニアコミュニケーション株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 23 年 2 月 4 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社シニアコミュニケーションの株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 8 月 7 日から平成 21 年 8 月 13 日までの間、5 取引日にわたり、(1)連続して成行であるいは直前約定値より高値で買い注文を発注して高値で約定させたり、(2)成行であるいは直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げたり、(3)成行で買い注文を発注して終値を引き上げたり、(4)約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 174 株の買付け及び合計 190 株の売付けを行ったほか、同株式延べ合計 150 株の買付けの委託を行い、同株式の株価を 1 万 5,010 円から 1 万 9,480 円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

**【課徴金額】** 30 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 4 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 3 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑰ 株式会社ファミリーマート社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 23 年 2 月 15 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ファミリーマートが株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式を取得することを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 11 月 13 日より前の同月 11 日に、自己の計算において、ファミリーマートの株式合計 1 万株を買付価額 2,483 万円で買い付けた。

【課徴金額】 347 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 15 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑱ 株式会社エヌジェーケーの役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エヌジェーケー（以下「エヌジェーケー」という。）の役員Aから、同社役員Bが同社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。）との間の資本業務提携契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員Aがその職務に関し知った、NTTデータがエヌジェーケーの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 12 月 22 日より前の同月 9 日から同月 15 日までの間に、自己の計算において、エヌジェーケーの株式合計 5,000 株を買付価額 106 万 3,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 85 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑲ 株式会社塩見ホールディングスが実施した第三者割当増資の引受人による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 3 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社塩見ホールディングス（以下「塩見HD」という。）が平成 21 年 9 月 15 日に公表した新株式発行による第三者割当増資について、新株式の引受人になることを予定していた者として、塩見HDとの間で、第三者割当による新株式の引受けに係る契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、塩見HDが、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された同月 15 日より前の同月 2 日に、塩見HDの株式 3 万株を、自己の計算において買付価額 57 万円で買い付けたほか、同月 9 日及び同月 10 日に、塩見HDの株式合計 8 万株を、自己の計算において売付価額 263 万円で売り付けた。

【課徴金額】 157 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 3 月 29 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 4 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### 第3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かして、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 第一次情報受領者による内部者取引やインターネット取引を用いた相場操縦の増加などの不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
- (2) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

## 第6章 開示検査

### 第1 概説

#### 1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている（具体的な権限については、下記2参照）。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

なお、平成23年7月には、従前の「課徴金・開示検査課」から、開示検査を行う機構を「開示検査課」として独立させることにより、さらなる検査体制の強化を図ることとしている。

#### 2 開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、約3,600社の上場会社を始め、約4,300社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同

保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）

### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文 82 頁参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。
- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）  
（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の1（株券等は2）。

- (3) 有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の3）  
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1）  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の4、旧金商法第172条の2）  
課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）  
（注1）平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。  
改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の3のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）。  
（注2）継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月1日以降に提出された有価証券報告書等が対象。  
なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200万円又は発行者の時価総額の10万分の2のいずれか大きい額と定められている。  
（注3）「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の5）  
課徴金額：買付総額の100分の25  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。
- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の6）  
課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。
- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の7）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。
- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法 172 条の 9）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

-----  
当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

- (11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

-----  
発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

#### 4 平成 22 年度における活動状況

平成 22 年度においては、開示会社 33 社に対する開示検査を終了している。

開示検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、19 件（納付命令対象者ベース）、金額で 18 億 7,981 万 9,994 円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成 17 年以降、実績は 2 件のみ）。

なお、訂正報告書等の提出を命ずる勧告は、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

検査終了件数		33 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	16 (19) 件
	課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	3 件

（注）「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、納付命令対象者ベースの件数である。

## 第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

平成 22 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書等の虚偽記載、目論見書の虚偽記載及び有価証券報告書等の不提出・虚偽記載に対する勧告であった。このうち、株式会社ゼクスに係る勧告は、有価証券報告書等の不提出に対して課徴金納付命令勧告を初めて行った事案であった（後記 2 ⑦）。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上の前倒し計上、費用の過少計上、減損損失の不計上、貸倒引当金の過少計上、ソフトウェアの架空計上、のれんの過大計上による損失の過少計上、投資有価証券の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成 22 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、8 億 3,913 万円（JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

### 2 勧告事案の概要

平成 22 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

#### ① 株式会社リンク・ワンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 4 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 1 月 31 日	第 5 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 17 年 10 月 中間期半期報告書）	平成 17 年 5 月 1 日～平成 17 年 10 月 31 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲372 百万円であるところを 30 百万円と記載 連結中間純損益が▲533 百万円であるところを 4 百万円と記載	売上の過大計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が 700 百万円であるところを 1,238 百万円と記載	

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
2	平成 18 年 7 月 31 日	第 5 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 18 年 4 月期有価証券報告書）	平成 17 年 5 月 1 日～平成 18 年 4 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲314百万円であるところを251百万円と記載 連結当期純損益が▲592百万円であるところを73百万円と記載	売上の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が641百万円であるところを1,307百万円と記載	
3	平成 19 年 1 月 31 日	第 6 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 18 年 10 月中間期半期報告書）	平成 18 年 5 月 1 日～平成 18 年 10 月 31 日の中間連結会計期間	中間連結貸借対照表	連結純資産額が▲115百万円であるところを50百万円と記載	売上の過大計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、平成 19 年 3 月 23 日、平成 18 年 4 月期有価証券報告書及び平成 18 年 10 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 4 月 9 日、11,600 株の株券を 1,508,000,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,466 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 4 月 13 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 5 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## ② 株式会社リミックスポイントに係る半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社リミックスポイントは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」半期報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 19 年 12 月 27 日	第 5 期事業年度中間 会計期間に係る半期 報告書（平成 19 年 9 月 中間期 半期報告 書）	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 9 月 30 日 の中間会計期間	中間 損益計算書	中間純損益が▲237 百万円 であるところを▲138 百万 円と記載	貸倒引当金の過少 計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 150 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 日本ビクター株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 6 月 27 日	第 118 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 19 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 12,531 百万円である ところを▲7,891 百 万円と記載	・減損損失の不計 上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等
2	平成 20 年 12 月 26 日	第 120 期事業年度 中間連結会計期間 に係る半期報告書 （平成 20 年 9 月中 間期半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 9 月 30 日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲ 12,155 百万円である ところを▲8,095 百 万円と記載	・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等
3	平成 21 年 6 月 24 日	第 120 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 21 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲ 16,520 百万円である ところを▲10,307 百 万円と記載 連結当期純損益が▲ 33,336 百万円である ところを▲24,350 百 万円と記載	・減損損失の不計 上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、平成 19 年 7 月 24 日、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 10 日、107,693,000 株の株券を 35,000,225,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 7 億 760 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 21 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 2 月 12 日	第 1 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲11,065 百万円であるところを▲3,337 百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・費用の過少計上等
2	平成 21 年 6 月 24 日	第 1 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 3 月期有価証券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734 百万円であるところを▲18,795 百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・減損損失の不計上 ・費用の過少計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年7月28日、320個の新株予約権証券を18,580,884,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成21年7月10日	有価証券届出書	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734百万円であるところを▲18,795百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上</li> <li>・減損損失の不計上</li> <li>・費用の過少計上等</li> </ul>

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 8億3,913万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年6月21日  
 第1回審判期日（結審） 平成22年10月27日  
 課徴金納付命令日 平成22年12月9日

本件は、被審人が平成22年7月5日に、納付すべき課徴金の額を否認する旨の答弁書を提出し、法令違反事実については認めるとしたものの、納付すべき課徴金の額については、以下の点を争点として争うこととなった。

- ① 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、金商法第172条の2第1項第1号の規定による課徴金が課されるか。
- ② 金商法第172条の2第1項第1号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

金商法第172条の2第1項第1号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである

とし、また、上記②については、

「新株予約権の行使に際して払い込むべき額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、当社は、平成22年12月24日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑤ 株式会社シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 6 月 30 日	第 6 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 18 年 3 月期有価証券報告書）	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲127 百万円であるところを 217 百万円と記載 連結当期純損益が▲316 百万円であるところを 85 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が 568 百万円であるところを 1,349 百万円と記載	
2	平成 18 年 12 月 28 日	第 7 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 18 年 9 月中間期半期報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲128 百万円であるところを 176 百万円と記載 連結中間純損益が▲255 百万円であるところを 89 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産が 369 百万円であるところを 1,495 百万円と記載	
3	平成 19 年 6 月 29 日	第 7 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 19 年 3 月期有価証券報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲228 百万円であるところを 307 百万円と記載 連結当期純損益が▲287 百万円であるところを 343 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が 1,801 百万円であるところを 3,252 百万円と記載	
4	平成 19 年 12 月 27 日	第 8 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 19 年 9 月中間期半期報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲102 百万円であるところを 82 百万円と記載 連結中間純損益が▲236 百万円であるところを ▲9 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産が 1,667 百万円であるところを 3,321 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成20年 6月30日	第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲263百万円であるところを231百万円と記載 連結当期純損益が▲496百万円であるところを16百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が1,402百万円であるところを3,344百万円と記載	
6	平成20年 8月14日	第9期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年6月第1四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲96百万円であるところを18百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が1,225百万円であるところを3,299百万円と記載	
7	平成20年 11月14日	第9期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年9月第2四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲258百万円であるところを▲54百万円と記載 連結四半期純損益が▲348百万円であるところを▲91百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が892百万円であるところを3,139百万円と記載	
8	平成21年 2月13日	第9期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年12月第3四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲385百万円であるところを▲163百万円と記載 連結四半期純損益が▲599百万円であるところを▲306百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が600百万円であるところを2,861百万円と記載	
9	平成21年 6月30日	第9期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成21年3月期有価証券報告書)	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲721百万円であるところを▲405百万円と記載 連結当期純損益が▲936百万円であるところを▲616百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が324百万円であるところを2,570百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
10	平成 21 年 8 月 14 日	第 10 期事業年度 第 1 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 6 月第 1 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 6 月 30 日 の第 1 四半期会計期 間	四半期 貸借対照表	純資産が 283 百万円 であることを 2,385 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等
11	平成 21 年 11 月 13 日	第 10 期事業年度 第 2 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 9 月第 2 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 7 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日 の第 2 四半期会計期 間	四半期 貸借対照表	純資産が 175 百万円 であることを 2,232 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等
12	平成 22 年 2 月 12 日	第 10 期事業年度 第 3 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産が 127 百万円 であることを 2,115 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、

- (1) 重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 1 日、5,000 株の株券を 1,479,250,000 円で取得させ、
- (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 28 日、521 株の株券を 145,556,980 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. 課徴金納付命令対象者①、②及び③は、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を記載した目論見書を使用し、同日論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成 18 年 11 月 2 日、同日論見書に係る売出しにより、

- (1) 課徴金納付命令対象者①は、同人が所有する 380 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 112,423,000 円で
- (2) 課徴金納付命令対象者②は、同人が所有する 380 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 112,423,000 円で
- (3) 課徴金納付命令対象者③は、同人が所有する 240 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 71,004,000 円で

それぞれ売り付けた。

課徴金納付命令対象者①、②及び③が行った上記の各行為は、旧金商法第 172 条第 5 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書」を使用した発行者の役員

等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた行為に該当する。

**【課徴金額】**

株式会社シニアコミュニケーション 5,049 万円

課徴金納付命令対象者① 224 万円

課徴金納付命令対象者② 224 万円

課徴金納付命令対象者③ 142 万円

**【勧告後の経緯】** (株式会社シニアコミュニケーション、課徴金納付命令対象者①、②及び③とも同日)

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 10 月 8 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び投資有価証券の過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注 1)	事由
1	平成 18 年 6 月 29 日	第 10 期事業年度 会計期間に係る有 価証券報告書 (平 成 18 年 3 月期有価 証券報告書)	平成 17 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日 の会計期間	損益計算書	経常損益が 106 百万円 であるところを 227 百 万円と記載 当期純損益が▲4 百万 円であるところを 117 百万円と記載 (注 2)	売上の前倒し 計上
2	平成 20 年 6 月 26 日	第 12 期事業年度 会計期間に係る有 価証券報告書 (平 成 20 年 3 月期有価 証券報告書)	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日 の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲742 百 万円であるところを▲ 622 百万円と記載	・非上場株式評 価損の過少計 上 ・投資有価証券 の過大計上 等
				貸借対照表	純資産額が 527 百万円 であるところを 663 百 万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	事由
3	平成20年11月14日	第13期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書(平成20年9月第2四半期四半期報告書)	平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が490百万円であるところを631百万円と記載	投資有価証券の過大計上等

(注1) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

(注2) ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、平成22年6月16日提出の訂正報告書において、経常損益を6百万円に、当期純損益を▲104百万円にそれぞれ訂正している。

2. ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、平成21年3月17日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年3月期有価証券報告書(上表番号欄2参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年4月2日、85,490株の株式を370,000,720円で取得させた。同社が行った上記の行為は、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 2,415万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年10月8日

課徴金納付命令日 平成22年11月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ⑦ 株式会社ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年11月19日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ゼクスは、関東財務局長に対し、

1. 金商法第24条の4の7第1項の規定に違反して、第14期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成22年2月第3四半期四半期報告書)を同四半期連結会計期間経過後45日以内の平成22年4月14日までに提出しなかった。
2. 金商法第24条第1項の規定に違反して、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成22年5月期有価証券報告書)を同事業年度経過後3月以内の平成22年8月31日までに提出しなかった。

同社については、当証券監視委の検査の過程において、遅くとも平成19年9月までに同社が行った債務保証及び保証類似行為(平成22年5月31日時点の主債務残元本は、10,983百万円。以下「債務保証等」という。)の存在及び債務保証等に係る主債務者の財政状態の悪化が認められているところである。したがって、同社は、少なくとも第14期

事業年度連結会計期間（平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで）の連結財務諸表について、債務保証等に対する債務保証損失引当金の計上を反映してこれを作成した上で、当該連結財務諸表を記載した第 14 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を、金商法第 24 条第 1 項に定める事業年度経過後 3 月以内に関東財務局長に提出すべきである。

また、その後も、主債務者の財政状態の悪化が継続し、債権者等から債務保証等に対する履行請求を受けている。しかしながら、同社は、資金繰りに余裕がないこと等を理由に、会計監査人の選任並びに上記四半期報告書及び有価証券報告書の作成を未だに行わず、長期に亘って、こうした同社の財政状態を同社の株主等市場関係者に対して何ら開示していない状態を継続している。

【課徴金額】 3,999 万 9,999 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、棚卸資産の架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 3 月 31 日	第 14 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 20 年 12 月 期有価証券報告書)	平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,889 百万円である ところを▲1,828 百万 円と記載	棚卸資産の架 空計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 175 百 万円であるところを 237 百万円と記載	
2	平成 21 年 5 月 15 日	第 15 期事業年度 第 1 四半期連結会 計期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 3 月第 1 四半期 四半期報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 の第 1 四半期連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲275 百万円であるところを ▲215 百万円と記載	棚卸資産の架 空計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、

(1) 平成 21 年 6 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)及び平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)を組込情報とする有価証券届出書(普通株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 21 年 7 月 24 日、40,676 株の株式を 406,760,000 円で取得させ、

(2) 平成 21 年 6 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)及び平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)を組込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 21 年 7 月 24 日、2,000 個の新株予約権証券を 200,000,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,330 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日

審判手続中(平成 23 年 5 月 31 日現在)

⑨ 株式会社ローソンエンターメディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ローソンエンターメディアは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 21 年 5 月 21 日	第 17 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 2 月期有価証券報告書)	平成 20 年 3 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲1,444 百万円であるところを 550 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
				貸借対照表	純資産額が 4,420 百万円であるところを 6,432 百万円と記載	
2	平成 21 年 7 月 10 日	第 18 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 21 年 3 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が 5,051 百万円であるところを 7,220 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成21年10月14日	第18期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年8月第2四半期四半期報告書)	平成21年6月1日～平成21年8月31日の第2四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が5,158百万円であるところを7,344百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
4	平成22年1月14日	第18期事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年11月第3四半期四半期報告書)	平成21年3月1日～平成21年11月30日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲3,112百万円であるところを1,143百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
			平成21年9月1日～平成21年11月30日の第3四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,074百万円であるところを7,326百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

【課徴金額】 800万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年11月24日

課徴金納付命令日 平成22年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ メビックス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年12月10日

【勧告の対象となった違反事実】

メビックス株式会社は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年1月30日	第5期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成17年10月中間期半期報告書)	平成17年5月1日～平成17年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲54百万円であるところを94百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が298百万円であるところを447百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成18年7月28日	第5期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成18年4月期有価証券報告書)	平成17年5月1日～平成18年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲65百万円であるところを224百万円と記載	売上の前倒し計上等
3	平成19年1月30日	第6期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成18年10月中間期半期報告書)	平成18年5月1日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲49百万円であるところを109百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が1,663百万円であるところを2,112百万円と記載	
4	平成19年7月30日	第6期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成19年4月期有価証券報告書)	平成18年5月1日～平成19年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲96百万円であるところを222百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,624百万円であるところを2,233百万円と記載	
5	平成20年1月30日	第7期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成19年10月中間期半期報告書)	平成19年5月1日～平成19年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲298百万円であるところを111百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が1,335百万円であるところを2,354百万円と記載	
6	平成20年7月30日	第7期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年4月期有価証券報告書)	平成19年5月1日～平成20年4月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,770百万円であるところを2,340百万円と記載	売上の前倒し計上等
7	平成20年9月12日	第8期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年7月第1四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成20年7月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲149百万円であるところを18百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年5月1日～平成20年7月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,565百万円であるところを2,303百万円と記載	
8	平成20年12月12日	第8期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年10月第2四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成20年10月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322百万円であるところを10百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年8月1日～平成20年10月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,392百万円であるところを2,295百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
9	平成 21 年 3 月 13 日	第 8 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 1 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 20 年 5 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲347 百万円であるところを▲44 百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成 20 年 11 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,365 百万円であるところを 2,239 百万円と記載	
10	平成 21 年 7 月 30 日	第 8 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 4 月期有価証券報告書)	平成 20 年 5 月 1 日～平成 21 年 4 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲564 百万円であるところを▲232 百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,166 百万円であるところを 2,069 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,099 万 9,999 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ エムスリー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 12 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

エムスリー株式会社は、関東財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 21 年 8 月 7 日	第 10 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249 百万円であるところを 614 百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成21年11月12日	第10期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年9月第2四半期四半期報告書)	平成21年4月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であることを1,187百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
3	平成22年2月10日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年12月第3四半期四半期報告書)	平成21年4月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であることを1,905百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
4	平成22年6月22日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成22年3月期有価証券報告書)	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が1,938百万円であることを2,956百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
5	平成22年4月30日	第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年6月第1四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であることを当初の614百万円から訂正せず	のれんの過大計上による損失の過少計上
6	平成22年4月30日	第10期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年9月第2四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であることを1,125百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
7	平成22年4月30日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年12月第3四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であることを1,959百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年12月10日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社アクロディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 12 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 6 月 27 日	第 4 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 3 月期有価証券報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が 267 百万円であるところを 571 百万円と記載 連結当期純損益が▲170 百万円であるところを 278 百万円と記載	架空売上の計上等
2	平成 20 年 11 月 14 日	第 5 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322 百万円であるところを▲156 百万円と記載	架空売上の計上等
3	平成 21 年 2 月 13 日	第 5 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲817 百万円であるところを▲471 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
			平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,163 百万円であるところを 3,958 百万円と記載	
4	平成 21 年 5 月 15 日	第 5 期事業年度第 4 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,347 百万円であるところを▲1,015 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
			平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,598 百万円であるところを 3,380 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成 21 年 8 月 14 日	第 5 期事業年度第 5 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 6 月第 5 四半期四半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 5 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,510 百万円であるところを▲1,222 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
			平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 5 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,440 百万円であるところを 3,177 百万円と記載	
6	平成 21 年 11 月 27 日	第 5 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 8 月期有価証券報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,644 百万円であるところを▲1,389 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 2,772 百万円であるところを 3,476 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、平成 21 年 6 月 19 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 3 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)、平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)、平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書(上表番号欄 3 参照)及び平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書(上表番号欄 4 参照)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 6 日、1,600 個の新株予約権証券を 1,575,680,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 7,814 万 9,996 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ デザインエクステンジ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 1 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. デザインエクステンジ株式会社は、関東財務局長に対し、減損損失の過少計上及び

債務保証損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	事由
1	平成 21 年 3 月 30 日	第 16 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 20 年 12 月期有価証券報告書)	平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,418 百万円であるところを▲1,302 百万円と記載	債務保証損失引当金の不計上等
2	平成 22 年 3 月 31 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 12 月期有価証券報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,692 百万円であるところを▲1,545 百万円と記載(注2)	・減損損失の過少計上 ・著作権の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲435 百万円であるところを 827 百万円と記載(注2)	
3	平成 22 年 5 月 14 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲513 百万円であるところを 748 百万円と記載(注3)	著作権の過大計上等

(注1) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(注2) デザインエクステンジ株式会社は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲3,052 百万円に、連結純資産額を▲666 百万円にそれぞれ訂正している。

(注3) デザインエクステンジ株式会社は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結純資産額を▲744 百万円に訂正している。

2. デザインエクステンジ株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 21 年 3 月 18 日、有価証券届出書(普通株式)を提出し、さらに、同年 3 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年 4 月 6 日、260,000 株の株式を 70,200,000 円で取得させ、
- (2) 平成 21 年 3 月 18 日、有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、さらに、同年 3 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年 4 月 6 日、20,000 個の新株予約権証券を 62,000,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行

為に該当する。

【課徴金額】 1,794 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ メルシャン株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 1 日

【勧告の対象となった違反事実】

メルシャン株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 3 月 26 日	第 91 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 19 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 19 年 1 月 1 日～ 平成 19 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,598 百万円であると ころを 483 百万円と記 載	架空売上の計 上等
2	平成 21 年 3 月 25 日	第 92 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 20 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,871 百万円であると ころを 162 百万円と記 載	架空売上の計 上等
3	平成 21 年 11 月 10 日	第 93 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 9 月第 3 四半期 四半期報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日 の第 3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 2,295 百万円であると ころを▲126 百万円と 記載	架空売上の計 上等
4	平成 22 年 3 月 25 日	第 93 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 21 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,117 百万円であると ころを 28 百万円と記載	架空売上の計 上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,000 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 1 日  
課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮ 株式会社リンコーコーポレーションに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社リンコーコーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注 1）	事由
平成 22 年 6 月 28 日	第 149 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 3 月期有価証券報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲982 百万円であるところを▲517 百万円と記載（注 2）	貸倒引当金の過少計上等

（注 1）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

（注 2）株式会社リンコーコーポレーションは、平成 22 年 9 月 13 日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲1,013 百万円に訂正している。

【課徴金額】 300 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 18 日  
課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯ 東京日産コンピュータシステム株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 3 月 8 日

【勧告の対象となった違反事実】

東京日産コンピュータ株式会社は、関東財務局長に対し、ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成20年 6月23日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲711百万円であるところを▲580百万円と記載	ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年3月8日

課徴金納付命令日 平成23年4月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### 3 その他

平成21年6月26日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案については、被審人が平成21年7月13日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、

- ① ビックカメラの第27期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第28期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を参照書類とした目論見書に虚偽の記載があると認められるか。
- ② 被審人は目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認められるか。
- ③ 被審人は虚偽の記載がある目論見書の作成に関与したと認められるか。

を争点に争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記②について、被審人が目論見書の作成に関与した時点で目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認めることはできないとし、その他の争点については、仮に目論見書に虚偽の記載があり、かつ、被審人が目論見書の作成に関与したとしても、被審人が目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたとまでは認められないことから、その他の争点を検討するまでもなく、金商法第178条第1項第2号に該当する事実を認めることはできないとして、平成22年6月25日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

### 第3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

192条申立て及び187条調査は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（第4章第8参照。）。

#### ○ 株式会社生物化学研究所

証券監視委は平成22年11月26日、株式会社生物化学研究所（以下この章において「生物化学」。）について、金商法192条に基づく裁判所への金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止・停止命令の申立てを行った。

生物化学（山梨県中央市）は、証券監視委が大経に対して行った187条調査（第4章第8参照。）において、

- ・ 平成22年2月ごろから6月ごろまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権の発行を行い、無登録業者である大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取寄せさせていた（株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円）
- ・ 平成22年11月末発行予定の株式について、投資家に対する取得の勧誘を行っていたことが判明した。

同社は各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していないが、7回のうち6回の発行に係る株式等及び同年11月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも有価証券の募集に該当し、かつ、「有価証券の募集は、発行者が当該有価証券の募集に関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない」と規定する金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。

このような生物化学の行為は金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、同社は当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、同年11月26日、証券監視委は甲府地方裁判所に対し、生物化学を被申立人とする金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

なお、生物化学の無届募集に関しては、同日、関東財務局が警告書を発出し、公表している。この警告書は、同財務局がこれまで行ったヒアリングや、証券監視委が行った大経に関する192条申立てなどの情報により、生物化学が無届募集を行っていることが認められたことから、当該行為を取り止めるよう発出されたものである。

他方、証券監視委の同社に関する192条申立ては、同社が無届募集を行っており、また、今後も行うおそれがあることが認められたため、公益及び投資者保護の観点から、将来にわたって行われる違法行為をも視野に入れて、当該違法行為の禁止・停止命令の申立てを行ったものである。

本申立てを受け、甲府地方裁判所は、審問を経た上で同年12月15日、申立ての内容どおり、同社に対して、無届募集を行ってはならないとの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無届募集等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、金商法の規定に違反する無届けでの株券や社債券等の有価証券募集により様々なトラブルが生じていることから、購入することのないよう御注意いただきたい。

## 第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るよう努める。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査を実施するため、市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努めるほか、任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。
- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自立的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。
- (3) 金融庁の行政部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化する。
- (4) 株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第192条）の活用も含め、適切に対応する。

# 第7章 犯則事件の調査・告発

## 第1 概説

### 1 犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルール違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

### 2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則疑い者又は参考人（以下「犯則疑い者等」という。）に対する質問、犯則疑い者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則疑い者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料171頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第28条）

### 3 平成22年度における活動状況

平成22年度においては、計8件の犯則事件について検察官に告発を行った（本章第2参照）。告発した事件については、犯則疑い者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

平成22年度に告発した事件の中には、上場企業の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加え、初めて偽計（金商法第158条）を適用して告発した事件や、無届の社債により多数の一般投資家から資金を調達した上で経営破綻により多額の債務を未償還に陥らせた事案について、初めて有価証券届出書の不提出（無届募集）を適用して告発した事件が含まれている。また、内部者取引事件では、未公表の企業情報に接する機会の多い金融機関職員による内部者取引事件や、上場企業の役員から情報伝達を受けた配偶者による内部者取引事件等が含まれている。相場操縦については、インターネット取引の進展に伴う証券

犯罪のローカル化を反映したものとして、大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件を告発した。なお、同事件は、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead」稼動（平成 22 年 1 月）後の同取引所における相場操縦行為を証券監視委が摘発した初めてのケースである。

## 第 2 犯則事件の調査・告発実績

### 1 告発の状況

平成 22 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で 4 件・5 名、相場操縦の嫌疑で 1 件・1 名、偽計の嫌疑で 1 件・3 名、虚偽有価証券届出書提出の嫌疑で 1 件・4 名、無届募集の嫌疑で 1 件・2 名の合計 8 件・15 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料 291 頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)(2)	(1)22 年 5 月 11 日 (2)22 年 6 月 15 日	東京地方検察庁 検察官
株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件	22 年 10 月 6 日	さいたま地方検 察庁検察官
株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事 件	22 年 10 月 26 日	
大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相 場操縦事件	22 年 10 月 28 日	大分地方検察庁 検察官
株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件	22 年 12 月 7 日	東京地方検察庁 検察官
株式会社丸美に係る無届社債券募集事件	23 年 2 月 9 日	福岡地方検察庁 検察官
オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引 事件	23 年 3 月 22 日	東京地方検察庁 立川支部検察官

### 2 告発事案の概要

平成 22 年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

#### (1) 不公正取引に対する告発

##### ① 株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)

本件は、銀行の審査部で融資案件の審査業務等に従事していた職員が、職務に関して知った情報を利用するなどして、4 銘柄について内部者取引を行ったという事件である。

本件の特徴として、(ア) 未公表の企業情報を取り扱うことの多い金融機関の職員が繰り返し内部者取引を行っていた点、(イ) 4 銘柄のうち 2 銘柄の内部者取引は、近年増加傾向にあるとして証券監視委としても注視している、公開買付け（TOB）の実施に係る内部者取引であったことが挙げられる。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為）、

金商法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為、第 167 条第 1 項等 公開買付者等関係者の禁止行為、第 167 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 22 年 4 月 22 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 5 月 11 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが

第 1 平成 18 年 12 月 6 日ないし同月 7 日ころ、株式会社GDHとあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、GDHの業務執行を決定する機関が、同社が発行する株式を引き受ける者を募集することについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 18 年 12 月 11 日から平成 19 年 1 月 19 日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で、GDHの株券合計 135 株を代金合計 1,160 万 5,100 円で買い付け

第 2 平成 20 年 5 月 28 日ないし同年 6 月 2 日ころ、株式会社BCJ-2と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、BCJ-2の業務執行を決定する機関が、株式会社ディーアンドエムホールディングスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月 3 日から同月 20 日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ディーアンドエムホールディングスの株券合計 3 万 8,000 株を代金合計 1,701 万円で買い付け

第 3 平成 20 年 8 月 11 日ないし同月 14 日ころ、エーエスホールディングス株式会社と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員が同契約の締結交渉に関し知った、エーエスホールディングスの業務執行を決定する機関が、株式会社あきんどスシローの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、自己の職務に関して知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月 20 日から同年 9 月 18 日までの間、複数の証券会社を介し、知人名義で、あきんどスシローの株券合計 5,200 株を代金合計 1,021 万 8,900 円で買い付け

第 4 平成 21 年 3 月 26 日ころ、株式会社ベスト電器とあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、ベスト電器が新たに算出した平成 20 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の当期純利益の各予想値について、同社が平成 21 年 1 月 19 日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年 3 月 26 日から同年 4 月 10 日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ベスト電器の株券合計 1 万 2,500 株を代金合計 350 万 5,500 円で売り付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 5 月 12 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。本件は、下記②の内部者取引事件と一括審理され、平成 23 年 4 月 26 日、東京地方裁判所は、本件インサイダー取引の犯行は、証券取引市場の公正性と健全性及びこれに対する投資家の信頼

を大きく害するものであったとして、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金約5,824万円の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

## ② 株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(2)

本件は、上記①の内部者取引事件(1)と同一の嫌疑者が行っていた別の1銘柄に関する内部者取引を告発したものである。

本件は、平成20年秋のいわゆるリーマン・ショックの後、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実に became という事実を知っての内部者取引である。本件では、当該事実について、金商法第166条第2項第4号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定(いわゆるバスケット条項)に該当するものと認定し、これを告発したものである。

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法(第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、平成22年6月15日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが、不動産投資等を目的とする株式会社リサ・パートナーズの役員が同役員の職務に関し知り、あおぞら銀行ウエルスマネジメント部において同役員に対する融資営業等の業務に従事していた職員が職務上同役員から伝達を受けた、リサ・パートナーズにおいて、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で株式会社三井住友銀行ほか10行から成る銀行団による協調融資により総額約100億円の新規事業資金を調達できることが確実に became 旨の、リサ・パートナーズの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成21年3月6日ころ、犯則嫌疑者の職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月18日から同月26日までの間、証券会社を介し、知人名義で、リサ・パートナーズの株券合計82株を代金合計222万2,740円で買い付けたものである。

### 【告発後の経緯】

平成22年6月17日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、上記①の内部者取引事件と一括審理された。

## ③ 株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件

本件は、株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件(132頁の(2)①)に引き続いて告発した事件であり、犯則嫌疑者2名が、同社株券の取引所への新規上場(いわゆるIPO)に際し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、業績等につき虚偽の事実が記載された文書の公表、虚偽の内容を記載した目論見書の引受証券会社担当者らへの配布、引受証券会社との株式引受契約の締結に際しての虚偽の表明、虚偽の内容を記載した目論見書の一般投資家への交付等の一連の行為により、偽計を用いて公募増資を行ったものである。

上場会社の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加

え、偽計の嫌疑で告発したケースは本件が初めてである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第 158 条等 偽計の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 22 年 10 月 26 日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、半導体製造事業等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者 A は犯則嫌疑法人の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は犯則嫌疑法人の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたものであるが、

犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し、同社株券を平成 21 年 11 月 20 日に東京証券取引所マザーズに上場させるに当たり、犯則嫌疑法人の業績を過大に偽るなどした上で、株券の募集により多額の資金を調達しようと企て、

真実は、同社の平成 21 年 3 月期連結会計年度における同社企業集団の売上高は 3 億 1,956 万 5,084 円であり、また、平成 22 年 3 月期第 1 四半期及び第 2 四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は、それぞれ 73 万 6,930 円及び 465 万 3,095 円であったにもかかわらず、その情を秘し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、

平成 21 年 10 月 16 日、東京証券取引所内記者クラブに設置された投函ボックスに、「募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」と題する文書とともに、犯則嫌疑法人の平成 22 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は 48 億 9,300 万円の見込みであるなどと虚偽の内容を記載した「平成 22 年 3 月期（通期）及び平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績見通しについて」と題する文書を投函して虚偽の事実を公表し、

平成 21 年 10 月 29 日、X 証券会社において、株式会社エフオーアイ株券の買取引受を予定していた証券会社（以下「引受証券会社」という。）担当者らに対し、犯則嫌疑法人の企業集団の業績に関し、「平成 21 年 3 月期連結会計年度における売上高は、11,855 百万円（前年同期比 124.8%）。売上高が増加した要因は、絶縁膜エッチング装置及びアッシング装置の販売が、台湾及び中国顧客の新設及び既設ライン向けで増加したため」「平成 22 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間の売上高 24 億 3,073 万 6,000 円」などと虚偽の内容を記載した目論見書を配布するなどし、

平成 21 年 11 月 11 日、犯則嫌疑法人本社事務所において、上記 X 証券会社他の引受証券会社との間で株式引受契約を締結するに際し、上記のとおり虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、

同月 12 日から 17 日までの間、引受証券会社をして、多数の一般投資家にこれら虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどして犯則嫌疑法人が新たに発行する株券の取得の申込みを勧誘させ、もって有価証券の募集のため偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 26 日、犯則嫌疑者 2 名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

#### ④ 大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

本件は、大分在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資家に買

い需要が旺盛である誤解させるため、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして3銘柄について相場操縦を行った事件である。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成21年度に告発した「ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件」（平成21年9月29日告発）に続くものである。

なお、3銘柄のうち1銘柄に係る平成22年2月の相場操縦行為は、平成22年1月に東京証券取引所が導入した新株式売買システム「arrowhead」稼働後のものであり、証券監視委として同システム稼働後の相場操縦行為を摘発した初めての事案である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法、金商法（第159条第1項、第197条第2項等相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成22年10月8日、大分地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年10月28日、犯則嫌疑者を大分地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で

第1 株式会社テクノマセマティカル（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年10月25日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計190株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者らの名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計393株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を113万円から120万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計198株を売り付け

第2 株式会社アドウェイズ（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、同日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計199株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計275株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計18株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を27万7,000円から29万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計254株を売り付け

第3 オーベクス株式会社（東証市場第二部上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成22年2月9日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計25万5,000株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法によ

り、同株券合計 25 万 8,000 株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計 3 万 1,000 株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 84 円から 102 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計 25 万 4,000 株を売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 28 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 23 年 3 月 10 日、大分地方裁判所は、被告人が行った変動操作及び仮装売買の各相場操縦行為は、投資家に対し、その相場が自然の需給関係により形成されたものと誤認させて、投資の判断を誤らせ、不測の損害を被らせる危険を生じさせるものであり、有価証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を大きく損なうものであるとして、懲役 2 年 4 月（執行猶予 4 年）、罰金 600 万円、追徴金約 2 億 6,148 万円の判決を言い渡した。平成 23 年 3 月 24 日、被告人は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である。

#### ⑤ 株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、株式会社西友株券の公開買付け（TOB）が行われる旨を同社の社外取締役である配偶者から伝達を受け、内部者取引を行った事件である。

本件は、TOBに係る内部者取引事件としては、既に述べた平成 22 年 5 月 11 日告発のあおぞら銀行職員による内部者取引事件（同事件の一部の犯則事実）に続くものであり、TOBにおける内部者取引のリスクを改めて示すものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 167 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 22 年 12 月 7 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人有限会社東京ファッション・インスティテュートは、ファッション及びその流通に関する国際情報の蒐集及び提供等を目的とし、株式会社として存続する会社、犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人の代表取締役であるが、犯則嫌疑者は、ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチ（以下「ワイオミング」という。）と資本提携に関する基本契約を締結していた株式会社西友の取締役から、平成 19 年 10 月 1 日ころ及び同月 4 日ころ、同人が同契約の履行に関し知った、ワイオミングの業務執行を決定する機関が西友の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である

第 1 同月 2 日から同月 19 日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、証券会社を介し、犯則嫌疑法人名義で西友の株券合計 19 万 9,000 株を代金合計 1,734 万 7,000 円で買い付け

第 2 同月 16 日及び同月 17 日、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で西友の株券合計 6 万 9,000 株を代金合計 602 万 4,000 円で買い付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 12 月 9 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

### ⑥ オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、上場会社の子会社に有価証券評価損及び売却損が発生しており、決算において有価証券評価損又は売却損を計上しなければならなくなったという事実を知っての内部者取引である。本件では、当該事実について、内部者取引規制における「子会社の業務遂行の過程で発生した損害」（証取法第 166 条第 2 項第 6 号イ、なお現金商法にも同様の規定）に該当するとして告発したものである。

業務遂行の過程で発生した損害を重要事実とする内部者取引が告発された直近の例としては、平成 21 年度に告発した「ジェイブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー・内部者取引事件」（平成 21 年 4 月 27 日告発）において、決算において連結子会社に対する貸倒引当金として特別損失を計上することが重要事実の一つとされている。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 23 年 3 月 22 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁立川支部検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、オックスホールディングス株式会社の子会社で金融業並びに有価証券の運用及び売買等を目的とするオックスキャピタル株式会社と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していたものであるが、平成 18 年 7 月 28 日ころ、同契約の履行に関し、同社に合計約 5 億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており同社の同年 8 月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実に became という、同社の業務遂行の過程で損害が発生した事実を知り、同事実の公表前に信用取引によりオックスホールディングス株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である 8 月 10 日及び同月 15 日、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者らの名義でオックスホールディングス株券合計 1,538 株を代金合計 3,232 万 3,670 円で売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 23 年 3 月 23 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所立川支部において、公判係属中である。

## (2) ディスクロージャー違反に関する告発

### ① 株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件

本件の犯則嫌疑者らは、犯則嫌疑法人の株券の取引所への新規上場の際し、有価証券届出書を提出したが、当該届出書に記載された売上高（約 118 億円）の実に 97%に相当する金額が架空売上高の計上によるものであったという事件である。

新規上場時に提出された有価証券届出書に虚偽記載があるとして告発した事件としては、平成 21 年 3 月 25 日等に告発した株式会社プロデュースに係る虚偽有価証券届出

書等提出事件に続くものである。

株式会社エフオーアイは、平成 21 年 11 月に上場していたものであるが、証券監視委による調査の結果、ベンチャーキャピタル等の上場前からの投資家に対する同社株の取引制限（ロックアップ）が解除される直前に市場に警鐘を鳴らすことができ、結果的に同社は翌 6 月に上場廃止となった。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書提出が金商法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書の提出）に違反するとして、平成 22 年 9 月 15 日にさいたま地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 10 月 6 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 3 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、エレクトロニクス製品の製造販売業務等を目的とし、その発行する株券を東京証券取引所マザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者 A は同社の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は同社の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 C は同社の取締役として同社の営業部門の長を務めていたものであるが、犯則嫌疑者 3 名は、共謀の上、同社の業務に関し、上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度につき、平成 21 年 10 月 16 日、関東財務局長に対し、同社の売上高が 3 億 1,956 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上する方法により売上高を 118 億 5,596 万円と記載した連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 6 日、犯則嫌疑者 2 名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

## ② 株式会社丸美に係る無届社債券募集事件

本件は、福岡市に本社を置く犯則嫌疑法人の業務に関し、内閣総理大臣（本件の場合には福岡財務支局）に届出を行わずに、多数の者に対して社債券の募集が行われた事件であり、証券監視委として無届募集を告発した初めてのケースである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件無届募集が証取法（第 197 条の 2 第 1 号等 無届募集の禁止）に違反するとして、警察当局とも連携しつつ必要な調査を行い、平成 23 年 2 月 9 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社丸美は、建築物の維持管理・不動産売買・有価証券の売買等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者は、同会社の代表取締役会長として同社の業務全般を統括管理していたものであるが、内閣総理大臣に届出をしないで、多数の一般投資家を相手方に社債券の募集をして数十億円規模の資金を調達しようとして企て、同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣に届出をしないで、平成 18 年 7 月下旬ころ、同会社マンション総合管理事業本部から、約 1 万 5,000 名方に、情を知らない同

事業本部従業員を介して、「社債金額 200 万円、利率年 7 パーセント、元金償還日は発行日より 3 年経過した期日、申込期間平成 18 年 7 月 20 日から平成 18 年 8 月 31 日まで」旨記載した募集要項を宅配便を用いてそれぞれ配布するなどし、前記約 1 万 5,000 名に対し、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、もって内閣総理大臣に対する届出を必要とする有価証券の募集について、届出が受理されていないのに当該有価証券の募集をしたものである。

**【告発後の経緯】**

平成 23 年 2 月 10 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

### 第 3 平成 21 年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成 22 年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成 21 年度以前の告発事案について、平成 22 年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

**(1) 南野建設株式会社株券に係る相場操縦事件**

**【平成 19 年 11 月 1 日告発、平成 22 年 4 月公訴棄却（大阪地裁）】**

平成 22 年 4 月、大阪地方裁判所は、被告人（株式投資アドバイザー）について、訴訟能力無しと判断の上、公訴棄却を決定し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 2 名については、いずれも一審で確定）

**(2) 株式会社キャッツに係る虚偽有価証券報告書等提出事件**

**【平成 16 年 3 月 29 日告発、平成 22 年 5 月 31 日判決（最高裁）】**

平成 18 年 3 月 24 日、東京地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）を言い渡し、被告人は控訴した。平成 19 年 7 月 11 日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 5 月 31 日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 2 名については、いずれも一審で確定）

**(3) 株式会社森本組に係る虚偽有価証券報告書提出事件について**

**【平成 16 年 6 月 22 日告発、平成 22 年 6 月 4 日判決（最高裁）】**

平成 18 年 4 月 18 日、大阪地方裁判所は、被告人（会社社長）に、懲役 6 年の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成 20 年 1 月 15 日、大阪高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 6 月 4 日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 3 名については、いずれも一審で確定）

**(4) 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件**

**【平成 21 年 7 月 31 日告発、平成 22 年 6 月 10 日判決（東京高裁）】**

平成 21 年 12 月 24 日、さいたま地方裁判所は、被告人 A（当該会社従業員）に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 200 万円、追徴金約 1,293 万円、被告人 B（会社員）に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 300 万円、追徴金約 1 億 6,164 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人 A 及び被告人 B は控訴した。

平成 22 年 6 月 10 日、東京高等裁判所は、被告人兩名について、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、また原判決の量刑は、重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人 A 及び被告人 B に控訴棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(5) **株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件**

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 22 年 8 月 4 日判決（大阪高裁）】

平成 21 年 9 月 9 日、大阪地方裁判所は、被告人 B（会社役員）に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）追徴金約 2 億 4,533 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 22 年 8 月 4 日、大阪高等裁判所は、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、原審の追徴額の量定が不当であるとはいえないなどとして、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。

（上記被告人と同時に起訴された被告人 3 名のうち 2 名については、いずれも一審で確定、ほか 1 名については、最高裁判所において公判係属中）

(6) **株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件 (1) (2) (3)**

【平成 21 年 3 月 25 日、平成 21 年 4 月 28 日告発、平成 22 年 8 月 10 日判決（最高裁）】

平成 21 年 8 月 5 日、さいたま地方裁判所は、被告人（当該会社代表取締役）に、懲役 3 年（実刑）、罰金 1,000 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成 22 年 3 月 23 日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 8 月 10 日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（同事件の (3) については、附属資料 317 頁の事件番号 121 参照）

(7) **ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件 (1)**

【平成 21 年 11 月 24 日告発、平成 22 年 8 月 18 日、平成 22 年 8 月 25 日、平成 22 年 9 月 1 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 8 月 18 日、大阪地方裁判所は、被告人 A（当該会社代表取締役）及びその共犯者らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 300 万円、追徴金約 2 億 5,529 万円、被告会社に、罰金 3,000 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人 A は、下記 (8) 記載のユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不正ファイナンスに係る偽計事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

平成 22 年 8 月 25 日、大阪地方裁判所は、被告人 B（会社員）らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人 B に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 200 万円、追徴金約 2 億 5,529 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成 22 年 9 月 1 日、大阪地方裁判所は、被告人 C（会社役員）らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人 C に、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、追徴金約 2 億 6,477 万円の

判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人Cは、下記(9)株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

- (8) **ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件**  
【平成21年12月24日告発、平成22年8月18日判決（大阪地裁）】  
被告人（当該代表取締役）について、上記(7)参照。
- (9) **株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件**  
【平成22年3月16日告発、平成22年9月1日判決（大阪地裁）】  
被告人（会社役員）について、上記(7)参照。
- (10) **株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不公正ファイナンスに係る偽計事件**  
【平成21年7月14日告発、平成22年11月30日判決（東京高裁）、平成23年3月23日判決（最高裁）】  
平成22年2月18日、東京地方裁判所は、被告人（会社役員）に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金400万円、追徴金約3億147万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。  
平成22年11月30日、東京高等裁判所は、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、原審の量刑が不当であるとはいえないなどとして、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。  
平成23年3月23日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反の主張であって、上告理由には当たらないとし、被告人に上告棄却を言い渡し、同判決は確定した。
- (11) **トランスデジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件**  
【平成22年3月26日告発、平成22年11月24日判決（東京地裁）】  
平成22年11月24日、東京地方裁判所は、本件犯行は、一般投資家の投資判断を誤らせる危険性の高い悪質なものであったとし、被告人A（元当該会社顧問）に、懲役3年（執行猶予4年）、被告人B（元当該会社代表取締役）に、懲役2年6月（執行猶予4年）をそれぞれ言い渡し、同判決は確定した。
- (12) **日信工業株式会社株券に係る相場操縦事件**  
【平成17年6月20日告発、平成22年12月13日（最高裁）】  
平成19年12月21日、東京地方裁判所は、被告人（個人投資家）に、懲役2年（執行猶予3年）、追徴金約1,166万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。  
平成21年3月26日、東京高等裁判所は、被告人に、控訴棄却を言い渡し、被告人は上告した。  
平成22年12月13日、最高裁判所は、被告人に、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

## 第4 今後の課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

こうした取り組みを通じて、市場監視機関である証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対してできる限り早期に警鐘を鳴らしていくことを目指す。

### (1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取り組み

証券監視委は、第7期活動方針（平成23年1月18日公表）においても、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととしている。

我が国経済・金融情勢が依然として厳しい中、資金繰りに逼迫した新興企業を中心として不透明なファイナンスが行われるリスクが引き続き高いことから、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスに対する監視を重点課題の一つとして、偽計を積極的に活用し、鋭意取り組んでいくこととしている。こうした事案の中には、その背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合もあり、必要に応じ、警察当局とも連携して対処していくこととしている。

### (2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンスに絡む複雑・悪質な複合事案以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾）などの一般的な犯則類型があるが、これらの犯則類型に幅広く取り組むことによって、予防効果も含め効果的・効率的な市場監視に努めていくこととしている。

#### ① 内部者取引事案への取り組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け等の企業買収（M&A）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、最近の市場環境としては、景気の低迷やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られており、こうした動きの背後で内部者取引が行われるリスクが相応に存在している。

証券監視委としては、重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引の嫌疑のある取引については、くまなく監視しているところであるが、引き続き上記のような内部者取引に係る傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととしている。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義について、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引事案を摘発するだけでなく、その発生防止にも努めていくこととしている。

#### ② 相場操縦事案への取り組み

最近の相場操縦事案には、デイトレーダー等によるネット取引を利用した「見せ玉」等新手の手法によるものと、仕手筋による伝統的な手法によるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、いずれの相場操縦についても、引き続き監視の目を光らせていく

こととしている。

平成 22 年度には、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead」の稼働（平成 22 年 1 月）後に行われた相場操縦行為について証券監視委として初めて告発を行ったが、引き続き取引の高速化にも対応した発注状況の再現・分析に取り組んでいくこととしている。

### ③ 粉飾事案への取組み

平成 22 年度に告発した株式会社エフオーアイの粉飾事件は、上場時の粉飾の嫌疑が濃厚と認められたことから、上場後約半年で同社への強制調査を実施するという迅速な対応をとることにより、一般投資家の被害拡大を最小限に食い止めたものである。

証券監視委としては、引き続き隠れた粉飾企業の摘発に努めていくとともに、粉飾は経営不振企業が犯す犯則行為であり、そのような企業は資金繰りに逼迫して不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

### (3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場における証券取引についても、海外からの発注が広く見られるようになってきている。こうした中、内部者取引等の不公正取引に加え、粉飾や不公正ファイナンスにおいても、市場監視当局の追及から逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用されるリスクが相応に存在している。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委としても、海外当局と積極的に連携すること等により、市場監視の空白を作らないように取り組んでいくこととしている。特に今般、証券監視委の第 7 期活動方針において、「市場のグローバル化への対応」を基本的な考え方の一つとして掲げたことを踏まえ、IOSCO のマルチ MOU 等、国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用し、クロスボーダー事案への取組みを一層強化していくこととしている。

### (4) ローカル化への対応

平成 22 年度に告発した大分在住のデイトレーダーの相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の除去や新興上場企業の地方への広がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりを見せてきている。

このような中、証券監視委としては、引き続き各地域の捜査機関や財務局とも連携を図りつつ、効果的・効率的な調査を実施していくこととしている。

### (5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

IT 化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

平成 22 年度においては、保全・復元・解析等に係る資機材の整備を進めたところであるが、平成 23 年度においても、上場企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェア等を整備することにより、デジタルフォレンジック環境の一層の充実を図ることとしている。

(6) 専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な課題となっている。

証券監視委においては、引き続き法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

## 第8章 建 議

### 第1 概 説

#### 1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

#### 2 平成22年度における建議の状況

平成22年度においては、証券検査の結果に基づき金融庁長官に対し2件の建議（「事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について」及び「投資助言・代理業者の登録拒否事由について」）を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成22年度までに21件の建議を行ってきたところである。（附属資料323頁参照）

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

平成22年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

##### (1) 事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について

集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、

- ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、
- ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、

など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。

また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。

したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底

を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要がある。

## (2) 投資助言・代理業者の登録拒否事由について

投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、

- ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況
- ② 無登録業者に対する名義貸し等
- ③ 顧客に対する報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）
- ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）

など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。

これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。

こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要がある。

なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。

## 2 建議に基づいて執られた措置

平成 22 年度における上記 2 件の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

### (1) 事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年 4 月 1 日施行）。

- ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等
- ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法

### (2) 投資助言・代理業者の登録拒否事由についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された。

## 3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、

建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

### 第3 今後の課題

平成22年度における上記2件の建議については、前者は「金融商品取引業等に関する内閣府令」に、後者は金商法に反映されており、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に寄与したものと考えている。

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

## 第9章 監視活動の機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成23年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備や無登録業者に対する調査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、16人の増員が認められ、証券監視委の平成23年度末の定員は392人となっている。

また、不正開示及び不公正取引への対応を強化する観点から、課徴金・開示検査課が「開示検査課」と「取引調査課」に分離されることにより、5課体制から6課体制に強化される予定である。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、無登録業者に対する調査体制の整備に関する6人の増員が認められ、平成23年度末の定員は312人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で704人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成22年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計18人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成23年3月末現在111名が在籍している。

#### 2 情報収集・分析能力の向上

##### (1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成22年度においては、大阪証券取引所における新デリバティブ売買システム「J-GATE」導入に対応するためにデータの取込機能等の改修を実施した。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

##### (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウにつ

いてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、CDS等の店頭デリバティブをはじめとした新たな金融商品の開発、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が証券監視委に新たに求められていることに加えて、国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われるなど、我が国市場を取り巻く環境は急激に変化してきている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法やデジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

更に、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割がますます重要になってきていることを踏まえ、中間監督者会議を開催し、これらの者の意識の醸成に努めてきている。

### 3 監視を支えるシステムインフラの強化

平成22年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム）に関して、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、システム設計工程を完了させた。今後のシステム開発以降の工程においても、引き続き、各業務に必要なシステム機能が実装されることに注視していくこととしている。

また、デジタルフォレンジックについて、証券監視委にその手法、技術を取り込む方策を検討するとともに、データリカバリに関する分野においては、必要な資機材の整備を行った。さらに、データ分析に関する分野においても、市場監視に活用するために必要な資機材等の調査や環境づくりの検討を行い、具体的な調達準備を進めている。

## 第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

### 1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

なお、平成22年度においては、新たな情報発信のツールとして、「証券監視委メールマガジン」を発刊し、現時点での証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔にまとめ、毎月1回、配信を行っている（平成22年度の配信実績については、附属資料338頁参照）。

### 2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明にとどまらず、市場や社会一般に関わる問題点についても説明するという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員

や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

### 3 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、近時の株式公開買付け（TOB）に係るインサイダー取引の増加を受けて行った実態把握を踏まえ、TOB関係者を対象としてインサイダー取引の未然防止に向けた情報発信を行うなど、金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人、弁護士・法律事務所、不動産鑑定士等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。（TOBに係るインサイダー取引の未然防止に向けた取組みの詳細については、第3章第3参照。）

また、大学や大学院、及び将来法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院や会計大学院の学生に対しても、引き続き積極的に、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている（講演等の実績については、附属資料331頁参照）。

### 4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する資料をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるための情報発信に努めている。なお、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、勧告の概要や講演・寄稿等の内容の新着情報を電子メールにて配信する「新着情報メール配信サービス」については、本年度より新たに開始した「証券監視委メールマガジン」と合わせ、「メールマガジン配信サービス」として統合したところであるが、その登録者件数については毎年増加傾向にあり、平成22年度末時点における登録は約3,300件となっている（<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>）。

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や本冊子の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めた。

## 第3 関係当局等との連携

### 1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成20年1月以降、「市場関連部局との意見交換会」を年に数回、継続的に開催し、その時々の問題点等を幹部及びの担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視

官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

## 2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）においても行われており、取引審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を行っている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料 331 頁参照）。

具体的には、各自主規制機関における活動状況の報告や、それらを踏まえた議論及び意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者が参加し、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、前述（第3章第3参照）のTOBに係るインサイダー取引に関する取組みなど、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整や検査業務に有用となる指摘事例等について議論する共同ワークショップを行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委及び自主規制機関の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、相互に研修に参加し、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

## 第4 海外証券規制当局等との連携

### 1 IOSCO（証券監督者国際機構）における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から196機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に準会員資格として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論す

る場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（TC：Technical Committee）と、その下に6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話や投資者への問題業者の警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例について説明を行った。また、証券監視委は、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）への加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された（今後平成25年1月1日までに全てのIOSCOメンバーは多国間MOUの署名国となることが義務付けられている）。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

このように証券監視委は、IOSCOへの参加のほか、監視活動を通じて得られた認識を踏まえた上で金融庁と連携しながら国際的議論へ積極的に貢献するよう努めている。

## 2 情報交換枠組みの活用

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境を越えた各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

さらに、上述のとおり、平成20年2月に、金融庁は多国間MOUの署名当局となり、多国間MOUの署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

こうした情報交換枠組みを活用し、これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、外国当局が当地の法令に基づき処分を行った事例が3件あるなどの成果が上がっており、平成21年4月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った。

しかしながら、クロスボーダー取引を利用した不公正取引はその把握が容易ではないことから、証券監視委はその実態解明を重要な課題と認識しており、証券監視委の第7期活動方針の3本柱の1つとして「市場のグローバル化への対応」を新たに掲げている（第7期活動方針の

詳細は第2章第2参照)。さらには、平成22年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(以下「アクションプラン」)においても、アジア各国の監視当局との連携を強化する旨明らかにしたところであり、特にアジアにおけるクロスボーダー取引について監視を強化する必要があると認識している。今後とも証券監視委は、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

### 3 意見交換・情報発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成22年度は、米国、豪州、中国等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、証券監視委事務局職員が海外当局向けの研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況等について紹介する等、情報発信にも努めているところである。

### 4 海外規制当局への職員の派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や検査の手法を習得するため、米国証券取引委員会(SEC)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融サービス機構(FSA)が主催する短期研修に事務局職員を派遣し、また、米国SEC、米国CFTC、香港SFC等に事務局職員を長期派遣しており、証券監視委の市場監視業務に活かしている。今後とも証券監視委は、上述の「アクションプラン」においても掲げたとおり、クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、アジアを含む各国の証券当局への職員派遣を推進するなど一層の人材育成を進めていくこととしている。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、情報通信技術の進展や金融・資本市場のグローバル化に伴って、個人投資家を対象としたインターネット取引の増加など販売チャネルの拡充、投資サービスの多様化、新たな商品や取引形態の出現、取引システムの面における東京証券取引所の新たな株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」、及び大阪証券取引所の新デリバティブ売買システム「J-GATE」の稼動など、環境変化が進展しているところです。

金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の変化は、市場参加者にとって、投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐にわたる選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳いつつ、商品の特性や内容、リスクなどを投資者が容易に理解し難いファンド等の商品もあるのではないかと思います。

証券監視委としては、こうした金融商品及び取引に係る環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

すなわち、証券会社等金融商品取引業者等には、自らが勧誘する金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。更に、個人投資家にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行うに当たっては、投資者へ販売する商品としての適否（合理的根拠適合性）を事前検証することが求められています。証券監視委は、証券検査において、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどについて検証し、個人投資家の保護に取り組んでいます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思っております。

さらに、投資にあたっては、無登録業者による未公開株販売の増加等を踏まえ、取引を行う相手方業者に関して、金融商品取引業の登録等の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを判断することが重要です。特に、最近では、未公開株の購入に係るトラブル等の相談が金融庁に多く寄せられているところですが、未公開株の販売等を行うことが出来るのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意ください。また、金融庁や証券監視委などの職員を騙った者が、「未公開株について調査を行っている」、「保有されている未公開株は近々上場予定である」などと告げ、それと前後して未公開株の発行業者と称する者が未公開株の勧誘等を行う等といった情報が多数寄せられています。このような不審な連絡等についても十分ご注意ください。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 附 属 资 料

# 附 属 資 料

1	証券監視委の組織・事務概要	155
1-1	組織及び事務概要	155
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	157
1-3	証券監視委の機能強化	158
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	159
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	160
1-6	機構図	161
1-7	組織・事務に係る法令の概要	163
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	174
2	証券監視委の活動実績等	175
2-1	証券監視委の活動状況	175
2-2	取引審査実施状況	176
2-3	検査実施状況	177
2-4	勧告実施状況	222
2-5	申立て実施状況	290
2-6	告発実施状況	291
2-7	建議実施状況	323
2-8	平成22年度 主な講演会等の開催状況	331
2-9	平成22年度 各種広報媒体への寄稿	335
2-10	証券取引等監視委員会メールマガジン	338
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	348
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	350
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～	351
○	証券検査に関する基本指針	353

# 1 証券監視委の組織・事務概要

## 1-1 組織及び事務概要

### (1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

### (2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

### (3) 事務概要

#### ① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯罪事件の調査の5つに分かれる。

#### イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査すること

により、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯罪収益移転防止法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 課徴金調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯罪収益移転防止法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

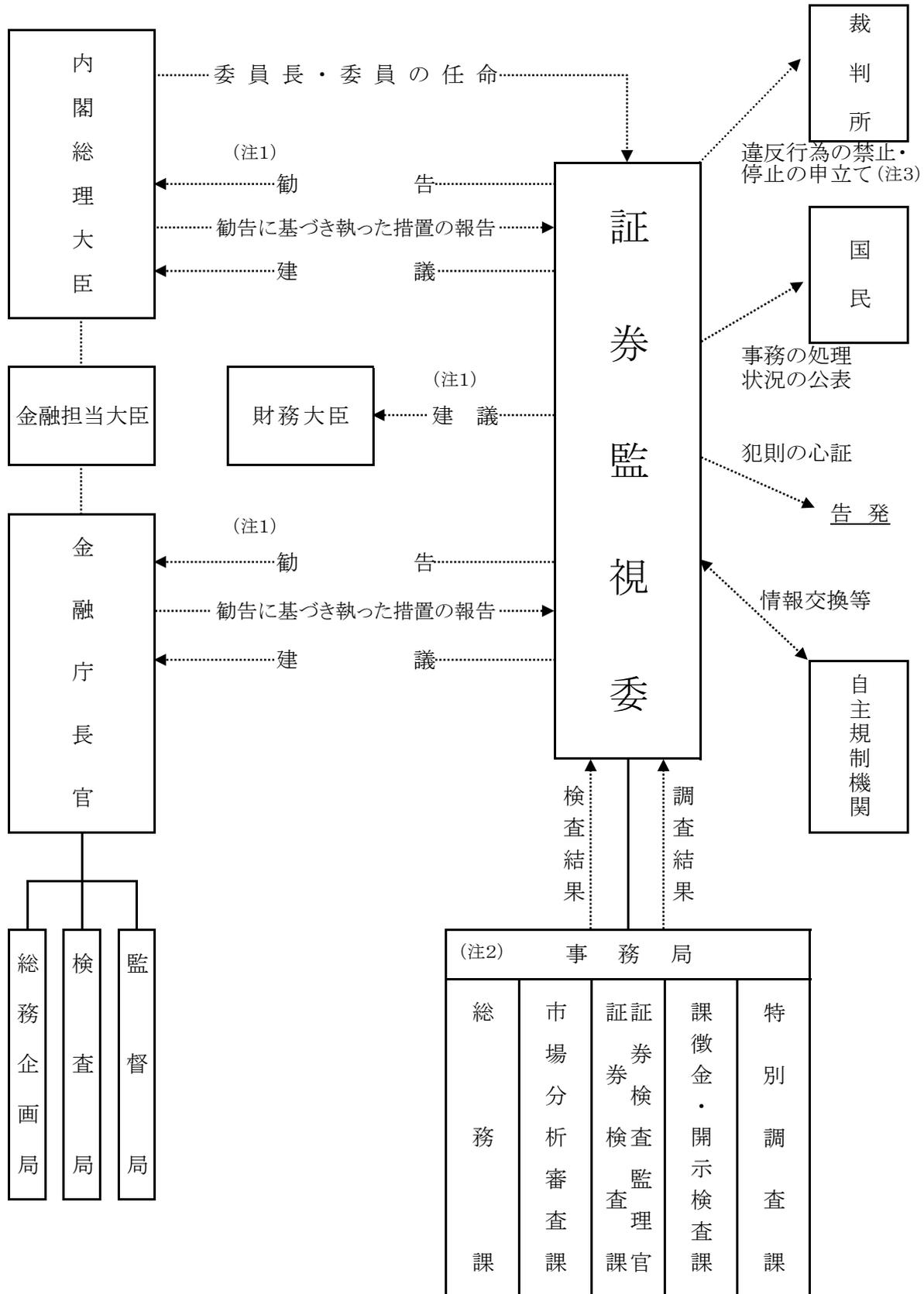
⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図

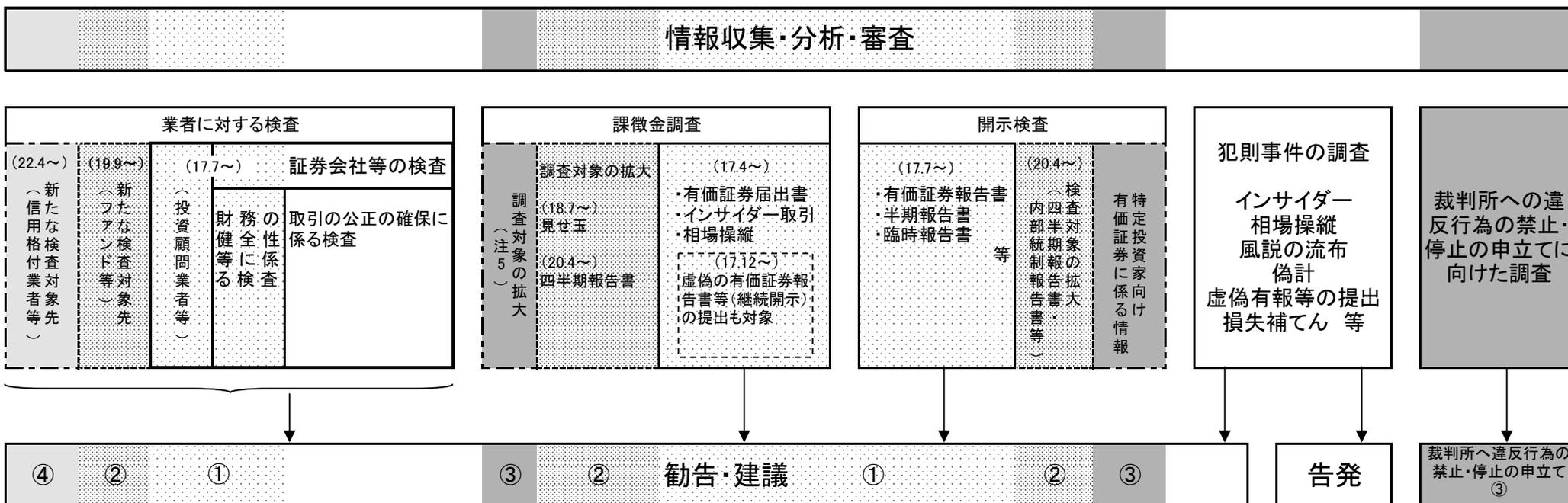


(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から5課体制に再編。

(注3) 平成21年6月の金商法改正により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

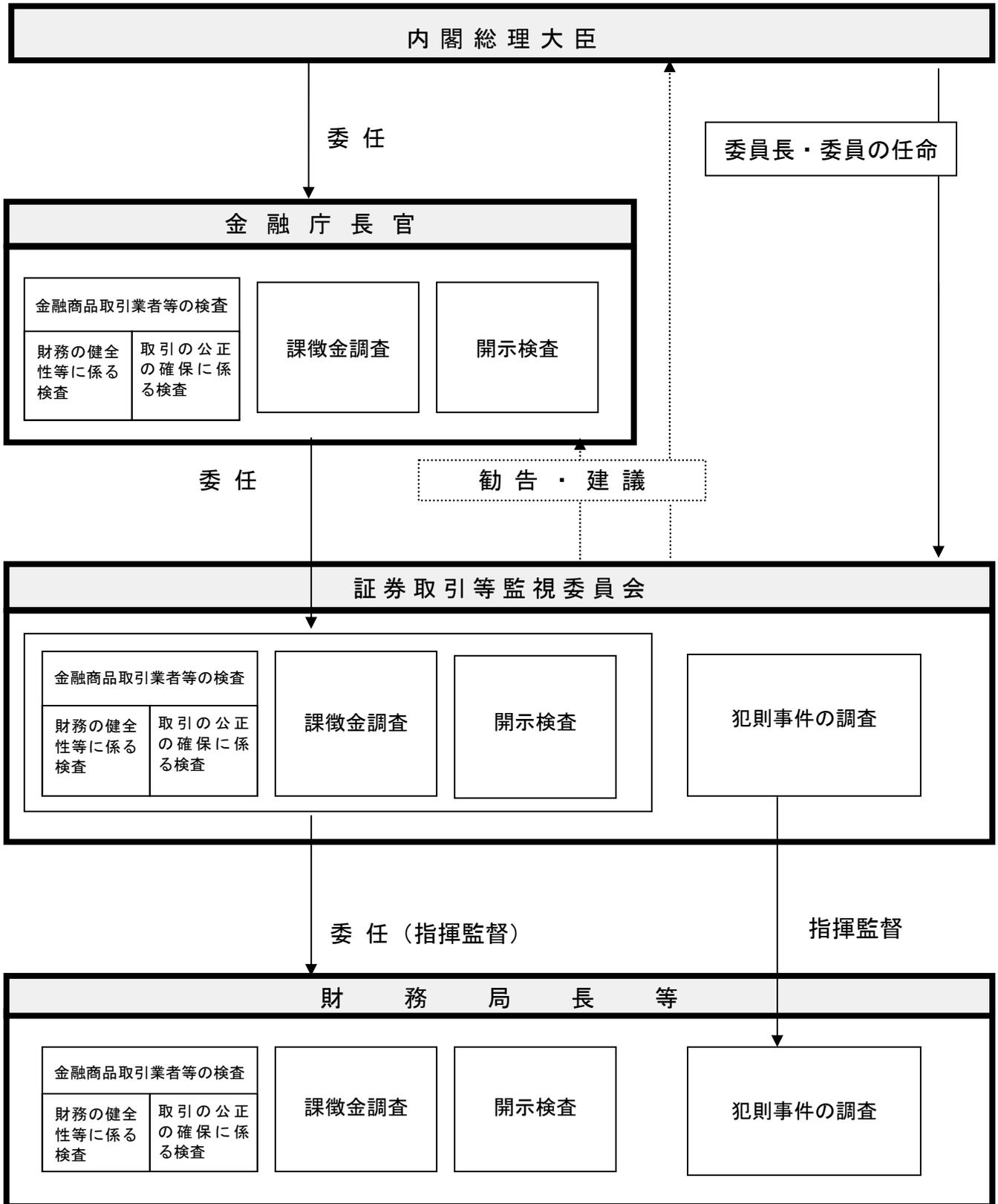
# 1-3 証券監視委の機能強化



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立(平成16年6月2日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注5) 調査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
  - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
  - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
  - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第7項等）。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局長等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
- 金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
  - 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
- (注4) 上記のほか、金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。更に、かかる申立て及び調査権限は、財務局長等に再委任されている。

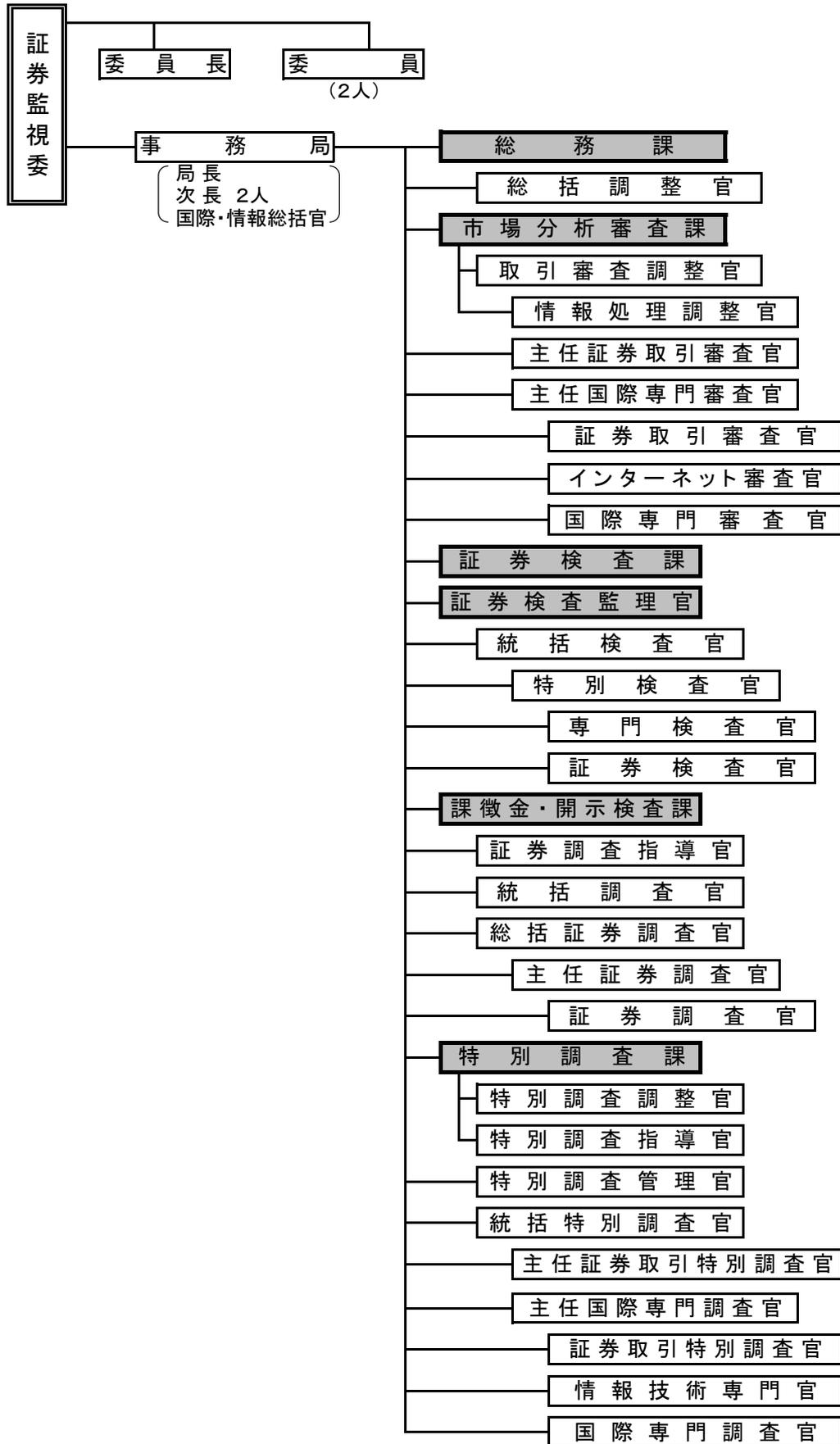
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	132人	238人
12 年 度	112人	138人	250人
13 年 度	122人	143人	265人
14 年 度	182人	182人	364人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人
19 年 度	341人	268人	609人
20 年 度	358人	282人	640人
21 年 度	374人	300人	674人
22 年 度	384人	313人	697人
23 年 度	392人	312人	704人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

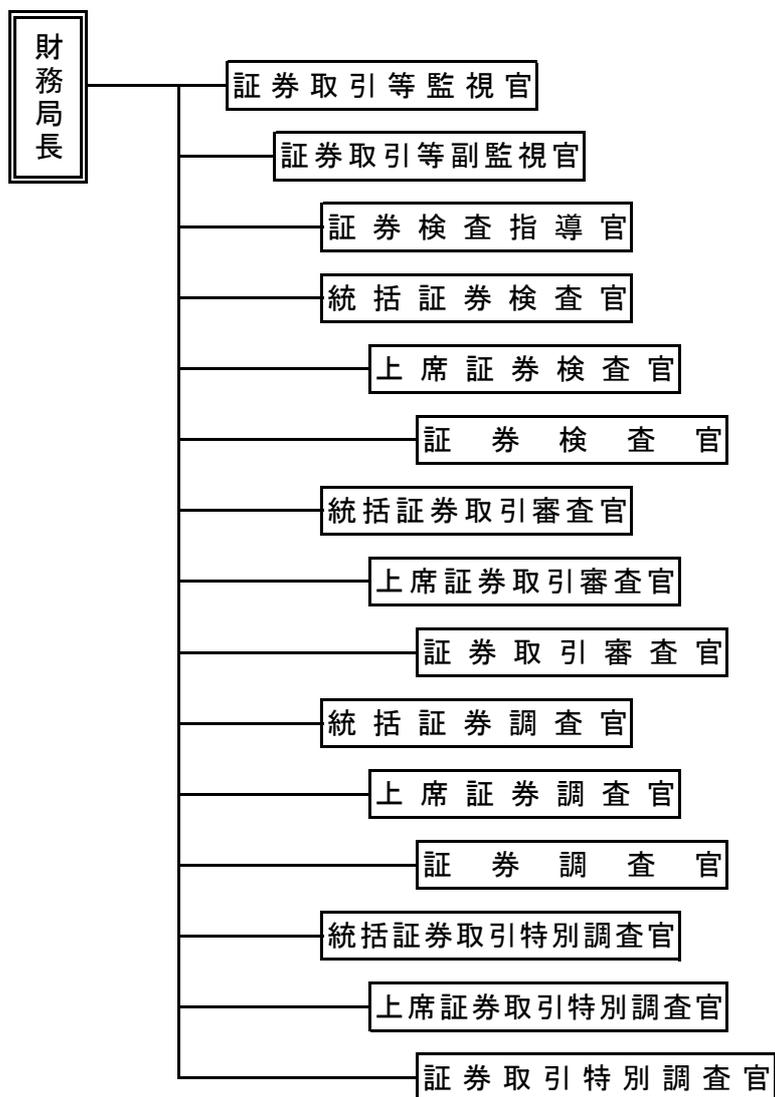
1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。更に、平成23年7月に6課体制に再編予定。

## 2 財務局の機構図（関東財務局）



## 1-7 組織・事務に係る法令の概要

### 1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

## 2 権限及び範囲に係る規定

### (1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項、第2項、第3項	第194条の7第2項第1号、第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11	第194条の7第2項第2号、第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号、第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2項第3の2号、第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第75条	第194条の7第2項第4号、第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2項第5号、第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 6	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号、第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号、第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号、第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 58 第 1 項、第 2 項	第194条の 7 第 3 項	託を受けた者 指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託にかかる業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項	第 225 条第 2 項、第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[SPC 法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号、第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項（第 217 条第 1 項）	第 290 条第 2 項第 2 号、第 3 項	特定目的信託の原委託者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認めら

れる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項	第 286 条第 2 項	振替機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条第 1 項	第 20 条第 6 項第 1 号、第 2 号、第 7 項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 金融商品取引法第 192 条申立て及び同法第 187 条調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の 7 第 4 項第 1 号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194 条の 7 第 4 項第 2 号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注1）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注2）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の30第1項	同上	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の35	同上	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

(注1) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(注2) 課徴金の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている書類のうち、

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
  - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
  - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
  - ・四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらの訂正報告書
- である。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えと考えることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の聴取のみ)		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第193条の2第6項 (報告・資料の聴取のみ)		監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 28 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 28 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 28 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規定の概要
第 5 条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付

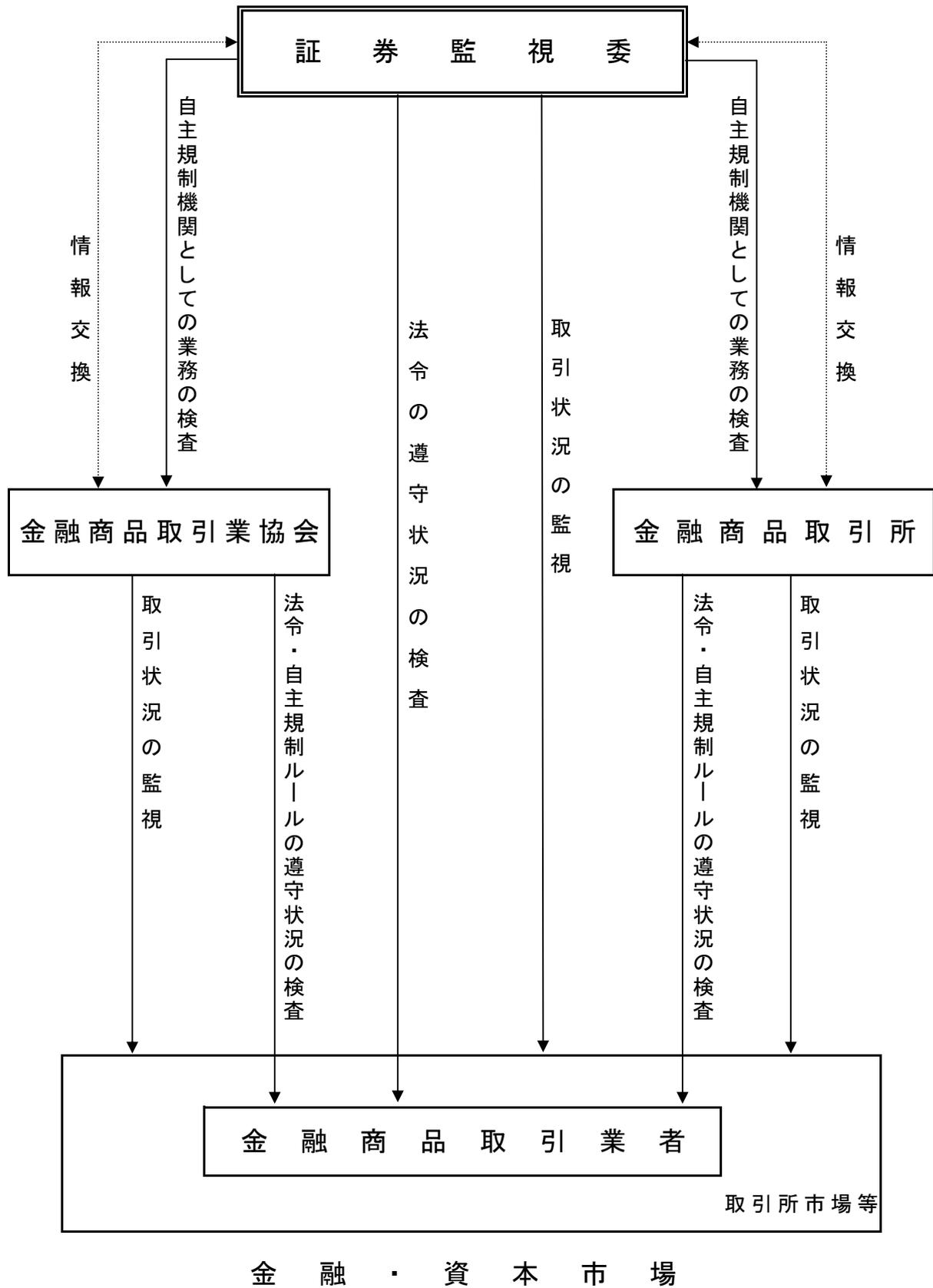
条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 38 条の 2 第 1 項	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第 39 条第 1 項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 41 条の 2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注) 金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む(20年4月1日以降開始する事業年度について適用)。

[犯収法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第4条第4項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



2 証券監視委の活動実績等

2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区 分	年 度	4~15	16	17	18	19	20	21	22	合 計
犯則事件の告発 (件)		63	11	11	13	10	13 (4)	17	8	142
勸告 (件)		270	17	39	43	59	50 (19)	74	63	596
証券検査結果等に基づく勸告		270	17	29	28	28	18 (4)	21	18	425
課徴金納付命令に関する勸告		—	—	9	14	31	32 (15)	53	45	169
訂正報告書等の提出命令に関する勸告		—	—	1	1	0	0 (0)	0	0	2
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(件)		—	—	—	—	—	0 (0)	0	2	2
建 議 (件)		7	0	5	3	0	4 (4)	4	2	21
証 券 検 査	金融商品取引業者(社等)	内864 1,106	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内156 (内50) 191 (62)	内133 176	内122 148	内1,658 2,159
	第一種金融商品取引業者(社)	内864 1,106	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内99 (内16) 117 (20)	内72 90	内74 91	内1,453 1,845
	旧国内証券会社(社)	内862 981	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内78 (内13) 89 (15)	内60 72	内52 63	内1,326 1,541
	旧外国証券会社(社)	内0 123	内0 17	内0 10	内0 9	内0 1	内0 (内0) 7 (2)	内0 6	内4 9	内4 180
	旧金融先物取引業者(社)	内2 2	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内21 (内3) 21 (3)	内12 12	内18 19	内123 124
	第二種金融商品取引業者(社)	内— —	内— —	内— —	内— —	内0 2	内0 (内0) 1 (1)	内17 23	内6 6	内23 31
	投資助言・代理業者、投資運用業者(社等) (旧投信・投資顧問業者)	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内57 (内34) 73 (41)	内44 63	内42 51	内182 283
	登録金融機関(機関)	内72 88	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内24 (内4) 25 (4)	内24 24	内26 28	内240 275
	適格機関投資家等特例業務届出者(業者)	内— —	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 (内0) 0 (0)	内1 1	内2 2	内3 3
	金融商品仲介業者(業者) (旧証券仲介業者)	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内0 (内0) 0 (0)	内1 1	内1 1	内5 5
	自主規制機関(機関)	内5 5	内0 0	内2 2	内6 6	内1 1	内5 (2) 5 (2)	内5 5	内1 1	内23 23
	投資法人(法人)	内— —	内— —	内2 2	内7 7	内10 10	内7 (1) 7 (1)	内9 9	内6 6	内40 40
	その他	内— —	内— —	内0 0	内1 1	内2 2	内0 (0) 0 (0)	内0 0	内0 0	内3 3
	問題点が認められた業者等の数	内753 753	内67 67	内93 93	内142 142	内121 121	内112 (35) 112 (35)	内123 123	内101 101	内1,477 1,477
取引審査 (件)	内1,559 3,825	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内538 (内144) 1,031 (276)	内430 749	内467 691	内4,385 9,706	

(注)

- 平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。  
なお平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。
- 証券検査の計数は、着手ベースでの実施件数。また、取引審査の計数は、終了ベースの件数である。
- 内書きの数字は、財務局等にかかるものである。
- 上記の金融商品取引業者(旧証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当金融商品取引業者(旧証券会社)の支店単独検査を実施している。

2-2 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	18	19	20	21	22
価格形成に関するもの	141	141	132 (49)	94	54
内部者取引に関するもの	884	951	889 (224)	649	613
そ の 他	14	6	10 (3)	6	24
合 計	1,039	1,098	1,031 (276)	749	691
(証券監視委)	631	598	493 (132)	319	224
(財務局等)	408	500	538 (144)	430	467

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

## 2-3 検査実施状況

### 1 検査実施状況一覧表

区 分	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	
金融商品取引業者	150	187	191 (62)	176	148	
第一種金融商品取引業者	99	138	117 (20)	91	91	
旧国内証券会社 (証券監視委) (財務局長等)	78 (10) (68)	89 (26) (63)	89 (11) (78)	(15) (2) (13)	73 (12) (61)	63 (11) (52)
支店単独検査	19支店	15支店	16支店 (5支店)	17支店	—	
旧外国証券会社 (証券監視委) (財務局長等)	9 (9) (0)	1 (1) (0)	7 (7) (0)	(2) (2) (0)	6 (6) (0)	9 (5) (4)
旧金融先物取引業者 (証券監視委) (財務局長等)	12 (0) (12)	48 (0) (48)	21 (0) (21)	(3) (0) (3)	12 (0) (12)	19 (1) (18)
第二種金融商品取引業者 (証券監視委) (財務局長等)	— — —	2 (2) (0)	1 (1) (0)	(1) (1) (0)	23 (6) (17)	6 (0) (6)
投資助言・代理業者 (証券監視委) (財務局長等)	29 (2) (27)	21 (1) (20)	58 (1) (57)	(35) (1) (34)	44 (1) (43)	36 (0) (36)
投資運用業者 (証券監視委) (財務局長等)	22 (22) (0)	26 (25) (1)	15 (15) (0)	(6) (6) (0)	18 (18) (0)	15 (9) (6)
登録金融機関 (証券監視委) (財務局長等)	27 (1) (26)	32 (3) (29)	25 (1) (24)	(4) (0) (4)	24 (0) (24)	28 (2) (26)
適格機関投資家等特例業務届出者 (証券監視委) (財務局長等)	— — —	0 (0) (0)	0 (0) (0)	(0) (0) (0)	1 (0) (1)	2 (0) (2)
金融商品仲介業者 (証券監視委) (財務局長等)	1 (0) (1)	1 (0) (1)	0 (0) (0)	(0) (0) (0)	1 (0) (1)	1 (0) (1)
自主規制機関 (証券監視委) (財務局長等)	6 (6) (0)	1 (1) (0)	5 (5) (0)	(2) (2) (0)	5 (5) (0)	1 (1) (0)
投資法人 (証券監視委) (財務局長等)	7 (7) (0)	10 (10) (0)	7 (7) (0)	(1) (1) (0)	9 (9) (0)	6 (6) (0)
その他 (証券監視委) (財務局長等)	1 (1) (0)	2 (2) (0)	0 (0) (0)	(0) (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)

(注1) 上記の計数は、着手件数である。

(注2) 「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを実施するものである。

(注3) 18事務年度以前は、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」、  
「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」である。

(注4) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の( )書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		18年 7月 ～19年 6月	19年 7月 ～20年 6月	20年 7月 ～21年 6月	21年 4月 ～22年 3月	22年 4月 ～23年 3月
第一種金融商品取引業者	旧国内証券会社	128	124	110	129	134
	旧外国証券会社	119	41	218	163	243
	旧金融先物取引業者	101	49	39	45	77
	第二種金融商品取引業者	—	90	88	60	26
	投資助言・代理業者	24	20	16	21	27
	投資運用業者	129	116	141	153	69
	登録金融機関	46	35	27	33	47
適格機関投資家等特例業務届出者	—	0	0	0	33	
金融商品仲介業者	3	50	0	18	18	
自主規制機関	134	404	460	89	86	
その他の	0	50	0	0	0	

(注1) 検査年度中に臨店終了したのものについて、臨店期間分を算出したものである。

(注2) 18事務年度以前は、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」、  
「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」である。

### 3 検査結果の状況

#### (1) 検査終了件数

区 分	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月
検査終了件数	209	219	220 (68)	211	210
金融商品取引業者	164	180	182 (57)	164	171
第一種金融商品取引業者	113	139	118 (30)	92	100
旧国内証券会社	90	93	92 (22)	68	74
旧外国証券会社	11	2	4 (1)	7	8
旧金融先物取引業者	12	44	22 (7)	17	18
第二種金融商品取引業者	—	0	3 (1)	8	18
投資助言・代理業者	26	23	45 (25)	46	35
投資運用業者	25	18	16 (1)	18	18
登録金融機関	30	31	27 (10)	27	28
適格機関投資家等特例業務届出者	—	0	0 (0)	0	2
金融商品仲介業者	1	0	1 (0)	1	1
自主規制機関	7	1	1 (0)	8	1
投資法人	7	4	9 (1)	11	7
その他	0	3	0 (0)	0	0

(注1) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注2) 「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年7月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(注3) 18事務年度以前は、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、である。

(注4) 20年7月～21年6月の件数のうち、右側の( )書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月～22年3月までの期間と重複する件数)である。

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	20年7月 ～21年6月	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月
問題点が認められた業者等の数	112 (35)	123	103
不公正取引に関するもの	16 (1)	12	9
投資者保護に関するもの	43 (17)	57	45
財産・経理等に関するもの	28 (8)	27	18
その他業務運営に関するもの	60 (17)	58	67

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3) 20事務年度のカッコ書きの数は、平成21年4月から6月末までの集計であり、21年度との重複期間における業者等の数である。

#### 4 グループ一体型検査の実施状況

グループ一体型検査	大和証券 大和証券キャピタル・マーケット
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 モルガン・スタンレーMUFG証券
金融庁検査局同時検査	該当なし

(注1) グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

(注2) 金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

## 5 平成22年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
委員会	金 商業者 1 種 業 (旧国内)	1 みずほ証券	H21.11.16	H22.1.22	H22.4.23	
		2 岡三証券	H22.2.16	H22.3.31	H22.6.25	
		3 岡三オンライン証券	H22.3.8	H22.4.2	H22.7.2	
		4 カブドットコム証券	H22.3.25	H22.4.27	H22.7.9	
		1 極東証券	H22.5.13	H22.5.28	H23.2.15	
		2 東海東京証券	H22.5.17	H22.6.28	H22.9.10	○
		3 ソニーバンク証券	H22.6.7	H22.6.22	H22.7.13	
		4 大和証券	H22.8.30	H22.10.28	H23.2.14	
		5 大和キャピタルマーケッツ	H22.8.30	H22.10.28	H23.2.14	
	6 新生証券	H22.8.30	H22.10.5	H22.12.3		
	7 マネックス証券	H22.11.1	H22.12.16	H23.3.7		
	8 あおぞら証券	H22.11.25	H22.12.8	H23.1.18		
	9 野村証券	H23.3.1	H23.3.14	中止		
	1 種 業 (旧外証)	1 クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	H22.2.22	H22.3.26	H22.10.19	
		1 ドイツ証券	H22.4.9	H22.5.28	H22.7.29	
		2 ナティクス証券	H22.6.21	H22.7.7	H22.9.7	
		3 ゴールドマン・サックス証券	H22.8.30	H22.10.27	H22.12.7	
		4 モルガン・スタンレーMUFG証券	H22.11.17	H23.1.28	H23.2.25	
		5 トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド	H23.1.25	H23.2.16	H23.3.23	
	2 種 業	1 エプソム愛馬会	H22.2.2	H22.2.19	H22.5.21	○
		2 ジャパンホースマンクラブ	H22.2.2	H22.2.19	H22.5.21	○
	運 用	1 ニッセイアセットマネジメント	H22.1.25	H22.2.24	H22.4.2	
		2 三井不動産アコモデーションファンドマネジメント	H22.2.22	H22.3.19	H22.4.16	
		3 MIDリートマネジメント	H22.2.22	H22.3.19	H22.6.1	
		4 T&Dアセットマネジメント	H22.3.25	H22.4.27	H22.6.30	
		1 三菱商事・ユービーエス・リアルティ	H22.4.14	H22.5.14	H22.7.6	
		2 プライオール投資顧問	H22.5.10	H22.6.4	H23.2.15	○
		3 大和住銀投信投資顧問	H22.6.2	H22.6.30	H22.9.24	
		4 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ	H22.6.7	H22.6.25	H22.9.28	
		5 岡三アセット・マネジメント	H22.8.30	H22.10.5	H22.11.9	
		6 グローバル・アライアンス・リアルティ	H22.8.30	H22.9.22	H22.11.5	
		7 ムーンライトキャピタル	H22.11.4	H22.11.25	H23.2.22	
		8 ADインベストメント・マネジメント	H22.12.6	H23.1.20	H23.3.29	
		登 金	1 シティバンク銀行	H22.5.10	H22.6.9	H22.9.24
	2 中央三井信託銀行		H22.11.25	H22.12.17	H23.2.22	
	自 主	1 大阪証券取引所	H22.8.30	H22.10.1	H22.10.29	
	投 資 法 人	1 日本アコモデーションファンド投資法人	H22.2.22	H22.3.19	H22.4.16	
		2 MIDリート投資法人	H22.2.22	H22.3.19	H22.6.1	
		1 日本リテールファンド投資法人	H22.4.14	H22.5.14	H22.7.6	
		2 産業ファンド投資法人	H22.4.14	H22.5.14	H22.7.6	
		3 日本ホテルファンド投資法人	H22.6.7	H22.6.25	H22.9.28	
4 グローバル・ワン投資法人		H22.8.30	H22.9.22	H22.11.5		
5 アドバンス・レジデンス投資法人		H22.12.6	H23.1.20	H23.3.29		

(注1) 区分欄の「旧国内」は金商法施行前の区分の国内証券会社、「旧外証」は金商法施行前の区分の外国証券会社、「2種業」は第二種金融商品取引業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「自主」は自主規制機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成21年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行ったものである。なお、勧告の公表を控える場合がある。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勸告
関東	金商業者 1種業 (旧国内)	1 東洋証券	H21.10.14	H21.11.25	H22.4.14	
		2 イニシア・スター証券	H21.11.16	H21.12.1	H22.4.9	○
		3 クリック証券	H22.1.19	H22.2.9	H22.5.31	
		4 水戸証券	H22.1.19	H22.2.24	H22.5.28	
		5 ファインテックグローバル証券	H22.2.23	H22.3.3	H22.5.10	
		6 ヤマゲン証券	H22.2.23	H22.3.16	H22.10.1	
		7 三栄証券	H22.3.8	H22.4.9	H22.7.13	○
		8 GCMインベストメンツ	H22.3.9	H22.3.17	H22.4.14	
		9 三菱商事証券	H22.3.9	H22.3.17	H22.4.28	
		10 AMPキャピタル・インベスターズ	H22.3.9	H22.3.17	H22.6.30	
		1 PWM日本証券	H22.4.13	H22.4.27	H22.8.19	
		2 プレミア証券	H22.4.13	H22.4.21	H22.5.26	
		3 IS証券	H22.4.13	H22.4.23	H22.6.29	
		4 かざか証券	H22.5.20	H22.6.11	H22.11.16	
		5 トレイダーズ証券	H22.5.27	H22.6.16	H22.9.10	
		6 ワンアジア証券	H22.5.27	H22.6.9	H22.7.8	
		7 ステート・ストリート・グローバル・マーケット証券	H22.6.3	H22.6.11	H22.7.8	
		8 マスター証券	H22.7.13	H22.7.30	H23.2.4	○
	9 アイネット証券	H22.7.13	H22.7.27	H22.9.3		
	10 ジャパンオルタナティブ証券	H22.7.13	H22.7.23	H22.9.6		
	11 三木証券	H22.8.31	H22.9.22	H23.3.4		
	12 浜銀TT証券	H22.8.31	H22.9.17	H22.10.19		
	13 ばんせい山丸証券	H22.8.31	H22.10.5	H23.2.22	○	
	14 藍澤証券	H22.8.31	H22.10.8	H22.11.30	○	
	15 エスピーシー証券	H22.10.14	H22.10.27	H22.11.26		
	16 常陽証券	H22.10.14	H22.10.29	H22.12.2		
	17 ニュース証券	H22.10.14	H22.10.29	H22.12.28		
	18 アルバース証券	H23.1.19	H23.2.2	H23.3.24		
	1種業 (旧外証)	1 現代証券	H22.7.13	H22.7.27	H22.9.10	
		2 GFI Securities Limited	H22.8.31	H22.9.10	H22.10.15	
		3 UBPインベストメンツ	H22.12.1	H22.12.9	H23.1.21	
	1種業 (旧金先)	1 フォレックスクラウン	H22.4.13	H22.5.14	H22.7.9	
		2 エフエックス・オンライン・ジャパン	H22.4.13	H22.4.27	H22.6.16	
		3 常盤Investments	H22.5.24	H22.6.15	H22.12.10	○
		4 グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド	H22.5.27	H22.6.10	H22.7.16	
		5 外為オンライン	H22.7.13	H22.8.3	H22.11.19	
		6 ひまわり証券	H22.8.31	H22.9.17	H22.11.26	
		7 三晃証券	H22.10.14	H22.10.29	H22.11.26	
		8 アイディーオー証券	H22.10.14	H22.10.29	H22.12.1	
		9 アドバンテックス	H22.10.14	H22.10.27	H22.11.25	
		10 あい証券	H22.10.14	H22.10.29	H23.2.4	
		11 第一商品	H22.11.9	H22.11.30	H23.1.18	
		12 マネーパートナーズ	H22.11.9	H22.11.26	H23.1.11	
		13 マネースクウェア・ジャパン	H22.11.25	H22.12.7	H23.2.2	
		14 フォレックス・トレード	H22.11.25	H22.12.7	H23.1.21	
		15 エース取引	H23.1.19	H23.2.10	H23.3.4	
	2種業	1 エプソム愛馬会	H21.10.14	H21.10.16	H22.5.21	○
		2 ジャパンホースマンクラブ	H21.10.14	H21.10.16	H22.5.21	○
		3 プライベートウェルスマネジメントジャパン	H21.11.19	H21.12.4	H22.4.9	○
		4 With Asset Management	H21.11.19	H21.12.4	H22.4.6	
		5 マーヴェラスアセットマネジメント	H21.11.19	H21.12.4	H22.9.7	
		6 トップゲイン	H22.1.19	H22.2.2	H22.4.16	○
		7 maneoマーケット	H22.1.19	H22.2.2	H22.4.8	
		8 アマデウスアドバイザーズ	H22.3.2	H22.3.12	H22.4.12	
	9 アセットデザイン	H22.3.2	H22.3.12	H22.5.31		
	1 ボンサンス	H22.4.13	H22.4.27	H22.8.26		
	2 ウィナーズ・サポート	H22.4.13	H22.4.27	H22.9.2		
	3 日本エンジェルズ・インベストメント	H23.1.19	H23.1.28	H23.2.21		

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勸告	
	助言	1 ザイナスアセットマネジメント	H21.5.21	H21.6.2	H22.4.22		
		2 メイヤー・アセット・マネージメント	H22.1.19	H22.2.10	H22.7.28	○	
		3 マーカスアセットマネージメント	H22.1.19	H22.1.26	H22.4.8		
		4 サンラ・ワールド	H22.1.20	H22.2.3	中止		
		5 GAM証券投資顧問	H22.3.9	H22.3.17	H22.5.28		
		1 M・Aアセットマネージメント	H22.4.13	H22.4.22	H22.6.30		
		2 トラフィック	H22.4.13	H22.4.23	H22.9.7	○	
		3 ライフケアバンク	H22.4.13	H22.4.28	H22.9.22	○	
		4 J-ストック・パートナーズ	H22.4.13	H22.4.21	H22.6.29	○	
		5 グロースアドバイザーズ	H22.6.1	H22.6.9	H22.9.1		
		6 マーケットバンク	H22.6.3	H22.6.11	H22.8.18		
		7 IGMフィナンシャルグループ	H22.7.13	H22.7.21	H22.9.3		
	8 ビッグトレードジャパン	H22.8.30	H22.9.10	H22.11.2			
	9 ソーシャル・イノベーション	H22.8.31	H22.9.10	H22.9.22	○		
	10 TAKARA	H23.1.19	H23.2.1	H23.3.2			
	11 ネクストコンサルティング	H23.2.25	H23.3.3	H23.3.28			
	12 ワイルドインベスターズ	H23.3.3	H23.3.7	H23.3.25			
	運用	1 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ	H22.11.25	H22.12.7	H23.1.14		
		2 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券	H22.11.25	H22.12.7	H23.3.28		
		3 リヴァンプ	H22.11.25	H22.12.7	H23.1.14		
4 HIKARIプライベート・エクイティ		H23.1.21	H23.1.31	H23.2.22			
特例業務届出者	1 ハヤシファンドマネジメント	H22.3.1	H22.3.12	H22.4.16			
	1 シェンロンエナジー	H22.4.13	H22.4.27	H22.9.15			
近畿	金商業者 1種業 (旧国内)	1 高木証券	H21.10.20	H22.2.10	H22.6.17	○	
		2 岩井証券	H22.1.20	H22.2.23	H22.6.7		
		1 フェニックス証券	H22.4.7	H22.4.23	H22.7.16		
		2 エース証券	H22.4.14	H22.5.18	H22.6.30		
		3 播陽証券	H22.6.1	H22.6.17	H22.9.7		
		4 岡安証券	H22.7.13	H22.8.16	H22.11.30		
		5 西脇証券	H22.9.1	H22.9.17	H22.10.22		
		6 西村証券	H22.9.1	H22.9.28	H22.12.1		
		7 光証券	H22.10.19	H22.11.5	H22.11.30		
	8 永和証券	H22.11.25	H22.12.10	H23.1.17			
	9 奈良証券	H22.11.25	H22.12.10	H23.1.21			
	1種業 (旧金先)	1 ヒロセ通商	H22.3.8	H22.3.25	H22.4.19		
		1 岡安商事	H22.7.13	H22.7.30	H22.9.17		
	2種業	1 ブルーインベスターズ	H21.11.17	H21.11.27	H22.6.14		
		2 ブルーマネジメント	H21.11.17	H21.11.27	H22.6.14		
	助言	1 北浜キャピタル・アセット・マネージメント	H21.12.4	H22.1.14	H22.6.7		
		2 グローバルリンクアドバイザーズ	H22.3.8	H22.3.19	H22.5.25		
		1 SHIBA-OFFICE	H22.5.18	H22.5.26	H22.6.23		
		2 トレードライフコンサルティング	H22.5.19	H22.5.25	H22.7.9		
		3 株式投資研究会アップサイド	H22.6.1	H22.6.4	H22.6.23		
	4 ザ・タイミング株式投資学研究所	H22.8.31	H22.9.9	H22.11.24			
	5 ランドスカイ	H22.10.19	H22.10.25	H23.1.13			
	登金	1 南都銀行	H22.6.1	H22.6.16	H22.7.12		
		2 近畿大阪銀行	H22.10.12	H22.11.5	H23.1.17		
		3 大正銀行	H22.12.1	H22.12.17	H23.1.24		
	北海道	金商業者 登金	1 北海道銀行	H22.5.26	H22.6.18	H22.8.27	
			2 札幌信用金庫	H22.10.20	H22.11.4	H23.1.25	
仲介		1 アセット・カウンセラー	H22.4.13	H22.4.19	H22.6.30		
東北	金商業者 1種業(旧国内)	1 大北証券	H22.3.9	H22.3.26	H22.6.23		
		登金	1 山形銀行	H22.4.13	H22.4.23	H22.6.21	
	2 七十七銀行	H22.9.27	H22.10.4	H22.11.8			
	3 きらやか銀行	H22.10.19	H22.10.27	H23.1.13			
	4 杜の都信用金庫	H22.11.12	H22.11.19	H23.1.13			

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勸告
東海	金商業者 1種業 (旧国内)	1 岡地証券	H22.2.23	H22.3.24	H22.4.21	
		2 寿証券	H22.2.26	H22.3.19	H22.5.17	
		1 田原証券	H22.6.3	H22.6.17	H22.7.26	
		2 丸八証券	H22.8.26	H22.9.29	H22.10.29	
		3 豊証券	H22.8.26	H22.9.27	H23.1.31	
		4 野畑証券	H22.11.18	H22.12.10	H23.3.23	
	2種業	1 カスタマイト	H21.10.21	H21.11.6	H22.4.12	
		1 アスリート	H22.10.20	H22.10.27	H22.12.15	
	助言	1 宝秀投資顧問	H22.4.15	H22.5.11	H22.6.30	
		2 デイボード株式投資顧問	H22.4.15	H22.4.23	H22.5.19	
		3 インベストマスター	H22.4.15	H22.6.14	H22.12.10	○
		4 トレンドマスター	H22.10.20	H22.11.2	H22.12.14	
		5 アデイス	H22.10.20	H22.11.8	H23.2.23	
	運用金	1 AS-SZKi	H22.11.25	H22.12.8	H23.2.2	
登金	1 静清信用金庫	H22.7.5	H22.7.16	H22.8.18		
北陸	金商業者 1種業 (旧国内)	1 頭川証券	H22.1.13	H22.1.27	H22.4.7	
		2 今村証券	H22.2.9	H22.2.25	H22.4.15	
		3 大和証券 福井支店	H22.3.10	H22.3.24	H22.5.18	
		1 石動証券	H22.4.13	H22.4.27	H22.6.8	
		2 島大証券	H22.11.4	H22.11.26	H23.1.24	
		3 益茂証券	H23.1.25	H23.2.16	H23.3.9	
	登金	1 福井信用金庫	H22.6.10	H22.6.24	H22.7.16	
		2 敦賀信用金庫	H22.8.3	H23.8.13	H22.10.1	
		3 小浜信用金庫	H22.10.4	H22.10.15	H22.12.3	
	中国	金商業者 1種業 (旧国内)	1 津山証券	H21.11.30	H21.12.18	H22.4.8
2 北田証券			H22.3.25	H22.4.9	H22.6.10	
1 ウツミ屋証券			H22.9.27	H22.10.8	H23.1.13	
2 ひろぎんウツミ屋証券			H22.10.4	H22.11.2	H23.2.23	
3 八幡証券			H22.11.24	H22.12.21	H23.2.7	
運用金		1 中銀アセットマネジメント	H22.6.7	H22.6.11	H22.6.29	
登金		1 備北信用金庫	H22.3.8	H22.3.12	H22.4.28	
		1 水島信用金庫	H22.4.19	H22.4.23	H22.6.17	
2 しまなみ信用金庫	H22.8.23	H22.8.31	H22.10.1			
四国	金商業者 1種業 (旧国内)	1 大和証券 新居浜支店	H22.1.7	H22.1.22	H22.4.12	
		2 野村証券 高知支店	H22.2.2	H22.2.26	H22.6.30	
		3 愛媛証券	H22.3.9	H22.3.26	H22.6.22	
		1 二浪証券	H22.5.13	H22.5.28	H22.6.30	
		2 阿波証券	H22.10.6	H22.10.27	H23.1.13	
		登金	1 伊予銀行	H22.4.7	H22.4.22	H22.6.22
	2 高知銀行	H22.6.9	H22.6.17	H22.6.30		
	3 四国銀行	H22.11.10	H22.11.19	H23.1.12		
	九州	金商業者 1種業(旧国内)	1 日興コーディアル証券 熊本支店	H22.3.23	H22.3.31	H22.6.9
助言			1 SKプランニング	H22.8.30	H22.9.10	H22.11.30
登金		1 宮崎銀行	H22.2.15	H22.2.26	H22.4.20	
		1 南日本銀行	H22.4.19	H22.4.27	H22.6.28	
		2 延岡農業協同組合	H22.10.4	H22.10.8	H23.1.27	
		3 宮崎太陽銀行	H22.10.25	H22.11.2	H23.1.28	

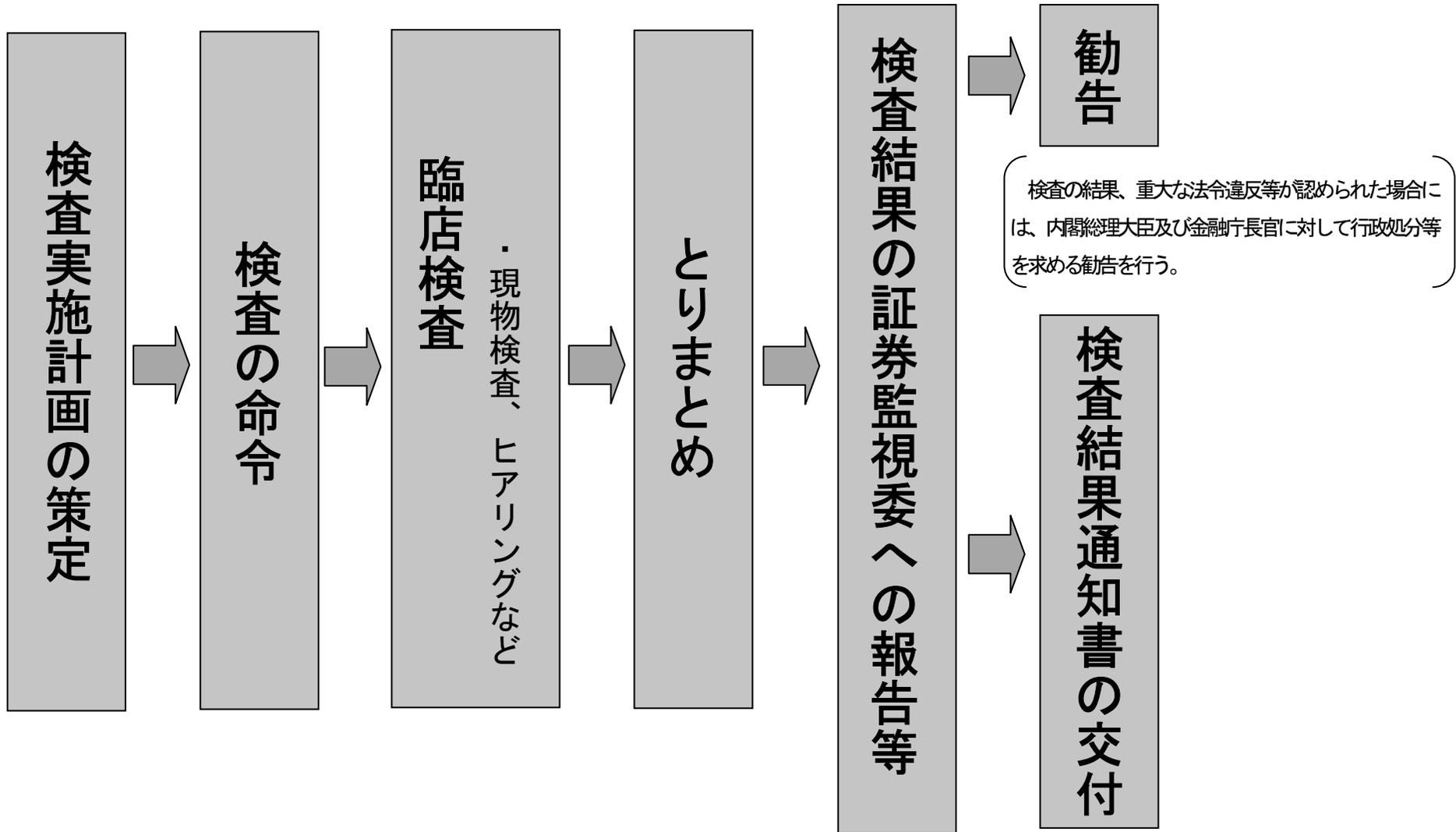
担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告
福岡	金商業者					
	1種業(旧金先)	1 スター為替証券	H22.2.18	H22.3.12	H22.4.12	
	助言	1 YLC	H22.4.13	H22.4.20	H22.6.2	
		2 ディーティーシー	H22.8.30	H22.9.17	H23.3.8	
		3 アルプスインベストメント	H22.8.30	H22.9.17	H23.3.8	
		4 アセットインベストメント	H22.8.30	H22.9.17	H22.10.25	
	登金	1 長崎銀行	H22.1.20	H22.2.2	H22.4.19	
		1 福岡中央銀行	H22.6.2	H22.6.11	H22.8.26	
		2 佐賀共栄銀行	H22.10.18	H22.11.2	H23.2.28	
沖縄	金商業者					
	1種業(旧国内)	1 キャタリスト証券	H22.3.3	H22.3.15	H22.6.30	
	助言	1 サステイナブル・インベスター	H22.9.27	H22.10.1	H22.10.28	

(注1) 区分欄の「旧国内」は金商法施行前の区分の国内証券会社、「旧外証」は金商法施行前の区分の外国証券会社、「旧金先」は金商法施行前の区分の金融先物取引業者、「2種業」は第二種金融商品取引業者、「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者、「仲介」は金融商品仲介業者である。

(注2) 斜字体数字は、平成21年度に検査を着手した法人等である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行ったものである。なお、勧告の公表を控える場合がある。

# 証券検査の手順



## ファンド販売業者に対する検査結果について

平成 22 年 10 月 19 日  
証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等証券取引等監視官部門は、平成 19 年の金融商品取引法（以下「法」という。）の施行に伴い新たに規制対象となっただけの集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の持分（注）の販売・勧誘を行う第二種金融商品取引業者等（以下「ファンド販売業者」という。）の法令遵守状況について、平成 21 年度以降、集中的に検査を実施してきた（本年 9 月末までの検査先は、35 先（証券監視委 6 先、財務局等 31 先（一部重複あり。）。詳細は別紙 1 参照。）。

（注）集団投資スキーム（ファンド）の持分とは、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約等の形式により、

- ① 他者から金銭等の出資・拠出を集め、
- ② 当該金銭等を用いて何らかの事業・投資を行い、
- ③ 当該事業・投資から生ずる収益等を出資者に分配

する仕組みに関する権利をいい、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に法の規制対象である「有価証券」とみなすこととされている（法第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号）。

ファンドの持分の自己募集や販売・勧誘を行う場合には、第二種金融商品取引業の登録（1 人以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）かつ 49 人以下の一般の投資者を相手とする私募については適格機関投資家等特例業務の届出）が必要である（法第 28 条第 2 項、第 29 条並びに第 63 条第 1 項第 1 号及び第 2 項）。

これらの検査の結果、多数の法令違反事例や不適切事例が発覚しており、重大な法令違反等が認められたファンド販売業者については、行政処分を求める勧告を行い、その旨を公表してきたところである。

今般、改めて、これまでの検査において認められた問題事例について取りまとめ、公表を行うことにより、ファンド販売業者に対し法令遵守態勢の整備・改善を求めるとともに、投資者の皆様に対し、ファンドへの投資を判断する際にはこれらの問題点に十分注意されるよう促すものである。

### 1. 検査結果の概要

これまで検査を実施した 35 先のうち、約 4 割の 15 先において、重大な法令違反等が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。更に、これら 15 先を含む 25 先（約 7 割）において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行っており、検査を行ったほとんどのファンド販売業者について、何らかの問題点が認められる状況となっている。

## (1) 主な問題点

これまでの検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである（具体的な問題事例は別紙2参照）。

### ① ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用、使途不明等）

ファンド販売業者は、顧客からファンドへの出資金がファンドの運用を行う者の固有財産と分別して管理されていることがファンドの持分に係る契約等において確保されていない場合には、当該ファンドの販売を行ってはならないこととされている（法第40条の3）。

また、ファンド販売業者自身が、主として有価証券又はデリバティブ取引に投資するファンドの運用も行う場合は、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならないこととされている（法第42条の4）。

しかしながら、検査において、ファンド販売業者の販売したファンドについて出資金の分別管理が確保されておらず、同業者が出資金を自らの借入金の返済に充当した事例、ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、出資金を自社の運転資金等に流用した事例及び多額の出資金の使途が不明となっていた事例等、顧客の出資金がファンドの運用以外の使途に費消されている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

こうした事例は、特に、主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について多数認められたことから、下記2.(2)①のとおり、証券監視委は、本日、金融庁長官に対して、事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制についての建議を行ったところである。

### ② 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等

ファンド販売業者は、著しく事実に相違したり、人を誤認させたりする広告をしてはならず（法第37条第2項）、ファンドの販売・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げたり、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をしたりしてはならないこととされている（法第38条第1号及び第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号）。

しかしながら、検査において、ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、ファンド持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って販売契約を締結して資金を集めた事例及び出資対象事業の運用実績の裏付けがないにもかかわらず自社のホームページに虚偽の利回りを表示した事例等、契約締結のため顧客に虚偽の情報等を提示している投資者保護上極

めて問題の大きい事例が認められた。

### ③ 無登録業者に対する名義貸し等

ファンド販売業者を含め金融商品取引業者は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせてはならないこととされている（法第36条の3）。

しかしながら、検査において、ファンド販売業者が、自社の名義で無登録の者に対してファンドの販売を行わせた事例等、登録制度を潜脱し、法令の規制下でない無登録の者に販売をさせている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

### ④ ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等

金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことができないこととされており（法第29条）、金融商品取引業者が、登録を受けた業務（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業等）以外の業務を行おうとするときは、当該業務の登録を受けなければならないこととされている（法第31条第4項）。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が第二種金融商品取引業の登録を受ける前にファンドの販売を行った事例、業務範囲が限定されている適格機関投資家等特例業務届出者が、同特例業務の要件を満たさず、登録が必要となるファンドの販売や運用を行った事例等、上記③と同様に、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者の保護を図るとの法の趣旨に反する事例が認められた。

### ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

投資運用業をも併せ行うファンド販売業者は、自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行ってはならないとされている（法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第2号）。

しかしながら、検査において、投資運用業を行うファンド販売業者が、投資対象である未公開株式を既存株主から高値で取得してファンドに組み入れ、譲渡代金の一部を当該株主から自社に還流させる等、ファンドに不要な負担をさせることにより自社が利益を得ている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

## （2）発生原因

上記（1）に記載した問題点の発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、ファンド販売業者の役職員の法令遵守意識の欠如や法令遵守態勢の未整備といった状況が認められた。

また、多くの事例において、ファンド販売業者とファンドの運用を行う者が同

一の者であるか、形式上は別の者であっても実質的には一体的に運営されているといった実態が認められたが、このような実態を背景に、分別管理の状況をはじめとするファンドの運用状況に対するファンド販売業者のチェックが形骸化している状況も認められた。

## 2. 今後の対応等

### (1) ファンド販売業者等

ファンド販売業者においては、登録業者等として法令遵守の責務があることを自覚し、上記1.(1)及び(2)の問題点及びその発生原因を踏まえ、投資者保護の観点から、法令遵守への取組みを行うことが強く求められる。

また、本年11月1日に設立が予定されている一般社団法人第二種金融商品取引業協会においては、今後、自主規制機関としての役割を十分に発揮し、ファンド販売業者をはじめとする会員業者の法令遵守の徹底に資することが強く期待される。

### (2) 証券監視委等

#### ① 建議

上記1.(1)①のとおり、検査において、ファンドのうち、特に事業型ファンドについて、ファンドの運用を行う者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。

また、このような状況においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用を行う者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。

したがって、こうした状況に鑑み、証券監視委は、本日、金融庁設置法第21条の規定に基づき、金融庁長官に対して、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行ったところである。

証券監視委としては、金融庁において、当該建議に基づいた適切な対応が行われることを期待する。

#### ② 検査等

証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門としては、引き続き、ファンド販売業者に対する検査に取り組み、分別管理の状況を含む法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていくこととする。

なお、ファンド販売業者の検査において無登録業者の関与が認められた場合には、金融庁及び財務局等の監督部局、捜査当局等と連携の上対応することとしているが、必要に応じ、法第 192 条に基づく裁判所に対する差止命令の申立て及び法第 187 条に基づく申立てのための調査に係る権限を行使する等、厳正に対処することとする。

## ＜投資者の皆様へ＞

投資者の皆様におかれては、ファンド販売業者について上記 1. (1) のような問題点が多数認められていることを踏まえ、ファンドに対する投資を行うに当たっては、以下の点に十分注意してください。

(参考) 金融庁ホームページ「いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について」  
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/fund/index.html>)

### (1) ファンド販売業者に関する情報の入手

投資者の皆様におかれては、ファンド販売業者に関して、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを自ら判断することが重要です。特に、法違反である無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれが高いため、投資者の皆様は、一切応じないようにしてください。

(参考) 金融庁ホームページ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」  
(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)

また、登録や届出を行っているファンド販売業者であっても、金融庁・財務局等が、その業者の信用力等を保証するものではないため、その業者の信用力を慎重に見極めた上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

### (2) 取引内容の十分な理解

ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行う際には、リスクに関する情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適切な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならず、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないで契約を締結することが禁じられています(法第 38 条第 7 号及び第 40 条第 1 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号)。また、ファンド販売業者は、契約締結前に、顧客に対して、金融商品取引業者である旨及び登録番号、契約や手数料の概要、損失が生ずることとなるおそれがあるときはその旨、ファンドの運用を行う者の分別管理の方法等を記載した書面を交付することが義務付けられ

ています（法第 37 条の 3 第 1 項、金融商品取引業等に関する内閣府令第 87 条第 1 項等）。

投資者の皆様におかれては、このようなファンド販売業者の説明や契約締結前交付書面の内容等をよく確認し、少しでも疑問がある場合には、ファンド販売業者に対して更なる説明を求めるようにし、取引内容が十分に理解できない状態での契約は行わないようにしてください。特に、事業型ファンドについては、投資対象である事業の実態や実現性、運用を行う者の分別管理の状況（上記 2.（2）①参照）等について十分に確認してください。

（注）ファンド販売業者のうち、いわゆるプロ向けファンドの販売・勧誘を行う適格機関投資家等特例業務届出者については、登録業者と異なり、行為規制は虚偽告知及び損失補てんの禁止のみであり（法第 63 条第 4 項並びに第 38 条第 1 号及び第 39 条）、上記の説明や契約締結前交付書面の交付の義務は課されていません。したがって、投資の知識・経験が十分でない投資者の皆様におかれては、適格機関投資家等特例業務届出者が販売・勧誘するプロ向けファンドに対する投資を行うに当たっては、取引内容の確認・理解に一層の注意を払ってください。

（以 上）

## ファンド販売業者に対する検査状況（平成21年度以降平成22年9月末まで）

No.	担当	金融商品取引業者等	検査着手日	勧告	勧告の原因となった法令違反行為等	行政処分の内容
1	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント㈱	H21.6.8	○	・ 集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況	・ 業務停止命令（6ヶ月） ・ 業務改善命令
2	委員会	New Asia Asset Management㈱	H21.8.25	○	・ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況	・ 登録取消し ・ 業務改善命令
3	委員会	㈱RST	H21.10.5	○	・ 出資金の使途が不明な状況 ・ 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 ・ 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為	・ 業務停止命令（2ヶ月） ・ 業務改善命令
4	関東	㈱コンコード	H21.10.14	○	・ 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況	・ 登録取消し ・ 業務改善命令
5	関東	㈱日本アイビートレード	H21.10.14		—	—
6	委員会 (関東)	㈱エプソム愛馬会	H21.10.14	○	・ 業務の運営が不適切な状況	・ 業務停止命令（1ヶ月） ・ 業務改善命令
7	委員会 (関東)	㈱ジャパンホームクラブ	H21.10.14	○	・ 業務の運営が不適切な状況	・ 業務停止命令（1ヶ月） ・ 業務改善命令
8	関東	㈱ウィズダムキャピタル	H21.10.14	○	・ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為	・ 業務停止命令（3ヶ月） ・ 業務改善命令
9	東海	カスタマイト㈱	H21.10.21		—	—
10	委員会	㈱Art Investment Bank	H21.10.22	○	・ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 ・ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況	・ 業務停止命令（3ヶ月） ・ 業務改善命令
11	関東	イニシア・スター証券㈱	H21.11.16	○	・ ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等	・ 業務停止命令（2ヶ月） ・ 業務改善命令
12	近畿	㈱ブルーインベスターズ	H21.11.17		—	—
13	近畿	㈱ブルーマネジメント	H21.11.17		—	—
14	関東	With Asset Management㈱	H21.11.19		—	—
15	関東	マーヴェラスアセットマネジメント㈱	H21.11.19		—	—
16	関東	プライベートウェルスマネジメントジャパン㈱	H21.11.19	○	・ 無登録業者への名義貸し	・ 業務停止命令（2ヶ月） ・ 業務改善命令
17	関東	ミュージックセキュリティーズ㈱	H21.12.4		—	—
18	近畿	北浜キャピタルアセット・マネジメント㈱	H21.11.27		—	—
19	関東	トップゲイン㈱	H22.1.19	○	・ ファンド運用に係る無登録営業 ・ 無登録業者の運営するファンドへの出資等 ・ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為	・ 業務停止命令（6ヶ月） ・ 業務改善命令
20	関東	Maneoマーケット㈱	H22.1.19		—	—
21	関東	㈱モーゲージ・サポート	H22.1.19	○	・ 投資事業組合への出資の勧誘等 ・ 報告聴取命令に対する虚偽報告	・ 登録取消し ・ 業務改善命令
22	北海道	㈱北海道ファイナンシャルプランナーズ	H22.1.20	○	・ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為	・ 登録取消し
23	関東	㈱ハヤシファンドマネジメント	H22.3.1		—	・ 文書による警告
24	関東	アマデウスアドバイザーズ㈱	H22.3.2		—	—
25	関東	アセットデザイン㈱	H22.3.2		—	—
26	近畿	グローバルリンクアドバイザーズ㈱	H22.3.8		—	—
27	関東	㈱ボンサンス	H22.4.13		—	—
28	関東	㈱ウィナーズ・サポート	H22.4.13		—	—
29	関東	㈱トラフィック	H22.4.13	○	・ 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況	・ 業務停止命令（1ヶ月） ・ 業務改善命令
30	関東	プレミアム証券㈱	H22.4.13		—	—
31	関東	シェンロンエナジー㈱	H22.4.14		—	—
32	関東	プライベートエクイティ証券㈱	H22.7.13		—	—
33	関東	マスター証券㈱	H22.7.13		—	—
34	関東	ソーシャル・イノベーション㈱	H22.8.31	○	・ 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況	・ 登録取消し ・ 業務改善命令
35	沖縄	㈱サステイナブル・インベスター	H22.9.27		—	—

（注）プライベートエクイティ証券㈱、マスター証券㈱及び㈱サステイナブル・インベスターについては、現在検査中である。

## 検査において認められた問題事例

- ① ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用、使途不明等）
- イ モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、ファンドの収益金口座に入金された金銭を出金させ、これをグループ会社からの借入金の返済に充当した事例（第二種金融商品取引業者）
  - ロ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金を自己の固有財産と分別して管理せず、関係会社等への販売手数料の支払いや自社の役員報酬・運転資金等として費消した事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）
  - ハ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金の大半を自社の運転資金・役員等への貸付等に費消・流用した事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）
  - ニ いわゆる競馬ファンドとしてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款等に分別管理に関する規定を設けておらず、また、自己の固有財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンド持分の私募を行った事例（第二種金融商品取引業者）
  - ホ 沈没船からの歴史的文化的財引揚事業全般への投資を行うことを目的としたファンド（サルベージファンド）の運用も行うファンド販売業者において、投資者から集めた出資金の使途に関し、使途が不明、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行うなど、管理が不十分であった事例（第二種金融商品取引業者）
  - ヘ 上記ホのサルベージファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款及び匿名組合契約書等において出資金の分別管理に関する定めを設けておらず、また、複数のファンドの出資金を一つの口座に集約したうえで費用支出しているため、当該支出が自社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点、さらに当社における借入金の管理について、同社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点等についても分別した管理を確保していない

にもかかわらず、ファンド持分の私募を行った事例（第二種金融商品取引業者）

② 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等

イ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の募集期間終了後において、当該持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って、当該持分に係る譲渡契約を締結して資金を集めた事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ロ 適格機関投資家等特例業務としてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しながら、実際には主に貸付により運用しているなど、事実と著しく相違する内容が記載された運用報告書をホームページに掲載するとともに、取得勧誘に際して使用して虚偽告知を行った事例（適格機関投資家等特例業務届出者）

ハ 高濃度酸素発生器のリース事業に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、当該事業の運用実績の裏付けが全くないにもかかわらず、自社のホームページに年利回り「10.8%」などと出資者に著しい誤解を生じさせる表示をした事例（第二種金融商品取引業者）

ニ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、自社の関係会社等に対して販売手数料としてファンドの出資金の一部（出資者から受け入れた出資金1口21万円のうち12万円）を支払っている等、実質的に出資者が負担すべき手数料が発生しているにもかかわらず、その旨を契約締結前交付書面等の勧誘資料に一切表示していない事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ホ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、決算日から半年以上経過した時点においても当該ファンドに係る決算報告書の作成すらなされていない状況を認識しながら記載に不備のある契約締結前交付書面及びパンフレットにより当該ファンド持分の私募の取扱いを行った事例（第二種金融商品取引業者）

ヘ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の発行者として継続開示義務を負っていたところ、実際には未公開株式に投資を行っていないにもかかわらず、未公開株式を保有している旨を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ト 宿泊施設に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、宿泊施設の取得・管理等の業務委託の再委託を受けた業者が出資金の一部を自らの運転資金として使用している事実を認識していたにもかかわらず、当該事実を契約締結前交付書面に記載せず、また、投資家に対する営業員による説明も行われていなかった事例（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者）

### ③ 無登録業者に対する名義貸し等

イ ファンド販売業者が、金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら当該販売業者の社長の知人が代表を務める会社等にファンド持分の私募の取扱業務を委託し、当該販売業者の名において私募の取扱業務を行わせた事例（第二種金融商品取引業者）

ロ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、無登録業者にファンド持分の勧誘行為を行わせていた事例（第二種金融商品取引業者）

ハ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主としてデリバティブ取引への投資を行うファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、投資運用業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にその出資金の運用の業務を委託した事例（適格機関投資家等特例業務届出者）

ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にファンドの取得勧誘を行わせた事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）

### ④ ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等

イ ファンド販売業者が、投資助言・代理業の登録がないにもかかわらず有価証券について投資助言をした事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ロ モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受ける前に、ファンド持分に係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として金銭を受け入れた事例（第二種金融商品取引業者）

ハ 匿名組合形式によるファンドの出資持分の取得勧誘及び当該ファンドの運用を適格機関投資家等特例業務として行っていたファンド販売業者が、当該ファンドに対する適格機関投資家以外の者からの出資が 49 名を超え、同特例業務としての要件を満たさず登録が必要であるにもかかわらず、無登録で自己運用を行った事例（第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）

ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式によるファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、適格機関投資家の要件を満たさず出資者を欠き、同特例業務の要件を満たさないまま無登録で自己私募を行った事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）

⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

イ 未公開株式への投資により運用を行うファンド販売業者が、投資対象である未公開株式を既存株主から高値で取得してファンドに組み入れ、その後譲渡代金の一部を当該株主から自社に還流させた事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

（以 上）

## ○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）

（勧告）

**第二十条** 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（建議）

**第二十一条** 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

## ○金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）

（定義）

**第二条** この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～二十一（略）

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一～四（略）

**五** 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定す

る有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ～ニ（略）

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七（略）

3～7（略）

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

三～六（略）

七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募

イ～ホ（略）

へ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利

（以下、略）

八 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

十～十四（略）

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

イ～ロ（略）

ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

（以下、略）

## 第二十八条（略）

一～五（略）

2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為

二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

三 第二条第八項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為（前項第一号若しくは第二号又は前号に掲げるものを除く。）

四 第二条第八項第十八号に掲げる行為

（登録）

**第二十九条** 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）

**第二十九条の二** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一～四（略）

**五 業務の種別**（第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

（以下、略）

（変更登録等）

**第三十一条**（略）

2～3（略）

4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

（以下、略）

（名義貸しの禁止）

**第三十六条の三** 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

（広告等の規制）

**第三十七条**（略）

一～三（略）

**2** 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約締結前の書面の交付）

**第三十七条の三** 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引契約の概要

四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

（以下、略）

（禁止行為）

**第三十八条** 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

二～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（損失補てん等の禁止）

**第三十九条** 金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）につき、当該有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証

券等」という。)について顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(以下、略)

(適合性の原則等)

**第四十条** 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

(以下、略)

(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)

**第四十条の三** 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第一項第二十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限る。)若しくは同条第二項第七号に掲げる権利(政令で定めるものに限る。)については、当該権利又は有価証券に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

(禁止行為)

**第四十二条の二** 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは

取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（分別管理）

**第四十二条の四** 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、内閣府令で定めるところにより、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならない。

（適格機関投資家等特例業務）

**第六十三条** 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三十三条の二の規定は、適用しない。

一 適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（その数が政令で定める数以下の場合に限る。）及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）で次のいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募（適格機関投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。）

イ その発行する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を適格機関投資家以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）で、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二（略）

**2** 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称

四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

**3**（略）

4 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

（審問等に関する調査のための処分）

**第百八十七条** 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第百九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

（裁判所の禁止又は停止命令）

**第百九十二条** 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

（以下、略）

○**金融商品取引業等に関する内閣府令**（平成十九年内閣府令第五十二号）

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

**第八十七条** その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一（略）
- 二 出資対象事業の運営に関する次に掲げる事項
  - イ～チ（略）
  - リ 法第四十条の三に規定する管理の方法

三（略）

（以下、略）

（禁止行為）

**第百十七条** 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十

四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。) に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ～ニ (略)

二 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(以下、略)

(分別管理が確保されているもの)

**第二百二十五条** 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に関し出資され、又は拠出された金銭を充てて事業を行う者(当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。)に対し、当該事業者の定款(当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。)により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。

一 当該事業者による当該金銭を充てて行われる事業の対象及び業務の方法が明らかにされるとともに、当該事業に係る財産がそれぞれ区分して経理され、かつ、それらの内容が投資者の保護を図る上で適切であること。

二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

イ 他の金融商品取引業者等への預託(当該他の金融商品取引業者等が有価証券等管理業務として受けるものに限る。)又は外国の法令に準拠し、外国において有価証券等管理業務を行う者への預託

ロ 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金(当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。)

ハ 信託業務を営む金融機関又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務を行う者への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの(当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。)

(投資運用業に関する禁止行為)

**第三十条** 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 自己又は第三者の利益を図るため、権利者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(以下、略)

## 投資助言・代理業者に対する検査結果について

平成 23 年 2 月 8 日

証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等証券取引等監視官部門は、投資助言・代理業（注）を行う金融商品取引業者（以下「投資助言・代理業者」という。）に対する過去の検査において、その役職員の法令遵守意識の欠如等を原因とする重大な法令違反等が多数認められたことを踏まえ、平成 21 年 3 月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきた。検査先は、74 先（同 23 年 1 月末時点。証券監視委 1 先、財務局等 73 先。詳細は別紙 1 参照。）である。

（注）投資助言・代理業とは、①投資顧問（有価証券等の投資の判断に関して、口頭、文書その他の方法により顧客に助言すること）を行うこと又は②投資顧問若しくは投資一任（顧客から有価証券等の投資の判断の全部又は一部を委任され、顧客のために投資を行うこと）の契約の締結の代理若しくは媒介を行うことをいう（金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 3 項並びに第 2 条第 8 項第 11 号及び第 13 号）。

これらの検査の結果、多数の法令違反事例や不適切事例が発覚しており、重大な法令違反行為が認められた投資助言・代理業者については、行政処分を求める勧告を行い、その旨を公表してきたところである。

今般、改めて、これまでの検査において認められた問題点について取りまとめ、公表を行うことにより、投資助言・代理業者に対し、法令遵守への取組みを強く求めるとともに、投資者の皆様に対しても、投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際には、これらの問題点に十分注意されるよう促すものである。

### 1. 検査結果の概要

これまで検査を実施した 74 先のうち、11 先において、重大な法令違反等が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った（詳細は別紙 2 参照。）。更に、これら 11 先を含む 47 先において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行った。

## (1) 主な問題点

これまでの検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

(注) 項目毎の先数は、勧告と検査結果通知書における指摘の合計。

### ① 投資助言・代理業を逸脱する行為等

#### (i) 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況（4先）

金融商品取引業を行うには、業務の種別に応じた登録を受けなければならない（法第29条及び第29条の2）、投資助言・代理業者が他の種別の業務を行うには、変更登録が必要となる（法第31条第4項）。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行っていた事例（2先）、第一種金融商品取引業の変更登録を受けることなく外国投資証券に係る募集の取扱いを行っていた事例（1先）、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキーム（投資事業組合）への出資勧誘を行っていた事例（1先）が認められた。これらは、無登録で第一種金融商品取引業等を行っていることとなり、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者保護を図るとの法の趣旨に反するものである。したがって、違反行為の重大性・悪質性に鑑み、4先全てについて行政処分を求める勧告を行った。とりわけ、うち1先は、過去の検査において、変更登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行うという同様の業務逸脱行為により行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けたにもかかわらず、再度同様の行為に及んでおり、極めて悪質であった。

#### (ii) 無登録業者に対する名義貸し等（4先）

投資助言・代理業者を含め金融商品取引業者は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせてはならないこととされている（法第36条の3）。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が、自社の名義で無登録の者に対して投資助言業務を行かせた事例や集団投資スキーム持分（匿名組合出資持分）の販売を行かせた事例、自社の名義は貸していないものの、無登録で未公開株式や投資ファンドの出資持分の販売を行っている者であることを知りながら、自社の従業員を当該無登録業者の販売業務に従事させていた事例や適格機関投資家等特例業務に係る出資金の運用に関し、投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、運用を行わせていた事例が認められた。これらは、登録制度を潜脱し、法令の規制下でない無登録の者

に金融商品取引業をさせているものであり、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、4先全てについて行政処分を求める勧告を行った。

## ② 投資助言・代理業上の不適切な行為

### (i) 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）（33先）

投資助言・代理業者は、広告を行う際には当該広告中に法定の記載事項を明記し（法第37条第1項）、かつ、著しく事実と相違する表示をしたり、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされている（法第37条第2項）。また、投資顧問契約の締結・勧誘に関して虚偽の表示をする行為等も禁じられている（法第38条第7号及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第117条第1項第2号）。更に、投資顧問契約を締結しようとし、及び締結したときは、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面といった法定の書面を顧客に交付することが義務付けられている（法第37条の3及び第37条の4）。これらの規制は、いずれも、顧客に対して、契約締結の判断の前提となる情報、締結した契約に関する正確な情報等が適切に提供されることを確保することを目的とするものである。

しかしながら、検査において、広告について、その記載事項に不備があった事例や虚偽の表示等をした事例、事実と反する表示のある勧誘資料により投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた事例、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面を交付していなかったり、それらの記載事項に不備があった事例といった顧客に対する情報提供が極めて不適切なものとなっていた事例が多数認められた。これらのうち、広告において虚偽の程度が著しいものや契約締結前交付書面等を顧客に全く交付していないもの3先については、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

### (ii) 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）（16先）

投資助言・代理業者は、金融庁、財務局等による監督上の必要等の観点から、一定の帳簿書類（法定帳簿）の作成及び保存（法第47条）、事業報告書の提出（法第47条の2）並びに金融庁、財務局等からの報告徴取命令に対する報告等（法第56条の2第1項）などを行わなければならないこととされている。

しかしながら、検査において、顧客に対する助言内容を記録した書面等の法

定帳簿が作成・保存されていなかった事例、財務諸表に虚偽の計数を記載したり、投資助言業務の状況（契約件数や投資助言報酬の額）について虚偽の数字を記載した事業報告書を提出していた事例、第二種金融商品取引業の変更登録を受けることなく集団投資スキームへの出資勧誘を行っていることを隠蔽する目的で、財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていた事例など、多数の法令違反行為が認められた。これらのうち、債務超過の状況を隠蔽する目的で虚偽の計数を記載した事業報告書等を提出するなどしていたものや財務局からの報告徴取命令に対して虚偽の報告を行っていたもの4先については、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、行政処分を求める勧告を行った。

なお、上記以外にも、投資助言・代理業者は、一定の事実が発生した場合において、金融庁、財務局等への届出（法第31条、第50条及び第50条の2）を行わなければならないこととされているが、登録事項に変更があった場合、顧客から訴訟を提起され訴訟の当事者となった場合等において、届出を行っていない事例が多数認められた。

## （2）発生原因

上記に記載した問題点の発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。

## 2. 今後の対応等

### （1）投資助言・代理業者等

投資助言・代理業者においては、登録業者として法令遵守の責務があることを自覚し、上記の問題点及びその発生原因を踏まえ、投資者保護の観点から、法令遵守への取組みを行うことが強く求められる。

また、社団法人日本証券投資顧問業協会においては、最近の会員数の増加を契機に、会員業者の法令遵守の徹底に向け、自主規制機関としての役割を更に発揮することが強く期待される。

### （2）証券監視委等

#### ① 建議

上記のとおり、検査において認められた法令違反等の事例のほとんどは、役

職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如を発生原因としている。

こうした状況に鑑み、証券監視委は、本日、金融庁設置法第 21 条の規定に基づき、金融庁長官に対して、投資助言・代理業に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行ったところである。

(参考) 登録の拒否事由を定めている法第 29 条の 4 は、第 1 項第 1 号二において「金融商品取引業（投資助言・代理業を除く。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」（いわゆる「人的構成要件」）を掲げている。

これを受け、業府令第 13 条第 1 号において、人的構成要件の審査基準として、「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。」が定められている。また、同条第 2 号において、「役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。」が定められている。

なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。

証券監視委としては、金融庁において、当該建議に基づいた適切な対応が行われることを期待する。

## ② 検査

証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門としては、引き続き、投資助言・代理業者に対する検査に取り組み、法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていくこととする。

## 投資助言・代理業者に対する検査状況（平成21年3月以降平成23年1月末まで）

No.	担当	検査対象先名	検査着手日	No.	担当	検査対象先名	検査着手日	No.	担当	検査対象先名	検査着手日
1	東海	㈱United Neutral Office	H21.3.2	26	関東	㈱ザイナスアセットマネジメント	H21.5.21	51	関東	ライフケアバンク㈱	H22.4.13
2	東海	高橋 悟 (アルベン経済)	H21.3.2	27	関東	ライジングブル投資顧問 ㈱	H21.5.21	52	福岡	Y L C㈱	H22.4.13
3	福岡	古賀 幸久 (KG投資顧問)	H21.3.12	28	福岡	㈱福岡キャピタルパート ナーズ	H21.5.25	53	東海	今福博文 (デイボード株式投資顧問)	H22.4.15
4	近畿	㈱エクスポネンシャル	H21.4.6	29	近畿	㈱ウィン情報	H21.5.27	54	東海	平田志穂 (宝秀投資顧問)	H22.4.15
5	福岡	ゴールドスター・アセットマ ネジメント㈱	H21.4.8	30	近畿	らくらくトレード投資顧 問㈱	H21.5.27	55	東海	㈱インベストマスター	H22.4.15
6	関東	㈱エフ・エリオット	H21.4.9	31	近畿	システムトレード投資顧 問㈱	H21.5.27	56	近畿	芝原 賢一 (SHIBA-OFFICE)	H22.5.18
7	関東	メディック投資顧問㈱	H21.4.9	32	近畿	㈱マネービル	H21.5.27	57	近畿	㈱トレードライフコン サルティング	H22.5.19
8	関東	㈱アイエスオー	H21.4.9	33	近畿	㈱Joule	H21.5.27	58	関東	㈱グロースアドバイザーズ	H22.6.1
9	関東	フォレスト出版㈱	H21.4.9	34	東海	㈱太閤	H21.6.4	59	近畿	岩城 伸 (株式投資研究会7707 サイド)	H22.6.1
10	関東	㈱CMB	H21.4.13	35	東海	㈱余吾経済研究所	H21.6.8	60	関東	㈱マーケットバンク	H22.6.3
11	関東	㈱オスピス	H21.4.13	36	東海	梶田 政人 (ホトリス投資コンサルト)	H21.6.8	61	関東	㈱IGMフィナンシヤ ルグループ	H22.7.13
12	関東	㈱J Cブレイン投資顧問	H21.4.13	37	北陸	エステック不動産投資顧 問㈱	H21.6.17	62	関東	㈱ビッグトレードジャ パン	H22.8.30
13	関東	兜町インターナショナル㈱	H21.4.13	38	北海道	F P Lアセットマネジメ ント㈱	H21.6.17	63	九州	妹尾真一 (SKプランニング)	H22.8.30
14	北海道	さくら投資顧問㈱	H21.4.15	39	東海	㈱アジアン・ブルー	H21.7.6	64	福岡	㈱ディーティーシー	H22.8.30
15	近畿	㈱日本投資技術協会	H21.4.14	40	関東	㈱ユニテッドシステムズパ ートナーズ	H21.11.19	65	福岡	㈱アルプスインベスト メント	H22.8.30
16	近畿	㈱まんてん	H21.4.14	41	近畿	北浜キャピタル・アセット・マ ネジメント㈱	H21.12.4	66	福岡	㈱アセットインベスト メント	H22.8.30
17	九州	永田在東 (ナガタ投資顧問)	H21.4.14	42	関東	㈱トレーディングスター	H21.12.9	67	関東	ソーシャル・イノベーシ ョン㈱	H22.8.31
18	関東	T & Cフィナンシャルリサ ーチ㈱	H21.4.15	43	関東	㈱マーカスアセットマネ ージメント	H22.1.19	68	近畿	㈱ザ・タイミング株式投 資学研究所	H22.8.31
19	関東	㈱フィスコプレイス	H21.4.15	44	関東	㈱メイヤー・アセット・マ ネージメント	H22.1.19	69	沖縄	㈱サステイナブル・イン ベスター	H22.9.27
20	委員会	ユニテッド・マネージャ ーズ・ジャパン㈱	H21.4.20	45	関東	㈱モーゲージ・サポート	H22.1.19	70	近畿	ランドスカイ㈱	H22.10.19
21	東海	㈱東山経済研究所	H21.5.12	46	関東	サンラ・ワールド㈱	H22.1.20	71	東海	㈱トレンドマスター	H22.10.20
22	東海	今村 勝 (大伸経済研究社)	H21.5.12	47	関東	GAM証券投資顧問	H22.3.9	72	東海	㈱アディス	H22.10.20
23	福岡	㈱アイリンクインベストメ ント	H21.5.20	48	関東	㈱M・Aアセットマネ ージメント	H22.4.13	73	関東	ノーザン・トラスト・グロ ーバル・インベストメンツ ㈱	H22.11.25
24	関東	㈱イーチャレンジ	H21.5.21	49	関東	Jーストック・パート ナーズ㈱	H22.4.13	74	関東	㈱TAKARA	H23.1.19
25	関東	㈱日本インベストメント・リ サーチ	H21.5.21	50	関東	㈱トラフィック	H22.4.13				

(注) ㈱ディーティーシー、㈱アルプスインベストメント、㈱アディス、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ㈱及び㈱TAKARAについては、現在検査中である。

## 投資助言・代理業者に対する勧告状況（平成21年3月以降平成23年1月末まで）

No.	担当	検査対象先名	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	行政処分の内容
1	関東	㈱アイエスオー	H21.9.4	○無登録による有価証券の売買 ○事業報告書の虚偽記載	・業務停止命令（3か月） ・業務改善命令
	○ 当社代表取締役社長及び統括部長は、当社が預かっていた未公開株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社使用人に対して、当該株券の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。当該使用人は、担当している顧客の中から顧客1名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、当該株券を売却した。 ○ 当社は、事業報告書の作成に当たり、当社が債務超過に陥っている状況であることを当局に知られることを回避する目的で、短期借入金を過少計上するなど虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。				
2	関東	フォレスト出版㈱	H21.9.18	○著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為	・業務停止命令（1か月） ・業務改善命令
	○ 当社は、投資助言業の顧客獲得を目的とした広告において、①当社社員をモデルとした投資家A氏という架空の人物を創作し、当社の配信している無料メールマガジンに、「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。また、②当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示していたものの、当社が買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は7割を大きく下回っており、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行った。				
3	東海	㈱アジア・ブルー	H21.11.10	○無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為	・登録取消し ・業務改善命令
	○ 当社は、前々回検査において無登録で証券業を行ったなどとして、当局から業務停止命令を受けていたが、業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、未公開会社株式の売買の媒介業務を再開した。また、当社は、当社元社員から売買可能な未公開株式があることを聞きつけ、収益源を確保するため、当該未公開株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に転売することで売買差益を得ていた。				
4	近畿	㈱Joule	H21.11.13	○著しく事実に相違する表示のある広告をする行為	・業務停止命令（1か月） ・業務改善命令
	○ 当社は、ホームページに「会員様の声」として「運用実績」等を紹介しており、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容の広告を公開していた。しかしながら、そもそも当社には該当する顧客は存在せず、また、ホームページを作成した当社社長は、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していた。				
5	関東	㈱モーゲージ・サポート	H22.2.26	○投資事業組合への出資の勧誘等 ○報告徴取命令に対する虚偽報告	・登録取消し ・業務改善命令
	○ 当社は、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、延べ56名の投資者に対し、2種類の集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）への出資勧誘を行っており、その結果、合計14名の投資者（16件）より、45百万円が当該2ファンドへ出資された。 ○ 当社は、金商法第56条の2第1項に基づき行われた報告徴取命令において、当社が当局の登録を受けずに業務を行っている事実を隠蔽する目的で、①ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とする、②当社は自らの業務が第二種金融商品取引業に該当することを認識していながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているとする、などの虚偽の報告を行った。				
6	関東	J-ストック・パートナーズ㈱	H22.6.29	○無登録業者への名義貸し	・業務停止命令（1か月） ・業務改善命令
	○ 当社は、その名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていないA社取締役役に投資助言業務を行わせた。				
7	関東	㈱メイヤー・アセット・マネジメント	H22.7.28	○外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況	・業務停止命令（3か月） ・業務改善命令
	○ 当社は、平成19年10月から同21年12月までの間、5本の海外ファンドについて、当社のホームページ等を通じて関心を持った50名以上の個人顧客に対し、第一種金融商品取引業の変更登録を受けていないにもかかわらず、有価証券の募集の取扱いを行っており、その結果、9名の顧客が約定に至っている状況が認められた。				
8	関東	㈱トラフィック	H22.9.7	○集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況	・業務停止命令（1か月） ・業務改善命令
	○ 当社は、平成21年7月に適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする6本の匿名組合出資契約（以下「ファンド」という。）の持分の私募（以下「自己私募」という。）及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引若しくは有価証券での運用（以下「自己運用」という。）を行っているが、 (1) 当社は上記6本のファンドのうち3本のファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの持分の取得勧誘を行うとともに、出資された金銭を主にデリバティブ取引により運用している。したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。 (2) 当社は、平成21年12月から同22年2月までの間、上記(1)とは異なる2本のファンドについて、その出資金の運用を、投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら第三者に業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行っていた。				

No.	担当	検査対象先名	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	行政処分の内容
9	関東	ライフケアバンク(株)	H22. 9. 22	○無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等	・登録取消し ・業務改善命令
	<p>(1) 当社は、A投資事業有限責任組合（以下「A組合」という。）の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売又はファンドの取得勧誘（以下、まとめて「無登録の販売業務」という。）を行っていることを知りながら、平成20年5月頃から、当社の従業員をA組合において無登録の販売業務に従事させていた。</p> <p>また、当社は、平成20年4月頃から、A組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、同年10月から、A組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を、当社名義により支出していた。</p> <p>(2) 当社は、投資助言・代理業の登録時（平成20年5月）から検査基準日までの間、投資助言業務の実績が一切ないにもかかわらず、平成21年3月期の事業報告書にあたかも投資助言業務の実績があるかのような虚偽の記載を行い、当該事業報告書を関東財務局長に提出した。</p>				
10	関東	ソーシャル・イノベーション(株)	H22. 9. 22	○集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況	・登録取消し ・業務改善命令
	<p>○ 当社は、平成20年3月に、関東財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者等とし、主に外国で発行される有価証券に投資する事業を行う9本の匿名組合契約等（以下「ファンド」という。）の出資持分の私募（以下「自己私募」という。）及び運用（以下「自己運用」という。）を行っているとしているが、</p> <p>(1) 当社は、自らを営業者等とする9本全てのファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務に該当しないことから、登録が必要な第二種金融商品取引業及び投資運用業に該当すると認められる。また、当社は、9本全てのファンドについて、主に有価証券で自己運用としているが、実際には、ファンド資産のうち有価証券で運用されているものはごく一部であり、大半のファンド資産は、当社の運転資金及び当社代表取締役等への貸付等に費消・流用されていた。更に、9本のファンドのうち、毎月配当型の4本のファンドについては、実際には有価証券での運用を全く行っていないにもかかわらず、毎月配当を行っていた。</p> <p>(2) 当社は、当社の名義をもって、平成21年6月から同年10月にかけて営業代行業務を行う法人に、同22年7月から同年8月にかけて当社の元社員等に、それぞれファンドの出資持分の私募を行わせていた。</p>				
11	東海	(株)インベストマスター	H22. 12. 10	○法定書面の未交付等 ○著しく事実に相違する表示のある広告をする行為	・登録取消し ・業務改善命令
	<p>○ 当社の業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けてから検査基準日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客に対して交付していなかった。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、顧客に対して交付していなかった。</p> <p>(3) 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。</p> <p>(4) 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」及び「投資助言報酬」について虚偽の数値を記載した事業報告書を当局に提出した。</p> <p>○ 当社は、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。</p> <p>(1) 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について 投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の100,000円を達成!」と、「A氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。</p> <p>しかしながら、「A氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。</p> <p>(2) 金融商品取引業者の登録について 「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本一と言えるのです。その実績を、東海財務局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「東海財務局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも東海財務局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。</p> <p>(3) 動画映像による表示について FX取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「FXへ間違った認識を持つ人が多いですがどう思いますか?」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことは無い」との文言を表示するとともに、「・・・自分のお金、入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明をしていた。</p>				

## ○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）

（勧告）

**第二十条** 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（建議）

**第二十一条** 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

## ○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（定義）

**第二条**（略）

2～7（略）

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一～十（略）

十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくは二に掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）

ロ 金融商品の価値等（金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。）

十二（略）

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

（以下、略）

**第二十八条（略）**

2（略）

3 この章において「投資助言・代理業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第八項第十一号に掲げる行為

二 第二条第八項第十三号に掲げる行為

（以下、略）

（登録）

**第二十九条** 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）

**第二十九条の二** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一～四（略）

五 業務の種別（第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

（以下、略）

（登録の拒否）

**第二十九条の四** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ～ハ（略）

二 金融商品取引業（投資助言・代理業を除く。）を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

（以下、略）

（変更登録等）

**第三十一条**（略）

2～3（略）

4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

（以下、略）

（名義貸しの禁止）

**第三十六条の三** 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

（広告等の規制）

**第三十七条** 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

- 三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

**第三十七条の三** 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要
- 四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
- 六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

(以下、略)

(契約締結時等の書面の交付)

**第三十七条の四** 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(以下、略)

(禁止行為)

**第三十八条** 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一～六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(業務に関する帳簿書類)

**第四十七条** 金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)

は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

**第四十七条の二** 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(休止等の届出)

**第五十条** 金融商品取引業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 業務 (金融商品取引業又は登録金融機関業務 (以下この節において「金融商品取引業等」という。)) に限る。) を休止し、又は再開したとき (第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者にあつては、当該認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)

二 第三十条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三 金融商品取引業者である法人が、他の法人と合併したとき (当該金融商品取引業者である法人が合併により消滅したときを除く。)、分割により他の法人の事業 (金融商品取引業等に係るもの) に限る。以下この号及び次条において同じ。) の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四 金融商品取引業者 (有価証券関連業を行う者に限る。次号において同じ。) が、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が行う業務と同種類の業務を行う法人、金融商品取引業者 (法人である場合に限る。)、金融商品取引業を行う外国の法人その他内閣府令で定める法人 (同号及び第五十六条の二第一項において「銀行等」という。) について、その総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとき。

五 金融商品取引業者が、その総株主等の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主等の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該銀行等が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の総株主等の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（以下、略）

（廃業等の届出等）

**第五十条の二** 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融商品取引業者である個人が死亡したとき その相続人

二 金融商品取引業等を廃止したとき その法人又は個人

三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

六 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人

七 事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人

（以下、略）

#### ○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

（人的構成の審査基準）

**第十三条** 法第二十九条の四第一項第一号二（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

- 二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（以下、略）

（禁止行為）

**第百十七条** 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一（略）

- 二 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

（以下、略）

## 2-4 勧告実施状況

### 1 勧告実施件数一覧表

区 分	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年6月	20年7月 ～ 21年6月	うち 21年4月 ～ 21年6月	21年4月 ～ 22年3月	22年4月 ～ 23年3月
勧 告 件 数	39	43	59	50	(19)	74	64
課徴金納付命令に関する勧告	9	14	31	32	(15)	53	45
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	0	0	0	0	0
証券検査結果に基づく勧告	29	28	28	18	(4)	21	18
証券監視委の行った 検査に基づく勧告	10	13	13	6	(1)	8	3
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	19	15	15	12	(3)	13	15
犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告	0	0	0	0	0	0	0

(注) 20事務年度の欄のうちカッコ書きは21年度との重複期間(21年4月～6月末)の件数である。

## 2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成20事務年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	福岡	ゴールデンピラミッド	20.7.11	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
2	北海道	アセットカンパニー	20.8.1	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為 自己資本規制比率が120%を下回る状況等 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況
3	関東	常盤Investments	20.8.8	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
4	近畿	パンタ・レイ証券	20.9.17	顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
5	関東	丸三証券	20.10.15	特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
6	関東	テリーサポートフォリオマネジメント	20.10.29	検査忌避及び報告徴取命令違反
7	福岡	サクセット	20.11.4	店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況
8	委員会	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント	20.11.7	第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等
9	委員会	クリード・リート・アドバイザーズ	20.11.14	利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反
10	委員会	ジャパン・アドバイザー	20.12.5	法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言

11	委員会	楽天証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
12	委員会	マネックス証券	21.3.13	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
13	関東	アヴァロン湘南証券	21.3.27	金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況
14	関東	ユウキャピタルマネジメント	21.3.27	金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等
15	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
16	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
17	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
18	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純資産額が最低純資産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況

	20 事務年度
委員会	6 (1)
財務局	12 (3)
合計	18 (4)

※ 左記の件数カッコ書きは21年度との重複期間(21年4月～6月末)の件数である。  
 ※ 網掛けは財務局等(事案)である。

2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成21年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
2	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
3	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
4	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
5	関東	アイエスオー	21.9.4	無登録による有価証券の売買 事業報告書の虚偽記載
6	委員会	New Asia Asset Management	21.9.11	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
7	関東	フォレスト出版	21.9.18	著しく事実と相違する表示のある広告を行う行為
8	関東	北辰物産	21.9.29	取引一任勘定取引の受託・執行 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 検査忌避
9	東海	MJ	21.10.9	電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況 顧客に対し特別の利益を提供する行為等 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	委員会	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	21.10.16	報告徴取命令に対する対応の不備 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為
11	関東	コンコード	21.10.29	集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況

12	東海	アジア・ブルー	21.11.10	無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為
13	関東	ウィズダムキャピタル	21.11.12	自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
14	近畿	Joule	21.11.13	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
15	委員会	コスモ証券	21.12.8	法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況
16	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	22.1.19	損失補てん
17	委員会	RST	22.1.20	出資金の用途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為
18	委員会	Art Investment Bank	22.1.29	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況
19	委員会	SBI証券	22.2.5	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
20	関東	モーゲージ・サポート	22.2.26	投資事業組合への出資の勧誘等 報告徴取命令に対する虚偽報告
21	北海道	北海道ファイナンシャルプランナーズ	22.3.5	金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

	21年度
委員会	8
財務局	13
合計	21

※ 網掛けは財務局等(事案)である。

2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成22年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	プライベートウェルスマネジメントジャパン	H22.4.9	無登録業者への名義貸し
2	関東	イニシア・スター証券	H22.4.9	ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等
3	関東	トップゲイン	H22.4.16	ファンド運用に係る無登録営業 無登録業者の運営するファンドへの出資等 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為
4	委員会	エプソム愛馬会及びジャパン ホースマンクラブ	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
5	近畿	高木証券	H22.6.17	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況
6	関東	J-ストック・パートナーズ	H22.6.29	無登録業者への名義貸し
7	関東	三栄証券	H22.7.13	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
8	関東	メイヤー・アセット・マネージメント	H22.7.28	外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況
9	関東	トラフィック	H22.9.7	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
10	委員会	東海東京証券	H22.9.10	金融商品事故等防止態勢の不備

11	関東	ライフケアバンク	H22.9.22	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等
12	関東	ソーシャル・イノベーション	H22.9.22	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況
13	関東	藍澤証券	H22.11.30	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等
14	関東	常盤Investments	H22.12.10	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
15	東海	インベストマスター	H22.12.10	法定書面の未交付等 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
16	関東	マスター証券	H23.2.4	無登録による投資運用業務 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為
17	委員会	プライオール投資顧問	H23.2.15	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況
18	関東	ばんせい山丸証券	H23.2.22	届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

	22年度
委員会	3
財務局	15
合計	18

※ 網掛けは財務局等(事案)である。

### 3 勧告事案の概要一覧表

#### (1) 証券検査に基づく勧告

##### ①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告

(凡例)

◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。

○は、会社等が勧告の対象となったもの。

・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月末)

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	22. 4. 9 (関東)	<p>○ 無登録業者への名義貸し</p> <p>プライベートウェルスマネジメントジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、当社社長の知人が代表を務めるA社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら、匿名組合契約（ファンド）に基づく出資持分の取得勧誘の業務を委託し、平成 20 年 12 月から平成 21 年 10 月までの間、A社の営業担当者に当社の名において当該業務を行わせた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 22 年 4 月 20 日から平成 22 年 6 月 19 日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令 ①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理（分別管理を含む）状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の運用・管理状況を顧客に説明のうえ、顧客の意向を踏まえ、適切な対応をとること。 ②今回の行政処分の内容について、顧客に十分説明すること。 ③自己の名義を貸し、無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、発生原因を究明し、事業契約の見直しや販売・勧誘体制の整備を含む抜本的な再発防止策を策定すること。 ④責任の所在の明確化を図るとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること。 ⑤役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
			<p>に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること。</p> <p>⑥上記について、その対応状況を平成 22 年 5 月 13 日までに書面で提出すること。また、その実施状況を完了までの間、随時に書面で報告すること。</p>
2	22. 4. 9 (関東)	<p>○ ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等</p> <p>イニシア・スター証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 21 年 3 月から 11 月にかけて、旅館業に投資する 4 本の匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>本件ファンドは、組合員からの出資金で宿泊施設を取得、旅館業を運営し、当該旅館業から生じる利益を組合員に分配するものであるが、今回検査において、本件ファンドの取得勧誘の状況について、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) 本件ファンドは、宿泊施設の取得・管理等を業務委託している X 社から宿泊施設の取得等を再委託されている Y 社に対し、宿泊施設の取得費用として出資金の大半を前払金として支払っている。</p> <p>しかしながら、Y 社は、前払金の入金日又はその翌日には、これを自社の借入金返済などの運転資金に充当しており、同社においては、前払金の受領後、又は宿泊施設取得後も 3 か月以上にわたり、宿泊施設の取得、又は前払金の精算を行っていない状況が認められた。</p> <p>本件については、Y 社の前社長である当社社長が、本件ファンドの最初のファンドの販売時に X 社と話し合い、Y 社が前払金を受けることを取り決め、これについては、当時の当社社長（現 Y 社社長、以下「前社長」という。）にも説明している。また、当社社長及び前社長は、Y 社への前払金が、Y 社において長期間滞留し、Y 社の運転資金に使用されている状況も認識していた。</p> <p>しかしながら、当社社長及び前社長は、これらの事実を当社の他の役職員に知らせないまま、取得勧誘を継続させていた。</p> <p>(2) このような状況の中、当社は本件ファンド持分の取得勧誘を行っているが、取得勧誘に際し、投資者に交付する契約締結前交付書面、匿名組合契約書等には Y 社に係る記載はなく、投資者に対する営業員による説明も行われていなかった。</p> <p>Y 社については、同社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として本件ファンドの資産に損失が生ずることとなるおそれがあるにもかかわらず、当社は、前社長が本件ファンドの資金が Y 社へ前払いされることを知った以降、また、前社長に代わって当社社長が就任した以降も、投資者に対し、Y 社に関する記載がない契約締結前交付書面等を交付し、投資者に対し、Y 社に係る説明を行うことなく取得勧誘を行っていたものである。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 4 月 19 日から平成 22 年 6 月 18 日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を停止すること。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本件処分の原因となった投資事業匿名組合について、当該組合の営業者と協議のうえ、組合財産の適切な管理が行われるよう対応すること。</li> <li>② 今回の行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。特に虚偽表示が行われた投資事業匿名組合による集団投資スキーム持分を購入した顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。</li> <li>③ 本件処分の原因となったものの以外の金融商品についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、上記①及び②を踏まえた対応を行うこと。</li> <li>④ 責任の所在の明確化を図るとともに、取引先との関係の適正化を含め、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の</li> </ol>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき			<p>構築を図ること。</p> <p>⑤行政処分を受けるに至った法令違反等の原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。</p> <p>⑥研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。</p> <p>⑦上記について、その対応・実施状況を平成22年5月19日までに東京財務事務所へ書面で報告するとともに、その実施状況について、随時に報告すること。</p>
3	22. 4. 16 (関東)	<p>○ ファンド運用に係る無登録営業</p> <p>トップゲイン株式会社（以下「当社」という。）は、自らを営業者とする5本の匿名組合出資契約（以下「ファンド」という。）の持分の私募を行い、これらのファンドの有価証券による運用を適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として行っている。</p> <p>このうち、3本のファンドについては、親会社である株式会社ハヤシファンドマネジメント（以下「ハヤシ社」という。）が運営する集団投資スキーム（以下「ハヤシファンド」という。）の持分のみを取得することにより運用されていた。これにより、当該3ファンドは、同一の出資対象事業に投資されていることとなるため、当該3ファンド全体で、特例業務の要件である適格機関投資家1名以上及び適格機関投資家以外の者49名以下からの出資でなければならないところ、適格機関投資家以外からの出資が49名を超えており、当社が行う当該3ファンドに係る特例業務としての運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。</p> <p>○ 無登録業者の運営するファンドへの出資等</p> <p>当社は、ハヤシ社より委託を受け、ハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いのほか、自らを営業者とする5本のファンドの持分の私募を行っているが、うち4本のファンド（以下「当該4ファンド」という。）については、ハヤシファンドの持分を取得することにより運用されていた。</p> <p>しかしながら、当該4ファンドは適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約であり、ハヤシ社が当該4ファンドの営業者である当社に対して行ったハヤシファンドの私募は、金商法第63条第1項第1号口の規定により特例業務には該当せず、また、ハヤシ社が第二種金融商品取引業の登録を受けていないため、ハヤシ社は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況にあると認められる。</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、当該4ファンドの持分の私募及びハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いを行っている。</p> <p>当社は、これらのファンドの持分の取得勧誘において、ハヤシファンドの運用報告書等を用いて勧誘を行っていたが、当該運用報告書等には、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示されているものの、実際には主に貸付により運用されているなど、事実と著しく相違するものとな</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <p>・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成22年4月16日から平成22年10月15日まで停止すること。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを確実に実施すること。</p> <p>②今回の行政処分内容及び①について、顧客に対し、十分に説明すること。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。</p> <p>⑤上記について、その対応・実施状況を平成22年5月10日までに（①については速やかに）、書面で報告すること。</p> <p>また、その実施状況</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つづき		<p>っていた。</p> <p>当社には、ハヤシ社に対し、ハヤシファンドの運用内容に係る情報提供を要請する機会が多数あったにもかかわらず、これを怠り、虚偽の表示を看過したことについては、重大な過失があるものと認められる。</p> <p>当社は、このような状況の下、これらのファンドの取得勧誘に際して、運用報告書等の投資勧誘資料を用い、ファンドの運用方法及び実績という投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項につき、虚偽の告知を行った。</p>	<p>を完了までの間、随時に書面で報告すること。</p>
4	22. 5. 21	<p>○ 業務の運営が不適切な状況</p> <p>株式会社エプソム愛馬会（以下「愛馬会」という。）及び株式会社ジャパンホースマンクラブ（以下「JH社」という。二社を併せて「両社」という。）は、愛馬会が競走用馬を取得し、当該競走用馬への出資を投資者から募り、当該競走用馬をJH社に現物出資する。JH社は、JH社の名において競馬に出走させて賞金等を獲得、獲得した賞金等を愛馬会へ配当し、愛馬会が、出資の拠出口数に応じて出資者（以下「会員」という。）に分配するとして匿名組合契約（以下「ファンド」という。）を一体で運営している。</p> <p>(1) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為</p> <p>両社は、出資金の分別管理の確保のために、定款等により分別管理に関する規定を設けていない。</p> <p>また、愛馬会は、愛馬会の収益である入会金等とファンドの財産である維持費出資金を同一の口座において混在させているなど、愛馬会固有の財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンドの持分の私募を行っている。</p> <p>(2) 契約締結前交付書面等の記載内容とは異なる業務運営の状況</p> <p>① 賞金管理の不備</p> <p>JH社取締役兼愛馬会統括部長（以下「JH社取締役」という。）は、JH社代表取締役社長兼愛馬会取締役（以下「JH社社長」という。）の指示により、JH社の賞金等受取口座から金銭を出金し、直接、又はJH社社長の個人口座を経由し、両社の金融機関からの借入金の返済、維持費出資金で支払うべき厩舎、牧場等への支払い、両社に対するJH社社長個人からの借入金の返済などに充当されていた。</p> <p>愛馬会自身も会員であることから、上記の出金が、愛馬会自身が受取るべき配分であったとしても、各々の出金は、分配金の支払時期とは関係なく、また、出金の都度、愛馬会自身の分配金を計算した形跡もなく、出金時期、出金額とも「賞金等を出金する理由」としては具体的な根拠がない。</p> <p>加えて、JH社社長個人からの借入金については、同社長個人との間の消費貸借契約書等が存在せず、借入金額、借入金利、返済金額、返済時期が不明であり、JH社取締役によるJH社の賞金等受取口座からの出金は具体的理由のある出金とは認められない状況にある。</p> <p>賞金等は「契約締結前（時）交付書面」（以下「交付書面」という。）の定めのとおり、分配の時期までは金融機関等で適切に管理され、愛馬会は、会員として分配を受けた後、自らの借入金の返済等の支払いに充当すべきであり、JH社は、交付書面において規定されたとおりに賞金等の管理を行っているとは認められず、賞金等の管理に不備があると認められる。</p> <p>② 維持費出資金の目的外使用及び厩舎等への預託料の滞納</p> <p>愛馬会は、競走用馬の飼養管理に要する費用として、会員から「維持費出資金」を受領しているが、会員から入金された維持費出資金が顧客への分配金、借入金の返済及び両社の会社経費に充当されていた。</p> <p>このように、維持費出資金が目的外に使用されている</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業の業務のうち新規ファンドの設定に係る業務を平成 22 年 6 月 3 日から平成 22 年 7 月 2 日まで停止すること。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法令違反等の事実について原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにすること。</li> <li>② 適切な再発防止策及び改善計画（分別管理を確保する態勢の整備を含む。）を策定し、確実に実施すること。</li> <li>③ 投資者、顧客に対し行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること。</li> <li>④ 役員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のための必要な対応をとること。</li> </ol> <p>上記について、その対応・実施状況を平成 22 年 6 月 24 日（木）までに書面で報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき		<p>一方で、愛馬会は、平成 22 年 2 月 10 日現在、ファンドに係る費用の厩舎等への支払いを滞納した状態にあり、これにより、厩舎等の管理委託先において、ファンド資産である競走用馬の維持管理に支障が生じ、その結果、投資者の利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>③ 交付書面の説明とは異なる維持費出資金の受領 愛馬会は、維持費出資金について、交付書面において「会員は、入会時期にかかわらず、出資対象となった競走用馬の 1 歳 11 月分以降の維持管理費を維持費出資金の形で負担する義務がある」旨の説明を行っている。しかしながら、愛馬会は、多数の競走用馬について、1 歳 11 月分より前の維持管理費を受領している事例が認められており、愛馬会は、交付書面等による説明とは異なる維持費出資金を会員から受領している状況が認められた。</p> <p>④ 競走用馬の無償譲渡 JH社は、中央競馬での賞金等の獲得が困難と判断した競走用馬について、ファンドの終了に際し、当該競走用馬を地方競馬の馬主資格を持つJH社取締役に対して、実際には適正な評価をすることなく、一律に「無償」で譲渡している。 譲渡の対象となった競走用馬はファンドの財産であることを考慮すると、公正な評価に基づく適正な価格で売却し、売却代金は、当該ファンドの会員に分配すべきものであると考えられるが、JH社は、その価値を検討することなく全て一律無償で譲渡している状況が認められた。</p> <p>(3) 法令遵守態勢の欠如 両社は、平成 21 年 10 月 13 日を検査基準日とした関東財務局の検査において、直ちに検査に応じなければならないところ、検査官の入室を拒み、無予告検査への抗議を繰り返すなど、直ちに検査に応じず、検査の受忍義務に悖る対応を行った。 当該行為は、両社が顧問税理士の指南を鵜呑みにしたことが原因であったとしているが、両社は、金融商品取引業者として、直ちに検査に応じなければならないという検査の受忍義務など遵守すべき法令を自ら正しく認識し、その遵守に努めるべきところ、これを怠っており、両社においては、法令遵守態勢が根本的に欠如している。</p>	
5	22. 6. 17 (近畿)	<p>○ 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況</p> <p>高木証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 15 年 5 月、当社専用の不動産投資ファンド（以下「当該ファンド」という。）の導入を決定し、平成 15 年 6 月以降、積極的な販売を行った。その結果、当該ファンドは、平成 19 年 11 月までの販売期間中に 187 名の営業員により、延べ 20,541 名の顧客に総額 527 億円が販売されている。（なお、当該ファンドが「みなし有価証券」と規定された平成 16 年 12 月以降は、152 名の営業員により、延べ 12,879 名の顧客に総額 328 億円販売されている。） 今回検査において、当該ファンドに係る勧誘状況等を検証したところ、下記のとおり、当該ファンドの安全性に関して、顧客に対し誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が、長期に亘り継続して行われていたほか、その背景として、当社における内部管理態勢に重大な不備が認められた。 （注）当該ファンドは、顧客からの出資金に金融機関からの借入金を加えることによりレバレッジを効かせた運用を行っており、償還時には、借入金の返済が出資金の償還に優先されるため、投資対象不動産の売却価格が下落した場合には、レバレッジ効果が働き、不動産価格の下落幅以上に出資金が大幅に元本割れするリスク（以下「レバレッジリスク」という。）が内在する商品である。</p> <p>(1) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 7 月 14 日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務 （当局が個別に認めたものを除く。）の停止。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <p>① 金融商品の勧誘に関し、例えば以下の取組みなどにより、その商品性・リスクについて、顧客が十分に理解できるようにするための説明態勢等の構築を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客への説明に使用する販売資料の整</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき		<p>長期に亘り継続して行われていた状況 平成16年12月以降（「みなし有価証券」該当後）に当該ファンドの販売実績のある営業員20名に勧誘状況等をヒアリングしたところ、そのうち17名が、また、その他書面による確認を実施した営業員14名全てが、レバレッジリスクを理解していなかったことから、当該ファンドの募集の取扱い時に、顧客に対し、投資判断に影響を及ぼす重要な事項である同リスクを説明していない状況が認められた。また、上記20名から17名を除いた3名は、販売当初から同リスクを理解していたが、うち1名が、顧客に対し同リスクを説明していなかった。</p> <p>上記のとおり、ヒアリング等による確認を行った営業員34名（販売顧客数延べ1,866名）のうち、不適当な勧誘行為を行っていた営業員は32名（同1,754名）に及んでおり、これら32名の営業員が、当該ファンド勧誘時において不適当な勧誘行為を行った結果、出資金の毀損率が、不動産価格の下落率と同程度であるかのような誤解を顧客に与えており、誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が認められた。</p> <p>(2) 顧客勧誘時の商品説明資料等の記載内容 当社営業員は、顧客に対し当該ファンドの商品説明を行う際、主に商品パンフレットを使用し、併せて目論見書等を顧客に交付していた。 レバレッジリスクについては、少なくとも借入金の優先返済及び出資金に対する借入金の割合の上限率（以下「借入上限率」という。）に係る説明がなされるべきと考えられるところ、商品パンフレットにおいてはこれらが記載されていなかった。また、目論見書等においては、これらの記載はあるものの、営業員から説明を受けない限り、顧客には分かりづらい表現となっているなど、顧客が同リスクを理解することが困難な状況となっていた。</p> <p>(3) 当該ファンド導入時の調査・分析等商品企画業務に係る内部牽制が機能していない状況 当社では、当該ファンドの導入に伴う商品性の検討や販売資料の作成等の実務を全て営業企画室長1名に任せ、内部牽制が機能しない状況となっていた。</p> <p>(4) 社内教育態勢等の不備 ① 当該ファンド販売に当たっての営業員教育が不十分な状況 当社が当該ファンド販売に当たって実施した営業員向けの勉強会や、販売開始以降に実施した営業員研修等においては、借入金の導入により投資効率を高め利回りの向上を図る等、当該ファンドのメリットを強調した説明等が中心となり、レバレッジリスクについての説明は行われていなかった。</p> <p>② 社内周知が不十分な状況 当該ファンドの借入上限率は、平成18年4月に、それまでの300%から400%に引き上げられているが、当社は、営業員に対し、借入上限率の引上げについて周知しておらず、多数の営業員が当該引上げを顧客に説明していない状況が認められた。 また、当該ファンドの最終号（平成19年11月募集。）の商品パンフレット等において、レバレッジリスクに係る項目が新たに設けられているが、当社は、営業企画部より首都圏・近畿両本部長に対し、当該変更内容を部店長を介し営業員に周知するよう指示したものの、当該指示を受けた部店長は、営業員に対し変更の趣旨等を説明せず、変更項目のみを伝え、また、当該変更内容を顧客に説明するよう指示していない状況が認められた。</p> <p>(5) 内部管理態勢の不備 ① 部店長等による営業管理態勢の不備 当社における営業員の投資勧誘実態の検証状況について、部店長等23名に対しヒアリング等を行ったところ、その検証は、顧客から徴求する重要事項等の説明に関する確認書の記載漏れチェック等形式的なものとなっており、営業員の具体的な勧誘内容を確認していない状況が認められた。</p> <p>② 元本割れ償還に係る顧客対応不備</p>	<p>備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の実施による、営業員への商品性等の周知徹底</li> <li>・新商品導入時における内部牽制機能の構築</li> </ul> <p>②顧客からの苦情等に関し、適切に調査・原因分析等が行われるよう、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正も踏まえ、苦情等処理態勢の強化を図ること。</p> <p>③その他投資者保護の視点に立った、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記①から④について、その対応・実施状況を平成22年7月23日までに当局に書面により報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき		<p>今回検査において、元本割れ償還に係る営業員の顧客対応についてヒアリング等により確認したところ、レバレッジリスクに係る説明を何ら行っていない営業員が見られる等、検査基準日現在においても同リスクに関する顧客説明が十分に行われていない状況が認められた。</p> <p>③ 苦情に関する調査不備等 当社監査部は、元本割れ償還が発生した以降、顧客苦情対応を行う同部員に対し、顧客属性を踏まえた対応を行う等の具体的な指示を行っていない。また、勧誘状況の実態等を把握するため、苦情を申し出た顧客や担当営業員に当該状況を確認するよう指示を行っていないことなどから、当社の苦情処理態勢は不十分な状況となっており、多数の苦情が寄せられているにもかかわらず、当社は、当該ファンドに係る不適当な勧誘行為の実態を把握できていない。</p> <p>(6) 経営管理態勢の不備 当社経営陣は、当該ファンド販売に係る実務を担当者任せとし、不適当な勧誘行為が長期に亘り継続して行われていたことや内部管理態勢等の不備の把握、並びにこれらの是正に向けた指導・管理を行っていない。 さらに、当社経営陣は、当該ファンドに係る苦情が多数寄せられている事実を把握しているにもかかわらず、実態調査について具体的な指示を行っていない。 また、当該ファンドの特性を鑑みれば、個人顧客への販売に当たり、リスクに係る十分な検討が必要と考えられるところ、当社経営陣は、営業企画室長1名という弱体な態勢を看過し、この結果、商品パンフレット等において、レバレッジリスクについて十分な記載がなされず、顧客への不適当な勧誘行為を招いている。 このように、当社経営陣は、当該ファンドの販売等に関して、組織的に対応を行うよう指示を行わないまま、検査基準日現在に至るまで上記のような不適当な状況を看過していたものである。</p>	
6	22. 6. 29 (関東)	<p>○ 無登録業者への名義貸し</p> <p>J-ストック・パートナーズ株式会社（以下「当社」という。）は、平成 21 年 6 月以降、その名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていないA社取締役投資助言業務を行わせた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業の全ての業務を平成 22 年 7 月 9 日から平成 22 年 8 月 8 日まで停止すること（ただし、顧客との助言契約の解約業務を除く。）。</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該名義貸しによる顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。</li> <li>② 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</li> <li>③ 自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。</li> </ol>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6 つづき			<p>④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤上記①から④について、具体的な改善策を報告すること。</p>
7	22. 7. 13 (関東)	<p>◎ 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為</p> <p>三栄証券株式会社証券本部証券部の2名のディーラーは、少なくとも平成21年4月から12月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、自らの売買取引を有利に導くため当該銘柄の株価を変動させる目的をもって、約定させる意図のない指値などによる買付注文等を行った。当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記行為は、金融商品取引法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第19号に規定する「取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場を変動させる目的をもって、当該上場金融商品等に係る買付け又は買付けの申込みをする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。</p> <p>②研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること。</p> <p>③本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記①から③について、その対応・実施状況を平成22年8月16日までに書面で東京財務事務所へ報告すること。</p> <p>外務員に対する処分 職務停止8週間 職務停止13週間</p>
8	22. 7. 28 (関東)	<p>○ 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況</p> <p>株式会社メイヤー・アセット・マネジメント（以下「当社」という。）は、海外ファンドに関心を持った投資家に対して、平成19年10月から平成21年12月までの間、5ファンドについて、有価証券の募集の取扱いを行っており、9名の投資家が約定に至っている状況が認められた。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第1項に掲げる「第一種金融商品取引業」（同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の募集の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を行うことなく「第一種金融商品取引業」を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・金融商品取引業の全ての業務を平成22年8月5日から平成22年11月4日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が関与した全</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき			<p>てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。</p> <p>② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥ 上記①から⑤について、具体的な改善策を書面で報告すること。</p>
9	22. 9. 7 (関東)	<p>○ 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況</p> <p>株式会社トラフィック（以下「当社」という。）は、平成 21 年 7 月に適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする 6 本の匿名組合出資契約（以下「ファンド」という。）の持分の私募（以下「自己私募」という。）及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引もしくは有価証券での運用（以下「自己運用」という。）を行っている。</p> <p>(1) 匿名組合契約の自己私募及び自己運用に係る無登録営業 当社は上記 6 本のファンドのうち 3 本のファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの持分の取得勧誘を行うとともに、出資された金銭を主にデリバティブ取引により運用している。 したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。</p> <p>(2) 無登録業者への運用委託 当社は、平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月までの間、上記 (1) とは異なる 2 本のファンドについて、その出資金の運用を A が投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行わせていた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業の全ての業務を平成 22 年 9 月 16 日から平成 22 年 10 月 15 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <p>① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、運用委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること。</p> <p>② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき			<p>止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記①から⑤について、具体的な改善策を書面で報告すること。</p>
10	22. 9. 10	<p>○ 金融商品事故等防止態勢の不備</p> <p>東海東京証券株式会社（以下「当社」という。）に臨店検査中、当社に対する顧客からの問い合わせにより、当社A営業員が、10年以上前から特定の顧客に対する損失補てんや利回り保証等を継続的に行い、その後、その原資を賄うために他の顧客の資産を無断で売却して現金を不正に出金するなどしていた疑いが発覚した。</p> <p>その全容については、現在当社において社内調査が行われているところであるが、今回検査においては、当社の金融商品事故等防止態勢について検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) 不正行為や顧客資産の異常に対するチェック機能が、形式化、形骸化していたこと</p> <p>① A営業員は、平成19年8月から平成22年5月までの間、担当顧客16名の資産を無断売却する等し、銀行等に設置された自動現金預入払出機（以下「ATM」という。）から数百回にわたり合計約6億3,000万円を出金していた。その出金の大半は、ATMからの1日の出金限度額である99万9,000円の出金を連日繰り返し、短期間のうちに顧客資産を大きく減少させるというものであったが、内部管理責任者等はこの状況を把握していなかった。</p> <p>また、A営業員は、同人が利回り保証等を行っていたとする担当顧客1名の口座に、平成19年10月から平成22年5月までの間、ATMから約1,000回にわたり合計約1億円を入金していた。その入金大半は、ATMからの1日の入金限度額である10万円の入金を1日のうちに何度も行い、多い日で1日35回・350万円に及んでいたが、内部管理責任者は、この状況を把握しながら、特段の調査を行っていなかった。</p> <p>② A営業員の担当顧客については、これまで度々、取引を注視すべき顧客を抽出するアテンション制度や社内検査において、短期回転売買、取引収支の大幅不振、遠隔地顧客等の問題が指摘されている。特に、アテンション口座指摘時の検証において、内部管理責任者は、A営業員の営業活動につき、(ア)訪問受注が多く、通話記録が極端に少ない顧客や若干不自然と思われる入出金も散見される、(イ)支店在籍期間が長く、担当顧客との付き合いも長いなどの問題点を度々指摘していたが、特段の調査は行われていない。</p> <p>(2) 金融商品事故等に対する再発防止策の策定が不十分であること等</p> <p>① 今回検査対象期間中（平成19年11月3日～平成22年5月14日）に当社において発覚した解雇相当の金融商品事故等のうち、無断売買を含む事案については一定の再発防止策がとられている。</p> <p>しかしながら、その他、損失補てん等の悪質な違法行為事案で、発覚までに長期間を要しているものもあるが、当社は事案を認識しながら、具体的な原因究明や内部牽制機能の点検・強化等を行っていなかった。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①今般の不祥事件により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること。</p> <p>②証券取引等監視委員会の指摘内容を踏まえ、本件の根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から経営管理態勢・内部管理態勢を充実・強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同様の不祥事件を防止するため、経営陣の主導の下で、経営管理態勢・内部管理態勢のあり方を検証し、顧客資産の異常な変動のチェック、営業店における日常的な相互牽制機能の強化、人事管理制度の見直し等を含む抜本的な再発防止策を策定すること。</li> <li>・適切な業務運営の実効性を確保するため、必要な体制を整備し、役職員に対して研修等を実施すること。</li> <li>・本件にかかる責任の所在を明確化すること。</li> <li>・上記について、その対応・実施状況を平成22年10月14日（木）までに書面で金融庁へ報告する</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 つづき		<p>② 当社は、採用営業店から異動せず、あるいは異動範囲が一定の地域内に限定される職系列を設けている。 この制度は、同一営業店での勤務が長期化することが多くなり、顧客との関係が長期間継続する上、金融商品事故等の防止の観点からは、営業内容の検証の機会が限られるものとなっている。今回検査対象期間中にも同一営業店に長期間在籍する上記職系列による金融商品事故等が発覚しており、A営業員も上記職系列として長期間同一営業店に在籍していた。 この点、当社は、上記職系列や同一営業店に長期間在籍する職員を対象に、重点的なモニタリングを実施していないなど、職員の長期在籍に係る不正リスクに対する措置を講じていない。</p>	こと。
11	22. 9. 22 (関東)	<p>○ 無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等</p> <p>(1) 無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる行為等 ライフケアバンク株式会社（以下「当社」という。）は、A投資事業有限責任組合（以下「A組合」という。）の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売または集団投資スキームの出資持分の取得勧誘（以下、まとめて「無登録の販売業務」という。）を行っていることを知りながら、平成20年5月頃から、当社の従業員をA組合において無登録の販売業務に従事させていた。 また、当社は、平成20年4月頃から、A組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、平成20年10月から、A組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を当社名義により支出していた。</p> <p>(2) 事業報告書の虚偽記載 当社は、投資助言・代理業の登録時（平成20年5月）から検査基準日までの間、投資助言業務の実績が一切ないにもかかわらず、平成21年3月期の事業報告書にあたかも投資助言業の実績があるかのような虚偽の記載を行い、当該事業報告書を関東財務局長に提出した。</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が行ってきた業務について、詳細な状況を報告すること。</p> <p>②上記①の報告に当たっては、無登録で投資ファンドを運営している投資事業有限責任組合に関して、当社の前代表と当社の取引の状況（取引内容、取引金額）及び当社の従業員が支援した投資ファンドの取得勧誘の状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、金銭の出入）を含めること。</p> <p>③上記①及び②について、平成22年10月6日（水）までに、書面で報告すること。</p>
12	22. 9. 22	<p>○ 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況</p> <p>ソーシャル・イノベーション株式会社（以下「当社」という。）は、平成20年3月に、関東財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者等とし、主に外国で発行される有価証券に投資する事業を行う9本の匿名組合契約等（以下「ファンド」という。）の出資持分の私募（以下「自己私募」という。）及び運用（以下「自己運用」という。）を行っているとしている。</p> <p>(1) ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用に係る無登録営業等 当社は、自らを営業者等とする9本全てのファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。 したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務に該当しないことから、登録が必要な第二種金融商品取引業及び投資運用業に該当</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し 業務改善命令</p> <p>①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、募集委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること。</p> <p>②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12 つづき		<p>すると認められる。</p> <p>また、当社は、9本全てのファンドについて、主に有価証券で自己運用するとしているが、実際には、ファンド資産のうち有価証券で運用されているものはごく一部であり、大半のファンド資産は、当社の運転資金及び当社代表取締役等への貸付等に費消・流用されていた。</p> <p>更に、9本のファンドのうち、毎月配当型の4本のファンドについては、実際には有価証券での運用を全く行っていないにもかかわらず、毎月配当を行っていた。</p> <p>(2) 無登録業者への名義貸し</p> <p>当社は、当社の名義を以って、平成21年6月から10月にかけて営業代行業務を行う法人に、平成22年7月から8月にかけて当社の元社員等に、それぞれファンドの出資持分の私募を行わせていた。</p>	<p>③顧客の出資金返還に関する方策を策定(顧客への返済債務を確認した上で、当社の貸借対照表を作成することも含む)し、確実に実施すること。</p> <p>④顧客説明及び出資金返還のために必要な人的体制を整えること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成22年10月6日(水)までに、書面で報告すること。</p>
13	22.11.30 (関東)	<p>・ 金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等</p> <p>藍澤証券株式会社(以下「当社」という。)の使用人は、平成17年10月から平成22年8月までの間、他の金融商品取引業者に開設された本人名義及び知人名義の口座において、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく有価証券の売買その他の取引等を多数回にわたり行った。</p> <p>また、当該使用人は、知人2名に対し、有価証券オプション取引での資金運用の一任を持ちかけ、これを約し、他の金融商品取引業者に開設された当該知人名義の口座において、平成21年10月から平成22年8月までの間、当該知人の資金により有価証券オプション取引を行った。</p> <p>当該金融商品取引業者の使用人が行った上記行為のうち、自己の計算に基づく有価証券の売買その他の取引等は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第38条第6号に基づく金融商品取引業者に関する内閣府令第117条第1項第12号(ただし、平成19年9月29日以前の行為については、改正前の証券取引法第42条第1項第10号に基づく廃止前の証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第5号)に規定する「金融商品取引業者等の使用人が、専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>また、当該使用人が、知人との間で資金運用の一任を約し、当該知人の資金により取引を行った行為は、金商法第64条の5第1項第2号に規定する「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p>
14	22.12.10 (関東)	<p>○ 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為</p> <p>常盤 Investments 株式会社(以下「当社」という。)は、遅くとも平成20年2月頃から検査基準日(同22年5月21日)までの間、外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係る 트레이ニー(研修生)として採用している。また、当社は、これらの 트레이ニーについて、外務員登録を行っていないため、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>しかしながら、今回検査において、当社は、上記期間、トレーニーの少なくとも10名に、見込み顧客の少なくとも18名に対してFX取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・平成22年12月24日から平成23年1月23日までの間、全店舗における店頭デリバティブ取引のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座開設に係る業務の停止。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①無登録外務員による金融商品の外務行為が再発した原因を究明し、実効性のある再発防止策</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14 つづき			<p>を策定すること。</p> <p>②その上で、自律的な業務運営の適正性を確保する観点から、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮に取り組むこと。</p> <p>③日本において業務を行う法人としてのコンプライアンス態勢を確立するとともに、役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記①から④について、その実施状況を平成23年1月17日までに書面で報告すること。</p> <p>また、①から③については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。</p>
15	22.12.10 (東海)	<p>○ 法定書面の未交付等</p> <p>株式会社インベストマスター（以下「当社」という。）の業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けた平成21年1月29日から検査基準日である平成22年4月14日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客88名（以下「助言顧客」という。）に対して交付していなかった。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、助言顧客に対して交付していなかった。</p> <p>(3) 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。</p> <p>(4) 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」が「41件」であるところ「150件」と、「投資助言報酬」が「12,142千円」であるところ「16,000千円」と、虚偽の数値を記載した第1期事業報告書を東海財務局長に提出した。</p> <p>上記(1)の行為は金融商品取引法第37条の3第1項に、(2)の行為は同法第37条の4第1項に、(3)の行為は同法第47条に、(4)の行為は同法第47条の2にそれぞれ違反するものと認められる。</p> <p>○ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為</p> <p>当社は、平成21年6月頃から検査基準日である平成22年4月14日までの間、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商</p>	<p>会社に対する処分 登録取消し</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客に対して今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。</p> <p>②上記①について、その対応・実施状況を平成23年1月17日（月）までに報告すること。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		<p>品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。</p> <p>(1) 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について</p> <p>投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の100,000円を達成!」と、「A氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。</p> <p>しかしながら、「A氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。</p> <p>(2) 金融商品取引業者の登録について</p> <p>「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本一と言えるのです。その実績を、東海財務局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「東海財務局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも東海財務局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。</p> <p>(3) 動画映像による表示について</p> <p>FX取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「FXへ間違った認識を持つ人が多いですがどう思いますか?」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことは無い」との文言を表示するとともに、「・・・自分のお金、入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明をしていた。</p>	
16	23. 2. 4 (関東)	<p>○ 無登録による投資運用業務</p> <p>マスター証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成22年2月以降、3本の投資事業有限責任組合（以下「当該3ファンド」という。）の出資持分の私募及び5本の投資事業有限責任組合（以下「当該5ファンド」という。）の出資持分の私募の取扱い（以下、私募及び私募の取扱いを合わせて「自己私募等」という。）を行っている。また、当該3ファンドについては、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として運用（以下「自己運用」という。）を行っているとしている。</p> <p>当該3ファンドに係る出資持分は、いずれも平成22年2月から6月にかけて当社が出資持分の私募を行い、投資対象先も同一法人が発行する株式としていることから、6月以内に発行された同種の新規発行権利となる。このことから、当該3ファンド全体で、適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならぬところ、142名となっており、当社が行った当該3ファンドの自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。</p> <p>また、上記状況が特例業務の要件を満たさないことに気付いた当社は、平成22年6月に、当該3ファンドのうち2ファンドに係る無限責任組合員を当社から他の特例業務届出者に変更しているが、実際は、当社が引き続き一体として、当該3ファンドの運用を行っていた。</p> <p>さらに、平成22年3月から6月にかけて当社が出資持分の私募の取扱いを行った当該5ファンドについては、当社以外の者が無限責任組合員となっているが、実際の運用は、当社が、当該3ファンドと合わせ一体として行っていた。</p> <p>当社が行った上記の行為は、登録が必要な金融商品取引法（以下「金商法」という。）第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p> <p>○ 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・平成23年2月10日から平成23年8月9日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を停止すること。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①無登録投資運用業務を直ちに停止するとともに、本件処分の原因となったファンドの出資者に対し、適切に対応すること。</p> <p>②本件処分の内容について、全ての顧客に対し説明を行うこと。</p> <p>③本件処分の原因となったもの以外のファンドについても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。</p> <p>④責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての業務運営のあり方を</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		<p>当社は、上記のとおり、8本のファンドに係る運用を実質的に 行い、資産の管理も行っていましたが、そのファンド資産の管理状況 は、4つの銀行口座により混在して管理されており、かつ、検査 基準日（平成23年7月12日）現在、ファンド毎の運用状況も帳 簿に記載されていなかったことから、各ファンドの運用状況が直 ちに判別できない状況となっていた。</p> <p>したがって、当社が行っていた各ファンドの自己私募等は、フ ァンド間における分別管理が行われていない状況で行われてい たものと認められる。</p>	<p>検討の上、適切な経 営管理態勢及び内 部管理態勢の構築 を図ること。</p> <p>⑤広範かつ集中的な 研修の実施などに より、金融商品取引 法における登録制 度の趣旨や各種行 為規制に係る十分 な知識の習得を図 り、法令遵守態勢 を確立すること。</p> <p>⑥上記①から⑤につ いて、その対応・実 施状況を平成23年 3月10日までに書 面で報告すること</p>
17	23. 2. 15	<p>○ 投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況</p> <p>プライオール投資顧問株式会社（以下「当社」という。）は、 当社が顧客との間において締結した投資一任契約に基づき、運用 対象に組み入れていたファンドについて、運用期間中、当該ファン ドが無価値となったことを認識しながら、当該投資一任契約に よる運用として、当該ファンドの簿価より高い価格で当該ファン ドのクロス取引を発注し、売買益を発生させるなどの行為を、平 成19年12月から平成21年3月までの間繰り返していた。</p> <p>このような当社の業務の状況は、金融商品取引業者の業務運営 としては極めて不適切なものであり、金融商品取引法第51条に 規定する、業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため改善を 図る必要がある状況に該当するものと認められる。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>①本件に関して、問題 が発生した原因を 把握・分析し、具 体的な再発防止策 を策定・実施する こと。</p> <p>②金融商品取引業を 適切に行うための 経営管理態勢、業 務運営態勢及び法 令等遵守態勢を整 備すること。</p> <p>③本件行為の責任の 所在の明確化を図 ること。</p> <p>④上記①から③につ いて、その対応・実 施状況を1ヶ月以 内に報告すること。</p>
18	23. 2. 22 (関東)	<p>○ 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為 及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>ばんせい山丸証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 20年2月から平成22年7月までの間、株式会社A社（以下「A 社」という。）及び合同会社12社（以下「本件合同会社」という。） が新たに発行した社債（以下「本件社債」という。）の取得の申 込みの勧誘（以下「取得勧誘」という。）を行って、これを多数 の顧客に取得させている。</p> <p>当社は、本件社債に付された複数の回号ごとに勧誘人数を50 名未満に抑えて取得勧誘を行っている。しかしながら、本件社債 については、各回号ごとに償還期限や発行日がわずかに異なっ ているに過ぎず、それ以外の利率、発行価額等の条件や資金用途が いずれも同一の社債群が合計23群認められ、いずれも、各社債 群ごとに近接した期間のうちに50名以上の多数の顧客に取得勧 誘が行われていた。このような本件社債の内容や取得勧誘の実態 等に照らせば、各回号の償還期限等がわずかに異なっているの は、募集に該当することを回避しようとして行われたに過ぎない もので、その取得勧誘は、上記23の各社債群ごとにそれぞれ一 個の募集に該当するものと認められる。</p> <p>当社が、A社の社債の取得勧誘に際し、顧客に示していた商品 内容説明書には、A社が、経営戦略が頓挫して危機的な状況にあ る株式会社B（以下「B社」という。）の事業のうち、強固な基</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <p>・平成23年3月7日 から平成23年4月 6日までの間、有価 証券の募集及び私 募の取扱いに係る 業務（当局が個別に 認めたものを除く） を停止すること。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①誤解を生ぜしめる べき表示が行われ た顧客に対して、正 確な商品説明を行 うとともに、顧客の 意志を確認し、適切 に対応すること。</p> <p>②本件処分の内容につ いて、全ての顧客</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18 つづき		<p>盤を有する部門の業務を引き継いだことや、両社には資本関係がないことなど、A社の経営計画における有利な面が記載されている一方で、A社が有する多額の貸付金債権の債務者がB社であることや、A社がB社の別の多額の借入金債務について行っている併存的債務引受の一部についての記載がされていない。そして、当社営業員らは、顧客に対し、上記商品内容説明書を交付して、同書に記載されていない上記貸付金債権や引受債務に係る事実を説明することなく取得勧誘を行っていた。</p>	<p>に対して説明を行うこと。</p> <p>③本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。</p> <p>④責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。</p> <p>⑤広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における各種規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢を確立すること。</p> <p>⑥上記①から⑤について、その対応・実施状況を平成23年4月1日までに書面で報告すること。</p>

## (2) 課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯								
1	22. 4. 27	<p>【違反行為】 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 東京衡機製造所（東証 2 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱東京衡機製造所の実質的経営者からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】          ㈱東京衡機製造所の実質的経営者として同社の職務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 9 月 1 日より前の同年 8 月 20 日から同月 29 日までの間に、自己の計算において、㈱東京衡機製造所の株券合計 17 万 5,000 株を買付価額 1,551 万 7,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 303 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、          (重要事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数)          - (買付価格) × (買付株数)          となる。したがって、重要事実の公表翌日の平成 20 年 9 月 2 日の株価の終値は 106 円であることから、          (106 円 × 175,000 株) - 買付価額 15,517,000 円 (※)          = 3,033,000 円          ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>303 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">84 円 × 25,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">86 円 × 20,000 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">87 円 × 3,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">88 円 × 67,000 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">90 円 × 10,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">91 円 × 30,000 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">93 円 × 10,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">98 円 × 10,000 株</td> </tr> </table> <p>の合計額である。</p>	84 円 × 25,000 株	86 円 × 20,000 株	87 円 × 3,000 株	88 円 × 67,000 株	90 円 × 10,000 株	91 円 × 30,000 株	93 円 × 10,000 株	98 円 × 10,000 株	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 4 月 27 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 5 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
84 円 × 25,000 株	86 円 × 20,000 株										
87 円 × 3,000 株	88 円 × 67,000 株										
90 円 × 10,000 株	91 円 × 30,000 株										
93 円 × 10,000 株	98 円 × 10,000 株										
2	22. 5. 18	<p>【違反行為】 相場操縦（旧金商法第 174 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 バリュウコマース（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】          バリュウコマース㈱の株券につき、その株価の安値形成や高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 95 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、          (イ) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、          (有価証券の売付け等の価額) - (有価証券の買付け等の価額)          と、          (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合には、売付け等対当数量 (※2) に係るものについて、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 5 月 18 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 4 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>								

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>(有価証券の売付け等の価額) - (当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の買付け等の価額)との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量: 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量と買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>(※2) 売付け等対当数量: 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>・ 平成20年10月2日から同月6日までの間の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計229,330円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>22万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は1,316株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は1,313株である ことから、1,313株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、  売付け等の価額 13,772,280円 (※3) - 買付け等の価額 13,545,820円 = 226,460円</p> <p>(※3) 売付け等の価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が、買付け等の数量を超えることから、当該違反行為に係る売付け等対当数量は、 売付け等の数量が買付け等の数量を超える数量3株 (1,316株 - 1,313株) と、 当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた買付け等の数量4,022株 とを比較して少ない数量である、3株となる。</p> <p>当該売付け等対当数量に係るものについて、  売付け等の価額 27,470円 - 違反行為終了日から1月以内の買付け等の価額 24,600円 (※4) = 2,870円</p> <p>(※4) 買付け等の価額の算定においては、違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>・ 平成20年10月7日から同月22日までの間の違反行為に係る課徴金の額は、下記により算定される額739,750円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>73万円</u></p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つき		<p>当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量、買付け等の数量ともに4,019株であることから、4,019株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付け等の価額43,925,390円－買付け等の価額43,185,640円＝739,750円</p>	
3	22.5.18	<p><b>【違反行為】</b>相場操縦（旧金商法第174条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b>バリューコマース（東証マザーズ）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b>団体職員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> バリューコマース株の株券につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 26万円</p> <p>（注）課徴金額は、 （イ）売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額）と、 （ロ）当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合には、売付け等対当数量（※2）に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の買付け等の価額）との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量と買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 （※2）売付け等対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計264,170円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>26万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付数量97株に、旧金商法第174条第8項により、違反行為開始時にその時の価格（11,000円）で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている数量164株を加えた261株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は87株であることから、87株となる。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成22年5月18日 課徴金納付命令日 平成22年6月4日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付け等の価額 957,000 円－買付け等の価額 806,930 円＝ 150,070 円</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付け等の 数量が、買付け等の数量を超えることから、当該違反行為に係 る売付け等対当数量は、 売付け等の数量が買付け等の数量を超える数量 174 株 (261 株－87 株) と、 当該違反行為が終了した日から 1 月以内に行われた買付け等 の数量 635 株 とを比較して少ない数量である、174 株となる。</p> <p>当該売付け等対当数量に係るものについて、</p> <p>売付け等の価額 1,744,870 円－違反行為終了日から 1 月以内 の買付け等の価額 1,630,770 円＝114,100 円</p>	
4	22.6.4	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 日糧製パン（札証）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 山崎製パン(株)の従業員からの第一 次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 日糧製パン(株)（以下「日糧製パン」という。）との業務資 本提携契約の締結交渉先の山崎製パン(株)（以下「山崎製パ ン」という。）の従業員（以下「山崎製パンの従業員」とい う。）から、同社の役員がその契約の締結の交渉に関し知り、 山崎製パンの従業員がその職務に関し知った、日糧製パン が山崎製パンと業務上の提携を行うことを決定した事実の 伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 7 月 31 日よ り前の同月 30 日に、自己の計算において、日糧製パンの株 式 8,000 株を買付価額 72 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 25 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格)×(買 付株数)－(買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における日糧製 パンの最も高い株価は、平成 21 年 8 月 3 日の 122 円であること から、 (122 円×8,000 株)－買付価額 720,000 円 (90 円×8,000 株) ＝256,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>25 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 4 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 25 日</p> <p>なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。</p>
5	22.6.25	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ビットアイル（大証ヘラクレス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)ビットアイルの契約締結交渉先 の社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 25 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 9 日</p> <p>なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯								
5 つづき		<p>(株)ビットアイル（以下「ビットアイル」という。）との提携事業協議の合意に係る契約の締結交渉先である(株)電通国際情報サービス（以下「電通国際情報サービス」という。）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、ビットアイルが電通国際情報サービスと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年6月3日より前の同年5月11日に、自己の計算において、ビットアイルの株式合計8株を買付価額46万4,000円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】 19万円</b></p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるビットアイルの最も高い株価は、平成21年6月4日の82,700円であることから、  (82,700円×8株)－買付価額464,000円(58,000円×8株)  =197,600円  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>19万円</u></p>	<p>があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>								
6	22.6.25	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> キョーエイ産業（ジャスダック）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> キョーエイ産業(株)社員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  キョーエイ産業(株)が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年7月18日より前の同月16日に、自己の計算において、キョーエイ産業(株)の株券合計1万4,000株を売付価額100万8,000円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】 54万円</b></p> <p>(注) 課徴金額は、  (売付価格)×(売付株数)  －(重要事実が公表された翌日の終値等)×(売付株数)  となる。したがって、重要事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後直近のキョーエイ産業(株)の株価である平成20年7月22日の株価の始値は33円であることから、  売付価額1,008,000円(※)－(33円×14,000株)  =546,000円  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>54万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、  <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">71円×6,000株</td> <td style="padding-right: 10px;">72円×4,000株</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">73円×2,000株</td> <td style="padding-right: 10px;">74円×2,000株</td> <td></td> </tr> </table> の合計額である。</p>	〔	71円×6,000株	72円×4,000株	〕		73円×2,000株	74円×2,000株		<p>審判手続開始決定日 平成22年6月25日 課徴金納付命令日 平成22年7月23日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
〔	71円×6,000株	72円×4,000株	〕								
	73円×2,000株	74円×2,000株									
7	22.6.25	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第175条第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> キョーエイ産業（ジャスダック）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> キョーエイ産業(株)社員</p>	<p>審判手続開始決定日 平成22年6月25日 課徴金納付命令日 平成22年7月23日</p> <p>なお、課徴金納付命令</p>								

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p><b>【違反行為の態様】</b>          キョーエイ産業㈱が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年7月18日より前の同月15日に、自己の計算において、キョーエイ産業㈱の株券合計1万株を売付価額79万4,000円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 46万円</p> <p>(注) 課徴金額は、          (売付価格) × (売付株数)          - (重要事実が公表された翌日の終値等) × (売付株数)          となる。したがって、重要事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後直近のキョーエイ産業㈱の株価である平成20年7月22日の株価の始値は33円であることから、          売付価額794,000円(※) - (33円×10,000株)          =464,000円          ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>46万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、          ( 79円×6,000株 80円×4,000株 )          の合計額である。</p>	<p>対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
8	22.7.6	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> 総和地所 (ジャスタック)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ㈱総和地所の契約締結者からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>          ㈱総和地所より同社への出資者を手配することを委託されていた者から、同人がその契約の履行に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年6月30日午後9時25分ころより前の同日に、自己の計算において、㈱総和地所の株式合計150株を買付価額15万6,195円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 40万円</p> <p>(注) 課徴金額は、          (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)          となる。したがって、重要事実の公表後2週間における㈱総和地所の最も高い株価は、平成21年7月8日の3,720円であることから、          (3,720円×150株) - 買付価額156,195円(※)          =401,805円          ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>40万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、          ( 1,035円×1株 1,039円×10株 )          ( 1,040円×95株 1,043円×5株 )          ( 1,045円×39株 )          の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日          平成22年7月6日          課徴金納付命令日          平成22年7月29日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																				
9	22.7.9	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> インターアクション（東証マザーズ）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ㈱インターアクション役員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>            ㈱インターアクションが平成 21 年 5 月期の連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 21 年 7 月 10 日より前の同年 5 月 27 日から同年 7 月 6 日までの間に、自己の計算において、㈱インターアクションの株式合計 240 株を売付価額 912 万 2,850 円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 345 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、            (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数)            となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における㈱インターアクションの最も低い株価は、平成 21 年 7 月 14 日の 23,600 円であることから、            売付価額 9,122,850 円 (※) - (23,600 円 × 240 株)            = 3,458,850 円            ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>345 万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>31,500 円 × 10 株</td> <td>32,000 円 × 20 株</td> </tr> <tr> <td>32,100 円 × 8 株</td> <td>32,500 円 × 10 株</td> </tr> <tr> <td>32,600 円 × 8 株</td> <td>32,650 円 × 1 株</td> </tr> <tr> <td>32,750 円 × 1 株</td> <td>33,500 円 × 10 株</td> </tr> <tr> <td>34,500 円 × 10 株</td> <td>36,000 円 × 10 株</td> </tr> <tr> <td>36,500 円 × 10 株</td> <td>37,000 円 × 10 株</td> </tr> <tr> <td>37,500 円 × 10 株</td> <td>38,000 円 × 2 株</td> </tr> <tr> <td>38,800 円 × 7 株</td> <td>38,950 円 × 3 株</td> </tr> <tr> <td>39,200 円 × 10 株</td> <td>41,000 円 × 30 株</td> </tr> <tr> <td>43,000 円 × 3 株</td> <td>43,200 円 × 67 株</td> </tr> </table> <p>の合計額である。</p>	31,500 円 × 10 株	32,000 円 × 20 株	32,100 円 × 8 株	32,500 円 × 10 株	32,600 円 × 8 株	32,650 円 × 1 株	32,750 円 × 1 株	33,500 円 × 10 株	34,500 円 × 10 株	36,000 円 × 10 株	36,500 円 × 10 株	37,000 円 × 10 株	37,500 円 × 10 株	38,000 円 × 2 株	38,800 円 × 7 株	38,950 円 × 3 株	39,200 円 × 10 株	41,000 円 × 30 株	43,000 円 × 3 株	43,200 円 × 67 株	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 7 月 9 日</p> <p>被審人が答弁書を提出 平成 22 年 7 月 23 日</p> <p>第 1 回審判期日（結審） 平成 22 年 11 月 11 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 26 日</p>
31,500 円 × 10 株	32,000 円 × 20 株																						
32,100 円 × 8 株	32,500 円 × 10 株																						
32,600 円 × 8 株	32,650 円 × 1 株																						
32,750 円 × 1 株	33,500 円 × 10 株																						
34,500 円 × 10 株	36,000 円 × 10 株																						
36,500 円 × 10 株	37,000 円 × 10 株																						
37,500 円 × 10 株	38,000 円 × 2 株																						
38,800 円 × 7 株	38,950 円 × 3 株																						
39,200 円 × 10 株	41,000 円 × 30 株																						
43,000 円 × 3 株	43,200 円 × 67 株																						
10	22.8.27	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項、金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ジェイオーグループホールディングス（大証 2 部）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ジェイオーグループホールディングス㈱との契約締結の交渉をしていた者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>            ジェイオーグループホールディングス㈱（以下「JOG 社」という。）が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 CB」という。）の発行による第三者割当増資（払込予定額 3 億円）について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 CB に関する総額引受契約の締結の交渉に関し、JOG 社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の、平成 20 年 10 月 21 日から平成 21 年 1</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 8 月 27 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 22 年 9 月 22 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>																				

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯										
10 つづき		<p>月 23 日午後零時 45 分ころまでの間、JOG 社の株式合計 1 万 4,000 株を、自己の計算において買付価額 79 万円で買い付けたほか、平成 21 年 1 月 22 日に、JOG 社の株式合計 3,000 株を、自己の計算において売付価額 24 万 9,000 円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】 46 万円</b></p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)  及び、  (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数)  となる。  (※) 平成 20 年 12 月 12 日よりも前に行われた買付けについては、  (重要事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)  となる。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事実の公表後 2 週間における最も高い価格は、平成 21 年 2 月 3 日の 92 円、</li> <li>・重要事実の公表後 2 週間における最も低い価格は、平成 21 年 1 月 26 日の 55 円、</li> <li>・重要事実の公表日の翌日が市場休業日であるため、以後直近の JOG 社の株価である平成 21 年 1 月 26 日の始値は、55 円</li> </ul> <p>であることから、</p> <p>平成 20 年 12 月 12 日以降に行われた売買について、  (92 円 × 11,000 株) - 買付価額 627,000 円 (※ 1)  = 385,000 円  売付価額 249,000 円 (83 円 × 3,000 株) - (55 円 × 3,000 株)  = 84,000 円  385,000 円 + 84,000 円 = 469,000 円  ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>46 万円</u></p> <p>平成 20 年 12 月 12 日よりも前に行われた買付けについて、  (55 円 × 3,000 株) - 買付価額 163,000 円 (※ 2)  = 2,000 円  ⇒課徴金の額は 1 万円未満であるため、<u>0 円</u></p> <p>(※ 1) 買付価額は、  <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">45 円 × 1,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">56 円 × 2,000 株</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">58 円 × 5,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">60 円 × 3,000 株</td> </tr> </table> の合計額である。</p> <p>(※ 2) 買付価額は、  <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">45 円 × 1,000 株</td> <td style="padding: 0 10px;">55 円 × 1,000 株</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">63 円 × 1,000 株</td> <td></td> </tr> </table> の合計額である。</p>	45 円 × 1,000 株	56 円 × 2,000 株	}	58 円 × 5,000 株	60 円 × 3,000 株	45 円 × 1,000 株	55 円 × 1,000 株	}	63 円 × 1,000 株		
45 円 × 1,000 株	56 円 × 2,000 株	}											
58 円 × 5,000 株	60 円 × 3,000 株												
45 円 × 1,000 株	55 円 × 1,000 株	}											
63 円 × 1,000 株													
11	22. 8. 27	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> ジェイオーグループホールディングス (大証 2 部)</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 8 月 27 日</p> <p>課徴金納付命令日 平成 22 年 9 月 22 日</p>										

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯				
11 つづき		<p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結の交渉をしていた者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  ジェイオーグループホールディングス(株) (以下「JOG社」という。)が平成21年1月23日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本件CB」という。)の発行による第三者割当増資 (払込予定額3億円) について、その実質的出資者として、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約の締結の交渉に関し、JOG社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成21年1月23日午後6時ころより前の、平成21年1月20日に、JOG社の株式合計7万株を、自己の計算において買付価額409万7,600円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 234万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後2週間における最も高い価格は、平成21年2月3日の92円であることから、  (92円 × 70,000株) - 買付価額4,097,600円 (※)  =2,342,400円  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>234万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、  <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">57円 × 30,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">59円 × 20,000株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">60円 × 12,400株</td> <td style="padding: 0 10px;">61円 × 7,600株</td> </tr> </table> の合計額である。</p>	57円 × 30,000株	59円 × 20,000株	60円 × 12,400株	61円 × 7,600株	<p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
57円 × 30,000株	59円 × 20,000株						
60円 × 12,400株	61円 × 7,600株						
12	22.8.27	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> ジェイオーグループホールディングス (大証2部)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  ジェイオーグループホールディングス(株) (以下「JOG社」という。)が平成21年1月23日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本件CB」という。)の発行による第三者割当増資 (払込予定額3億円) について、その実質的出資者として、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約の履行に関し、本件CBの払込期日に払込予定額3億円が払い込まれず、本件CBが失権となる蓋然性が高まり、JOG社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨のJOG社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の、平成21年2月20日午後2時57分ころから同日午後3時7分ころまでの間、JOG社の株式合計21万6,500株を、自</p>	<p>審判手続開始決定日 平成22年8月27日  課徴金納付命令日 平成22年9月22日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>				

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
12 つづき		<p>己の計算において売付価額 758 万 6,600 円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 520 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における最も低い価格は、平成 21 年 3 月 2 日の 11 円であることから、</p> <p>売付価額 7,586,600 円 (※) - (11 円 × 216,500 株)  = 5,205,100 円  ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>520 万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">33 円 × 52,100 株</td> <td style="padding: 0 10px;">34 円 × 20,200 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">35 円 × 53,400 株</td> <td style="padding: 0 10px;">36 円 × 49,200 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">37 円 × 40,500 株</td> <td style="padding: 0 10px;">38 円 × 1,100 株</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">の合計額である。</p>	33 円 × 52,100 株	34 円 × 20,200 株	35 円 × 53,400 株	36 円 × 49,200 株	37 円 × 40,500 株	38 円 × 1,100 株	
33 円 × 52,100 株	34 円 × 20,200 株								
35 円 × 53,400 株	36 円 × 49,200 株								
37 円 × 40,500 株	38 円 × 1,100 株								
13	22. 8. 27	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> ジェイオーグループホールディングス (大証 2 部)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  ジェイオーグループホールディングス(株) (以下「JOG 社」という。) が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本件 CB」という。) の発行による第三者割当増資 (払込予定額 3 億円) について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 CB に関する総額引受契約の履行に関し、本件 CB の払込期日に払込予定額 3 億円が払い込まれず、本件 CB が失権となる蓋然性が高まり、JOG 社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨の JOG 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 2 月 20 日午後 10 時 56 分ころより前の、平成 21 年 2 月 19 日に、JOG 社の株式合計 3 万 400 株を、自己の計算において売付価額 112 万 4,800 円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 79 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における最も低い価格は、平成 21 年 3 月 2 日の 11 円であることから、</p> <p>売付価額 1,124,800 円 (37 円 × 30,400 株) - (11 円 × 30,400 株) = 790,400 円  ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>79 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日  平成 22 年 8 月 27 日  課徴金納付命令日  平成 22 年 9 月 22 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>						

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14	22. 8. 27	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> ジェイオーグループホールディングス（大証 2 部）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者らの代理人からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  ジェイオーグループホールディングス(株)（以下「JOG 社」という。）が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 CB」という。）の発行による第三者割当増資（払込予定額 3 億円）について、  ア) JOG 社との間で本件 CB に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた実質的出資者の代理人から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、JOG 社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実（重要事実 1）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の同日午後 1 時 10 分ころから午後 2 時 52 分ころまでの間、JOG 社の株式合計 16 万株を、自己の計算において買付価額 968 万 4,700 円で買い付け  イ) JOG 社との間で本件 CB に関する総額引受契約を締結した実質的出資者の代理人から、同人が同契約の履行に関し知った、本件 CB の払込期日に払込予定額 3 億円が払い込まれず、本件 CB が失権となる蓋然性が高まり、JOG 社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨の JOG 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（重要事実 2）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 2 月 20 日午後 10 時 56 分ころより前の同日午後零時 47 分ころから午後 2 時 56 分ころまでの間、JOG 社の株式合計 16 万株を、自己の計算において売付価額 655 万 1,900 円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 982 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）  及び、  （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数）  となる。</p> <p>したがって、  ・重要事実 1 の公表後 2 週間における最も高い価格は、平成 21 年 2 月 3 日の 92 円、  ・重要事実 2 の公表後 2 週間における最も低い価格は、平成 21 年 3 月 2 日の 11 円、  であることから、  （92 円×160,000 株）－買付価額 9,684,700 円（※ 1）  ＝5,035,300 円</p>	<p>審判手続開始決定日  平成 22 年 8 月 27 日  審判手続中  （平成 23 年 5 月 31 日現在）</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つき		<p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>503万円</u></p> <p>売付価額 6,551,900円（※2）－（11円×160,000株） ＝4,791,900円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>479万円</u></p> <p>（※1）買付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 59円 \times 900株 \quad 60円 \times 73,500株 \\ 61円 \times 85,600株 \end{array} \right]</math> の合計額である。</p> <p>（※2）売付価額は、  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} 38円 \times 50,000株 \quad 42円 \times 78,100株 \\ 43円 \times 31,900株 \end{array} \right]</math> の合計額である。</p>	
15	22.9.7	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】小池酸素工業（東証2部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】  小池酸素工業㈱の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 54万円</p> <p>（注）課徴金額は、  (イ) 売買対当数量（※1）に係るものについて、  （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）  と、  (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、  （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）  との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計545,000円。  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>54万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、  ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、38万6,000株であり、  ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量40万3,000株に、違反行為開始時にその時の価格（219円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量5万8,000株を加えた46万1,000株であることから、38万6,000株となる。</p>	<p>審判手続開始決定日  平成22年9月7日  課徴金納付命令日  平成22年10月4日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																																																
15 つづき		<p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 89,233,000 円(※2)－買付価額 90,241,000 円(※3、4)          =▲1,008,000 円</p> <p>(※2) 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>199 円×3,000 株</td><td>200 円×6,000 株</td></tr> <tr><td>201 円×2,000 株</td><td>202 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>203 円×4,000 株</td><td>204 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>205 円×3,000 株</td><td>206 円×13,000 株</td></tr> <tr><td>207 円×12,000 株</td><td>208 円×5,000 株</td></tr> <tr><td>209 円×6,000 株</td><td>210 円×10,000 株</td></tr> <tr><td>211 円×6,000 株</td><td>212 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>213 円×2,000 株</td><td>214 円×4,000 株</td></tr> <tr><td>215 円×12,000 株</td><td>216 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>217 円×1,000 株</td><td>218 円×14,000 株</td></tr> <tr><td>219 円×6,000 株</td><td>220 円×5,000 株</td></tr> <tr><td>221 円×5,000 株</td><td>222 円×12,000 株</td></tr> <tr><td>223 円×6,000 株</td><td>224 円×10,000 株</td></tr> <tr><td>225 円×1,000 株</td><td>226 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>227 円×4,000 株</td><td>228 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>229 円×6,000 株</td><td>230 円×6,000 株</td></tr> <tr><td>231 円×27,000 株</td><td>232 円×8,000 株</td></tr> <tr><td>233 円×8,000 株</td><td>234 円×7,000 株</td></tr> <tr><td>235 円×2,000 株</td><td>236 円×5,000 株</td></tr> <tr><td>237 円×2,000 株</td><td>238 円×3,000 株</td></tr> <tr><td>240 円×10,000 株</td><td>241 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>242 円×10,000 株</td><td>243 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>244 円×7,000 株</td><td>245 円×5,000 株</td></tr> <tr><td>247 円×2,000 株</td><td>248 円×3,000 株</td></tr> <tr><td>249 円×3,000 株</td><td>250 円×11,000 株</td></tr> <tr><td>251 円×29,000 株</td><td>252 円×22,000 株</td></tr> <tr><td>253 円×38,000 株</td><td>254 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>255 円×4,000 株</td><td>257 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>258 円×1,000 株</td><td></td></tr> </table> <p>の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>210 円×1,000 株</td><td>213 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>214 円×6,000 株</td><td>215 円×8,000 株</td></tr> <tr><td>216 円×2,000 株</td><td>217 円×3,000 株</td></tr> <tr><td>218 円×7,000 株</td><td>219 円×65,000 株</td></tr> <tr><td>220 円×7,000 株</td><td>221 円×6,000 株</td></tr> <tr><td>222 円×4,000 株</td><td>223 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>224 円×8,000 株</td><td>225 円×15,000 株</td></tr> <tr><td>226 円×6,000 株</td><td>227 円×7,000 株</td></tr> <tr><td>228 円×9,000 株</td><td>229 円×13,000 株</td></tr> <tr><td>230 円×17,000 株</td><td>231 円×8,000 株</td></tr> <tr><td>232 円×6,000 株</td><td>233 円×9,000 株</td></tr> <tr><td>234 円×6,000 株</td><td>235 円×5,000 株</td></tr> <tr><td>236 円×8,000 株</td><td>237 円×8,000 株</td></tr> <tr><td>238 円×4,000 株</td><td>239 円×3,000 株</td></tr> <tr><td>240 円×12,000 株</td><td>241 円×1,000 株</td></tr> <tr><td>242 円×9,000 株</td><td>243 円×8,000 株</td></tr> <tr><td>244 円×9,000 株</td><td>245 円×12,000 株</td></tr> <tr><td>246 円×1,000 株</td><td>247 円×2,000 株</td></tr> <tr><td>248 円×1,000 株</td><td>249 円×2,000 株</td></tr> </table>	199 円×3,000 株	200 円×6,000 株	201 円×2,000 株	202 円×2,000 株	203 円×4,000 株	204 円×2,000 株	205 円×3,000 株	206 円×13,000 株	207 円×12,000 株	208 円×5,000 株	209 円×6,000 株	210 円×10,000 株	211 円×6,000 株	212 円×2,000 株	213 円×2,000 株	214 円×4,000 株	215 円×12,000 株	216 円×1,000 株	217 円×1,000 株	218 円×14,000 株	219 円×6,000 株	220 円×5,000 株	221 円×5,000 株	222 円×12,000 株	223 円×6,000 株	224 円×10,000 株	225 円×1,000 株	226 円×1,000 株	227 円×4,000 株	228 円×2,000 株	229 円×6,000 株	230 円×6,000 株	231 円×27,000 株	232 円×8,000 株	233 円×8,000 株	234 円×7,000 株	235 円×2,000 株	236 円×5,000 株	237 円×2,000 株	238 円×3,000 株	240 円×10,000 株	241 円×2,000 株	242 円×10,000 株	243 円×1,000 株	244 円×7,000 株	245 円×5,000 株	247 円×2,000 株	248 円×3,000 株	249 円×3,000 株	250 円×11,000 株	251 円×29,000 株	252 円×22,000 株	253 円×38,000 株	254 円×1,000 株	255 円×4,000 株	257 円×1,000 株	258 円×1,000 株		210 円×1,000 株	213 円×1,000 株	214 円×6,000 株	215 円×8,000 株	216 円×2,000 株	217 円×3,000 株	218 円×7,000 株	219 円×65,000 株	220 円×7,000 株	221 円×6,000 株	222 円×4,000 株	223 円×2,000 株	224 円×8,000 株	225 円×15,000 株	226 円×6,000 株	227 円×7,000 株	228 円×9,000 株	229 円×13,000 株	230 円×17,000 株	231 円×8,000 株	232 円×6,000 株	233 円×9,000 株	234 円×6,000 株	235 円×5,000 株	236 円×8,000 株	237 円×8,000 株	238 円×4,000 株	239 円×3,000 株	240 円×12,000 株	241 円×1,000 株	242 円×9,000 株	243 円×8,000 株	244 円×9,000 株	245 円×12,000 株	246 円×1,000 株	247 円×2,000 株	248 円×1,000 株	249 円×2,000 株	
199 円×3,000 株	200 円×6,000 株																																																																																																		
201 円×2,000 株	202 円×2,000 株																																																																																																		
203 円×4,000 株	204 円×2,000 株																																																																																																		
205 円×3,000 株	206 円×13,000 株																																																																																																		
207 円×12,000 株	208 円×5,000 株																																																																																																		
209 円×6,000 株	210 円×10,000 株																																																																																																		
211 円×6,000 株	212 円×2,000 株																																																																																																		
213 円×2,000 株	214 円×4,000 株																																																																																																		
215 円×12,000 株	216 円×1,000 株																																																																																																		
217 円×1,000 株	218 円×14,000 株																																																																																																		
219 円×6,000 株	220 円×5,000 株																																																																																																		
221 円×5,000 株	222 円×12,000 株																																																																																																		
223 円×6,000 株	224 円×10,000 株																																																																																																		
225 円×1,000 株	226 円×1,000 株																																																																																																		
227 円×4,000 株	228 円×2,000 株																																																																																																		
229 円×6,000 株	230 円×6,000 株																																																																																																		
231 円×27,000 株	232 円×8,000 株																																																																																																		
233 円×8,000 株	234 円×7,000 株																																																																																																		
235 円×2,000 株	236 円×5,000 株																																																																																																		
237 円×2,000 株	238 円×3,000 株																																																																																																		
240 円×10,000 株	241 円×2,000 株																																																																																																		
242 円×10,000 株	243 円×1,000 株																																																																																																		
244 円×7,000 株	245 円×5,000 株																																																																																																		
247 円×2,000 株	248 円×3,000 株																																																																																																		
249 円×3,000 株	250 円×11,000 株																																																																																																		
251 円×29,000 株	252 円×22,000 株																																																																																																		
253 円×38,000 株	254 円×1,000 株																																																																																																		
255 円×4,000 株	257 円×1,000 株																																																																																																		
258 円×1,000 株																																																																																																			
210 円×1,000 株	213 円×1,000 株																																																																																																		
214 円×6,000 株	215 円×8,000 株																																																																																																		
216 円×2,000 株	217 円×3,000 株																																																																																																		
218 円×7,000 株	219 円×65,000 株																																																																																																		
220 円×7,000 株	221 円×6,000 株																																																																																																		
222 円×4,000 株	223 円×2,000 株																																																																																																		
224 円×8,000 株	225 円×15,000 株																																																																																																		
226 円×6,000 株	227 円×7,000 株																																																																																																		
228 円×9,000 株	229 円×13,000 株																																																																																																		
230 円×17,000 株	231 円×8,000 株																																																																																																		
232 円×6,000 株	233 円×9,000 株																																																																																																		
234 円×6,000 株	235 円×5,000 株																																																																																																		
236 円×8,000 株	237 円×8,000 株																																																																																																		
238 円×4,000 株	239 円×3,000 株																																																																																																		
240 円×12,000 株	241 円×1,000 株																																																																																																		
242 円×9,000 株	243 円×8,000 株																																																																																																		
244 円×9,000 株	245 円×12,000 株																																																																																																		
246 円×1,000 株	247 円×2,000 株																																																																																																		
248 円×1,000 株	249 円×2,000 株																																																																																																		

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;">           250 円×13,000 株    251 円×15,000 株            252 円×17,000 株    253 円×15,000 株            254 円×6,000 株    255 円×7,000 株            256 円×7,000 株    257 円×2,000 株            258 円×2,000 株    260 円×1,000 株         </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p style="text-align: center;">の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。        本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(219円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から、順次割り当てている。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p style="padding-left: 2em;">当該超える数量7万5,000株(46万1,000株-38万6,000株)について、</p> <p style="padding-left: 2em;">当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(230円)に当該超える数量を乗じて得た額        17,250,000円-有価証券の買付価額15,697,000円(※5)        =1,553,000円</p> <p>(※5) 買付価額は、</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;">           200 円×11,000 株    201 円×1,000 株            202 円×1,000 株    203 円×3,000 株            204 円×3,000 株    205 円×5,000 株            206 円×3,000 株    207 円×4,000 株            208 円×2,000 株    209 円×4,000 株            210 円×6,000 株    211 円×1,000 株            212 円×7,000 株    213 円×2,000 株            214 円×2,000 株    215 円×9,000 株            216 円×2,000 株    218 円×3,000 株            219 円×3,000 株    220 円×2,000 株            223 円×1,000 株         </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p style="text-align: center;">の合計額である。</p>	
16	22.9.28	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> マルコ(大証2部)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> マルコ(株)との契約締結者からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>        マルコ(株)(以下「マルコ」という。)と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員から、同人が同契約の履行に関し知った、マルコが伊藤忠商事(株)と業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年4月20日午後3時30分ころより前の同日午前9時ころから午後3時ころまでの間に、自己の計算において、マルコの株式合計9万3,000株を買付価額1,050万900円で買い付けた。</p>	<p>審判手続開始決定日        平成22年9月28日        課徴金納付命令日        平成22年10月19日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯										
16 つづき		<p><b>【課徴金額】</b> 754 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるマルコの最も高い株価は、平成 21 年 4 月 22 日の 194 円であることから、  (194 円 × 93,000 株) - 買付価額 10,500,900 円 (※)  = 7,541,100 円  ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>754 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">106 円 × 1,300 株</td> <td>107 円 × 100 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">108 円 × 1,300 株</td> <td>109 円 × 4,400 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">110 円 × 7,000 株</td> <td>111 円 × 9,300 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">112 円 × 1,600 株</td> <td>113 円 × 1,100 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">114 円 × 66,900 株</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">の合計額である。</p>	106 円 × 1,300 株	107 円 × 100 株	108 円 × 1,300 株	109 円 × 4,400 株	110 円 × 7,000 株	111 円 × 9,300 株	112 円 × 1,600 株	113 円 × 1,100 株	114 円 × 66,900 株		
106 円 × 1,300 株	107 円 × 100 株												
108 円 × 1,300 株	109 円 × 4,400 株												
110 円 × 7,000 株	111 円 × 9,300 株												
112 円 × 1,600 株	113 円 × 1,100 株												
114 円 × 66,900 株													
17	22. 10. 22	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項、第 10 項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> アルファクス・フード・システム (大証ヘラクレス)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b>  (株)アルファクス・フード・システムの役員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  (株)アルファクス・フード・システム (以下「アルファクスフード」という。) の役員から、同人がその職務に関し知った、アルファクスフードが自己の株式の取得を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 8 月 24 日午後 4 時 30 分ころより前の同年 7 月 22 日午後 2 時 36 分ころから同年 8 月 24 日午後 3 時 2 分ころまでの間に、当該課徴金納付命令対象者の親族の計算において、アルファクスフードの株式合計 84 株を買付価額 588 万 7,600 円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 73 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるアルファクスフードの最も高い株価は、平成 21 年 8 月 31 日の 78,800 円であることから、  (78,800 円 × 84 株) - 買付価額 5,887,600 円 (※)  = 731,600 円  ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>73 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">68,000 円 × 10 株</td> <td>68,500 円 × 4 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">68,700 円 × 4 株</td> <td>68,800 円 × 1 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">68,900 円 × 8 株</td> <td>69,000 円 × 6 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">69,200 円 × 1 株</td> <td>69,300 円 × 1 株</td> </tr> </table>	68,000 円 × 10 株	68,500 円 × 4 株	68,700 円 × 4 株	68,800 円 × 1 株	68,900 円 × 8 株	69,000 円 × 6 株	69,200 円 × 1 株	69,300 円 × 1 株	<p>審判手続開始決定日  平成 22 年 10 月 22 日  課徴金納付命令日  平成 22 年 11 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>		
68,000 円 × 10 株	68,500 円 × 4 株												
68,700 円 × 4 株	68,800 円 × 1 株												
68,900 円 × 8 株	69,000 円 × 6 株												
69,200 円 × 1 株	69,300 円 × 1 株												

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		<p style="text-align: center;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 69,500 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} &amp; 69,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 69,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 69,900 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ 70,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} &amp; 70,200 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 70,700 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} &amp; 70,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 71,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 71,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 71,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 72,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 72,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 73,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 73,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 74,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \\ 74,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 75,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 76,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 76,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \end{array} \right)</math> </p> <p style="text-align: center;">の合計額である。</p>	
18	22. 11. 16	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 リオチェーンホールディングス（名証 2 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 東陽監査法人に所属する公認会計士</p> <p>【違反行為の態様】        (株)幸進（以下「幸進」という。）の設立業務に従事していた者が職務に関し知り、その後、同者から、東陽監査法人に所属する課徴金納付命令対象者とは別の公認会計士が職務上伝達を受けた、幸進が(株)リオチェーンホールディングス（以下「リオチェーンHD」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成 21 年 7 月 28 日より前の同月 6 日から同月 9 日までの間に、自己の計算において、リオチェーンHDの株式合計 1 万 2,100 株を買付価額 458 万 9,700 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 118 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、        (公開買付けの実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間におけるリオチェーンHDの最も高い株価は、平成 21 年 7 月 29 日の 477 円であることから、  <math>(477 \text{ 円} \times 12,100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,589,700 \text{ 円} (\ast)</math>  <math>= 1,182,000 \text{ 円}</math>  <math>\Rightarrow</math> 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>118 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 372 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} &amp; 373 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 376 \text{ 円} \times 2,700 \text{ 株} &amp; 377 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 379 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} &amp; 380 \text{ 円} \times 2,300 \text{ 株} \\ 383 \text{ 円} \times 2,100 \text{ 株} &amp; 384 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 385 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} &amp; \end{array} \right)</math> </p> <p style="text-align: center;">の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
19	22. 11. 26	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 S B I フューチャーズ（大証ヘラクレス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 S B I フューチャーズ株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの第一次情報受領者</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 26 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		<p><b>【違反行為の態様】</b>  SBIフューチャーズ(株) (以下「SBIフューチャーズ」という。)と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SBIフューチャーズがSBIホールディングス(株)と株式交換を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月20日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計18株を、自己の計算において、買付価額44万9,300円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 31万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるSBIフューチャーズの最も高い株価は、平成21年5月11日の42,550円であることから、  (42,550円×18株)－買付価額449,300円(※)  =316,300円  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>31万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、  ( 24,500円×3株    25,000円×11株 )  ( 25,200円×4株 )  の合計額である。</p>	認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
20	22. 11. 26	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b> SBIフューチャーズ (大証ヘラクレス)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> SBIフューチャーズ株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  SBIフューチャーズ(株) (以下「SBIフューチャーズ」という。)と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SBIフューチャーズがSBIホールディングス(株)と株式交換を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月21日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計6株を、自己の計算において、買付価額14万8,020円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 10万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数)  となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるSBIフューチャーズの最も高い株価は、平成21年5月11日の42,550円であることから、  (42,550円×6株)－買付価額148,020円(※)</p>	<p>審判手続開始決定日  平成22年11月26日  課徴金納付命令日  平成22年12月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		<p>=107,280 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>10万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 24,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} &amp; 24,510 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 25,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} &amp; \end{array} \right)</math> の合計額である。</p>	
21	22. 12. 21	<p><b>【違反行為】</b> 相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> インスペック（東証マザーズ）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> 医師</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  インスペック㈱の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 1,864万円</p> <p>(注) 課徴金額は、  (イ) 売買対当数量（※1）に係るものについて、  （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）  と、  (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、  （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）  との合計として計算される。</p> <p>（※1） 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計1,864万1,730円。  ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>1,864万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、  ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は137株であり、  ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等数量161株に、違反行為開始時にその時の価格(28,190円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量1,573株を加えた1,734株であることから、137株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、  売付価額4,331,400円（※2）－買付価額3,862,030円（※3、4）＝469,370円  (※2) 売付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 28,190 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} &amp; 28,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 28,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} &amp; 28,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 29,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} &amp; 29,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 29,300 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} &amp; 29,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \end{array} \right)</math></p>	<p>審判手続開始決定日  平成22年12月21日  審判手続中  （平成23年5月31日現在）</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つづき		<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           29,700円×3株    30,000円×3株            30,300円×3株    30,600円×3株            30,800円×3株    30,900円×6株            31,100円×3株    31,400円×3株            31,500円×5株    31,700円×3株            31,800円×5株    32,000円×3株            32,300円×3株    32,600円×3株            32,800円×3株    32,900円×3株            32,950円×7株    33,000円×3株            33,100円×5株    33,300円×3株            33,400円×2株    33,500円×2株            33,600円×2株    33,700円×2株            33,800円×2株    33,900円×2株            34,000円×14株    34,700円×6株         </p> <p>の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、28,190円×137株の計算により算出される額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。          本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(28,190円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)が、当該売買対当数量を超えるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量1,597株(1,734株-137株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(40,000円)に当該超える数量を乗じて得た額          63,880,000円-有価証券の買付価額45,707,640円(※5)          =18,172,360円</p> <p>(※5) 買付価額は、</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           28,190円×1,441株    28,200円×5株            28,400円×5株    28,700円×4株            29,000円×8株    29,100円×3株            29,300円×3株    29,400円×3株            29,700円×1株    30,000円×2株            30,200円×2株    30,300円×2株            30,900円×4株    31,000円×4株            31,200円×20株    31,500円×5株            31,800円×5株    32,500円×5株            32,800円×4株    32,850円×1株            33,400円×3株    33,500円×2株            34,200円×1株    34,600円×2株            34,900円×1株    35,000円×39株            36,000円×14株    36,400円×4株            36,800円×4株         </p> <p>の合計額である。</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
22	23. 1. 25	<p><b>【違反行為】</b> 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 北越紀州製紙（東証 1 部・大証 1 部）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> 無職の者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 北越紀州製紙(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 57 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (イ) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計として計算される。</p> <p>（※ 1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>・ 平成 22 年 6 月 14 日の一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 253, 500 円。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>25 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、255, 000 株であることから、255, 000 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 117, 703, 500 円（※ 2）－買付価額 117, 450, 000 円 （※ 3）＝253, 500 円</p> <p>（※ 2）売付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 461 \text{ 円} \times 112, 500 \text{ 株} &amp; 462 \text{ 円} \times 136, 500 \text{ 株} \\ 463 \text{ 円} \times 6, 000 \text{ 株} &amp; \end{array} \right)</math> の合計額である。</p> <p>（※ 3）買付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{ll} 459 \text{ 円} \times 8, 500 \text{ 株} &amp; 460 \text{ 円} \times 102, 000 \text{ 株} \\ 461 \text{ 円} \times 135, 500 \text{ 株} &amp; 462 \text{ 円} \times 4, 000 \text{ 株} \\ 463 \text{ 円} \times 5, 000 \text{ 株} &amp; \end{array} \right)</math> の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 25 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
22 つづき		<p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、0株となる。</p> <p>・ 平成22年6月15日の一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計321,500円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>32万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、270,000株であることから、270,000株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額124,543,500円(※4)－買付価額124,222,000円(※5)＝321,500円</p> <p>(※4) 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">456円×2,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">457円×5,000株</td> <td rowspan="4" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">458円×9,500株</td> <td style="padding: 0 10px;">459円×13,500株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">460円×39,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">461円×68,500株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">462円×67,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">463円×65,500株</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">の合計額である。</p> <p>(※5) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">457円×27,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">459円×37,500株</td> <td rowspan="3" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">460円×111,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">461円×48,500株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">462円×46,000株</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">の合計額である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、0株となる。</p>	456円×2,000株	457円×5,000株	)	458円×9,500株	459円×13,500株	460円×39,000株	461円×68,500株	462円×67,000株	463円×65,500株	457円×27,000株	459円×37,500株	)	460円×111,000株	461円×48,500株	462円×46,000株		
456円×2,000株	457円×5,000株	)																	
458円×9,500株	459円×13,500株																		
460円×39,000株	461円×68,500株																		
462円×67,000株	463円×65,500株																		
457円×27,000株	459円×37,500株	)																	
460円×111,000株	461円×48,500株																		
462円×46,000株																			
23	23.2.4	<p><b>【違反行為】</b>相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p><b>【銘柄名】</b>シニアコミュニケーション(東証マザーズ)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b>会社員</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  株シニアコミュニケーションの株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 30万円</p> <p>(注) 課徴金額は、</p> <p>(イ) 売買対当数量(※1)に係るものについて、  (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額)  と、</p> <p>(ロ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、  (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)  との合計額として計算される。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成23年2月4日 課徴金納付命令日 平成23年3月3日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>																

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																												
23 つづき		<p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 30 万 4,980 円。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>30 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は 190 株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等数量 174 株に、違反行為開始時にその時の価格 (15,200 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 72 株を加えた 246 株であることから、190 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 3,352,690 円 (※2) - 買付価額 3,116,940 円 (※3、4) = 235,750 円</p> <p>(※2) 売付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>15,380 円 × 1 株</td><td>16,000 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,350 円 × 1 株</td><td>16,550 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,690 円 × 22 株</td><td>17,000 円 × 4 株</td></tr> <tr><td>17,080 円 × 16 株</td><td>17,100 円 × 4 株</td></tr> <tr><td>17,400 円 × 31 株</td><td>17,850 円 × 59 株</td></tr> <tr><td>18,380 円 × 50 株</td><td></td></tr> </table> <p>の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>15,200 円 × 73 株</td><td>15,380 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>15,650 円 × 1 株</td><td>15,660 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>15,700 円 × 5 株</td><td>15,800 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,000 円 × 3 株</td><td>16,100 円 × 3 株</td></tr> <tr><td>16,150 円 × 2 株</td><td>16,200 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,300 円 × 1 株</td><td>16,350 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,490 円 × 2 株</td><td>16,550 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,590 円 × 1 株</td><td>16,600 円 × 2 株</td></tr> <tr><td>16,610 円 × 1 株</td><td>16,690 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>16,750 円 × 1 株</td><td>17,080 円 × 3 株</td></tr> <tr><td>17,090 円 × 1 株</td><td>17,200 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,260 円 × 2 株</td><td>17,280 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,300 円 × 1 株</td><td>17,350 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,360 円 × 1 株</td><td>17,370 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,380 円 × 3 株</td><td>17,390 円 × 2 株</td></tr> <tr><td>17,400 円 × 2 株</td><td>17,420 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,430 円 × 4 株</td><td>17,440 円 × 3 株</td></tr> <tr><td>17,450 円 × 5 株</td><td>17,480 円 × 3 株</td></tr> <tr><td>17,490 円 × 5 株</td><td>17,500 円 × 26 株</td></tr> <tr><td>17,550 円 × 1 株</td><td>17,590 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,600 円 × 4 株</td><td>17,620 円 × 3 株</td></tr> <tr><td>17,700 円 × 1 株</td><td>17,750 円 × 8 株</td></tr> <tr><td>17,800 円 × 1 株</td><td>17,820 円 × 1 株</td></tr> <tr><td>17,890 円 × 2 株</td><td></td></tr> </table> <p>の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次</p>	15,380 円 × 1 株	16,000 円 × 1 株	16,350 円 × 1 株	16,550 円 × 1 株	16,690 円 × 22 株	17,000 円 × 4 株	17,080 円 × 16 株	17,100 円 × 4 株	17,400 円 × 31 株	17,850 円 × 59 株	18,380 円 × 50 株		15,200 円 × 73 株	15,380 円 × 1 株	15,650 円 × 1 株	15,660 円 × 1 株	15,700 円 × 5 株	15,800 円 × 1 株	16,000 円 × 3 株	16,100 円 × 3 株	16,150 円 × 2 株	16,200 円 × 1 株	16,300 円 × 1 株	16,350 円 × 1 株	16,490 円 × 2 株	16,550 円 × 1 株	16,590 円 × 1 株	16,600 円 × 2 株	16,610 円 × 1 株	16,690 円 × 1 株	16,750 円 × 1 株	17,080 円 × 3 株	17,090 円 × 1 株	17,200 円 × 1 株	17,260 円 × 2 株	17,280 円 × 1 株	17,300 円 × 1 株	17,350 円 × 1 株	17,360 円 × 1 株	17,370 円 × 1 株	17,380 円 × 3 株	17,390 円 × 2 株	17,400 円 × 2 株	17,420 円 × 1 株	17,430 円 × 4 株	17,440 円 × 3 株	17,450 円 × 5 株	17,480 円 × 3 株	17,490 円 × 5 株	17,500 円 × 26 株	17,550 円 × 1 株	17,590 円 × 1 株	17,600 円 × 4 株	17,620 円 × 3 株	17,700 円 × 1 株	17,750 円 × 8 株	17,800 円 × 1 株	17,820 円 × 1 株	17,890 円 × 2 株		
15,380 円 × 1 株	16,000 円 × 1 株																																																														
16,350 円 × 1 株	16,550 円 × 1 株																																																														
16,690 円 × 22 株	17,000 円 × 4 株																																																														
17,080 円 × 16 株	17,100 円 × 4 株																																																														
17,400 円 × 31 株	17,850 円 × 59 株																																																														
18,380 円 × 50 株																																																															
15,200 円 × 73 株	15,380 円 × 1 株																																																														
15,650 円 × 1 株	15,660 円 × 1 株																																																														
15,700 円 × 5 株	15,800 円 × 1 株																																																														
16,000 円 × 3 株	16,100 円 × 3 株																																																														
16,150 円 × 2 株	16,200 円 × 1 株																																																														
16,300 円 × 1 株	16,350 円 × 1 株																																																														
16,490 円 × 2 株	16,550 円 × 1 株																																																														
16,590 円 × 1 株	16,600 円 × 2 株																																																														
16,610 円 × 1 株	16,690 円 × 1 株																																																														
16,750 円 × 1 株	17,080 円 × 3 株																																																														
17,090 円 × 1 株	17,200 円 × 1 株																																																														
17,260 円 × 2 株	17,280 円 × 1 株																																																														
17,300 円 × 1 株	17,350 円 × 1 株																																																														
17,360 円 × 1 株	17,370 円 × 1 株																																																														
17,380 円 × 3 株	17,390 円 × 2 株																																																														
17,400 円 × 2 株	17,420 円 × 1 株																																																														
17,430 円 × 4 株	17,440 円 × 3 株																																																														
17,450 円 × 5 株	17,480 円 × 3 株																																																														
17,490 円 × 5 株	17,500 円 × 26 株																																																														
17,550 円 × 1 株	17,590 円 × 1 株																																																														
17,600 円 × 4 株	17,620 円 × 3 株																																																														
17,700 円 × 1 株	17,750 円 × 8 株																																																														
17,800 円 × 1 株	17,820 円 × 1 株																																																														
17,890 円 × 2 株																																																															

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
23 つづき		<p>当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（15,200円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 56 株（246 株－190 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格（19,480 円）に当該超える数量を乗じて得た額 1,090,880 円（19,480 円×56 株）－有価証券の買付価額 1,021,650 円（※5）＝69,230 円</p> <p>（※5）買付価額は、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">17,700 円×1 株</td> <td>17,890 円×4 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">17,900 円×3 株</td> <td>17,960 円×3 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">17,990 円×9 株</td> <td>18,000 円×15 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">18,200 円×2 株</td> <td>18,380 円×1 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">18,480 円×4 株</td> <td>18,500 円×5 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">18,600 円×3 株</td> <td>18,700 円×1 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">19,400 円×1 株</td> <td>19,420 円×1 株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">19,450 円×2 株</td> <td>19,480 円×1 株</td> </tr> </table> <p>の合計額である。</p>	17,700 円×1 株	17,890 円×4 株	17,900 円×3 株	17,960 円×3 株	17,990 円×9 株	18,000 円×15 株	18,200 円×2 株	18,380 円×1 株	18,480 円×4 株	18,500 円×5 株	18,600 円×3 株	18,700 円×1 株	19,400 円×1 株	19,420 円×1 株	19,450 円×2 株	19,480 円×1 株	
17,700 円×1 株	17,890 円×4 株																		
17,900 円×3 株	17,960 円×3 株																		
17,990 円×9 株	18,000 円×15 株																		
18,200 円×2 株	18,380 円×1 株																		
18,480 円×4 株	18,500 円×5 株																		
18,600 円×3 株	18,700 円×1 株																		
19,400 円×1 株	19,420 円×1 株																		
19,450 円×2 株	19,480 円×1 株																		
24	23. 2. 15	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ファミリーマート（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ファミリーマート社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ㈱ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ファミリーマートが㈱エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式を取得することを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 11 月 13 日より前の同月 11 日に、自己の計算において、ファミリーマートの株式合計 1 万株を買付価額 2,483 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 347 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるファミリーマートの最も高い株価は、平成 21 年 11 月 27 日の 2,830 円であることから、 （2,830 円×10,000 株）－買付価額 24,830,000 円（※） ＝<u>347 万円</u></p> <p>（※）買付価額は、 （2,480 円×4,000 株 2,485 円×6,000 株） の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 15 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>																

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25	23. 2. 18	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> エヌジェーケー（東証 2 部）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ㈱エヌジェーケーの役員からの第一次情報受領者</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>          ㈱エヌジェーケー（以下「エヌジェーケー」という。）の役員 A から、同社役員 B が同社と㈱エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」という。）との間の資本業務提携契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員 A がその職務に関し知った、NTT データがエヌジェーケーの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 12 月 22 日より前の同月 9 日から同月 15 日までの間に、自己の計算において、エヌジェーケーの株式合計 5,000 株を買付価額 106 万 3,000 円で買い付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 85 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、          （公開買付けの実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2 週間におけるエヌジェーケーの最も高い株価は、平成 21 年 12 月 29 日の 383 円であることから、          （383 円×5,000 株）－買付価額 1,063,000 円（※）          =852,000 円          ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>85 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、  <math display="block">\left( \begin{array}{l} 211 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 217 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right)</math>         の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 18 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
26	23. 3. 29	<p><b>【違反行為】</b> 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p><b>【銘柄名】</b> 塩見ホールディングス（大証 2 部）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ㈱塩見ホールディングスが実施した第三者割当増資の引受人</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>          ㈱塩見ホールディングス（以下「塩見HD」という。）が平成 21 年 9 月 15 日に公表した新株式発行による第三者割当増資について、新株式の引受人になることを予定していた者として、塩見HDとの間で、第三者割当による新株式の引受けに係る契約の締結の交渉に関し、塩見HDが、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された同月 15 日より前の同月 2 日に、塩見HDの株式 3 万株を、自己の計算において買付価額 57 万円で買い付けたほか、同月 9 日及び同月 10 日に、塩見HDの株式合計 8 万株を、自己の計算において売付価額 263 万円で売り付けた。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 157 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 3 月 29 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 4 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
26 つづき		<p>(注) 課徴金額は、  (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数)  及び  (売付価格)×(売付株数)－(重要事実が公表された後2週間における最も低い価格)×(売付株数)  となる。したがって、重要事実公表後2週間における塩見HDの最も高い株価は平成21年9月29日の61円であり、最も低い株価は平成21年9月18日の29円であることから、</p> <p>(61円×30,000株)－買付価額570,000円(19円×30,000株)  =1,260,000円  売付価額2,630,000円(※)－(29円×80,000株)  =310,000円  1,260,000円+310,000円=<u>157万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、  <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">29円×30,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">34円×20,000株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">35円×10,000株</td> <td style="padding: 0 10px;">36円×10,000株</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">37円×10,000株</td> <td></td> </tr> </table> の合計額である。</p>	29円×30,000株	34円×20,000株	35円×10,000株	36円×10,000株	37円×10,000株		
29円×30,000株	34円×20,000株								
35円×10,000株	36円×10,000株								
37円×10,000株									

※1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※2 「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

## (2) 課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）

(平成22年4月～平成23年3月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																														
1	22.4.13	<p>○有価証券報告書等の虚偽記載 （旧金商法第172条の2第1項・第2項、第172条第1項）</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> (株)リンク・ワン（東証マザーズ）</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p><b>【虚偽記載の内容】</b></p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（平成17年10月中間期）</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td style="text-align: right;">▲372</td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">▲533</td> </tr> <tr> <td>資本合計（連結純資産額）</td> <td style="text-align: right;">1,238</td> <td style="text-align: right;">700</td> </tr> <tr> <td>（平成18年4月期）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">251</td> <td style="text-align: right;">▲314</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">73</td> <td style="text-align: right;">▲592</td> </tr> <tr> <td>資本合計（連結純資産額）</td> <td style="text-align: right;">1,307</td> <td style="text-align: right;">641</td> </tr> <tr> <td>（平成18年10月中間期）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">50</td> <td style="text-align: right;">▲115</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発行開示 平成19年3月23日提出有価証券届出書 （組込情報）平成18年4月期有価証券報告書 平成18年10月中間期半期報告書</p> <p><b>【課徴金額】</b> 3,466万円</p> <p>（注）課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成17年10月中間期半期報告書及び平成18年4月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（151,187円）が300万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、150万円 ロ 同有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成17年10月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>100万円</u></p> <p>ii 平成18年4月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>200万円</u></p> <p>② 平成18年10月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（75,331円）が300万円を超えないことから、<u>150万円</u>となる。</p>	（平成17年10月中間期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結経常損益	30	▲372	連結中間純損益	4	▲533	資本合計（連結純資産額）	1,238	700	（平成18年4月期）			連結経常損益	251	▲314	連結当期純損益	73	▲592	資本合計（連結純資産額）	1,307	641	（平成18年10月中間期）			連結純資産額	50	▲115	<p>審判手続開始決定日 平成22年4月13日 課徴金納付命令日 平成22年5月11日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
（平成17年10月中間期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																															
連結経常損益	30	▲372																															
連結中間純損益	4	▲533																															
資本合計（連結純資産額）	1,238	700																															
（平成18年4月期）																																	
連結経常損益	251	▲314																															
連結当期純損益	73	▲592																															
資本合計（連結純資産額）	1,307	641																															
（平成18年10月中間期）																																	
連結純資産額	50	▲115																															

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																					
1 つづき		③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、平成19年3月23日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $1,508,000,000 \times 2 / 100 = 3,016$ 万円となる。																						
2	22.6.18	○ 半期報告書の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第2項)  【課徴金納付命令対象者】(株)リミックスポイント(東証マザーズ)  【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した。  【虚偽記載の内容】  (単位:百万円) <table border="0"> <tr> <td>(平成19年9月中間期)</td> <td><u>虚偽記載額</u></td> <td><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td>中間純損益</td> <td>▲138</td> <td>▲237</td> </tr> </table> 【課徴金額】 150万円  (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成19年9月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(71,137円)が300万円を超えないことから、 <u>150万円</u> となる。	(平成19年9月中間期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	中間純損益	▲138	▲237	審判手続開始決定日 平成22年6月18日 課徴金納付命令日 平成22年7月9日  なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。															
(平成19年9月中間期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																						
中間純損益	▲138	▲237																						
3	22.6.21	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項・第2項、第172条第1項)  【課徴金納付命令対象者】日本ビクター(株)(東証1部・大証1部)  【違反行為の態様】 減損損失の不計上、費用の過少計上及び引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。  【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示  (単位:百万円) <table border="0"> <tr> <td>(平成19年3月期)</td> <td><u>虚偽記載額</u></td> <td><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲7,891</td> <td>▲12,531</td> </tr> <tr> <td>(平成20年9月中間期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td>▲8,095</td> <td>▲12,155</td> </tr> <tr> <td>(平成21年3月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td>▲10,307</td> <td>▲16,520</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲24,350</td> <td>▲33,336</td> </tr> </table>	(平成19年3月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結当期純損益	▲7,891	▲12,531	(平成20年9月中間期)			連結中間純損益	▲8,095	▲12,155	(平成21年3月期)			連結経常損益	▲10,307	▲16,520	連結当期純損益	▲24,350	▲33,336	審判手続開始決定日 平成22年6月21日 課徴金納付命令日 平成22年7月14日  なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
(平成19年3月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																						
連結当期純損益	▲7,891	▲12,531																						
(平成20年9月中間期)																								
連結中間純損益	▲8,095	▲12,155																						
(平成21年3月期)																								
連結経常損益	▲10,307	▲16,520																						
連結当期純損益	▲24,350	▲33,336																						

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯												
3 つづき		<p>○ 発行開示 平成 19 年 7 月 24 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 19 年 3 月期有価証券報告書</p> <p><b>【課徴金額】</b> 7 億 760 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (4,608,547 円) が 300 万円を超えることから、4,608,547 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>460 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 20 年 9 月中間期半期報告書及び平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (2,310,773 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 20 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u> ii 平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 19 年 7 月 24 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 <math>35,000,225,000 \times 2 / 100 = 700,004,500</math> 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>70,000 万円</u>となる。</p>													
4	22.6.21	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> JVC・ケンウッド・ホールディングス(株) (東証 1 部)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 1. 負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 2. 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p><b>【虚偽記載の内容】</b> ○ 継続開示 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="443 1960 1098 2072"> <thead> <tr> <th></th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 20 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td>▲3,337</td> <td>▲11,065</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		虚偽記載額	認定金額	(平成 20 年 12 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲3,337	▲11,065	(平成 21 年 3 月期)			<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 21 日 被審人が答弁書を提出 平成 22 年 7 月 5 日 第 1 回審判期日 (結審) 平成 22 年 10 月 27 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 9 日</p> <p>なお、本件決定に対して、当社は、平成 22 年 12 月 24 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。</p>
	虚偽記載額	認定金額													
(平成 20 年 12 月第 3 四半期)															
連結四半期純損益 (累計)	▲3,337	▲11,065													
(平成 21 年 3 月期)															



一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>(平成18年9月中間期)</p> <p>連結経常損益 176 ▲128</p> <p>連結中間純損益 89 ▲255</p> <p>連結純資産額 1,495 369</p> <p>(平成19年3月期)</p> <p>連結経常損益 307 ▲228</p> <p>連結当期純損益 343 ▲287</p> <p>連結純資産額 3,252 1,801</p> <p>(平成19年9月中間期)</p> <p>連結経常損益 82 ▲102</p> <p>連結中間純損益 ▲9 ▲236</p> <p>連結純資産額 3,321 1,667</p> <p>(平成20年3月期)</p> <p>連結経常損益 231 ▲263</p> <p>連結当期純損益 16 ▲496</p> <p>連結純資産額 3,344 1,402</p> <p>(平成20年6月第1四半期)</p> <p>連結四半期純損益 18 ▲96</p> <p>連結純資産額 3,299 1,225</p> <p>(平成20年9月第2四半期)</p> <p>連結経常損益(累計) ▲54 ▲258</p> <p>連結四半期純損益(累計) ▲91 ▲348</p> <p>連結純資産額 3,139 829</p> <p>(平成20年12月第3四半期)</p> <p>連結経常損益(累計) ▲163 ▲385</p> <p>連結四半期純損益(累計) ▲306 ▲599</p> <p>連結純資産額 2,861 600</p> <p>(平成21年3月期)</p> <p>連結経常損益 ▲405 ▲721</p> <p>連結当期純損益 ▲616 ▲936</p> <p>連結純資産額 2,570 324</p> <p>(平成21年6月第1四半期)</p> <p>純資産額 2,385 283</p> <p>(平成21年9月第2四半期)</p> <p>純資産額 2,232 175</p> <p>(平成21年12月第3四半期)</p> <p>純資産額 2,115 127</p> <p>○ 発行開示</p> <p>平成18年10月10日提出有価証券届出書(一般募集)</p> <p>(単位:百万円)</p> <p>(平成18年3月期) <u>虚偽記載額</u> <u>認定金額</u></p> <p>連結経常損益 217 ▲127</p> <p>連結当期純損益 85 ▲316</p> <p>資本合計(連結純資産額) 1,349 568</p> <p>平成18年10月10日提出有価証券届出書(その他の者に対する割当)</p> <p>(単位:百万円)</p> <p>(平成18年3月期) <u>虚偽記載額</u> <u>認定金額</u></p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯									
5 つづき		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">連結経常損益</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">217</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">▲127</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">85</td> <td style="text-align: right;">▲316</td> </tr> <tr> <td>資本合計（連結純資産額）</td> <td style="text-align: right;">1,349</td> <td style="text-align: right;">568</td> </tr> </table> <p>【課徴金額】 5,049 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (582,602 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (443,657 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u> ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>③ 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (157,344 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u> ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>④ 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (64,907 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、150 万円 ロ 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、150 万円 ハ 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、150 万円 ニ 同有価証券報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p>	連結経常損益	217	▲127	連結当期純損益	85	▲316	資本合計（連結純資産額）	1,349	568	
連結経常損益	217	▲127										
連結当期純損益	85	▲316										
資本合計（連結純資産額）	1,349	568										

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
5 つづき		<p>ii 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p> <p>iii 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></p> <p>iv 平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>⑤ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの  同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額  <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>49,127 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>50,137 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>39,748 円</td> </tr> </table> がそれぞれ 600 万円を超えないことから、  イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円  ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円  ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円  となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。  i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u>  ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u>  iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>⑥ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、  イ 平成 18 年 10 月 10 日提出の有価証券届出書（一般募集）に係る課徴金の額は、  <math>1,479,250,000 \times 2 / 100 = 29,585,000</math> 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>2,958 万円</u>となる。  ロ 平成 18 年 10 月 10 日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る課徴金の額は、  <math>145,556,980 \times 2 / 100 = 2,911,139</math> 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>291 万円</u>となる。</p>	平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	49,127 円	平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	50,137 円	平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	39,748 円	
平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	49,127 円								
平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	50,137 円								
平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	39,748 円								
6	22.9.17	<p>○ 目論見書の虚偽記載  （旧金商法第 172 条第 5 項）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】課徴金納付命令対象者 A、B、C とともに(株)シニアコミュニケーションの役員</p> <p>【違反行為の態様】  課徴金納付命令対象者 A、B 及び C は、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表を記載した目論見書を使用し、同日論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、同日論見書に係る売出しにより、同人が所有するシニアコミュニケーション株券をそれぞれ売り付けた。</p>	<p>審判手続開始決定日  平成 22 年 9 月 17 日  課徴金納付命令日  平成 22 年 10 月 14 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>						

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																		
6 つづき		<p><b>【虚偽記載の内容】</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 18 年 3 月期)</th> <th style="text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">217</td> <td style="text-align: right;">▲127</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">85</td> <td style="text-align: right;">▲316</td> </tr> <tr> <td>資本合計（連結純資産額）</td> <td style="text-align: right;">1,349</td> <td style="text-align: right;">568</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【課徴金額】</b> 課徴金納付命令対象者A 224 万円  課徴金納付命令対象者B 224 万円  課徴金納付命令対象者C 142 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 課徴金納付命令対象者A  重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書に係る売出しにより売り付けた課徴金納付命令対象者が所有する株券等の売出価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、<math>112,423,000 \times 2 / 100 = 2,248,460</math> 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>224 万円</u>となる。</p> <p>② 課徴金納付命令対象者B  重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書に係る売出しにより売り付けた課徴金納付命令対象者が所有する株券等の売出価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、<math>112,423,000 \times 2 / 100 = 2,248,460</math> 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>224 万円</u>となる。</p> <p>③ 課徴金納付命令対象者C  重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書に係る売出しにより売り付けた課徴金納付命令対象者が所有する株券等の売出価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、<math>71,004,000 \times 2 / 100 = 1,420,080</math> 円について、1 万円未満を切り捨てて、<u>142 万円</u>となる。</p>	(平成 18 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	連結経常損益	217	▲127	連結当期純損益	85	▲316	資本合計（連結純資産額）	1,349	568							
(平成 18 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額																			
連結経常損益	217	▲127																			
連結当期純損益	85	▲316																			
資本合計（連結純資産額）	1,349	568																			
7	22.10.8	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載  (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> ユニバーサルソリューションシステムズ(株) (ジャスダック)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b>  売上の前倒し計上及び投資有価証券の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p><b>【虚偽記載の内容】</b></p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 18 年 3 月期)</th> <th style="text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常損益</td> <td style="text-align: right;">227*</td> <td style="text-align: right;">106</td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td style="text-align: right;">117*</td> <td style="text-align: right;">▲4</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲622</td> <td style="text-align: right;">▲742</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td style="text-align: right;">663</td> <td style="text-align: right;">527</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 18 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	経常損益	227*	106	当期純損益	117*	▲4	(平成 20 年 3 月期)			当期純損益	▲622	▲742	純資産額	663	527	<p>審判手続開始決定日  平成 22 年 10 月 8 日  課徴金納付命令日  平成 22 年 11 月 2 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成 18 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額																			
経常損益	227*	106																			
当期純損益	117*	▲4																			
(平成 20 年 3 月期)																					
当期純損益	▲622	▲742																			
純資産額	663	527																			

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p>(平成 20 年 9 月第 2 四半期)</p> <p>純資産額 631 490</p> <p>※ ユニバーサルソリューションシステムズ(株)は、平成 22 年 6 月 16 日提出の訂正報告書においては、経常損益を 6 百万円、当期純損益を▲104 百万円にそれぞれ訂正している。</p> <p>○ 発行開示 平成 21 年 3 月 17 日提出有価証券届出書 (組込情報) 平成 20 年 3 月期有価証券報告書</p> <p><b>【課徴金額】</b> 2,415 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (234,160 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (28,405 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>③ 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (18,857 円) が 300 万円を超えないことから、<u>150 万円</u>となる。</p> <p>④ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 3 月 17 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、<math>370,000,720 \times 4.5 / 100 = 16,650,032</math> 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1,665 万円</u>となる。</p>	
8	22. 11. 19	<p>○ 有価証券報告書等の不提出 (金商法第 172 条の 3 第 1 項・第 2 項)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> (株)ゼクス (東証 1 部)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 平成 22 年 2 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 5 月期有価証券報告書を提出しなかった。</p> <p><b>【課徴金額】</b> 39,999,999 円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>平成 22 年 2 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 5 月期有価証券報告書に係るもの 提出すべきであった同四半期報告書及び同有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額が 40,000,000 円であることから、 イ 同四半期報告書については、20,000,000 円 ロ 同有価証券報告書については、40,000,000 円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 4 項の規定により、40,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額 (1 円未満の端数切捨て) が課徴金の額となる。 i 平成 22 年 2 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																		
8 つづき		<p>額は、<u>13,333,333 円</u></p> <p>ii 平成 22 年 5 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>26,666,666 円</u></p>																			
9	22. 11. 19	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 172 条の 4 第 2 項)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> (株)ディー・ディー・エス (東証マザーズ)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 棚卸資産の架空計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p><b>【虚偽記載の内容】</b></p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 20 年 12 月期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲1,828</td> <td style="text-align: right;">▲1,889</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">237</td> <td style="text-align: right;">175</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 3 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">▲215</td> <td style="text-align: right;">▲275</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発行開示</p> <p>平成 21 年 6 月 10 日提出有価証券届出書 (普通株式) (組込情報) 平成 20 年 12 月期有価証券報告書 平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 21 年 6 月 10 日提出有価証券届出書 (新株予約権証券) (組込情報) 平成 20 年 12 月期有価証券報告書 平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p><b>【課徴金額】</b> 3,330 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 20 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (173,378 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (101,724 円) が 600 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成 21 年 6 月 10 日提出の有価証券届出書 (普通株式) に係る課徴金の額は、 <math>406,760,000 \times 4.5 / 100 = 18,304,200</math> 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1,830 万円</u>となる。</p> <p>ロ 平成 21 年 6 月 10 日提出の有価証券届出書 (新株予約権証券) に係る課徴金の額は、 <math>200,000,000 \times 4.5 / 100 = 900</math> 万円となる。</p>	(平成 20 年 12 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結当期純損益	▲1,828	▲1,889	連結純資産額	237	175				(平成 21 年 3 月第 1 四半期)			連結純資産額	▲215	▲275	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日 審判手続中 (平成 23 年 5 月 31 日現在)</p>
(平成 20 年 12 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																			
連結当期純損益	▲1,828	▲1,889																			
連結純資産額	237	175																			
(平成 21 年 3 月第 1 四半期)																					
連結純資産額	▲215	▲275																			

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																							
10	22. 11. 24	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 4 第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)ローソンエンターメディア (ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 21 年 2 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">▲1,444</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td style="text-align: center;">6,432</td> <td style="text-align: center;">4,420</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 5 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td style="text-align: center;">7,220</td> <td style="text-align: center;">5,051</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 8 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td style="text-align: center;">7,344</td> <td style="text-align: center;">5,158</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 11 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">1,143</td> <td style="text-align: center;">▲3,112</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td style="text-align: center;">7,326</td> <td style="text-align: center;">▲1,074</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 800 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 2 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (201,755 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">314,817 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">493,818 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">484,037 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円</p> <p>ロ 平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分し、平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、金商法第 26 条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 12 項の規定により、按分後の金額に 100 分の 50 を乗じて得た額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>ii 平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 21 年 2 月期)			当期純損益	550	▲1,444	純資産額	6,432	4,420	(平成 21 年 5 月第 1 四半期)			純資産額	7,220	5,051	(平成 21 年 8 月第 2 四半期)			純資産額	7,344	5,158	(平成 21 年 11 月第 3 四半期)			四半期純損益 (累計)	1,143	▲3,112	純資産額	7,326	▲1,074	平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書	314,817 円	平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	493,818 円	平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	484,037 円	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																								
(平成 21 年 2 月期)																																										
当期純損益	550	▲1,444																																								
純資産額	6,432	4,420																																								
(平成 21 年 5 月第 1 四半期)																																										
純資産額	7,220	5,051																																								
(平成 21 年 8 月第 2 四半期)																																										
純資産額	7,344	5,158																																								
(平成 21 年 11 月第 3 四半期)																																										
四半期純損益 (累計)	1,143	▲3,112																																								
純資産額	7,326	▲1,074																																								
平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書	314,817 円																																									
平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	493,818 円																																									
平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	484,037 円																																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																																				
10 つづき		iii 平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>100 万円</u>																																																																																					
11	22. 12. 10	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】メビックス(株) (東証マザーズ)</p> <p>【違反行為の態様】 売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 17 年 10 月中間期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">94</td> <td style="text-align: right;">▲54</td> </tr> <tr> <td>資本合計 (連結純資産額)</td> <td style="text-align: right;">447</td> <td style="text-align: right;">298</td> </tr> <tr> <td>(平成 18 年 4 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">224</td> <td style="text-align: right;">▲65</td> </tr> <tr> <td>(平成 18 年 10 月中間期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">109</td> <td style="text-align: right;">▲49</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 112</td> <td style="text-align: right;">1, 663</td> </tr> <tr> <td>(平成 19 年 4 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">222</td> <td style="text-align: right;">▲96</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 233</td> <td style="text-align: right;">1, 624</td> </tr> <tr> <td>(平成 19 年 10 月中間期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結中間純損益</td> <td style="text-align: right;">111</td> <td style="text-align: right;">▲298</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 354</td> <td style="text-align: right;">1, 335</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 4 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 340</td> <td style="text-align: right;">1, 770</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 7 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">18</td> <td style="text-align: right;">▲149</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 303</td> <td style="text-align: right;">1, 565</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 10 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: right;">10</td> <td style="text-align: right;">▲322</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 295</td> <td style="text-align: right;">1, 392</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 1 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: right;">▲44</td> <td style="text-align: right;">▲347</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 239</td> <td style="text-align: right;">1, 365</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 4 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲232</td> <td style="text-align: right;">▲564</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2, 069</td> <td style="text-align: right;">1, 166</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 10, 999, 999 円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 17 年 10 月中間期半期報告書及び平成 18 年 4 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (446, 383 円) が 200 万円を超えないことから、 イ 平成 17 年 10 月中間期半期報告書については、100 万円 ロ 平成 18 年 4 月期有価証券報告書については、200 万円</p>	(平成 17 年 10 月中間期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結中間純損益	94	▲54	資本合計 (連結純資産額)	447	298	(平成 18 年 4 月期)			連結当期純損益	224	▲65	(平成 18 年 10 月中間期)			連結中間純損益	109	▲49	連結純資産額	2, 112	1, 663	(平成 19 年 4 月期)			連結当期純損益	222	▲96	連結純資産額	2, 233	1, 624	(平成 19 年 10 月中間期)			連結中間純損益	111	▲298	連結純資産額	2, 354	1, 335	(平成 20 年 4 月期)			連結純資産額	2, 340	1, 770	(平成 20 年 7 月第 1 四半期)			連結四半期純損益	18	▲149	連結純資産額	2, 303	1, 565	(平成 20 年 10 月第 2 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	10	▲322	連結純資産額	2, 295	1, 392	(平成 21 年 1 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲44	▲347	連結純資産額	2, 239	1, 365	(平成 21 年 4 月期)			連結当期純損益	▲232	▲564	連結純資産額	2, 069	1, 166	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成 17 年 10 月中間期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																																																																					
連結中間純損益	94	▲54																																																																																					
資本合計 (連結純資産額)	447	298																																																																																					
(平成 18 年 4 月期)																																																																																							
連結当期純損益	224	▲65																																																																																					
(平成 18 年 10 月中間期)																																																																																							
連結中間純損益	109	▲49																																																																																					
連結純資産額	2, 112	1, 663																																																																																					
(平成 19 年 4 月期)																																																																																							
連結当期純損益	222	▲96																																																																																					
連結純資産額	2, 233	1, 624																																																																																					
(平成 19 年 10 月中間期)																																																																																							
連結中間純損益	111	▲298																																																																																					
連結純資産額	2, 354	1, 335																																																																																					
(平成 20 年 4 月期)																																																																																							
連結純資産額	2, 340	1, 770																																																																																					
(平成 20 年 7 月第 1 四半期)																																																																																							
連結四半期純損益	18	▲149																																																																																					
連結純資産額	2, 303	1, 565																																																																																					
(平成 20 年 10 月第 2 四半期)																																																																																							
連結四半期純損益 (累計)	10	▲322																																																																																					
連結純資産額	2, 295	1, 392																																																																																					
(平成 21 年 1 月第 3 四半期)																																																																																							
連結四半期純損益 (累計)	▲44	▲347																																																																																					
連結純資産額	2, 239	1, 365																																																																																					
(平成 21 年 4 月期)																																																																																							
連結当期純損益	▲232	▲564																																																																																					
連結純資産額	2, 069	1, 166																																																																																					

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		<p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、200 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額（1 円未満の端数切捨て）が課徴金の額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 平成 17 年 10 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>666,666 円</u></li> <li>ii 平成 18 年 4 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>1,333,333 円</u></li> </ul> <p>② 平成 18 年 10 月中間期半期報告書及び平成 19 年 4 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（484,790 円）が 300 万円を超えないことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 平成 18 年 10 月中間期半期報告書については、150 万円</li> <li>ロ 平成 19 年 4 月期有価証券報告書については、300 万円</li> </ul> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 平成 18 年 10 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></li> <li>ii 平成 19 年 4 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></li> </ul> <p>③ 平成 19 年 10 月中間期半期報告書及び平成 20 年 4 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（218,169 円）が 300 万円を超えないことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 平成 19 年 10 月中間期半期報告書については、150 万円</li> <li>ロ 平成 20 年 4 月期有価証券報告書については、300 万円</li> </ul> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 平成 19 年 10 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></li> <li>ii 平成 20 年 4 月期同有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></li> </ul> <p>④ 平成 20 年 7 月第 1 四半期四半期報告書、平成 20 年 10 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 1 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 21 年 4 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（70,283 円）が 300 万円を超えないことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 平成 20 年 7 月第 1 四半期四半期報告書については、150 万円</li> <li>ロ 平成 20 年 10 月第 2 四半期四半期報告書については、150 万円</li> <li>ハ 平成 20 年 1 月第 3 四半期四半期報告書については、150 万円</li> <li>ニ 平成 21 年 4 月期有価証券報告書については、300 万円</li> </ul> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 平成 20 年 7 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></li> <li>ii 平成 20 年 10 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></li> <li>iii 平成 21 年 1 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60 万円</u></li> </ul>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																		
11 つづき		額は、 <u>60万円</u> iv 平成 21 年 4 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>120万円</u>																																																			
12	22. 12. 10	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 エムスリー(株) (東証 1 部)</p> <p>【違反行為の態様】 のれんの過大計上による損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 21 年 6 月第 1 四半期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: center;">614</td> <td style="text-align: center;">▲249</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">1, 187</td> <td style="text-align: center;">113</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">1, 905</td> <td style="text-align: center;">945</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">2, 956</td> <td style="text-align: center;">1, 938</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 6 月第 1 四半期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: center;">614</td> <td style="text-align: center;">▲249</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月第 2 四半期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">1, 125</td> <td style="text-align: center;">113</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月第 3 四半期 (訂正))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">1, 959</td> <td style="text-align: center;">945</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 1, 200 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">4, 823, 784 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">4, 940, 792 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">4, 739, 813 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 22 年 3 月期有価証券報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">4, 851, 686 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 22 年 3 月期有価証券報告書については、600 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p>	(平成 21 年 6 月第 1 四半期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結四半期純損益	614	▲249	(平成 21 年 9 月第 2 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	1, 187	113	(平成 21 年 12 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	1, 905	945	(平成 22 年 3 月期)			連結当期純損益	2, 956	1, 938	(平成 21 年 6 月第 1 四半期 (訂正))			連結四半期純損益	614	▲249	(平成 21 年 9 月第 2 四半期 (訂正))			連結四半期純損益 (累計)	1, 125	113	(平成 21 年 12 月第 3 四半期 (訂正))			連結四半期純損益 (累計)	1, 959	945	平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	4, 823, 784 円	平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	4, 940, 792 円	平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	4, 739, 813 円	平成 22 年 3 月期有価証券報告書	4, 851, 686 円	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成 21 年 6 月第 1 四半期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																																			
連結四半期純損益	614	▲249																																																			
(平成 21 年 9 月第 2 四半期)																																																					
連結四半期純損益 (累計)	1, 187	113																																																			
(平成 21 年 12 月第 3 四半期)																																																					
連結四半期純損益 (累計)	1, 905	945																																																			
(平成 22 年 3 月期)																																																					
連結当期純損益	2, 956	1, 938																																																			
(平成 21 年 6 月第 1 四半期 (訂正))																																																					
連結四半期純損益	614	▲249																																																			
(平成 21 年 9 月第 2 四半期 (訂正))																																																					
連結四半期純損益 (累計)	1, 125	113																																																			
(平成 21 年 12 月第 3 四半期 (訂正))																																																					
連結四半期純損益 (累計)	1, 959	945																																																			
平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	4, 823, 784 円																																																				
平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	4, 940, 792 円																																																				
平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	4, 739, 813 円																																																				
平成 22 年 3 月期有価証券報告書	4, 851, 686 円																																																				

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯															
12 つづき		<p>i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u></p> <p>② 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="459 622 1117 810"> <tr> <td>平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td>4,823,784 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td>4,940,792 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書</td> <td>4,739,813 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p>	平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,823,784 円	平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,940,792 円	平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,739,813 円										
平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,823,784 円																	
平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,940,792 円																	
平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書	4,739,813 円																	
13	22. 12. 10	<p>○有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p><b>【課徴金納付命令対象者】</b> (株)アクロディア (東証マザーズ)</p> <p><b>【違反行為の態様】</b> 架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p><b>【虚偽記載の内容】</b></p> <p>○ 継続開示</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="443 1877 1101 2065"> <thead> <tr> <th>(平成 20 年 3 月期)</th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td>571</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>278</td> <td>▲170</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td>▲156</td> <td>▲322</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 20 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	連結経常損益	571	267	連結当期純損益	278	▲170	(平成 20 年 9 月第 2 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲156	▲322	<p>審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
(平成 20 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額																
連結経常損益	571	267																
連結当期純損益	278	▲170																
(平成 20 年 9 月第 2 四半期)																		
連結四半期純損益 (累計)	▲156	▲322																

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																								
13 つづき		<p>(平成 20 年 12 月第 3 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td>▲471</td> <td>▲817</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>3,958</td> <td>3,163</td> </tr> </table> <p>(平成 21 年 3 月第 4 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td>▲1,015</td> <td>▲1,347</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>3,380</td> <td>2,598</td> </tr> </table> <p>(平成 21 年 6 月第 5 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結四半期純損益 (累計)</td> <td>▲1,222</td> <td>▲1,510</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>3,177</td> <td>2,440</td> </tr> </table> <p>(平成 21 年 8 月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲1,389</td> <td>▲1,644</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>3,476</td> <td>2,772</td> </tr> </table> <p>○ 発行開示 平成 21 年 6 月 19 日提出有価証券届出書 (参照書類) 平成 20 年 3 月期有価証券報告書 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 78,149,996 円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (828,325 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書、平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書、平成 21 年 6 月第 5 四半期四半期報告書及び平成 21 年 8 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (434,719 円) が 300 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、425 万円 (当該事業年度が 1 年以上であるため、300 万円に当該事業年度の月数「17」を 12 で除して得た数を乗じて得た額に相当する額。以下同じ。) の 2 分の 1 に相当する額である 212 万円 (1 万円未満の端数切り捨て。以下同じ。)</p> <p>ロ 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、425 万円の 2 分の 1 に相当する額である 212 万円</p> <p>ハ 平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書については、425 万円の 2 分の 1 に相当する額である 212 万円</p> <p>ニ 平成 21 年 6 月第 5 四半期四半期報告書については、425 万円の 2 分の 1 に相当する額である 212 万円</p> <p>ホ 平成 21 年 8 月期有価証券報告書については、425 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、425 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額 (1 円未満の端数切捨て) が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>707,776 円</u></p> <p>ii 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>707,776 円</u></p> <p>iii 平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>707,776 円</u></p>	連結四半期純損益 (累計)	▲471	▲817	連結純資産額	3,958	3,163	連結四半期純損益 (累計)	▲1,015	▲1,347	連結純資産額	3,380	2,598	連結四半期純損益 (累計)	▲1,222	▲1,510	連結純資産額	3,177	2,440	連結当期純損益	▲1,389	▲1,644	連結純資産額	3,476	2,772	
連結四半期純損益 (累計)	▲471	▲817																									
連結純資産額	3,958	3,163																									
連結四半期純損益 (累計)	▲1,015	▲1,347																									
連結純資産額	3,380	2,598																									
連結四半期純損益 (累計)	▲1,222	▲1,510																									
連結純資産額	3,177	2,440																									
連結当期純損益	▲1,389	▲1,644																									
連結純資産額	3,476	2,772																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																								
13 つづき		iv 平成 21 年 6 月第 5 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>707,776 円</u> v 平成 21 年 8 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>1,418,892 円</u>  ③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 6 月 19 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $1,575,680,000 \times 4.5 / 100 = 70,905,600$ 円について、1 万円未満を切り捨てて、 <u>7,090 万円</u> となる。																									
14	23. 1. 12	○有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)  【課徴金納付命令対象者】デザインエクステンヂ(株) (東証マザーズ)  【違反行為の態様】 減損損失の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書の訂正届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。  【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示 (単位：百万円) <table border="1" data-bbox="443 1131 1101 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 20 年 12 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲1,302</td> <td>▲1,418</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲1,545<sup>*1</sup></td> <td>▲2,692</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>827<sup>*1</sup></td> <td>▲435</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 3 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>748<sup>*2</sup></td> <td>▲513</td> </tr> </tbody> </table> ※1 デザインエクステンヂ(株)は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲3,052 百万円に、連結純資産額を▲666 百万円にそれぞれ訂正している。 ※2 デザインエクステンヂ(株)は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結純資産額を▲744 百万円に訂正している。  ○ 発行開示 平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書 (普通株式) (組込情報) 平成 20 年 12 月期有価証券報告書  平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書 (新株予約権証券) (組込情報) 平成 20 年 12 月期有価証券報告書  【課徴金額】 1,794 万円		虚偽記載額	認定金額	(平成 20 年 12 月期)			連結当期純損益	▲1,302	▲1,418	(平成 21 年 12 月期)			連結当期純損益	▲1,545 <sup>*1</sup>	▲2,692	連結純資産額	827 <sup>*1</sup>	▲435	(平成 22 年 3 月第 1 四半期)			連結純資産額	748 <sup>*2</sup>	▲513	審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 12 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 4 日  なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
	虚偽記載額	認定金額																									
(平成 20 年 12 月期)																											
連結当期純損益	▲1,302	▲1,418																									
(平成 21 年 12 月期)																											
連結当期純損益	▲1,545 <sup>*1</sup>	▲2,692																									
連結純資産額	827 <sup>*1</sup>	▲435																									
(平成 22 年 3 月第 1 四半期)																											
連結純資産額	748 <sup>*2</sup>	▲513																									

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																											
14 つづき		<p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 20 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (25,340 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (19,112 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。</p> <p>③ 平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (20,339 円) が 600 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>④ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書 (普通株式) に係る課徴金の額は、 <math>70,200,000 \times 4.5 / 100 = 3,159,000</math> 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>315 万円</u>となる。 ロ 平成 21 年 3 月 18 日提出の有価証券届出書に係る同年 3 月 30 日提出の有価証券届出書の訂正届出書 (新株予約権証券) に係る課徴金の額は、 <math>62,000,000 \times 4.5 / 100 = 279</math> 万円となる。</p>																												
15	23.2.1	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】メルシャン(株) (東証 1 部・大証 1 部)</p> <p>【違反行為の態様】 架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 19 年 12 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">483</td> <td style="text-align: center;">▲1,598</td> </tr> <tr> <td>(平成 20 年 12 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">162</td> <td style="text-align: center;">▲1,871</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結四半期純損益 (累計)</td> <td style="text-align: center;">▲126</td> <td style="text-align: center;">▲2,295</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">▲2,117</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 1,000 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 19 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (1,138,116 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 19 年 12 月期)			連結当期純損益	483	▲1,598	(平成 20 年 12 月期)			連結当期純損益	162	▲1,871	(平成 21 年 9 月第 3 四半期)			連結四半期純損益 (累計)	▲126	▲2,295	(平成 21 年 12 月期)			連結当期純損益	28	▲2,117	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 1 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 22 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																												
(平成 19 年 12 月期)																														
連結当期純損益	483	▲1,598																												
(平成 20 年 12 月期)																														
連結当期純損益	162	▲1,871																												
(平成 21 年 9 月第 3 四半期)																														
連結四半期純損益 (累計)	▲126	▲2,295																												
(平成 21 年 12 月期)																														
連結当期純損益	28	▲2,117																												

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		<p>② 平成20年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(846,384円)が300万円を超えないことから、<u>300万円</u>となる。</p> <p>③ 平成21年9月第3四半期四半期報告書及び平成21年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 〔平成21年9月第3四半期四半期報告書 1,801,053円〕 〔平成21年12月期有価証券報告書 1,557,001円〕 が600万円を超えないことから、 イ 平成21年9月第3四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成21年12月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分し、さらに、平成21年12月期有価証券報告書については、金商法第26条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第185条の7第12項の規定により、按分後の金額に100分の50を乗じて得た額が課徴金の額となる。 i 平成21年9月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200万円</u> ii 平成21年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200万円</u></p>	
16	23.2.18	<p>○ 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第172条の4第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)リンコーコーポレーション(東証2部)</p> <p>【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】  (単位：百万円) (平成22年3月期)                      <u>虚偽記載額</u>                      <u>認定金額</u> 連結当期純損益                      ▲517                      ▲982 ※ (株)リンコーコーポレーションは、平成22年9月13日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲1,013百万円に訂正している。</p> <p>【課徴金額】 300万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成22年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(210,461円)が600万円を超えないことから、600万円となるが、平成22年3月期有価証券報告書については、金商法第26条の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第185条の7第12項の規定により、600万円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である<u>300万円</u>となる。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成23年2月18日 課徴金納付命令日 平成23年3月23日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
17	23.3.8	<p>○ 有価証券報告書の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】東京日産コンピュータシステム(株) (ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 20 年 3 月期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲580</td> <td style="text-align: center;">▲711</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 300 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (53, 147 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p>	(平成 20 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結当期純損益	▲580	▲711	<p>審判手続開始決定日 平成 23 年 3 月 8 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 4 月 7 日</p> <p>なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。</p>
(平成 20 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>							
連結当期純損益	▲580	▲711							

※ 1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※ 2 「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

## 2-5 申立て実施状況

### 申立て実施件数一覧表

年度	4～18	19	20	21	22	合計
合計	—	—	0 (0)	0	2	2
無登録業者	—	—	0 (0)	0	1	1
無届募集	—	—	0 (0)	0	1	1

(注1) 平成20年度 ( ) 内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

(注2) 平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

### 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

NO	被 申 立 人	申立日	差止命令 の発令日	申立ての原因となった金融商品取引法違反行為
1	株式会社大経及びその役員	22. 11. 17	22. 11. 26	無登録で、株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと
2	株式会社生物化学研究所	22. 11. 26	22. 12. 15	無届けで、有価証券の募集を行うこと等

## 2-6 告発実施状況

### 1 告発件数等一覧表

区分	4～17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 年度	22 年度	合計
告発件数	85	13	10	13 ( 4 )	17	8	142
告発人数	272	31	33	21 ( 6 )	46	15	412

(注1) 事務年度：7月～翌年6月

(注2) ( ) 内は21年4月～6月の件数

### 2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦)  証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。  (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員  ② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。  (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)  ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役員 取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。  (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。  (疑念者) 雑誌監修人 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (疑念者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  (疑念者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。  (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役職員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。  (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役3年(執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年(執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 公判係属中(東京高裁)
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11(東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12.3.22(東京簡裁) 同社役員2名 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員の子	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) 追徴金約158万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。  (疑者) 会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。  (疑者) 会社役員	14.11.8 (東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。  (疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13.5.29 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。  (疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社常務 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11 (東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14 (東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 銀行員(契約締結先)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。  (嫌疑者) 当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円、 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。  (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1, 105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役2年(執行猶予4年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約945万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役2年(執行猶予4年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役2年(執行猶予5年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月(執行猶予5年) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4 (最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17.7.22 (東京地裁) 会社役員A 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19 (東京地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2 (東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26 (最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14 (大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。  (嫌疑者) 会社員	17.12.9 (釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17.6.10	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金658万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1,166万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	カネボウ(株)は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士としてカネボウ(株)の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条 第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 20.7.25(東京高裁) 控訴棄却 23.4.25(最高裁) 上告棄却 (確定) 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 20.9.12(東京高裁) 懲役1年2月 (確定) 19.3.22(東京地裁) 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 (確定)
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約345万 (確定)
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金30万円 追徴金約124万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 20.7.25(東京高裁) 控訴棄却 23.4.25(最高裁) 上告棄却 (確定) (注)78号事件と一括審理 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 公判係属中(東京高裁) 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) (確定) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 (確定)
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役10月 公認会計士B 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役1年(執行猶予4年) (確定) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (確定)
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役1年2月(執行猶予4年) 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年(執行猶予4年) 追徴金約435万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予5年) 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子 懲役1年2月(執行猶予4年) 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。  (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金3億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金2億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却
86	18.7.25	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,675万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビン㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予4年) 同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円  (確定) (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19.5.9 (大阪地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約533万円  (確定)
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等(7名)	21.9.29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円  (確定) 21.9.9 (大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 22.8.4 (大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円  (確定) 20.10.31 (大阪地裁) 会社役員D 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 21.6.24 (大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円  (確定)
95	19.6.4	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金150万円 追徴金約5,407万円  (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19.6.7	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族B 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族C 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 親族D 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円  *追徴金 ・12銘柄の取引について、全員から約7億1,029万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約9,985万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約1億3,463万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 無職B 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。  (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 (確定) 21.10.6 (最高裁) 無職A 上告棄却 (確定) (注)102号事件と一括審理(102号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (確定)
100	19.10.30	証取法第158条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。  (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役2年6月 追徴金 約15億5,810万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20. 3. 21 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8, 379 万円 20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4, 225 万円 (注) 99 号事件と一括審理 22. 4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1, 108 万円 (連帯) 21. 5. 14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 (確定) 21. 10. 6 (最高裁) 無職 上告棄却 (確定) (注)97、98 号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。  (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20. 6. 17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2, 500 万円 証券会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定) 20. 9. 9 (名古屋地裁) 証券会社役員 A 懲役 1 年 4 月 21. 3. 30 (名古屋高裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 (偽計)	(株アイ・シー・エフ(現:株オーベン)の株券の取引のため、会社役員の名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。  (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金500万円 追徴金7億3,315万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 (連帯) (いずれも確定) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 (確定) (注)93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 (内部者取引)	(株ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金50万円 (確定) 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役2年6月(執行猶予3年) 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 (確定)
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,544万円 (内635万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金500万円 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) (いずれも確定)  当該会社役員A 公判係属中(神戸地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。  (疑念者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (確定) 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 (確定) 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 (確定)
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (疑念者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。  (疑念者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (疑念者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。  (疑念者) 会社員	公判係属中 21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱オー・エイチ・ティーは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) 当該会社役員A 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株を売り付けた。  (嫌疑者) IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円  同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社常務執行役員	21.6.17(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約915万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社取締役会長	21.12.10(東京地裁) 懲役3年(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金約3,750万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 115号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 公認会計士	公判係属中(さいたま地裁)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。  (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30(東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23(最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24(さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円 会社員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 22. 6. 10(東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

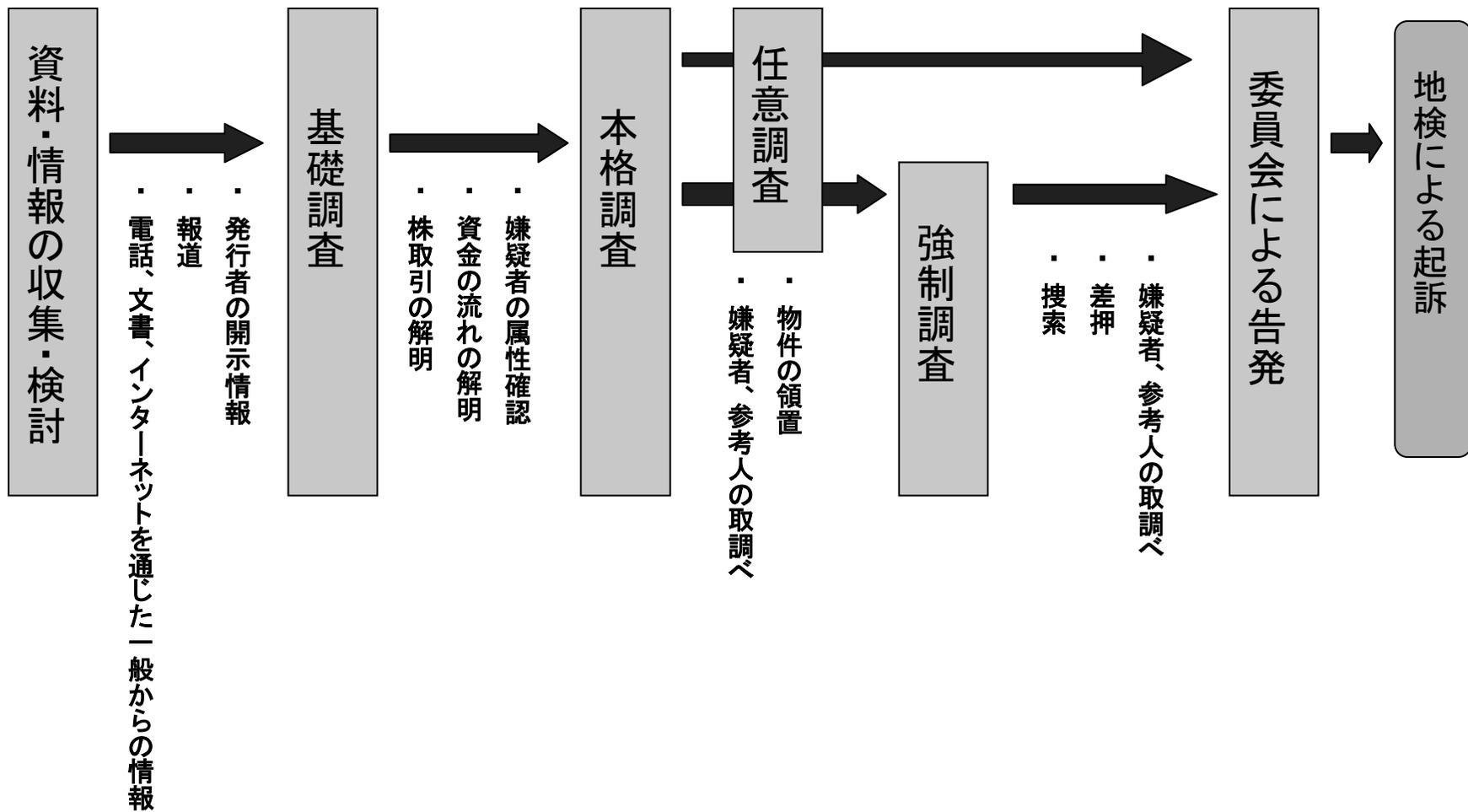
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)他 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。  (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。  (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。  (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴ(現:㈱SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値と比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 会社員
128	21.12.15	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社員	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第158条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 (注)126号事件と一括審理 被告会社 罰金3000万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。  (嫌疑者) 会社経営者	公判係属中(大阪地裁) (注)132号事件と一括審理
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	公判係属中(横浜地裁) (注)133号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 (注)126号事件と一括審理(確定) 公判係属中(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 (注)130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	公判係属中(横浜地裁) (注)131号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第158条等 (偽計)	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役3年(執行猶予4年)  元当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	㈱GDH他3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。  (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)136号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)135号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	公判係属中(さいたま地裁) (注) 138号事件と一括審理
138	22.10.26	金商法第158条等 (偽計)	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	公判係属中(さいたま地裁) (注) 137号事件と一括審理
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。	23.3.10(大分地裁) 懲役2年4月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 公判係属中(福岡高裁)
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	公判係属中(東京地裁)
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中(福岡地裁)
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したことを(重要事実)を知り、公表前に売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員	公判係属中(東京地裁立川支部)

# 犯則調査の流れ



## 2-7 建議実施状況

### 1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
件数	6	1	0	5	3	0	4(4)	4	2	21

\*年度：平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

\*平成20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。

### 2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 4. 22	<p>証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。</p>
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすまして疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15. 12. 16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げている」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。</p>
18. 4. 14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成 19 年 1 月 4 日施行）。</p>
18. 4. 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した（平成 20 年 4 月 1 日施行）。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しにつ</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>いて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制すべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>
19. 2. 16	<p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成 21 年 8 月 1 日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成 21 年 8 月 1 日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成 22 年 8 月 1 日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>料の提出を求める旨を明確化した（平成 21 年 8 月 1 日発出）。</p>
22. 10. 19	<p>集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、</p> <p>① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、</p> <p>② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、</p> <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年 4 月 1 日施行）。</p> <p>① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。</p> <p>② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。</p>
23. 2. 8	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <p>① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況</p> <p>② 無登録業者に対する名義貸し等</p> <p>③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）</p> <p>④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）</p> <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	

2-8 平成22年度 主な講演会等の開催状況  
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

	開催日	講演等主催者	テーマ
<b>【市場参加者】</b>			
平成22年	4月14日	IMF・一橋大学院	Towards Enhanced Market Integrity -Direction of SESC and Role of Market Participants-(マクロ経済セミナー)
	4月22日	日本不動産鑑定協会	証券取引等監視委員会の課題-不動産鑑定士との関連で-
	5月13日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	5月14日	日本証券経済倶楽部	証券市場と日本経済
	5月17日	国際銀行協会(IBA)	Basic Inspection Policy and Program for Business Year 2010
	5月19日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	5月27日	ISDA	CDS取引の監視
	5月28日	東京証券取引所	不公正ファイナンスの排除に向けて-取引参加者に期待される役割-(東京コンプライアンスミーティング)
	6月2日	全国銀行協会	証券市場と情報~市場監視の現場から
	6月10日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	金融財政事情研究会(大阪)	インサイダー取引規制を含めたコンプライアンスについて
	6月17日	証券投資顧問業協会	証券検査の当面の課題
	6月30日	ストック・リサーチ	市場監視の現場から見た証券市場の現状と課題
	7月6日	国際銀行協会(IBA)	Development of the SESC's Enforcement
	7月15日	TOB関連当事者	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	8月30日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスミーティング(東京))
	9月1日	経営法友会(東京)	証券市場の監視活動と企業法務 -経緯・現状・展望-
	9月10日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))
	9月17日	東京証券取引所・野村證券	上場会社に求められる規律
	9月21、22日	全国信用金庫協会	証券検査の方向性と平成22事務年度証券検査の重点検証分野
	9月29日	経営法友会(大阪)	証券市場の監視活動と企業法務 -経緯・現状・展望-
	10月7日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向
	10月8日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月13日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向
	10月20日	さいたま新都心連合大学	証券監視の現場から~「ファンド投資」と「インサイダー取引」
	10月27日	ストック・リサーチ	証券検査を巡る最近の動向~証券検査基本方針と最近の指摘事例
	11月5日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	11月9日	全国銀行協会	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	11月9日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	11月17日	国際銀行協会(IBA)	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	11月17日	金融ファクシミリ新聞社	証券市場と市場監視の役割-真の規律が効いた市場の実現を目指して-
	11月18日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
11月19日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点	
11月24日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))	
11月25日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について~リテール向け~	
11月29日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向	
12月1日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌))	

	開催日	講演等主催者	テーマ
	12月8日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))
	12月8日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向
	12月17日	中国経済連合会	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
	12月22日	日本証券業協会	インターネット取引に関する検査手法について
平成23年	1月20日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	1月21日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	1月27日	エイプロシス	インサイダー取引に関する留意点、及び未公開株や社債の購入にあたっての留意点について
	2月1日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～リテール業務向け～
	2月1日	第二種金融商品取引業協会	ファンド販売業者に対する検査結果について
	2月2日	大阪証券取引所(大阪)	公正な証券市場の確立に向けて
	2月4日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月7日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月7日	一月会	証券取引等監視委員会の現況
	2月14日	商事法務座談会	インサイダー取引の実態とその未然防止
	2月17日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月17日	日本証券業協会	システムリスク管理態勢について
	2月17日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況等
	2月18日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月18日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～ホールセール業務向け～、最近の処分事例とチェックポイント
	2月24日	大阪証券取引所(東京)	公正な証券市場の確立に向けて
	<b>【自主規制機関等】</b>		
(取引所)			
平成22年	4月19日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月21日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	4月23日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月20日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月21日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月25日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月26日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月27日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	5月28日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月23日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月9日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月23日	東京証券取引所	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	7月29日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月4日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月26日	大阪証券取引所	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	10月4日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月5日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月22日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月12日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換

	開催日	講演等主催者	テーマ
	11月12日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月15日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月29日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月1日	札幌証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月8日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月9日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月13日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月14日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
平成23年	1月26日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月31日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月22日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月25日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成22年	4月7日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換
	4月21日	日本証券業協会(大阪)	証券監視委の活動状況ほか
	4月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月11日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月26日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の現況
	5月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月8日	日本証券業協会	自主規制機関との連携について(自主規制規則あり方懇)
	6月11日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月22日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月24日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月3日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月4日	日本証券業協会	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	9月16日	全国銀行協会	株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク
	10月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月28日	ASFセミナー(日証協)	監視委の役割
	11月5日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月25日	日本証券業協会(東北)	証券監視委の活動状況ほか
	11月26日	日本クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	11月29日	日本証券業協会(名古屋)	証券監視委の活動状況ほか
	11月29日	神奈川県証券警察連絡協議会	最近の証券検査について
	11月30日	日本証券業協会(北陸)	証券監視委の活動状況ほか
	12月1日	日本証券業協会(北海道)	証券監視委の活動状況ほか
	12月9日	日本証券業協会(大阪)	証券監視委の活動状況ほか
	12月16日	日本証券業協会(四国)	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換

	開催日	講演等主催者	テーマ
	12月17日	日本証券業協会(中国)	証券監視委の活動状況ほか
平成23年	1月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月3日	日本証券業協会(九州)	証券監視委の活動状況ほか
	2月9日	国際銀行協会(IBA)	活動状況を踏まえた意見交換
	2月24日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	<b>【公認会計士協会】</b>		
平成22年	6月14日	日本公認会計士協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月25日	日本公認会計士協会(東北会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月29日	日本公認会計士協会(東海会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月30日	日本公認会計士協会(北陸会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月2日	日本公認会計士協会(北海道会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月8日	日本公認会計士協会(北部九州会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月9日	日本公認会計士協会(近畿会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月16日	日本公認会計士協会(四国会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	日本公認会計士協会(中国会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月21日	日本公認会計士協会	不正ファイナンスをめぐる課題等について-第三者割当増資を中心に-
<b>【日弁連等】</b>			
平成22年	4月21日	日本組織内弁護士協会	最近の証券不正取引と証券取引等監視委員会の対応-弁護士に期待されること-
	8月3日	第一東京弁護士会	最近の証券不正取引と証券取引等監視委員会の活動
平成23年	2月10日	第一東京弁護士会	証券監視委の市場監視と市場規律強化に向けた活動状況
<b>【大学・大学院】</b>			
平成22年	4月15日	東京大学	金融行政の守備範囲
	5月20日	早稲田大学会計大学院	最近の証券不正取引と証券取引等監視委員会の活動-公認会計士、監査法人に期待されること-
	6月4日	東京大学公共政策大学院	証券市場と日本経済(市場監視の視点から)
	6月10日	学習院大学	事件と法律家について
	6月14日	上智大学法科大学院	証券市場と日本経済
	6月22日	東京大学法科大学院	最近の証券不正取引と証券取引等監視委員会の課題
	6月23日	九州大学	金融危機後の資本市場規制と証券監視委員会
	7月8日	慶応大学	証券市場と日本経済(市場監視の視点も含めて)
	7月16日	中央大学法科大学院	金融商品取引法違反事件の概要について
	9月17日	北海道大学	日本経済と金融制度
	11月16日	東北大学	証券市場をめぐる諸課題
	12月1日	一橋大学法科大学院	政府機関における検事の職務について

2-9 平成22年度 各種広報媒体への寄稿  
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

掲載日		媒体	テーマ
平成22年	4月27日 (4月号)	日本証券業協会HP 証券業報	平成22年度証券検査基本方針について
	5月27日 (5月号)		金融商品取引業者等検査マニュアルの改正及び「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」のフォーマット改正について
	6月28日 (6月号)		証券取引等監視委員会の活動状況について
	7月27日 (7月号)		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
	8月27日 (8月号)		証券会社の売買管理、当局への報告について
	9月27日 (9月号)		最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向:インターネット取引と本人確認等について
	10月25日 (10月号)		ファンド販売業者に対する検査結果及び建議について
	11月26日 (11月号)		公開買付けに係るインサイダー取引のリスクと未然抑止策
	12月27日 (12月号)		不公正ファイナンスと証券会社の関わり
	平成23年		2月25日 (2月号)
平成22年	4月7日	東京証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応(その4) -未然抑止に向けた自主規制機関との連携-
	4月21日		不公正ファイナンスへの対応(その5) -未然抑止に向けた市場関係者との連携-
	5月12日		インサイダー取引への対応(その1) -インサイダー取引の増加-
	5月26日		インサイダー取引への対応(その2) -情報受領者によるインサイダー取引-
	6月9日		証券取引等監視委員会の活動状況(平成21年度)について
	6月23日		インサイダー取引への対応(その3) -最近のインサイダー取引の傾向と監視委の対応-
	7月7日		自主規制機関との連携の強化(1) -一方通行から双方向の連携へ-
	7月22日		自主規制機関との連携の強化(2) -広義の自主規制機関との連携と市場監視の包囲網の構築-
	8月4日		第三者調査委員会について
	8月10日~ 11月10日		開示検査について(その1~その7)
	11月24日		金融商品取引法第192条申し立てについて
	12月8日		金融商品取引法第192条申し立てについて(その2)
	12月22日		証券取引等監視委員会新委員長・委員の任命と証券検査について(その1)
平成23年	1月5日~3 月30日		証券検査について(その2~その6)
	2月2日、 16日		第七期委員会活動方針について(その1~その2)
平成22年	6月2日	東京証券取引所広報誌 エクスチェンジ・スクエア	第三者割当における諸問題と抑止策を考える -市場を揺るがす不適切な第三者割当-
平成22年	4月7日	ジャスダック証券取引所メールマガジン	不公正ファイナンスへの対応(その3) -証券監視委としての取組み-

掲載日		媒体	テーマ
平成22年	4月20日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン)	不公正ファイナンスへの対応(その4) －未然抑止に向けた自主規制機関との連携－
	5月6日		不公正ファイナンスへの対応(その5) －未然抑止に向けた市場関係者との連携－
	5月19日		インサイダー取引への対応(その1) －インサイダー取引の増加－
	6月3日		インサイダー取引への対応(その2) －情報受領者によるインサイダー取引－
	6月16日		「証券取引等監視委員会の活動状況(平成21年度)」について
	7月9日		インサイダー取引への対応(その3) －最近のインサイダー取引の傾向と監視委の対応－
	7月21日		自主規制機関との連携の強化(1): 一方通行から双方向の連携へ
	8月6日		自主規制機関との連携の強化(2) －広義の自主規制機関との連携と市場監視の包囲網の構築－
	8月20日		第三者調査委員会について
	9月3日～ 12月3日		開示検査について(その1～その7)
	12月24日		証券取引等監視委員会新委員長・委員の任命と金融商品取引法第192条申し立てについて
平成23年	1月14日		金融商品取引法第192条申し立てについて(その2)
	2月4日～3 月25日		証券検査について(その1～その4)
	2月25日、 3月4日		第七期委員会活動方針について(その1～その2)
平成23年	2月18日	日本証券投資顧問業協会HP	投資助言・代理業者に対する検査結果及び建議について
平成22年	4月5日	日本不動産鑑定協会HP	公正な証券市場の確立と不動産鑑定士の役割 －最近の証券不公正取引への行政書士の関与を踏まえて－
	5月21日		不公正ファイナンスへの対応(その1) －不公正ファイナンスの特徴－
	8月25日		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向
平成23年	2月3日		不公正ファイナンスへの対応(その2) －不動産現物出資について－
平成22年	4月10日 (5月号)	会計・監査ジャーナル	不公正ファイナンスへの対応(その1) －不公正ファイナンスの特徴と箱企業の悪用－
	5月18日 (6月号)		不公正ファイナンスへの対応(その2) －監視委としての摘発及び関係機関との連携－
	6月16日 (7月号)		最近の粉飾の事例 －証券監視委としての観点から－
	7月15日 (8月号)		証券取引等監視委員会の活動状況について
	8月16日 (9月号)		課徴金事例集の公表について
	9月15日 (10月号)		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
	10月15日 (11月号)		不正会計における第三者委員会
	11月15日 (12月号)		公開買付けに係るインサイダー取引のリスクと未然抑止策
平成23年	2月15日 (3月号)		不公正ファイナンスをめぐる課題等について －第三者割当増資を中心に－
平成22年	2月10日	日本公認会計士協会近畿分会報誌(C.P.A.NEWS)	公開買付けに係るインサイダー取引のリスクと未然抑止策

掲載日		媒体	テーマ
平成22年	4月27日 (5月号)	月刊日本行政	不公正ファイナンスへの対応(その1) -不公正ファイナンスの特徴-
	6月28日 (7月号)		不公正ファイナンスへの対応(その2) -監視委としての摘発及び関係機関との連携-
	7月25日 (8月号)		ファンド業者への検査事例と証券取引等監視委員会の取組み-その1-
	8月25日 (9月号)		ファンド業者への検査事例と証券取引等監視委員会の取組み-その2-
	9月25日 (10月号)		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向
平成22年	4月21日 ほか	日本私立大学協会 教育学術新聞	健全な証券投資を行うために -証券市場に関する学生への注意喚起-
平成22年	5月20日	日本私立大学連盟 大学時報	健全な証券投資を行うために -証券市場に関する学生への注意喚起-
平成22年	5月31日	東北大学法科大学院メール マガジン	証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割
平成22年	4月5日	旬刊商事法務	証券市場と情報 -市場監視の現場から-
	9月15日		公開買付に係るインサイダー取引のリスクと未然抑止策
平成23年	2月15日	3月25日ほ か	緊急差止命令(金商法192条1項)の活用 -「抜かずの宝刀」が抜かれたとき-
	3月25日ほ か		インサイダー取引の実態とその未然防止(上)(下)
平成22年	4月10日 ~3月25日	金融法務事情	震ヶ関から眺める証券市場の風景(第13回~第35回)
	8月25日		公開買付に係る実務とインサイダー取引のリスク
平成22年	6月25日	金融法務事情 特集 「オール・アバウト 証券取引 等監視委員会」	市場を汚す不心得者の跳梁跋扈を許さない
			証券取引等監視委員会の活動状況
			平成22年度証券検査基本方針および最近の検査指摘事項
			課徴金勧告事案の傾向と未然防止のための取組み
			不公正ファイナンスに係る偽計の告発
平成22年	5月21日 (7月号)	ビジネス法務	証券監視当局が示す第三者委員会の役割とは
	10月21日 (12月号)		公開買付に係るインサイダー取引のリスクと未然抑止策
平成22年	12月13日	週刊金融財政事情	無登録業者に関する金融商品取引法第192条申立てについて -証券監視委が投資家被害拡大を食い止める強力な武器に-
平成22年	7月23日	法と経済のジャーナル Asahi Judiciary	多様な担い手を結びつけるのも監視委の役割 市場規律の当事者たち
	7月30日		証券取引所など自主規制機関とともに 監視委職員の東証への出向も
	8月6日		証券市場に広がる弁護士の役割 中には「不良弁護士」も 日弁連の第三者委員会ガイドラインは重要な一歩
	8月13日		監査役監査や内部監査に課題 公認会計士監査は厳格化 外部監査厳格化の影響は地方の企業にも波及

証券取引等監視委員会メールマガジン（創刊号）平成22年11月30日

証券監視委ホームページ <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

---

<目次>

1. メールマガジン創刊に寄せて
  2. 新着情報
  3. 市場へのメッセージ
  4. コラム
- 

## 1. メールマガジン創刊に寄せて

---

証券取引等監視委員会委員長 佐渡賢一

私ども証券監視委は、調査・検査等の監視活動で得られた問題意識等を市場関係者と共有すべく、講演や寄稿、ホームページへの掲載等を通じた情報発信に努めて参りました。

これらの情報発信は、当委員会の問題意識や活動状況等を広く伝えることにより、不公正な取引の未然予防や、各市場関係者との監視の連携強化を図り、誰もがより安心して投資できる市場とすることを趣旨に行ってきたものです。

このように様々な情報発信をしてきたところですが、このたび、当委員会の活動のうち、現時点において投資家等の皆様方に迅速かつ簡潔にわかりやすくお届けすべき内容を掲載した「証券取引等監視委員会メールマガジン」を、毎月1回を目途に発行することと致しました。

本メールマガジンが、お読み頂く皆様のお役にたちましたら幸いです。

---

## 2. 新着情報

---

藍澤証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101130-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101130-1.htm)

---

## 3. 市場へのメッセージ

---

### ◆株式公開買付けの際のインサイダー取引のリスクと対応策◆

近年の経済環境を反映して企業再編に関連する株式公開買付け（以下「TOB」）の件数が増加する中、TOBに関連したインサイダー取引の摘発件数も増加しています。

証券監視委では、インサイダー取引の未然抑止の観点から、TOBの当事者である買付者、対象会社を始め、取引全体に関与する証券会社・投資銀行、弁護士、会計士等の専門家、銀行、印刷会社等幅広い関係者に対してヒアリングを行い、主要な論点を整理しました。

ヒアリングを通じて得られた、情報漏えいリスクの高い者の存在やそのリスク低減の対応策等については、セミナーを実施してTOB関係者と問題意識の共有を図り、インサイダー取引の未然防止の連携に努めているところです。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>（セミナーの実施）

<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm>（専門誌等への寄稿）

この11月16日には、会計士がTOBに関連したインサイダー取引により課徴金納付命令勧告を受けたところであり、TOBに関与する関係者におかれては、一層の、情報管理や自己規律の面での留意をお願いいたします。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101116-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101116-1.htm) (11月16日付け課徴金勧告事例)

また、一般の投資家の皆様におかれましても、例えば、買付会社の社員が、TOB事実を家族に伝達し、その家族がその情報をもとに株取引を行った結果、インサイダー取引として課徴金勧告を受けるに至った事例もありましたので注意が必要です。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20100702-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100702-1.htm) (課徴金事例集 P52～54)

---

#### 4. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

---

##### ◆J-IRISS (ジェイ・アイリス) について◆

J-IRISS (ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) とは、不公正取引等の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、証券取引所の全面的な協力の下、日本証券業協会が運営するシステムです。

J-IRISS を利用することにより、証券会社が顧客情報と上場会社の役員情報 (上場会社により入力され、データベース化された情報) とを照合・確認することができ、顧客のインサイダー取引等の不公正取引の未然防止に役立っています。

J-IRISS は、証券会社だけでなく上場会社にとっても、(1) 上場会社の役員による意図せぬ不公正取引の未然防止や(2) 上場会社の役員による証券取引に係る法令違反(売買報告義務違反など)の未然防止の面でメリットがあります。

既に多くの上場会社にあつては J-IRISS にご登録いただいているものの、まだ登録いただけていない上場会社もそれ以上に多くあり、J-IRISS をより機能的かつ実効性あるものとして活用するためには、上場会社各社の登録が是非とも必要です (平成 22 年 11 月 19 日現在で上場会社 1,776 社が登録済み)。上場会社の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

J-IRISS の詳細については、日本証券業協会のホームページをご覧ください。

<http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>

本件に関するお問い合わせ先： 日本証券業協会自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

<目次>

1. 委員長再任の挨拶
  2. 新着情報
  3. 市場へのメッセージ
  4. コラム
- 

## 1. 委員長再任の挨拶

---

証券取引等監視委員会委員長 佐渡賢一

この12月13日に、証券取引等監視委員会の委員長として再任され、引き続き市場監視の職務にあたらせていただくこととなりました。

また、同日付で、福田眞也委員が再任されるとともに、吉田正之氏が新たに委員として任命され、証券監視委の第7期新体制が発足いたしました。

前体制時の第6期におきましては、証券監視委の持つ勧告、告発といった手段の戦略的な活用等により、迅速かつ効果的な市場監視を心掛けて参りました。また、市場参加者との対話や、市場への情報発信を通じた市場規律の強化に向けた働きかけにより、不公正取引の事前防止にも努めて参りました。

新体制におきましても、引き続き、市場の公正・透明性の確保と、投資者の保護に向けて、最善をつくして参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

## 2. 新着情報

---

「霞ヶ関から眺める証券市場の風景」（29回）が「金融法務事情」に掲載されました。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#211218>

「証券取引等監視委員会新委員長・委員の任命と証券検査について（その1）」が東京証券取引所メールマガジンに掲載されました。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1227>

---

## 3. 市場へのメッセージ

---

### ◆ 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て◆

近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売による被害が拡大し、社会問題化しています。こうした金融商品取引法違反行為を行う者に対しては、捜査当局による対応のみならず、証券監視委としても、金商法192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（192条申立て）の活用が課題となっていました。

192条申立てについては、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等により金商法違反行為に目を光らせることのできる証券監視委にも権限が委任され、また、平成22年の金商法改正によって、192条命令の実効性を担保するため、法人に対する罰則が導入・重科されました。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、平成22年11月17日、無登録で後述の(株)生物化学研究所などの未公開株等の勧誘を業として行っていた(株)大経とその役員について、初めて、192条申立て

を行いました。そして、同月 26 日、東京地方裁判所から、申立ての内容どおり、無登録営業を禁止・停止する命令が下されました。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101118-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101118-1.htm) (192 条申立て)

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101129-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101129-1.htm) (192 条命令)

また、同日、無届けで株式等の募集を行っていた(株)生物化学研究所についても、192 条申立てを行いました。そして、12 月 15 日、甲府地方裁判所から、申立ての内容どおり、無届募集を禁止・停止する命令が下されました。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101126-2.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101126-2.htm) (192 条申立て)

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101216-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101216-1.htm) (192 条命令)

仮にこれらの者が 192 条命令に違反した場合は、罰則の対象になります。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業や無届募集等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えです。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等との取引は一切なさらないよう御注意ください。

(参考) <http://www.fsa.go.jp/sesc/support/fund.htm> (悪質なファンド販売業者に関する注意)

---

#### 4. コラム

[東京証券取引所自主規制法人からの寄稿]

---

##### ◆ 東京証券取引所自主規制法人における上場管理業務について ◆

東京証券取引所自主規制法人は、上場商品の品質の維持・向上を目指し、上場管理部において主に上場会社の適時開示の適正性や上場廃止に係る審査等を行っています。

上場会社に虚偽記載など上場諸規則上の問題が生じた場合は、株主・投資家をはじめとした多くの利害関係者だけでなく、マーケット全体の信頼性にも悪影響を与えかねないため、問題が生じた上場会社に対して迅速な上場諸規則上の対応を取っています。それに加えて、上場会社に上場諸規則上の問題が生じないような環境整備を進めることも大変重要だと考え、積極的に取り組んでいます。

その環境整備の一つとして、上場管理部における審査の透明性を確保し、上場管理業務を広く周知することにより問題事例の発生を未然に防ぐため、上場管理業務を紹介する手引き「上場管理業務について」を本年 8 月と 9 月に作成・公表しました。

第一弾の「虚偽記載審査の解説」では、上場管理部による虚偽記載審査手続きの予測可能性を高め、手続きの透明性を確保できるように審査実務の概要を紹介し、第二弾の「不適切な第三者割当の未然防止に向けて」では、実際の事前相談で東証が指摘を行った事例の一部や第三者割当に係る東証の着眼点を紹介しています。

同時に、上場管理業務に関する上場会社向け説明会の実施や証券取引等監視委員会や他の証券取引所、各種外部専門家団体との連携強化などの取組みにも力を入れています。

東京証券取引所自主規制法人は、今後も上場管理業務の適切な遂行を通じて市場の信頼性確保に努めていきます。

「上場管理業務について」については、東京証券取引所ホームページをご参照ください。

「虚偽記載審査の解説」

<http://www.tse.or.jp/about/books/jo-jo-kanri.html>

「不適切な第三者割当の未然防止に向けて」

[http://www.tse.or.jp/about/books/jo-jo-kanri\\_wariate.html](http://www.tse.or.jp/about/books/jo-jo-kanri_wariate.html)

東京証券取引所自主規制法人 上場管理部

<目次>

1. 委員再任の挨拶
  2. 新着情報
  3. 市場へのメッセージ
  4. コラム
- 

1. 委員再任の挨拶

---

証券取引等監視委員会 委員 福田眞也

昨年12月に、証券監視委の委員として再任され、引き続き市場監視の職務にあたらせていただくこととなりました。

前体制時の3年間では、佐渡委員長のもと、証券監視委の様々な機能を機動的・戦略的に組み合わせ、迅速・効率的な市場監視を目指して取り組んで参りました。

これからの3年間、新たな体制で取り組んでいくにあたり、この1月18日には活動方針を公表したところですが、その重点施策に、私の専門分野に関係する「不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」や「ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施」があります。こうしたことを受け、専門性も生かしながら、証券監視委の使命である市場の公正・透明性の確保と投資者の保護を目指し尽力して参りますので、引き続き皆様方のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

---

2. 新着情報

---

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03>

---

3. 市場へのメッセージ

---

◆第7期証券監視委活動方針◆

この1月18日、証券監視委では、昨年12月に発足した第7期新体制のもと、以下の通り今後3年間の活動方針『公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～』を公表しました。

(  [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20110118-1.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf) )

証券監視委においては、当該活動方針に基づき、引き続きその使命の達成に向けて取り組んで参ります。

1. 証券監視委の使命

証券監視委は、引き続き

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

## 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、わが国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

- (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
- (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
- (3) 市場のグローバル化への対応

## 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

- (1) 包括的かつ機動的な市場監視
- (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
- (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
- (4) 課徴金制度の一層の活用
- (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- (6) 自主規制機関などとの連携

---

## 4. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

---

### ◆未公開株や社債等の被害防止への取組みについて◆

昨今、高齢者の方を中心に「未公開株」、「社債」、「ファンド」等の取引に関する被害が増加しています。その手口は、「上場時には値上がりが確実である」と未公開株を勧誘するケース、複数の業者を装って騙すケース、被害回復をうたうケース、公的機関を装うケースと様々です。

日本証券業協会では、積極的な被害防止への対応を行い、証券市場の信頼性を確保していくため、平成22年1月に公表した「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」報告書に取りまとめられた被害防止のための施策につき適宜対応しているところでございます。

本協会ではこれまで、「未公開株通報専用コールセンター」を設置して情報の集約・行政への提供を行うとともに、注意喚起のためのポスター・リーフレットの作成・配布、マスメディアや講演を通じての周知広報活動に努めてまいりました。

今後も、周知広報活動を行うとともに、証券業界として未公開株や社債等の被害を防止するための取組みのあり方の検討、一般向け証券知識の普及・啓発活動の一環として未公開株や社債等の勧誘被害に関する注意喚起等を行っていく予定でございます。

未公開株や社債等に関する不審な勧誘を受けた場合には、ぜひ下記コールセンターまで御通報ください。

日本証券業協会 未公開株通報専用コールセンター

フリーダイヤル：0120-344-999

ご利用可能時間：9時00分～11時30分、12時30分～17時00分（平日のみ）

<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.htm>

<目次>

1. 委員新任の挨拶
  2. 新着情報
  3. 市場へのメッセージ
  4. コラム
- 

1. 委員新任の挨拶

---

証券取引等監視委員会 委員 吉田正之

昨年12月、証券監視委の委員として新たに任命され、市場監視の職務にあたらせていただくこととなりました。

これまで、主として国内外の証券・金融取引に関する法律事務に弁護士として携わって参りましたが、今後、新体制をむかえた市場の番人たる証券監視委の一員として、新たな観点で職務に取り組んで参ります。

先月には証券監視委の活動方針を公表したところですが、その基本的な考え方、重点施策に基づき、自身の経験や専門性を生かしながら、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指し、尽力して参りますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

2. 新着情報

---

証券取引等監視委員会パンフレット（日本語）を更新しました。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/aboutsesc/pamphlet/index.htm>

---

3. 市場へのメッセージ

---

◆投資助言・代理業者に対する検査結果及び建議について◆

証券取引等監視委員会は、平成21年3月以降実施してきた投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた集中的な検査の結果を取りまとめ、本年2月8日に公表しました。

検査において認められた主な問題点は、投資助言・代理業者が必要な登録を受けることなく未公開株式の勧誘・販売を行うなど無登録業務を行っていた事例、無登録業者に対する名義貸し、著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付、法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出などです。

これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められました。

 [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20110208-1.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110208-1.pdf)（検査結果）

投資助言・代理業者においては、登録業者として法令遵守の責務があることを自覚し、投資者保護の観点から、法令遵守への取り組みを行うことが強く求められます。

投資者の皆様におかれては、投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際には、これらの問題点に十分御注意ください。

更に、証券監視委としては、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の金融商品取引業と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行いました。また、引き続き、投資助言・代理業者に対する検査に取り組み、法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていくこととします。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20110208-2.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110208-2.htm) (建議)

---

#### 4. コラム

[大阪証券取引所からの寄稿]

---

##### ◆新JASDAQ市場について◆

平成22年10月12日、当社は新興市場であるヘラクレスとジャスダックを統合し、新JASDAQ市場をスタートさせました。新JASDAQ市場は、上場会社約1,000社を擁するアジア最大の新興市場です。「信頼性」「革新性」「地域性・国際性」の3つのコンセプトのもと、投資家の利便性向上のための情報発信や流動性向上を図ってまいります。具体的には、アナリストレポート・プラットフォームの実施、JASDAQ-TOP20に連動するETFの上場、上場廃止基準の強化等を実施しております。

市場の信頼性向上のための新たな施策について紹介しますと、まず、新JASDAQ市場の上場廃止基準については、株価基準（上場会社の発行する株券の価格が10円未満である場合において、3か月以内に10円以上とならないとき）や業績基準（最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき）、グロースに限っては、利益計上に係る基準（上場会社の上場申請連結会計年度の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1か年以内に営業利益の額が正とならないとき）といった、新たな基準を採用しました。また、特設注意市場銘柄や開示注意銘柄に指定されている銘柄、上場廃止基準の猶予期間に入っている銘柄や警告措置を受けている銘柄については、その事実を投資者に周知するため、監視区分の指定を行うこととしています。

今後は、証券取引等監視委員会・日本証券業協会・各証券取引所をはじめとした関係諸機関と連携を図り、市場参加者への情報発信機能の強化、あるいは活力ある信頼性の高い市場構築に努めることといたします。

新JASDAQ市場の詳細については、大阪証券取引所のホームページを御覧ください。 <http://www.ose.or.jp/jasdaq>

大阪証券取引所 自主規制総務グループ

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様に対して、心よりのお見舞いを申し上げます。

---

<目次>

1. 新着情報
  2. 市場へのメッセージ
  3. コラム
- 

## 1. 新着情報

---

証券取引等監視委員会パンフレット（英語）を更新しました。

 <http://www.fsa.go.jp/sesc/english/aboutsesc/all.pdf>

「証券検査について（その6）」が東京証券取引所メールマガジンに掲載されました。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#0330>

---

## 2. 市場へのメッセージ

---

### ◆市場の厳格な監視について◆

3月13日（日）、自見金融担当大臣から、下記の談話（抜粋）が示されました。

・金融市場及び証券市場については、（中略）3月14日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

・その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Sellingの禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。

<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html> 

証券取引等監視委員会は、これまでも、金融庁や証券取引所と連携しつつ、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Sellingの禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底するとともに、空売り規制に係る金融商品取引業者等の管理態勢を含む売買管理態勢等について検証を行ってきているところですが、上記談話を踏まえ、翌14日から、全証券取引所の売買審査部門との間において、「不公正取引の監視に係るホットライン」を立ち上げ、証券取引所において不自然な価格形成や大量の空売り等に対する監視を強化するとともに、証券監視委と証券取引所との連携を一層密にし、迅速な情報交換を行っているところです。

今後、上記の証券取引所と証券監視委との緊密な連携に基づく監視体制の下で、仮に取引の公正性を害するような違反行為が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

---

### 3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

---

#### ◆デリバティブ取引等に係る投資勧誘規則の見直しについて◆

今般、本協会では、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を大要以下のとおり見直しました。平成23年4月1日より改正後の同規則が施行されます。

#### ●商品販売前の検証の義務付け

販売する商品から見たいわゆる適合性原則の考え方として新たに「合理的根拠適合性」の検証を定めました。これは、証券会社や登録金融機関において商品を新たにラインナップに加えるときに、その商品のリスク・特性を十分に検証し、その商品に適合する顧客が想定できないものについては販売してはならないとするものです。

また、証券会社や登録金融機関で取り扱う商品のうち、昨今投資者等からの苦情で問題となった店頭デリバティブ取引に類する仕組債・投資信託等については、「勧誘開始基準」を定めたうえ、顧客が当該基準に適合しているか否かを検証し、その顧客が当該基準に適合していない場合には、それらの商品を勧めてはならないこととしました。

#### ●勧誘・販売時の説明義務の強化

デリバティブ取引や店頭デリバティブ取引に類する仕組債・投資信託等の勧誘・販売にあたっては、その取引や商品販売の前に「注意喚起文書」を顧客に交付し、不招請勧誘規制の適用、その商品のリスク、苦情処理・紛争解決の業務を行う機関の連絡先等について注意喚起し、認識していただくこととしました。

また、これらの取引や商品に係る「重要な事項」、「想定される損失額」などを顧客に説明し、その内容を理解した旨の「確認書」を顧客から受け入れることとしました。

- 詳細につきましては、同規則及び同規則に係る条文の考え方をご確認ください。

([http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/web-handbook/101\\_kanri.html](http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/web-handbook/101_kanri.html))

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会自主規制企画部

(TEL 03-3667-8470)

## 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

### 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

#### (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

#### (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

#### (3) 市場のグローバル化への対応

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶ そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

### 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

#### (1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

#### (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

#### (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

#### (4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

#### (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

#### (6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

# 皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

## 個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
- ・上場会社の内部統制の問題 …… など

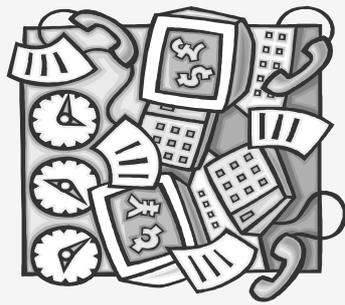
## 金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題 など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など) …… など

## その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集め など)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループ など) …… など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。



## お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

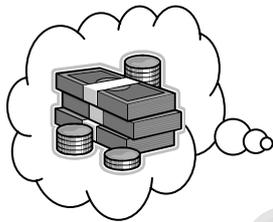
電話 : 03-3581-9909(情報受付窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

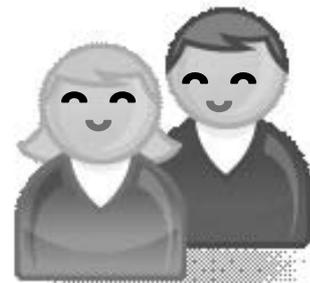
**金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～**

**最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。**



『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせてますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場してないな。』  
『国に関する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』



**金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！**

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

## 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！

### ～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金 融 庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

#### 情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

## I 検査の基本事項

## 1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（別紙「検査対象先」のとおり）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システムック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法（基本原則）に留意して行う必要がある。

## （証券検査の目的）

- ① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。
- ② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

（注） 「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(証券検査の方法)

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

## 2. 検査官の心構え

### (1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

### (2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

### (3) 適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査業務を遂行しなければならない。

### (4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (5) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

### (6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融

商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

### 3. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあつては理財部又は財務部）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

### 4. 自主規制機関との情報交換等

(1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を積極的に実施することで、業界及び個々の検査対象先の実態把握並びに自主規制機関との問題意識の共有化に努めるものとする。

(2) 研修への相互参加や自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

## II 検査実施の手続等

### 1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

### 2. 検査実施計画の策定

(1) 検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるものを選定するものとする。

(3) グループ一体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査に関する検査実施計画の策定

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対

象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

### 3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局（財務局等にあつては、理財部又は財務部。以下同じ。）と時期を同じくして行う検査をいう。

### 4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

## 5. 検査予告

- ① 原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性と実効性を総合的に勘案してケースバイケースで検討を行い、予告することが適当と判断した場合は予告検査とする。
- ② 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（8.（1）参照）。  
主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

## 6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、予告日の前営業日とする。）。

（注） 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

## 7. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式1）は、証券監視委においては委員会委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

## 8. 検査実施の留意事項

### （1） 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼

- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査モニターの概要
- ⑤ 意見申出制度の概要
- ⑥ 検査関係情報等の第三者への開示制限の概要
- ⑦ 必要な提出資料の提示（IV 参考「2. 提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、電話予告時に上記の①、②の項目の説明と検査着手日の伝達及び予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うこととする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達することとする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明することとする。

また、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

## （2） 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
  - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
  - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

## （3） 検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

### ① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報

を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

（注） 財務局等にあつては、審査係（各局の審査担当等を経由）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票（(11)①参照）として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(4) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店終了時に意見交換（以下「エグジット・ミーティング」という。）を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果、問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付することとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票（(11)①参照）で当該相違が明らかでない場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も適宜行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

(6) 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見により断定的にその是非を述べる事又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを

聴取することを妨げるものではない。

(7) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(9) 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申し入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申し入れ等について慎重な取扱いが必要と判断した場合には、証券検査監理官（財務局等）にあっては証券取引等監視官）へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るもの

とする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて質問票を作成する。

(12) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(13) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。)に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(14) 臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めること

とする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

(15) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認（反面調査）する必要があると判断した場合には、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）に報告し指示を受けて行うものとする。

(16) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係（財務局等にあつては各局の審査担当等を経由）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

## 9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付（アンケート方式）」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部（事務局長、総務課長、証券検査課長等）とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付（アンケート方式）

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙（別紙様式4）に記入し、電子メール又は郵送により送付。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目（土日祝日を除く）を目安とする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

- ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注） 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ. 検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨）を伝達する。

ロ. 上記イ.のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

- ② 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者

イ. 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝達する方法（指摘事項がない場合等、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。）で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書（別紙様式5）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式6)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

### 13. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあつては財務局長等説明後速やかに)証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする(別紙様式7)。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

### 14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反事項等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局より監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

### 15. 検査結果等の公表

#### (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検

討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ② 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。
- ③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

## (2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

## 16. その他留意事項

### (1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況や、次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

### (2) 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

### (3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの

趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

#### (4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

- ① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)の事前の承諾なく、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合(今回検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、第三者に該当しないものとする。
- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。

(検査対象先から申請が行われることが想定される事例)

- ・ 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・ 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合におけ

## る管財人、監督委員への開示

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請  
その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

### Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

### Ⅳ 参考

1. 検査のイメージ図 ( PDF 版)
2. 提出資料一覧 ( PDF 版)

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書 ( PDF 版)
- ・ 様式 2 整理票 ( PDF 版)
- ・ 様式 3 質問票 ( PDF 版)
- ・ 様式 4 オフサイト検査モニター用紙 ( word 版、 PDF 版)
- ・ 様式 5 意見申出書 ( word 版、 PDF 版)
- ・ 様式 6 意見申出取下書 ( word 版、 PDF 版)
- ・ 様式 7 検査結果通知書 ( PDF 版)
- ・ 様式 8 承諾書 ( word 版、 PDF 版)

・ 様式 9-1 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社用）（ word 版、 PDF 版）

・ 様式 9-2 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社以外用）（ word 版、 PDF 版）

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (2) 取引所取引許可業者（金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (3) 特例業務届出者（金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項）
- (4) 金融商品仲介業者（金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
- (5) 信用格付業者（金融商品取引法第 66 条の 45、第 194 条の 7 第 2 項第 3 の 2 号及び同条第 3 項）
- (6) 認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
- (7) 認定金融商品取引業協会（金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項）
- (8) 投資者保護基金（金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項）
- (9) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項）
- (10) 株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項）
- (11) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項）
- (12) 金融商品取引所持株会社の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項）
- (13) 金融商品取引所持株会社（金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項）
- (14) 金融商品取引所（金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (15) 自主規制法人（金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151

- 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)
- (16) 外国金融商品取引所（金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項）
  - (17) 金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項）
  - (18) 証券金融会社（金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項）
  - (19) 指定紛争解決機関（金融商品取引法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項）
  - (20) 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項）
  - (21) 投資法人の設立企画人等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項）
  - (22) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項）
  - (23) 投資法人の資産保管会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項）
  - (24) 投資法人の執行役員等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項）
  - (25) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
  - (26) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項）
  - (27) 特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条（第 217 条第 1 項）、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
  - (28) 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項）
  - (29) その他、上記(1)から(28)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号）

- ロ. 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号）
- ハ. 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項（附則第 5 条により読替え））

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。